

吉野山舟知家資料調査報告書

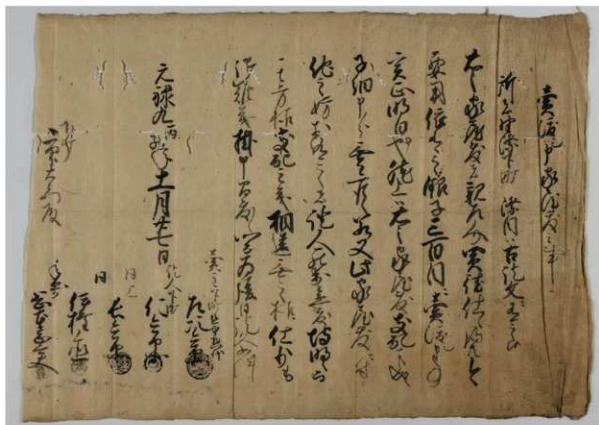
編集・発行

独立行政法人国立文化財機構
奈良文化財研究所

吉野山舟知家資料調査報告書

編集・発行

独立行政法人国立文化財機構
奈良文化財研究所



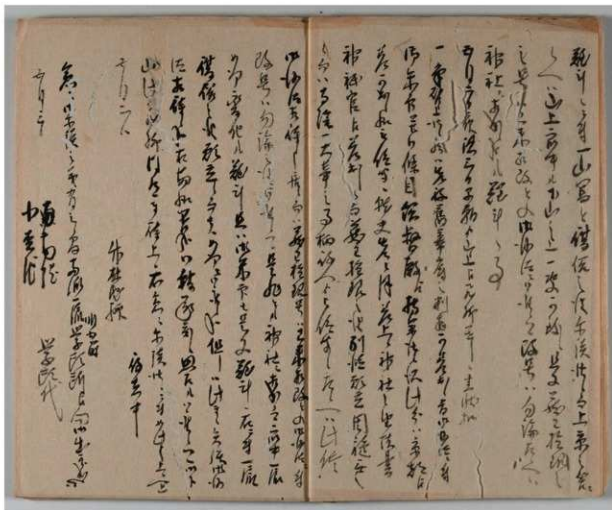
1 家屋敷売渡証文 元禄9年(1696)11月27日 史料16・第1図1号 市郎右衛門の下町への居住が確認できる



2 知識場所譲り一札 文政6年(1823)12月 日 史料19・第2図44号 院僧の知識場を舟知市郎右衛門に譲る



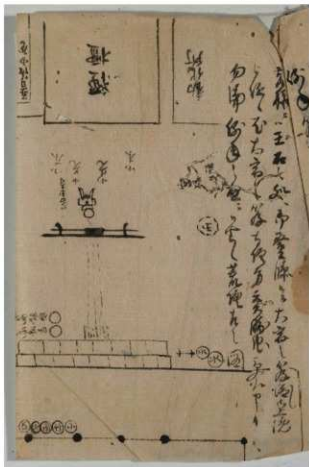
5 田地譲渡証文 天保7年(1836)9月 日 史料34・第3巻12号 寺僧領役人舟知権兵衛等から舟知市郎右衛門に田地を売る



6 役用日並 史料35・4巻70号 慶応4年(1871)5月2日条付近。神仏分離令への対応を協議



7-1 8月12日条の指図①



7-3 8月12日条の指図②



7-2 7月24日条の指図



10-1 舟知家住宅東面外観



10-2 舟知家住宅階段表板墨書



10-4 舟知家住宅1階座敷



10-3 舟知家住宅1階玄関



10-6 舟知家住宅小屋内



10-5 舟知家住宅道路下木戸



10-7 舟知家住宅断面図 1:100



10-8 舟知家住宅東立面図 1:100



道路下1階 部屋名



1階 部屋名

10-9 舟知家住宅部屋名



11 吉野川左岸村々山絵図 第5面14括1号

はじめに

本書は、吉野山に本宅があり、現在は主に奈良市に在住している舟知節子氏が所蔵する古文書に関する調査報告書である。あわせて吉野山の本宅の民家調査と、関連して戦時中の国宝疎開の調査も実施したので、その成果も収録した。

吉野山の舟知家は金峯山寺への参道沿いにある旧家である。銅の鳥居のすぐ下に位置し、建築としては典型的な吉野建の民家である。また戦前までは山林を多く所有しており、舟知節子氏の曾祖父である舟知市二氏は戦前・戦後に吉野町の町長を務めた、吉野山の名望家だった。太平洋戦争中には、著名な興福寺の阿修羅などの国宝が、舟知家の土蔵に疎開していたという。また舟知家は江戸時代には金峯山寺と深い関わりがあり、今回の調査により、江戸時代には金峯山寺の院僧と呼ばれる立場にあったことが明確となった。そのような舟知家のあり方は、吉野山の町家の一つの典型を示していると言えよう。

そして舟知家文書の中には、江戸時代の金峯山寺関係史料が多く含まれていた。また明治時代に吉野の桜の保全にとめた芳雲社関係史料などもある。金峯山寺・吉野山の歴史を検討する上で重要な史料群である。

その他、舟知家や舟知家文書に関連して、所々が所有する史料を調査し、その一部を本書に掲載した。所有者である山本潤氏・興福寺・奈良県・奈良国立博物館には調査・掲載をご快諾いただき、感謝申し上げます。所有者である山本潤氏・興福寺・

ただし舟知家の調査は、必ずしも意を尽くしたものではない。文書目録・翻刻は倉卒の間に作成したので、まだ史料の重要性を十分に確認しきれていない点があり、誤りもあるかもしれない。ともかくも本書をまずは世に出すことによって、金峯山寺・吉野山研究の一助となることを願うものである。

(吉川 聡)

目次

はじめに

目次

巻頭図版

第一章 論考編

一節 舟知家と吉野山	1
二節 吉野山の院僧	8
三節 道新小屋一件の概要	13
四節 金峯山寺の神仏分離のはじまり	17
五節 一八〇一九世紀における山上本堂と山上役講	22
六節 芳雲社から吉野公園へ	25
七節 戦時期奈良県における国宝疎開―興福寺を中心に―	29
八節 舟知家住宅と金峯山寺周辺の吉野建民家	38

第二章 史料編

史料編凡例	48
一節 金峯山寺関係	48
(史料1) 和州吉野山真言天台年中行事御會儀覚	48
(史料2) 吉野山金峯山寺真言宗覚書	65
(史料3) 二和尚諸記	73
第四函5号	48
第四函7号	65
第四函35号	73

〔史料 4〕	藏王堂年中行事荒増取捌記〔抄〕	第四函 39号	77
〔史料 5〕	金峰山寺沿革略誌〔版〕	第四函 102号	80
〔史料 6〕	峯中山林下戻申請書〔版〕〔抄〕	第四函 101号	89
二節 門跡入峰			
〔史料 7〕	三宝院御門跡房演大僧正大峯御初入之留書	第四函 9号	94
〔史料 8〕	三宝院御門跡御入峰 <small>二付留書</small>	第四函 12号	100
〔史料 9〕	聖護院宮御入峰記	第四函 43号	108
〔史料 10〕	聖護院門主入峰之諸事控	第四函 63号	118
〔史料 11〕	聖護院・三宝院入峰記	第四函 71号	124
三節 道苜小屋一件			
〔史料 12〕	道苜一件文書写	第四函 21号	130
〔史料 13〕	道苜小屋出入一件公儀 <small>江差上候書付之扣</small>	第四函 25号	131
〔史料 14〕	山上道苜小屋一儀南都願書之写	第四函 26号	133
〔史料 15〕	山上諸參詣洞川村者共狼藉二付届書草案	第四函 77号	136
四節 院僧・地下			
〔史料 16〕	家屋敷充券	第一函 1号	136
〔史料 17〕	院僧惣代宗休等言上書	第二函 1号	137
〔史料 18〕	知識場所村書	第二函 43号	137
〔史料 19〕	知識場所譲り一札	第二函 44号	137
〔史料 20〕	銀子借用証文	第二函 88号	138
〔史料 21〕	知識場所十二年試験証文	第二函 90号	138
〔史料 22〕	知識場順行下行請書	第二函 91号	138
〔史料 23〕	知識場順行下行請書	第二函 92号	138
〔史料 24〕	知識場所引渡証文	第二函 103号	139
〔史料 25〕	惣年寄連署口上書写	第四函 51号	139

(史料 26)	吉野山地下老分惣代連署口書写	第五函二	括 14号	142
(史料 27)	院僧惣代連署口上覚写	第五函二	括 15号	143
(史料 28)	学頭申渡覚写	第五函二	括 16号	144
(史料 29)	舟知市郎右衛門願書控	第五函一	括 18号	145
(史料 30)	舟知市右衛門願書写	第五函一	括 19号	146
(史料 31)	院僧中間二付定書写	第五函一	括 23号	147
(史料 32)	院僧中間二付定書写	第五函一	括 24号	148
(史料 33)	知識場取替シ一札	第五函一	括 38号	149
(史料 34)	田地譲渡証文	第二函	12号	150
五節 明治維新时期				
(史料 35)	役用日並	第四函	70号	151
(史料 36)	金峯山寺旧領關係文書集	第四函	82号	152
(史料 37)	吉野山・洞川村總代等願書控	第一函	8号	153
(史料 38)	吉野山・洞川村歎願書	第一函	9号	154
(史料 39)	山上行者堂建設之義願濟書	第一函	11号	155
(史料 40)	元金峰山寺惣代返答書写	第一函	15号	156
(史料 41)	吉野山・洞川村總代願書控	第一函	16号	157
(史料 42)	吉野山・洞川村總代請書控	第一函	17号	158
(史料 43)	洞川村・吉野山總代口上書控	第一函	18号	159
(史料 44)	醍醐寺住職願書写	第一函	19号	160
(史料 45)	醍醐寺住職口上書写	第一函	22号	161
(史料 46)	吉野山總代等口上書草案	第一函	24号	162
六節 大阪山上講				
(史料 47)	大阪左海山上講(引合)記録	第一函	26号	163
(史料 48)	洞川村・吉野山惣代書状草案	第一函	27号	168

七節 明治時代の芳雲社

(史料49) 大坂表ヨリ戸開一件二付両流役者へ願書等控集 第四函65号

(史料50) 古沢龍歌等願書 第六函七括1号

(史料51) 芳雲社結成緒言・規則 第六函八括1号の内

(史料52) 通常経費書上 第六函八括4号

(史料53) 芳雲社有志金出納仮帳簿 第六函七括4号

(史料54) 芳雲社出納決算簿 第六函七括12号

(史料55) 吉野山公園ノ儀ニ付請願書写 第六函一括1号

(史料56) 吉野山公園協議会会議録 第六函一括4号

八節 青木種太郎家文書 山本潤氏所蔵

(参考1) 小松院書状

(参考2) 船知佐兵衛書状

(参考3) 吉野山・洞川村惣代連署書状写

(参考4) 惠教書状

(参考5) 増田安右衛門書状

(参考6) 竹林院書状

(参考7) 大峰山内道場事務所通達

(参考8) 誓約取換書

(参考9) 五流惣講中定約書

九節 国宝疎開

(参考10) 奈良県庁保管「国宝防護一件」(抄)

(参考11) 奈良国立博物館所蔵「昭和二十年 学芸関係書類」(抄)

(参考12) 奈良国立博物館所蔵「疎開書類」(抄)

(参考13) 奈良国立博物館所蔵「昭和六年起 列品搬入搬出調査」(抄)

(参考14) 奈良国立博物館所蔵「明治四十年四月 出陳国宝台帳」(抄)

(参考15) 興福寺所藏〔興福寺日誌〕(抄) 206
(参考16) 興福寺所藏〔諸願届級込 昭和十九年一月以降同二十四年十二月迄〕(抄) 203

第二章 目録編

目録編凡例

一節 近世文書 — 近代初頭まで —

第一函

第二函

第三函

第四函

第五函

二節 近代文書

第六函

第七函

第八函

執筆者等

328 328
328 323 300 300 270 251 229 214 211 211 209 328

第一章 論考 編

一節 舟知家と吉野山

吉川 聡

調査の概要

舟知家は、本宅が吉野山の銅の鳥居のすぐ脇にある旧家である。現在は主に奈良市に居住し、吉野の葛餅を製造・販売する「よしのや」を経営している。

舟知家が古文書を所蔵していることはすでに知られており、昭和四十七年（一九七二）刊行の『吉野町史』に一部史料の紹介がある。また昭和五十八年（一九八三）刊行の『吉野山修験道関係資料調査報告書』に文書目録が掲載されている。その目録掲載分の古文書は、平成二十九年（二〇一七）の時点では奈良市の舟知家で保存していた。しかしそれ以外にも吉野山の本宅に古文書があり、調査させていただけるとの連絡を舟知節子氏より正暦寺住職夫人の大原真弓氏を通じて、奈良文化財研究所 客員研究員の綾村宏に頂いた。そこで奈良文化財研究所 歴史研究室長の吉川聡が中心となって調査することとし、平成二十九年七月五日、吉川が舟知節子氏の案内で吉野山の舟知家へ赴き調査をした。古文書等の書類は舟知家の屋根裏部屋に置かれていた。特に整理されておらず、江戸時代から戦後に至る様々な時代の書類・器物が混在して様々な形の箱の二〇箱以上に、雑然と収められていた。そこで八月三十日、吉川と天理大学の黒岩康博が再訪して、近代の個人情報に関するものや書籍などは除いて、奈良文化財研究所に借用して調査することとした。また奈良市の舟知家にある既報告の古文書は木箱一箱に収納されていたが、それも当研究所に後日借用した。それらを当研究所でさらに整理をした結果、下記のような箱に分類した。

近世文書

第一函 木箱（『吉野山修験道関係資料調査報告書』所載文書）

第二函 木箱

第三函 竹つづら

第四函 中性紙箱（吉野山舟知家の各箱中より抜き出した史料）

第五函 中性紙箱（同右）

近代文書

第六函 中性紙箱（同右）

第七函 中性紙箱（同右）

第八函 木箱（第一括と第五括は同右、他は元來箱にあった史料）

第一函と第三函は、元來文書が入っていた文書箱である。第一函は『吉野山修験道関係資料調査報告書』で報告済みの文書が入っている箱で、細長い黒塗りの木箱である。第二函・第三函は、近世文書をまとめて収めてあった箱である。第二函は細長い白木の木箱、第三函は細長い竹つづらの容器である。第二函・第三函に入っていた古文書は、ほぼすべてが土地の売券・借金証文等だった。

第四函と第七函は、諸々の箱に分散して入っていた近世・近代文書を取り出して中性紙箱に納めたものである。その際、元來一括されていたものは〇括として元來のまとまりを残した。また、基本的には明治初年までの古文書は第四函と第五函に納め、明治一〇年代頃以降の古文書は第六函以降に納めた。ただし一括関係や内容も勘案しているため、必ずしも截然と分けた訳ではない。特に、第三函の後半には近代文書が多く入っている。また第八函は木箱で、元來は近代戦前期の吉野村政・町政関係資料が入っているが、容量に余裕があったので、一部、中性紙封筒に入れて他箱から取り

出した近代文書を納めた。本書ではこれらを『舟知家文書』として報告する。ただし先述のように、借用・調査していない近代文書も存在する。

これらの『舟知家文書』について、ラベル貼付・調査・写真撮影を実施した。調査は、第一函（舟知家文書）について、ラベル貼付・調査・写真撮影を実施した。調査は、第一函（舟知家文書）は、パソコンに直接入力する形とし、第六函以降と第三函後半の近代文書は、パソコンに直接入力する形とした。その内容を元に目録を作成したので、第一函（第五函の近世文書と、第六函以降・第三函後半の近代文書）では、目録の体裁に違いがあり、前者の方が精細な内容になっている。また、第七函（第八函は内容が多いため、一点ごとの調査・ラベル貼付をしていないものもある。それらの中から、比較的重要と思われる史料を翻刻し、また考察を加えた。本書には考察を第一章論考編に、史料翻刻を第二章史料編に、目録を第三章目録編に掲載した。

あわせて、舟知家の民家建築の調査を当研究所 建造物研究室の島田敏男が実施した。吉野山の舟知家を二度目に訪問した平成二十九年八月三十日に島田が建造物調査をおこない、その後も島田は舟知家と吉野山の民家調査を進め、その成果を『祭文研論叢』第一号（奈良文化財研究所編、二〇二〇年）に公表した。本書にはその文章を第一章八節に再録した。

なお、『舟知家文書』については当研究所の調査とは別に、植物学者の川端一弘氏も調査をおこなっている。川端氏は当研究所の初回調査である平成二十九年七月五日調査に同行し、その後も写真撮影をおこない、近代の芳書社関係史料などを翻刻して私家版で公表している。

舟知家と舟知家文書

舟知家の立地

舟知家は吉野山の田家であり、近代には吉野山近辺の土地を多く所有していたという。明治十九年生まれの舟知市二氏は、昭和七年・昭和十一年、昭和二十二年・昭和二十六年に吉野町長を務め、また吉野町における種々の要職に任じら

れるなど、吉野町の名望家として知られていた。舟知節子氏・母の任子氏の談によると、戦前は、山林経営を手広くしていたという。また五月の戸開け式の頃には、岡山県の山上講の団体を自宅に宿泊させていたと伝承している。

今回の建造物調査により、舟知家の建築は典型的な吉野建の民家であり、明治五年（一八七二）の建築であること、それ以前から同地にあったが火災で再建したものであることが明確となった（第二章八節参照）。古文書からは、江戸時代に舟知家の嫡流は市郎右衛門を名乗り、吉野山の現在地付近である野原下町に居住していたことが判明する。その最古の事例は、元禄九年（一六九六）の宛券に「下町市郎右衛門」と見えるものである（史料16（第一函一頁））。少なくとも一七世紀末から後は、舟知家は現在地付近に居住していたはずだ。ただし、系図・家譜の類は確認できていないので、市郎右衛門以外の舟知家の者については、その立場等よく分からない点はある。

江戸時代の舟知家 今回の古文書調査により、舟知家は江戸時代に、金峯山寺の院僧という立場にあったことが明確となった（第一章二節参照）。明和六年（一七六九）三月の舟知市郎右衛門願書写では、舟知家は先祖代々院僧の家柄だと述べ、彼の五代以前の長右衛門が明暦三年（一六五五）に金峯山寺に尽くした以降の事績を述べている（史料29・30（第五函二括18号・19号））。院僧は「僧」とはあるが俗人で、苗字藩刀を許され、金峯山寺の寺僧方に仕える町人だった。この明和六年の時点で舟知市郎右衛門は町役人・宿老であり、一八世紀中期には吉野山の町人の中で重要な地位にいたのだろう。

院僧の地位は、舟知家の経済活動にも役立っていた。『舟知家文書』を通覧すると舟知家は「寺僧領役人」とあり、寺僧領の管理に関わっていた。また寺僧領収納所との間で金銭や山林をやり取りしていた（史料31（第三函12号）・第二函56号・第五函三括19号など）。寺僧方に仕える院僧としての立場を生かしていたと思われる。また文政二年正月の文書に「知足院様御役人舟知市郎右衛門」と見える（史料33（第五函二括38号））など、知足院と関係が深かった時期もあった。知足院は寺僧方なので、これも院僧であることと関係があるのだろう。

『舟知家文書』には、土地などの売券が多く残っている。その土地は山林や畑が多く、平地の少ない吉野山の特長が現れている。明治時代には舟知家が杉檜の苗を買っていることが確認でき(第三面218号、225号)、山林経営もしていたのだろう。また知識場の売券も見える。知識場とは金峯山寺の花供儀法の費用捻出のための勸化にまわる地域のことである。知識場には院僧持ちの分があり、文政六年時点で葛下郡加守村・畑村・馬場村・穴蕉村・間屋村・逢坂村・今市村・上植村・下植村・左味田村・山之坊村・新村・門前村・粟村がそれにあつた(史料18第二面43号)。院僧仲間の間でその支配権を売券していることも判明する(史料19第二面44号)。

明治維新期には舟知家は大阪の山上講と金峯山寺との連絡役も務めている(第一巻五節)。大阪の山上講は、薩仏脱獄の中で蔵王権現・役行者信仰の存続に大きな役割を果たしていた。そこに舟知家が関わった理由の詳細は不明である。ただし、右に述べた知識場をめぐって、大阪の町人が知足院の舟知市郎右衛門に充てた文書である。このように、江戸時代から舟知家は大阪の山上講と接点を持っていた。

以上、舟知家は江戸時代には吉野山に居住し、院僧として苗字帯刀を許された町人だった。寺僧方と深い関係を持ち、山上講なども接点があった。その立場を生かして経済力をつけ、山林などを集積していた。明治維新期には金峯山寺と大阪の山上講との連絡役も担って吉野山のために尽力していた。金峯山寺は薩仏脱獄で大打撃を受けるが、舟知家は近代にも信望を集めて町長を勤めたり、太平洋戦争中に国宝疎開をひそかに受け入れたりにしている。金峯山寺と深い関係を持って経済力をつけた舟知家は、近代にさらに家業を発展させたと言えよう。

金峯山寺・吉野山関係史料 一方で『舟知家文書』には、舟知家に直接関わらない金峯山寺関係史料も多く現存する。例えば第四面1号〜5号は金峯山寺の年中行事記などであり、1号〜4号は他所所蔵の同文の史料がすでに翻刻・公表されている。これらが舟知家に遺存した理由の詳細は不明である。ただし、一つには舟知家の院僧と

しての立場や寺院との関係によって入手したものがあるのだろう。また一つには、古沢龍敬の手元から舟知家に入っている文書があると思われる。

古沢龍敬は明治維新時の竹林院主であり、神仏分離令に対応して、明治政府との折衝に奔走した人物である。金峯山寺の神仏分離によって明治初年に選俗を余儀なくされるが、その後もこの『舟知家文書』から、吉野山の復興に尽力している様子がより明確となった。このように古沢龍敬の手元にあつたと思われる、明治時代の芳雲社関係史料や、さらには江戸時代も明治維新期の竹林院関係史料が、舟知家に残っている。一般的な金峯山寺関係史料も、満堂方の立場から記したのが見え、それらは満堂方だった竹林院・古沢龍敬を介して舟知家に残った可能性が考えられる。

古沢龍敬の文書が舟知家に残ったのは、両者が姻戚関係にあつたためだろう。舟知市十郎の三男の清三郎は、明治二十七年に古沢龍敬の養子となり、古沢家に婿入りしている。その古沢清三郎の手元にあつたはずの文書が『舟知家文書』に散見し、彼が勤めていた吉野神宮での明治二十九年の勤務を記したと思われる日誌も残っている(第四面99号)。このような経緯により、古沢龍敬が所持した史料が舟知家に伝来していると思われる。これらの史料は金峯山寺・吉野山の歴史全般を語るものとして貴重である。

舟知家文書の意義

このように『舟知家文書』には、舟知家に直接関係する史料と、金峯山寺・吉野山全般に関係する史料とが存在する。そのいずれもが、金峯山寺・吉野山の歴史を考える上で興味深い内容となっている。そこで金峯山寺・吉野山の歴史と、本書の第一章論考編・第二章史料編で取り上げた要点を略述しておく。

吉野山と金峯山寺 吉野山は金峯山寺の門前町と言える。金峯山寺は元来は山上ヶ岳山頂の山上藏王堂を中心とした寺院だったはずだ。しかし平安時代に吉野山に山下藏王堂が成立すると、組織は山下藏王堂を中心として発展した。

江戸時代には金峯山寺は、江戸の上野の寛永寺にいる輪王寺宮の支配下に入った。金峯山寺の長を学頭というのが、学頭は延暦寺僧で、金峯山寺には居住してはいなかった。金峯山寺の代表者としての地位は学頭代であり、学頭代には寺僧の最長老が就任した。その下の僧侶集団は、中世の学侶の承譜を引き天台宗に属する寺僧で、堂衆の承譜を引き真言宗である満堂方とに分かれていた。寺僧方と満堂方は、江戸時代前期には双方の権限をめぐって対立していた。そこで寛文十一年（一七二一）十二月に江戸幕府の裁定があり、両者の関係が定まった。

また吉野山には複数の神社があるが、江戸時代にはそれらは金峯山寺の管轄下であり、社僧、神主・禰宜が所属した。また吉野山には、金峯山寺に仕える俗人身分もあった。俗人身分には地下衆・院僧などがあり、地下衆は後醍醐天皇に仕えていた南朝方の子孫という由緒を称していた。

一方で平安時代以来、修験道が盛んとなり、吉野・山上ヶ岳と熊野本宮を結ぶ奥蘆道を踏破する大峰奥蘆が、修験道の修行として確立する。近世には山伏集団の本山派・当山派が吉野山から大峰奥蘆を実施していたが、本山派は聖護院、当山派は三宝院をトップとする組織であり、それらは金峯山寺とは異なる組織だった。

そして吉野山の山下蔵王堂の周囲には町家が立ち並んで町人が居住し、金峯山寺の門前町を形成していた。彼らの多くは金峯山寺や山伏との関係の中で生計を立てていた。一方で山上蔵王堂には吉野山よりも、山上ヶ岳山麓の洞川村の方が近く、参詣道の整備等には洞川村の協力が不可欠だった。このように、中世・近世に山岳信仰が発展したことに伴い、吉野山に関係しては、金峯山寺・大峰をめぐって複数の組織が発達し、複雑な様相を呈していた。

その後の明治維新期には、慶応四年（明治元年、一八六八年）に神仏分離令が発令され、金峯山寺は金峯神社の一部になることを強要される。金峯山寺は粘り強く反対するが、明治七年・明治十九年の間は、神社であることを余儀なくされた。その時、子院の多くは廃絶し、僧侶は遺俗を余儀なくされた。また明治五年に修験道廃止令が発令され、

修験道も大打撃を受ける。その中で金峯山寺関係の史料・文化財の多くが散逸していった。それゆえ、舟知家に現在残った江戸時代の史料は貴重であり、前近代の金峯山寺・吉野山の状態を知る重要な史料である。また、明治初年の変革から吉野山・金峯山寺がどのように復興したのかも、より深めるべき論点である。この点、『舟知家文書』には、復興の過程で作成された公文書等が多く残っており重要である。詳細は本書の各論をご覧いただきたいが、要点のみ簡潔に触れておく。

金峯山寺・門跡入峰関係史料 金峯山寺関係史料に関しては、それを集めた史料集がすでに公開されている。主なものを挙げれば、『修験道叢書』第一～三巻、『吉野山修験道関係資料調査報告書』（前掲）、『山岳宗教史研究叢書18 修験道史料集II 西日本篇』、『金峯山寺史料集成』等である。今回の『舟知家文書』には、江戸時代の金峯山寺の運営に関する史料が多く存在した。右の史料集などにすでに収録されているものもあるが、未紹介のものも多く存在する。その一部史料を翻刻し、第二章一節「金峯山寺関係」に掲載した。本山方・当山方の両者が双方の役割を確認しながら寺院運営をしていた様子などが読み取れる。そこには様々なエピソードも含まれ、例えば第四面5号・7号・51号などによれば、豊臣家が滅亡した大坂の陣の際、吉野奥郡から数百人が大坂籠城のため発向し、金峯山寺でも寺僧方から同調者が出たが、満堂方・地下衆が追い返したなどである。

また、修験道の本山派・当山派のトップである聖護院・三寶院は皇族・摂関家が門跡となる門跡寺院である。彼ら聖護院・三寶院門跡が大峰奥蘆をおこなう際には、全国の山伏が駆けつけ、また近郊近在の村民が動員された一大イベントとなった。よってその際の記録からは、当時の修験道や金峯山をめぐる状況が読み取れる。既知の史料の多くはすでに『大峯葛城嶺入峯日記集』に翻刻・紹介されているが、『舟知家文書』には、従来知られていない入峰関係史料が存在するので、その主なものを第二章二節「門跡入峰」で紹介した。既知の史料では三寶院門跡の入峰記録は比較的紹介されていたが、今回の『舟知家文書』中には聖護院関係の入峰記録も多く見られ、貴重である。

また山下藏王堂から山上藏王堂に至る山道は、恒常的に整備する必要があった。それを担っていたのが吉野山・洞川村の人々であり、そのために両者間の権利と義務は相論にもなった。その経過からは、山岳信仰と山村の関係が見える。従来も注目されていた事例だが、『舟知家文書』の newly 史料もあるもので、それらを翻刻し、考察を加えた(第二章三節・第二五節)。なお、山上藏王堂から熊野本宮に至る奥駈道においても、奥駈道の左右四町は聖護院・三宝院門跡の支配とされた。周辺の山村にとっては利益に制限があり、それゆえ相論のもととなった(第二章一節の史料1・5など参照(第四節5号・第四節10号))。史料1(第四節5号)では江戸時代に奥駈道のそばまで近在の村民が山焼きを繰り返していることあり、史料6(第四節10号)では近代に、奥駈道の所有権について近在の村々が訴訟している。それらは従来から言及されているが、『舟知家文書』には詳細な経緯が記述されており興味深い。

院僧 今回調査により、舟知家は江戸時代には金峯山寺の院僧という身分にあったことが明らかとなった。院僧は地下衆と同様、俗人で町家に住む存在である。地下衆は南朝以来の由緒を主張しており、それゆえ、従来から注目されていた。しかし院僧は今まで史料・論考ともほとんどなかった。今回の『舟知家文書』は院僧の実態をある程度うかがい得る史料群として重要である。詳しくは第二章二節で考察し、主要史料を第二章四節「院僧・地下」に掲載した。院僧は寺僧方に仕える存在だった。天明八年(二七八)八時時点で、六箇院組・山下組・野照組の三組に分かれ、それぞれが一〇名別程度で構成されていた(史料31・32(第五節二括23号・24号))。舟知家は野照組に属していた。その実態は今後の課題だが、吉野山の門前町を構成する一つの重要な集団だったことは確かだろう。

神仏分離による衰退と復興 金峯山寺は明治政府の神仏分離令により大打撃をこうむった。その初期の慶応四年(明治元年、一八七七年)の日記があり、金峯山寺における対応が従来よりも明確となったので、論考・史料をそれぞれ第一章四節・第二章五節「明治維新前後」に掲載した。

また、金峯山寺を神社にせざるを得ない危機の時には、山上藏王堂の役行者像を運び出して近辺に行者堂を作って安置するなどの対応をしている(第二章五節)。その際、大きな役割をはたしたのが、大阪・堺の山上講だった。最近の調査により、彼らが山下藏王堂の本尊をロクロを用いて野子から後つ廊下へ移動させたことや、安禪寺本堂の藏王権現像を解体して大阪に隠したことなどが明らかとなった。今回、当研究所では、大阪の山上講関係文書である青木種太郎家文書の閲覧を許された。これは以前に宮家準氏によって一部が紹介されたものだが、近年、奈良市在住の山本潤氏の所蔵に帰した。山本氏の御厚意により文書を閲覧したところ、その中に舟知家の記載を確認したので、関係箇所を参考史料として翻刻・掲載することができた(第二章七節)。またそれらから判明したことを論考として第一章五節に掲載した。

このような神仏分離の打撃により、吉野山では遊覧客が減少していた。その中で明治十三年に古沢龍歌らが芳雲社を立ち上げて桜の保護に努めている。その様相が今回の『舟知家文書』によって従来より明確に分かるので、論考を第一章六節に、史料を第二章七節に掲載した。古沢龍歌は明治七年まで金峯山寺の廃止阻止のために奔走していた人物であり、彼がその数年後には、吉野山の風致保全のために桜の保護に取り組んでいることは注目される。

舟知家への仏像疎開 舟知家には阿修羅等の、著名な奥福寺の仏像が疎開していたという。土蔵に収蔵しており、舟知市二氏の孫の市太郎氏は、土蔵中央の階段の前に阿修羅が安置されていたこと、くちばしのある迦楼羅が特に怖かったことを憶えている。その土蔵は現地に現存している。しかし舟知家には疎開関係の文書は残っていない。舟知家の当事者が国宝疎開の事実を伏せていたこともあり、詳細は明確でない。そこで今回、関係機関が所蔵する文書を調査した。調査成果の詳細は、論考は第一章七節を、史料は第二章九節を参照されたい。概略を述べると、舟知家には確かに国宝を疎開させている。搬入したのは昭和二十年七月三日で、奥福寺所蔵だが奈良帝室博物館に寄託してあった国宝を運んでいる。搬出は昭和二十一年四月六日九日、舟

知家から興福寺に返還している。ただしその旨を明記した公文書や疎開国宝リストなどは見いだせなかつた。しかし各種史料を勘案すると、舟知家に疎開したのは下記の国宝だろうという一応の想定ができた。それは、八部衆のうち阿修羅・迦楼羅・毘婆沙羅の三尊、十大弟子のうち二尊、天燈鬼・龍燈鬼立像二尊、金剛力士立像二尊、北円堂四天王の増長天・広目天の二尊、無著菩薩像一尊、釈迦如来坐像一尊、広目天立像一尊、地藏菩薩立像一尊の五尊に、板影十二神符立像二枚のうち八枚の、合計二三点である。阿修羅・迦楼羅を舟知家の土蔵で見たという市太郎氏の記憶は正しかったのだろう。

これらは日本を代表し教科書にも掲載される著名な仏像群である。奈良時代仏像に八部衆・十大弟子、平安時代仏像に板影十二神符立像など、鎌倉時代の慶派の仏像に天燈鬼・童燈鬼や金剛力士立像・無著菩薩立像などがある。その収蔵先は普通の民家の土蔵であり、そこにこれらを搬入し、しかも正確な記録も残っていない点に、当時の切迫した状況がうかがえる。興福寺所蔵「興福寺日記」によると、舟知家への疎開の話が出たのは昭和二十年六月四日で、その時のことを次のように記す（参考15-127）。

一、大滝技師並ニ博物館亀田氏入來、博物館ニアル十大弟子・八部衆等十五体返還スルニ付、疎開ヲ強要セラル、疎開地ハ吉野ニテ適當ナル倉庫有之由、

奈良県・博物館から疎開を「強要」されたという。舟知家に疎開したのは興福寺から奈良帝室博物館に寄託していた国宝だが、博物館も危険にさらされ、責任が持てないという認識だったのだろう。費用も困からは出せないで、博物館から興福寺に返還し、興福寺が費用を出して疎開させる形にせざるを得なかつた。舟知家が選ばれたのは、奈良県が当時、金峯山寺の樓門修理をおこなっていたために舟知家と面識があったのだらう。吉野山における太平洋戦争の一コマである。

小結

舟知家は、金峯山寺やその子院と公私にわたって関係を保持していた。それゆえ「舟

知家文書」には、金峯山寺・吉野山全般に関わるものが多く存在する。また舟知家は寺院との関係を生かして生計を立てており、そのような一方は、吉野山の町家一般にあてはまるのだろう。近年は前近代の大寺院の研究が進み、各寺院の寺内組織は明確になりつつある。しかし大寺院は僧侶だけで完結するものではなく、その周辺社会にも大きな影響を与えていた。金峯山寺と門前町の吉野山の関係などを検討すべき手掛かりが、この『舟知家文書』には含まれていないように感じられる。

ただし今回の『舟知家文書』の調査は、早期の刊行を目指したために必ずしも十分な検討には至っていない。目録の記載内容の不備・重要史料の見逃し・翻刻ミスなどもあるかもしれない。しかしまずは史料を公表して研究者が使える状態にすることが第一と考え、急ぎ本書を公表する次第である。本書を基にして、今後さらに研究が進展することを期待したい。

註

- (1) 『吉野町史』上「吉野町史編集委員会、一九七二年、近世史料、一〇六一—一〇六三頁に吉野山 舟知家文書として二通の文書が翻刻されている。また『吉野町史』下同上「一八五頁に「舟知家所蔵」として一冊の横帳の写真が掲載されている。
- (2) 『昭和五十七年度日本自転車振興会補助事業による「吉野山修験道関係資料調査報告書」元興寺文化財研究所、一九八三年。
- (3) このような経緯のため、既報告の文書すべてを今回掲載できた訳ではない。
- (4) 川端一弘「芳雲社資料翻刻集」（私家版、二〇〇三年）、川端一弘「舟知家文書芳雲社」（私家版）。
- (5) 『現代人物誌』東福出版協会、一九五三年、二五四—二五五頁、『吉野町史』上（前掲）通史五、六四八—六四九頁。
- (6) 第五函一括11号は明治三年十二月から書き始めている帳面だが、『古帳面之儀者去月類帳』附無御座候とある。また第二函113号に明治三年の「火難見舞目録」がある。これらから、火災があったのは明治三年十一月かと思われる。
- (7) 第五函三括19号文書は「船知市良右衛門」の下に四墨印があるので、一見すると彼は差出側の寺僧収納納所の人間のように見える。そう考えると充所がないことになるが、しかし文中には「其元」に譲り渡すことあり、充所がないのは不自然である。「船知市良右衛門」は充

- (8) 所であり、差出側にも近い人物だったと考えるべきように思われる。
- (9) 第五函四括5号、27号などでは、舟知雄兵衛・市郎右衛門が知足院納所と金銭・書状のやりとりを頻繁におこなっている。
- (10) 第五函一括11号は明治三年十一月から始まる大福帳で、寺僧頭の年貢取納関係の帳面だった。旧裏表紙には「藤井喜右衛門・藤井重左衛門・舟知市郎右衛門・年貢舟知左兵衛」とあり、院僧だった彼らが作成したものである。ただしその記載は江戸時代の制度が消滅した後も続く。すなわち、明治十一年まで記した後に旧裏表紙があり、さらに旧裏表紙の裏にも紙を継ぎ足して、明治二十五年まで帳面を書き継いでいる。江戸時代の制度が生きている時期から明治時代にかけて連続しているように思われる。
- (11) 舟知任子氏・節子氏よりの「指示」による。
- (12) 金峯山寺に関する概説は「吉野町史」(前掲)・「吉野山修験道関係資料調査報告書」(前掲)・宮家準『修験道組織の研究』(春秋社、一九九九年)・首藤善樹『金峯山寺史』(国書刊行会、二〇〇四年)等を参照。
- (13) 『日本大蔵経』第一七・三七・三八巻(日本大蔵経編纂会編、一九一六、一九一九年、復刻版は国書刊行会から二〇〇〇年に刊行)。
- (14) 五来重編、名著出版、一九八四年。
- (15) 首藤善樹編、岩田書院、二〇一二年。
- (16) 裏巻都子「吉野山國王堂本尊の秘密」十二年間お厨子は空だった(『熊野誌』第六五号、二〇一九年)。
- (17) 二仏像疎開が映す奈良(『奈良新聞』二〇一二年八月十五日一面記事)・「阿修羅像を戦禍から守り抜いた、男と蘇(す)ならめがね」第一巻第四号、二〇一六年)。
- (18) 舟知任子氏・節子氏の談によると、舟知家の当業者は戦後二〇年以上にわたって、家族にも国宝疎開の話はしなかつたとのことである。
- (19) 第一章七節で述べるように、昭和十九年の国宝疎開は国の事業でおこなっており、『興福寺日誌』には同年五月まで、奈良興技手として興福寺と折衝に当たっていた人物に黒田氏が見える。彼は建築史研究者の黒田昇義であり、同年六月に軍に召集されて昭和二十年二月にフイリビンのマニラ市郊外で戦死した(黒田昇義「春日大社建築史論」(福芸社、一九七八年、黒山敏男による「はじめに」参照)・黒田の奈良興技手としての最後の仕事ぶりも他ばれて感慨深い)。

二節 吉野山の院僧

徳永誓子

『舟知家文書』の調査を通じ、舟知家が近世吉野山において院僧という存在であったことが明らかになった。呼称に「僧」とつくものの、院僧に属したのは舟知家を含め、皆俗人であり、院僧という呼称の由来は現時点では詳らかになっていない。『舟知家文書』は院僧の体系的究明に資すると予想されるが、本稿では本格的な考察に至れず、院僧と舟知家の歴史に関わる文書をいくつか取り上げるにとどまったことを、先にお詫びしておく。なお、舟知は「船知」とも書かれるが、本稿では文書を引用する際も含め、「舟知」に表記を統一した。

院僧については、同じ吉野山の地下(地下人)を論じるにあたり、若干の言及がなされてきた。地下の研究も決して多くはないが、南朝にゆかりの者という由緒に関心が寄せられ、宮坂敏和が専論を著し、『吉野町史』や首藤壽樹『金峯山寺史』でも字数を割いている。このうち、宮坂論文と『金峯山寺史』が院僧に触れている。

宮坂論文以下の論考は、『平木家文書』(地下記録)や天理図書館保井文庫蔵「地下中井院僧ト争論記」などを用いて、地下の由緒や実態を論じてきた。²⁾「地下記録」「地下中井院僧ト争論記」はともに宝暦五年(一七五五)頃の地下と院僧の争論に関して、地下が残した文献である。この争論は、『舟知家文書』に含まれる院僧関係文書とも関連があるので、主に宮坂論文に依拠して地下の概要を述べておく。

地下という言葉は、清涼殿に昇殿を許された堂上に対し、それを許されない者をさし、また官位を持たない者、すなわち庶民を意味する場合などもあるが、吉野山においては町人のうちで特権を有した者をいい、数年奇など町方における重職も地下の者が務める習いになっていた。³⁾「地下記録」収録の文書では、地下は後醍醐天皇陵を守護するために吉野山にとどまり、それ以来、「地下人」を称したとある。また、かつては

金峯山寺の僧とともに吉野山のことを取り計らったこと、僧や弥宜を輩出してきたこと、寛文年間(一六六一―一六七三)までは地下老分中へ百八〇石余の収納があったことなどが見える。宮坂論文は、「南朝遺臣の子孫」とする伝承の実否は史料の限界があり確認が困難であると断りを入れて、地下が「南朝遺臣の子孫」の旗印のもとに台頭したものと見ることができるとは断言していないか、と論じ、室町末期頃から近世中頃まで吉野山の中で相当の勢力を占めてきたと考えている。

宝暦の争論は院僧からの訴えにより始まっており、『舟知家文書』にも第五回二括14・15・16号と、三点の関連文書が見いだせる。このうち第14号は宝暦五年九月に地下人老分惣代福角藤太夫以下四名が学頭恵心院権大僧正忍達に差し出した書付の写であり、「地下記録」に収められているので、これまで知られていなかったと思しい第15号・16号の概要を紹介したい。⁴⁾第15号は第二章史料編の史料27、第16号は史料編の史料28である。以下、史料編収録史料は基本的に史料編の番号で表記する。

史料27は森下馬左衛門・山下喜右衛門・藤井喜右衛門の三名の院僧惣代が、寺僧役者地福院・勝光院に差し出した宝暦五年十月五日口上覚の写である。近世の金峯山寺は天台宗輪王寺宮の配下となり、比叡山延暦寺の高僧が金峯山寺の学頭を兼任した。現地の僧侶は天台宗の寺僧と真言宗の満堂の二集団に分かれており、学頭代は寺僧が務めた。寺僧・満堂はそれぞれ中世の衆徒・堂衆の系譜を引き、前者が上位にあつたと推測されるが、近世には両者の勢力は拮抗していたと見られる。⁵⁾

史料27文書の冒頭には、「当山院僧之儀者徒古一格相立侍二而、御衆中棟江与力仕、諸事御用相勤来候」とある。「御衆中棟」は寺僧をさすので、院僧が自身を寺僧に仕える侍と認識したことが読み取れる。これは、地下側が書いた「地下中井院僧ト争論記」の「此院僧と申者は吉野山寺僧代々御家来者にて、其寺々より給田等を貰ひ出入仕候者共に御座候」との記述の前半と大筋において重なっている。

史料27文書は以下のように続く。院僧は学頭に奉仕し、南都奉行所・代官所が金峯山寺の学頭所に立ち寄る際には、特別に番刀を許されていた。しかし、二五、六年前

に地下は「御門主様実城寺附の家来となり、かつて脇差が認められるのみであったのに、番刀御免となった。地下が私共院僧を一等も二等も見下すので、「御衆中様に對し従来通り奉仕をするのも難しい。どうか前々の通りにし、せめて地下と同等に仰せつけられるようお願いしたい。」

実城寺は学頭坊であり、文中の学頭所もこの寺に相当する。院僧側が述べた二五、六年前の一件は、地下側の文獻では享保一六年(七三二)のこととして記され、上洛中の輪王寺宮のもとに参上してその家来となること、および番刀の双方を認められ、学頭にその旨を申し上げたとする。また、番刀は前々からであるもの由緒が年を経たため、輪王寺宮から免許を得たと述べている。地下が門跡から番刀御免とされた年代に関しては、院僧と地下の間に認識の相違は見られないが、番刀を新規とするか以前からとするかには齟齬が生じている。「地下中井院僧ト争論記」でも地下側は、地下と院僧は前々から格別の品と説いており、この点でも院僧との食い違いが認められる。

史料28文書は宝暦六年(七五六)一二月に学頭恵心院忍達が地下に対して下した「申渡之覚」の写であり、六箇条からなる。一箇条目では地下が実城寺の家来とは名乗らずに「宮様御家来を称して学頭を軽んじ、学頭所の職務を忌避することを咎め、四箇条目では院僧の格を尊重するよう申し渡し、五箇条目では地下の番刀は近來のことと断ずる。他の箇条については割愛するが、概して地下側の主張が退けられている。

院僧と地下の争論は宝暦以外にも生じており、「舟知家文書」に見える早い例では、史料17(第一画一)の、院僧惣代宗林・小兵衛・九右衛門・四郎兵衛の四名が、学頭代知足院・吉岡彦右衛門に宛てた貞享二年(六八五)二月二四日の言上書に、幕をめくり地下が奈良代官三田次郎右衛門に訴訟を起こし、前年の夏頃から三度も南部に呼びつけられ疲弊していると記される。幕の一件は、地下側の「地下中井院僧ト争論記」に、町家において地下の他に幕を張ることはなかつたのに、寛文年中(一六六一―一六七三)に院僧が幕を張り始めて不届きであったと記している。史料17文書の貞享二年より二〇年から一〇年ほど前のこととされるが、幕の件が院僧と地下の間で長期にわたる取

り沙汰されたと見ることは可能であろう。史料17文書は、院僧の呼称が文面に見え、年代が確定できる文書としては最も古い。地下中井院僧ト争論記の記述を合わせ見ると、寛文年間には院僧の集団、院僧仲間中間は成り立っていたと考えられる。

舟知家が院僧として現れる文書のうち、年代が最も古いのは史料29(第五画第二括18号)および史料30(第五画二括19号)の二点である。この二点はいずれも舟知市郎右衛門が寺僧役人(役者)道光寺と喜藏院に宛てた願書の下書きなし控と見られ、史料29は明和六年(二七九)三月、史料30は同年四月の年記を持つ。史料29と史料30は細部に相違が見られるが、内容は概ね重なっている。前欠の史料30の方が、箇条の配列などが整理されているので、適宜史料29を参照しつつ、史料30文書の概要を述べる。

文書の末尾に端的に示されるように、史料30文書は家名の相続を願い出たものである。舟知市郎右衛門は、先祖が寺僧に対して果たした忠孝を、以下の四箇条に分けて記している。①五代以前に先祖長右衛門、明暦三年(六五七)九月の一件。吉野山と島住村と原目について争った折に島住村の者を殺し、その咎で張り付けになった。②四代以前の先祖市郎右衛門、寛文七年(六六七)二月の一件。大谷山の田を拓き、寺僧の田地とした。③先祖市郎右衛門、天和二年(六八二)二月の一件。満堂を阻止して、一坂から閨屋まで板並木を植え、寺僧のものとした。④先祖市郎右衛門、元禄二年(六八九)六月の一件。山上での寺僧の譟摩を妨害しようとした満堂を、洞川辻子で切り伏せた。

③④の市郎右衛門が、②の四代以前の市郎右衛門と同名かは明記されていない。年代からは同一人物と見ても問題ないと考えられる。また①④は舟知の先祖一人ではなく、院僧と思しき他の人物と共同で対処した案件とされている。四つの箇条に見える院僧の寺僧に対する奉仕は、所領の拡張・確保、そのための暴力の行使であり、①では「法仲」である寺僧に成り替わり、原目をめぐり争ったと記される。

五箇条目の冒頭には「此度一山町宿老不調法仕候附、御学頭代様御廿二附、門外金屋ノ手二相掛り何共心外奉存候」と記す。この箇条が相続願いが必要になった理由にあた

ると考えられ、「山町宿老」として「不調法」をしたので「御書頭代様御答」に処せられ、「門外金屋ノ手二相掛」つたと読み取れる。「門外金屋ノ手二相掛」がどのような処遇かは判然としないが、この解釈によるならば、この当時、市郎右衛門は「町宿老」（史料29では「町役人」）であったということになる。

なお、①から④の出来事に関わる文書は、現時点では「舟知家文書」内に見いだせていない。舟知家の者が院僧として現れ、年代が明記される最も古い文書がこの二点なので、史料29文書冒頭の「私先先祖々院僧家筋御寺僧中江与力侍ニて御座候」の傍証となる文書も確認できていない。

明和の願書に至るまでの経緯は判然とせず、この願書に対する処置も関連文書が見当たらないが、これ以後の文書には、市郎右衛門など舟知家の者が院僧として登場しており、家名の相続は認められたと推測できる。また、史料29・史料30よりも早い文書では、史料16（第一函1号）の元禄九年（一六九六）十一月二十七日「家屋敷先渡証文」の宛所に見える「下町 市郎右衛門」に留意したい。姓は欠くが、この人物は舟知家の者と推測できる。

続いて、院僧としての舟知家の動向を示す文書を、いくつか取り上げよう。史料31・史料32（第五函第一括23号・24号）の二点は、天明八年（一七八八）二月に院僧が連署を据えた定の写である。この二点の内容は概ね共通しており、新規の加入者に対する厳密な吟味、また院僧仲間の席次を規定した三箇条が記されている。書き並べられる院僧の名はほぼ一致しており、六ヶ院組が平嘉介以下七名、山下組が山下藤左衛門以下七名、野際組が藤井喜右衛門以下八名である。舟知市郎右衛門の名は、野際組の藤井喜右衛門の後に見える。

宝暦の争論時に院僧が寺僧役者に差し出した史料27に、院僧惣代として名を記していた三名のうち、森下馬左衛門は六ヶ院組、藤井喜右衛門は野際組に名が見える。山下喜右衛門の名はないが、山下組は山下姓が七名のうち五名を占めており、いずれかの縁者と推測できる。宝暦争論時の院僧惣代三名は、六ヶ院・山下・野際各組を代

表するものであろう。地下仲間も複数の組に分かれており、院僧仲間も同様であったことが確認できる。

時代が少し下り、一九世紀に入ると、舟知家の者が院僧惣代の肩書きを持つ例が出てくる。第二函41号文化十二年（一八五五）正月日「地子預り証文」では宛所に舟知市郎右衛門が、第五函二括39号文政十年（一八二七）七月「口上覚」では差出に舟知佐兵衛が、院僧惣代として名を連ねている。

更にやや後の時代には、第三函11号の天保七年（一八三六）九月の「田地譲状」の差出に舟知雄兵衛が「寺僧領役人」の肩書きを冠されており、「寺僧領役人」はこれ以後にもいくつかの文書に見いだせる。

文化文政の文書で舟知家の者とともに院僧惣代とされるのは藤井喜右衛門である。天保七年以後の文書の「寺僧領役人」は舟知と藤井以外の名も見えるが、舟知の者がこの役職を称する場合、藤井家の者と概ね連名になっている。天明八年の史料31・史料32では舟知・藤井はともに野際組に属していたので、舟知については院僧としても寺僧領役人としても、六ヶ院組・山下組と思しき人物と連名になる例が確認できないのが気にかかる。舟知が惣代を称する場合は野際組の惣代の意で用いられているのか、もしくは院僧惣代と三組のあり方に変化が生じたかは、判断を保留しておきたい。寺僧領に關しては文化年間（一八〇四～一八一八）以後の売券類が複数見いだせ、院僧の活動に関わるものとも考えられる。

院僧や寺僧領役人といった肩書きを称さない文書にまで目を広げるならば、一九世紀に田島・山・屋敷などが舟知家に集積されていた様子が窺える。同じ時期には、近世吉野山に特有の権益、花供職法知識場にも舟知家は関与するようになっていた。

首藤善樹の論考をもとに、花供職法会とその知識場につき概要を述べたい。花供職法会は、今日には花供会式の通称で知られ、桜の季節四月の行事となっているが、近世には二月に行われていた。修二会に起源を持つと考えられるものの、中世には山上で五月に行われた二つの行事、花供と職法にそれぞれ従事した寺僧方の花供正頭・満

堂方の讖法正頭が大きく関与する形に変化し、名称も両正頭にちなむものとなった。並行して山上の花供と讖法が廃れ、両正頭の本来の役割も忘れられていったと見られる。花供讖法では天下泰平・五穀成就を祈願して、餅搗き、蔵王堂以下山内堂社への餅他の供進、僧徒以下の行列、餅撒きなどが行われ、時代が下るにつれ規模を大きくしていった。

花供讖法の費用を得るために、大和国と近隣諸国で勧進が行われた。この勧進先を地域によって区切ったのが知識場である。一八世紀初頭の例では正頭が一括して勧進を受け取ったと見られるが、同世紀後半には僧坊が知識場を分割して所持するようになり、正頭にどの程度還元されたか分からなくなっている。また変化の理由も不明である、と首藤は述べている。

歴史的経緯に不明瞭な点が残る知識場であるが、正頭に一括されていたとされる例、僧坊に分割された例ともに、勧進は吉野山ないし大坂などの町人が請け負った。舟知に関しては、史料21(第二画90号)の天保一四年(一八三二)二月「知識場所十二カ年賦課証文」において寺僧役者成就院・喜藏院から高野山中の「知識場井樓方諸初徳を、史料22・史料23(第二画91号・92号)のいずれも嘉永元年(一八四八)極月日の年記のある「知識場順行下清書」において久保坊から近江国・河内国の知識場を請け負っている。史料21の方は更に安政二年(一八五五)まで期限を延長し、史料22・史料23の方は天保一四年からの契約を延長したものであった。なお、久保坊が満堂に属する点に、留意しておきたい。

また、史料33(第五画一括38号)文政二年(一八一九)正月の「為取替知識場一札」は、大坂常盤町の木風武兵衛から「吉野山知足院様御役人の舟知市郎右衛門に宛てたもので、知足院の知識場「大坂三郷町中井天寺御方・北野・曾林崎・福嶋・川崎の巡行を銀一貫五百目で請け負う旨を記している。この文書中で興味深いのは、「三郷町中八貴様・拙者兩人江被仰付候所、貴様御不案内二付、拙者江御頼被成候所実正也」とあり、舟知が知足院から請け負った知識場を武兵衛が請け負う点である。大坂三郷中他での

巡行は現地の武兵衛が担い、吉野にいる舟知は知足院配下でその窓口役を務めたことになろう。

いずれも文政六年(一八二三)十二月日の史料18(第二画43号)「知識場所村書」と史料19(41号)「知識場所譲り一札」にも、注意を促しておきたい。院僧の藤井儀平治が舟知市郎右衛門に銀子百目で知識場を譲った際の文書であり、史料18文書には大和国葛下郡の加守村・畑村以下の一四村が該当することが記される。両文書中でのこの知識場は「院僧中持分之知識場」と書かれている。文字通り、院僧中の持分なのか、寺僧から院僧中に請け負わしたものは判断できないが、知識場の変化を示す一例とも考えられる。寺僧に従う院僧が満堂の知識場を請け負う史料22・史料23(第二画91号・92号)の例も、同様と捉えられようである。

以上、断片的な事例から推量するならば、院僧は吉野山の町人のうちで、寺僧に従い、その所領などの経営に携わった者といえよう。明和の舟知市郎右衛門の願書(史料29・史料30)に説かれた武力方面での奉仕の実否は不明であるものの、経済的側面への関与は一九世紀の文書から読み取れる。舟知家は一九世紀に入る頃から経済力をつけ、院僧仲間においても重きを増した家と考えられる。一九世紀前半には地下の古格が衰えつつあったとする宮坂論文の見解を参照するに、宝暦の争論を経て院僧が勢力を伸ばし、更にその中で台頭したのが舟知家なのかもしれない。もちろん、これは粗雑な推論に過ぎない。「舟知家文書」の精査によって、院僧の体系的な把握が進むことを期待したい。

註

- (1) 宮坂敏和「前朝回廊の思想と吉野山地下一党について」(『吉野—その歴史と伝承—』岩田書院、一九九〇年。初出一九七一年。以下宮坂論文と表記する。吉野町史編集委員会『吉野町史』下巻、民俗一三「地下の衆」(吉野町役場、一九七二年。執筆岩井宏実。首藤彰樹「金峯山寺史」第一部第三章「寺僧と満堂・社僧」(地下と院僧と主代)『国書刊行会』二〇〇四年)。首藤著書によると、主代は、満堂における、寺僧の院僧に相当す

- る存在という。『舟知家文書』では、第四函六〇号主代院僧一件済口が、天保三年（一七四〇）の主代と院僧の争論に関わる文書である。
- (2) 『舟知家文書』地下記録（『吉野山修験道開保資料調査報告書』三興寺文化財研究所、一九八三年。地下中井院僧と争論記（天理図書館保井文庫所蔵、首藤善樹『金峯山寺史』国書刊行会、二〇〇四年、付録史補遺）。「地下記録」は、末尾の記述によって、安永七年（一八六〇）に浦聖香左衛門守春がまとめたもので、収録される文書にめつた。浦聖香が地下と分かる。「地下中井院僧争論記」は地下中聖代福角藤大夫と阪本政右衛門の返答書を龍見正延が写したもので、龍見（竜見）も地下である（宮坂論文参照）。「地下記録」には地下老分に辰巳七左衛門が見える。「二点については、上記刊本の翻刻に依拠した。なお、宮坂論文や『吉野町史』には、他にも地下の家に伝来した文書を引用するが、本稿ではそれらを直接確認できていない。
- (3) 「地下記録」収録の宝曆五年（七五五）正月「御ヶ条二而御尋之趣書付を以申上候覚」。『吉野山地下人老分解役神人』が連名で学頭からの尋ねに対して返答した文書である。なお、当該文書において地下から輩出されたとされるのは、金峯山寺僧侶のうち満堂である。
- (4) 恵心院忍達については、首藤『金峯山寺史』第一部第三章「天海と学頭」、学頭代。また、宮坂論文では、院僧から学頭に差出した反駁文の写（『小川家文書』）を引用するが、宝曆五年六月の文書であり、内容も『舟知家文書』史料27と異なる。
- (5) 首藤『金峯山寺史』第一部第三章「寺僧と満堂・社僧」。
- (6) 「地下記録」収録「御ヶ条二而御尋之趣書付を以申上候覚」。
- (7) 宗休（小）兵衛の名は第五函第二括6号、天和四年（一六八四）正月「三日」札之事の差出に見える。この文書では院僧の肩書きはない。内容は下市地下中に宛てて、吉野山一の坂より本堂まで板並木の植樹を銀三百目で請け負うものである。史料17文書と同じく、この文書でも宗休らは苗字をつけず、名のみを記している。
- (8) 史料3の一箇条には、院僧の株があったと見える。
- (9) 史料31では「平喜介」、史料32では「中平喜介」と記すが、これは一方が誤写と考えられる。また史料32には「森下吉郎兵衛」は見えない。
- (10) 宮坂論文。
- (11) 首藤『金峯山寺の花供儀法会について』（日本佛教史の研究会編『木村武夫先生喜寿記念日本佛教史の研究』永田文相堂、一九八六年）、首藤『金峯山寺史』第一部第三章「花供儀法会」（三九―三六五頁）。花供儀法会についてはは、前者に、知識場においては後者によつた。なお、「地下記録」所収「御ヶ条二而御尋之趣書付を以申上候覚」における地下の呼称「吉野山地下人老分解役神人」は花供儀法会において末社に幣を捧げる役を、往古より担ってきたことによる。と同文書に見える。『舟知家文書』第五函二括一六

号学頭からの申渡之覚では、「解役神人呼称は申し伝えばかりで御免はない」として停止されている。

(12) 首藤『金峯山寺史』第三部第三章「僧院僧坊」。

(13) 第五函四括には知足院納所から舟知輝兵衛に宛てた金子預などがまとまって見られる。舟知と知足院のつながりは継続的なものであったとも考えられるが、本稿では検討には至れなかった。

三節 道苧小屋一件の概要

栗原 正 東

はじめに

本稿では洞川村と吉野山、本山派・当山派門跡による争論、道苧小屋一件について検討する。道苧小屋一件については、鈴木昭英氏、吉井敏幸氏、首藤善樹氏、森下惠介氏が先行研究として挙げられる。また、その史料は『松尾山・矢田地域仏教民俗文化財調査報告書』（奈良県教育委員会、一九八五年）、『金峯山寺史料集成』に掲載されている。天明二（一七八二）から享和元（一八〇一）年にかけて続いた争論であり、道苧小屋は吉野山から山上へ至る五里五十町の道苧・道造のため交通整備・警備のために火打ヶ嶽（小天井）に設置された。吉野山は道苧小屋にて入山料として山伏、一般の参詣者から「道苧銭」を徴収していたが、洞川村から入る参詣者より徴収できなかったため、享保期から鐘掛にあつた洞川村の陀羅尼助小屋を借りて徴収していた。しかし天明二年八月に台風で遭い鐘掛の道苧小屋は倒壊してしまい、再建の如何について船越が発した。これが発端となり吉野山は天明五年八月に江戸寺社奉行に対して洞川村を出訴した。そこでも争論は平行線をたどつた。翌六年四月に吉野山が輪王寺宮門跡の差配にて再建した道苧小屋を、洞川村が本山・当山両門跡の指図によつて片付けた。その結果、翌七年より山上辻・大峯山上のどこまでが吉野山、両門跡のそれぞれ支配地であるのか、洞川村の位置づけ（警固役等をめぐり、享和元年まで十数年に及ぶ争論）となつた。吉野山は寛文年中の朱印状・裁許状を根拠として山上蔵王堂まで金峯山寺の境内山林であり、吉野山内諸集団は輪王寺門跡配下であるため両門跡の干渉は受けまいとした。

このような論理は「行場」の曖昧性に起因するものと考えられる。先行研究にて取り上げられているように、鷹八丁（釜筋道の左右八丁）を除いては周辺村落の村人によつて

伐採が行われ、道苧小屋近辺は陀羅尼助の売買や茶屋が置かれ、参詣者に対する商売を担う場所でもあつた。舟知家文書には道苧小屋一件に關する諸語が複数残つており、吉野山と洞川村の供述が詳細に伺える。こうした背景を元に本稿では行場の位置づけを図る前提として道苧小屋一件を分析する。

一 近世前期における行所争論と金峯山寺の動向

寛文十一（一六七二）年に幕府の下知により山内諸集団は輪王寺門跡配下とな¹り、吉野山は輪王寺門跡の支配下で寺僧方、講堂方が区別された諸宗兼帯の一山寺院でありつ²つ、寺僧方の喜藏院、講堂方の桜本坊等は本山派、当山派の修験教団にも所属する併存体制であつた³。

寛文八年七月に醍醐寺三宝院門跡高賢の大峯山人筆によつて、①三寶院門跡の地位が当山派の中で明確化、②以降の三寶院門跡は当山派探書の発布ごとに支配体制を明確化するともに「役銭の賦課・徴収」が展開されていく。それを契機として畿内の有力な行場が本山・当山のどちらの支配地であるか争論となり、大峯についても審議されることとなる。

【史料一】

口上書并返答

一、当山大峯修行

本山当山大峯之公事目安之扣

口上之覽

一、大峯中山釋迦之嶽を限り北方へ諸堂諸宿共二当山之支配之地二御座候事

一、同中山を限り南方諸堂諸宿ハ本山之支配地ニ而御座候、就其型護院殿代々南方之深山ニ碑伝御造立被成候所ニ寛永年中先型護院殿北方之当山方支配之地小幡と申所ニ碑伝御造立被成候ニ付当山諸先達三寶院御門跡へ相認新儀之事ニ御座候間、御公儀へ被仰上候様ニと御改申候得ハ三寶院御門跡御公儀へ御訴訟被成候御座候ニ付、又当型護

院殿四年以前二御座立被成候背古法毎度新義二非例被遊候御事

一、聖宝尊師大峯御再興以來結製院始り、諸山伏着用仕候儀ハ則大峰仍之聖宝之御願
 悉結製院着用有之御事ニ御座候御事

一、熊野三山者大峯与別山ニ而御座候、熊野権現ハ役行者以前御願座之御事ニ御座候、

大峯ハ役行者間基以來大峰修行始り申候所ニ熊野三山大峯之内ト被申上候段相違仕候、
 大峯者大和国、熊野者紀州ニ而御座候、固も時代も格別ニ御座候事

一、役行者ハ紀州方大峰ト申候、然処ニ大峯入峰修行断絶以後聖宝吉野方駆入大峯御
 再興被遊紀州方駆出熊野三山大辺路御修行被成候、是を逆筆ト申聖宝以來本山方者吉
 野方入峰被遊候御事

右之通ニ御座候間被為開召届候下知奉仰、以上

(寛文八年) 申ノ十一月廿二日 飯田備後

家廣

超昇寺

先達

寺社御奉行所

【史料一】の差出は三宝院寺侍で実務機関を担った飯田備後、大先達の超昇寺である。吉井氏は「史料一」の一ヶ条目と二ヶ条目の一文に着目し、「本山派は深山を当山派は小籠を参籠所とする二碑遺立の地であり、「勢力範囲がそれぞれ明確に区分された三派立合の山」であったと論じている。一方で、二ヶ条目後半以降では聖護院による当山派支配地への浸食、根本的に紀州熊野に所縁のある聖護院を大峯より排除しようとする当山派の意向が伺える。醍醐寺三宝院は入峯にともない小籠に聖宝理源大師像の遺立を行っており、入峰復興を契機として、中世より熊野三山檢校職として權威を有した聖護院、その支配地である紀州熊野に対抗した形ではないかと考えられる。三宝院は大峯と熊野を区分し「大峯」吉野として支配地を手中に収める意向を示した。しかし、勢力範囲とは「支配地」を表わすものであり、寺領のように幕府より安堵され

た場所ではなかった。あくまで参籠を行う範囲であったため、道苺小屋一件の際に両山と吉野山で争うことになった。

二 道苺小屋一件の展開

本節では道苺小屋一件について順を追って見ていく。幕府寺社奉行・評定所へ提出した書類一括の写しである「史料13」(舟知家文書四函25号)によると、鑓掛にて参詣者の登山が厳しい状況を受けて、修繕を担う道苺小屋を設置し、入峯する先達や山伏、参詣者より吉野山へ道苺銭を一人につき六文納めることになった。なお、道苺銭は寺僧方が享保期まで三文、享保期以降は六文徴収していた。天明(二七八)二年八月二十日、台風によって倒壊し、八月二十八日に洞川村村人の男性が残らずに道苺小屋へ押しかけて打ち壊しを行った記述されている。この行為に対して吉野山は洞川村役人を呼び寄せて聞いたところ、「東照宮様御書物頂戴大峯山者洞川村支配ニ而、右小屋場地所者貸置杯与申之候」と述べ、洞川村洞川村側は徳川家康の書物によって大峯山は洞川村支配地であり、道苺小屋の地所は吉野山へ貸し出しているに過ぎないと主張している。一方で、金峯山寺は寛文十一(一六七二)年の裁許状をもとに否定している。洞川村が根拠となる御書物提出せずにいたため大和国高取藩と支村藩へ公訴にいたる。洞川村は心奪違いであったとして内済を申し出るも、吉野山は日光門跡末寺支配を決定づけるために寺社奉行へ出訴することとなる。「史料13-1」には蔵王権現領吉野山朱印額は一〇(一三三)二斗とされている。これは寛文十二(一六七〇)年の検地改を参照したものであり、寛文十一年の日光門跡末寺支配を経て朱印額は二九(一三三)三斗二合であった。これを寺僧方、満堂方などに分配していたが、寛文十一年段階では吉野山および小路村を対象としており、大峯山についての言及はされていない。同じく天明五年に出された洞川村百姓共書上には台風後の再建に際して打ち壊しの記述はなく、道苺小屋再建を行っていた人足に対して両山の下知を得ているか確認し片付けたに過ぎないと述べている。「史料13-2」の前には上記の同文言があり、天明五年の打ち壊し

は事実か否か、「洞川村近年何等之儀を警固は候哉、勿論洞川村者御料百姓ニ候也、公儀御定等も無御座」等と警固役の根拠が主な争点となった。以上より、道苧小屋一件が天明五年まで延引した理由として証拠や論拠が不十分な点が多かったことが挙げられる。「史料13」を以つて幕府評定所は洞川村でなく両山を相手取つて出訴することが仰せ渡された。その後天明六（一七八六）年に南都奉行に対して改めて出訴したのが史料14（四四二六号）である。吉野山は七月四日に再度洞川村が道苧小屋を打ち壊したと申し出た。この際に両山の使者と称する帯刀人もいたとしつとも、逃げたため詳細は不明とした。この出入の差配を受けて吉野山は改めて江戸寺社奉行へ出訴し、両山との争論へと発展していく。

寛政元（一七八九年）に金峯山寺より江戸寺社奉行へ宛てた史料には暴動により小屋が損壊してしまつたため別の場所（備前）へ移して再開し洞川村が山役銭を徴収し始めた」と書かれている。天明五年八月に寺僧方・満堂方が道苧小屋一件を江戸寺社奉行へ出訴するが先述のように証拠不十分で沙汰なしとなつた。洞川村は、道苧小屋の場所を変更し洞川村も徴収ができるならば争論を内済すると提起している。ここでそもそも洞川村が警固役として行所を担っているがだれの支配によるものかと寺社奉行に問われ、大峯山上は聖護院・三宝院の支配であり洞川村は警固役を担っていると述べてそこで輪王寺宮配下である吉野山側は道苧小屋一件に対して両山を相手取り争論をすることになる。その際に、「史料1」にあるように既に大峯山上以南小嶽より先は両山の圏域であり分別されていることを強調している。修験として「例年入峯」を行つているが聖護院が行所を担う葛城修験に対して支配を申し立てたことはいないと主張した。さらに秋詣において大峯山上以南へ赴く際に山役銭を納めており、朱印・条目の領域を超えれば問はずい旨を述べている。以上のように、当初は洞川村を相手取つての争論であったが次第に両山と金峯山寺の争論も展開していき、金峯山寺は輪王寺宮による支配を強調して支配が覆されることを阻止しようとしている。洞川村は同時期に「裏行所」の支配を主張しているが、南都奉行により洞川村は敗訴となつている。

最後に争論の終結についてみていく。道苧小屋の場所移動について吉野山側も同意し従来通りの小屋を作るならば吉野山は両山に許可を取らなくてよい、山上堂と付随する堂舎・圏域は吉野が担い、大峯山より南は両山が担う、争論中の役銭滞納分については追つて相談することとなつた。支配域が明確化される一方、吉野山にとって痛み分けのような結果であつたと捉えられるだろう。道苧小屋一件以降も吉野山と洞川村は大峯山内の小屋設置など、問題が継続して展開していく。

三 洞川村による大峯山権益

本節では洞川村による吉野山に対する行動を道苧小屋一件の期間に準じてみていく。「史料15（四四二七号）の宛所である川尻甚五郎（河尻春之は初代五條代官であり在任期間寛政七（一七九五）年〜享和二（一八〇二）年であり、道苧小屋一件の期間であることから並行して初発していたとわかる。宛所は南都奈良奉行と金峯山寺の預所である高取藩で、大峯への案内は吉野山の僧侶先達が行っているが洞川村は大峯山を自身の支配として吉野山先達を追い払い参詣者を奪い取っていると申し出る。背景には史料3（四四二五号）で述べられているように、山上法中より吉野山先達、洞川村に対して参詣者の案内を行つた際に食事、酒、少々の謝礼を渡していた。洞川村はそれらを参詣者に対しても要求したことが問題となり暴動にまで発展した。洞川村にとって案内は重要な生活の糧であつた。また、洞川村は行所にて十二または十八文を徴収し差し出さない参詣者に対して登頂を妨害を行つた。吉野山は大峯山上より吉野山まで金峯山寺の管理であるとした上で、参詣による渡世を妨害されてしまつては吉野町方の者も生活が成り立たないと述べている。道苧小屋一件も解決していない状況で起こつており、江戸中の惣代を通じて幕府寺社奉行へ願ひ出る。

山林資源の取得についても洞川村は吉野山と争つている。立木伐採をめぐる問題として森下論文では藤八丁の伐木に際して洞川村より両山に詫状を送つていたことが述べられている。本稿でも当該期間の一例として史料12（四四二七号）をみていく。道苧小

屋一件発生翌年である天明三(一七八三年)五月に起こった争論である。洞川村は山上近辺の木々伐採に関する争論である。道苧小屋一件の最中であるため両山へは申し出ていないが、吉野一山内の本・当山方へ訴え出ている。洞川村は、山上法中が勝手に数種の木々を伐木している点、枯木のみ採取を許容している点を主張している。これについても双方では相違がありつつも、洞川村の立木伐木の利権については否定されていない。以上見てきたように、道苧小屋一件は「支配地」である行場をめぐる争論であるが、参詣者来訪がもたらす金銭、伐木売買といった資源など、生業と直結する問題でもあったと捉えられるだろう。

おわりに

寛文八年の争論をきっかけに本山当山の大峰峯中の領域が確定し、金峯山寺は一山寺院として寛文十一年以来修験教団も含め輪王寺宮配下である一方、道苧小屋一件が起きるまで大峯山はあくまで「支配地」とされてきたため区分や所有について明確になつていなかった。葛城修験でも同様に行所の争奪をめぐる在地寺院と聖護院が争論を宝暦(安永期)に起こしており、本山はあくまで現地の先達に対応を任せており、こうした争論が発生しない限りは慣習のままでも済ませていたため争論が複雑化したといえるのではないだろうか。また、吉野山は近世初期より一般参詣者が往来したが安永頃より増大する。行所であるからこそ、そこで活動し渡世を行う寺院、人々、さらには両山にとっても重要な問題であった。それ故に引き下がることはせず、解決までに長年を要する大きな争論となつたのだろう。

註

- (1) 首藤善樹『金峯山寺史』第一部第四章「大峯山中(国書刊行会、二〇〇四年)、鈴木昭英「大峯修験と天川村」(『修験道教団の形成と展開』法蔵館、二〇〇三年、以下鈴木論文と表記する)、森下惠介「大峰山と山麓の人々」(『吉野と大峯』東方出版、二〇一〇年、以下森下論文と表記する)、吉井敏幸「吉野大峯山と本山派」(『仏教史学研究』二

七、一、一九八四年、のち川崎剛志他編『修験道とその歴史』岩田書院、二〇一三年に再録。

- (2) 『江戸幕府下知状』(『金峯山寺史料集成』第三部三三〇号等)
 (3) 森下論文では「陀羅尼助小屋一件」や「茶屋普請」など、大峯における生業について言及している。
 (4) 『序中漫録』二三、「江戸幕府下知状」(『金峯山寺史料集成』第三部二二六号)
 (5) 宮家準「近世における金峯山の修験寺院と祈禱」(『神道宗教』一九九、一〇〇号、二〇〇五年)
 (6) 吉井敏幸「近世吉野山修験道について」(『宮家準編』『御嶽信仰』雄山閣、一九八五年)
 (7) 関口真規子「当山派」(林淳他編『修験道史入門』岩田書院、二〇一五年)
 (8) 『本山当山大峯の公事目安之扣』(『山伏修験二問スル書留』下、東大史料編纂所蔵データーベース)
 (9) 吉井論文
 (10) 前後して同年に当山派は熊野三山の神社勸進組織である本願所の支配を試みるが本山派支配とされるなど、それぞれの支配域が確定されていった(『江戸幕府修験定書』聖護院文書八三編一五号)。
 (11) 吉井敏幸「近世吉野山修験道について」(『宮家準編』『御嶽信仰』雄山閣、一九八五年)
 (12) 「陀羅尼助小屋一件返答状写」(『金峯山寺史料集成』第三部三三八号)、なお「史料13-1」は幕府へ提出した五つの証拠書類の概要とそれに付した番号の箇所を写出した。証拠書類自体は道苧小屋一件とは直接関係のないもの、例えば貞享期に伐採した木々の書上などであった。
 (13) 鈴木論文
 (14) 首藤善樹『金峯山寺史』第一部第四章「大峯山中」(国書刊行会、二〇〇四年)
 (15) 「道苧小屋一件通訳状写」(『金峯山寺史料集成』第三部三三三三号)
 (16) 春に奈良県御所市和歌山県和歌山市加太、友ヶ島で行う葛城修験の「春遊」、秋に吉野山(熊野)で行う大峯修験の「秋遊」を原則に毎年行うことになっている。
 (17) 「道苧小屋一件願書草書」(『金峯山寺史料集成』第三部三三三三号)
 (18) 「道苧小屋一件内訳取替証文」(『金峯山寺史』史料補遺四)
 (19) 『配州収蔵目録I』和歌山市加太、向井家文書目録、和歌山大学配州経済史文化史研究所、二〇一二年

四節 金峯山寺の神仏分離のはじまり

吉川 聡

明治維新时期に金峯山寺が神仏分離令によって大打撃を受けたことは、安丸良夫『神々の明治維新』（岩波新書、一九七九年）でも取り上げられ、よく知られている。金峯山寺は慶応四年（明治元年、一八六八）から寺院として存続することを願い手を尽くしたのだが、明治政府が強硬な態度を崩さず、足かけ七年にわたった交渉も実らず、明治七年六月に神社にされてしまうのである。その結果、吉野の山下蔵王堂は金峯神社の口ノ宮に、山上ヶ岳の山上蔵王堂は金峯神社の奥ノ宮となり、子院はみな廃絶し、僧侶は還俗を余儀なくされる。しかし金峯神社の口ノ宮・奥ノ宮では従来の信者をつなぎ止めることはできず、明治十二年から十三年に東南院・竹林院・樞本坊が、明治二十一年に喜藏院が寺院への復帰を認可される。そして山上・山下蔵王堂も、明治十九年に仏寺への復帰が許可された。ただし子院で復活できたのは右の四院だけであり、山下蔵王堂が金峯山寺、山上蔵王堂が大峯山寺に分離するなど、現在にも多大な影響を及ぼしている。

金峯山寺における神仏分離は、『新編明治維新神仏分離史料』第八巻¹⁾に詳しい。以下では『神仏分離史料』と略称し、引用は同書の頁数を示す。一方で『舟知家文書』には、慶応四年（明治元年）の「役用日並」が残っていた（第四四七号、史料35）。以下、日並記と略称する。これは当時金峯山寺の役者だった小松院祐恵が記したものである。日並記は内容が簡略ならみはあるが、『神仏分離史料』と対照させることなどにより、明治維新の最初期における金峯山寺の対応をうかがうことができる。

そもそも神仏分離令は、下記の経緯・内容で発布された。明治政府の発足後間もない三月十三日に、神祇官の復興が宣言される。翌三月十四日には五箇条の御誓文、三月十五日には五榜の掲示を發布して矢継ぎ早に新政府の基本方針を示すが、その中で

三月十七日には神祇事務局が次のような達書を出している。

今般王政復古、旧弊御一洗被為在候ニ付、諸国大小ノ神社ニ於テ、僧形ニテ別当
或ハ神社僧侶ト相唱（候蒙ハ、復飾被仰出候。（後略）
つまら神社の社僧は認めないので復飾（還俗）せよという。この内容ならば、金峯山寺にはさほどの影響は無いように見える。しかし三月二十八日の神祇事務局達には次のようにある。

一、中古以來、某種現或ハ牛頭天王之類、其外佛語ヲ以神号ニ相称候神社不少候、何レモ其神社之由緒委細ニ書付、早早可申出候事。（中略）

一、佛像ヲ以神体ト致候神社ハ、以來相改可申候事。

附、本地杯ト唱へ、佛像ヲ社前ニ掛、或ハ鰐口、梵鐘、佛具等之類差置候分ハ、

早々取除キ可申事。（後略）

これによると、権現など仏教の言葉で神号と称している神社は申し出るべきである。また佛像を神体としている神社は改める必要があるという。金峯山寺は蔵王権現を本尊としており、右の論理によれば権現は神社であり、権現を神体とすることは認められない、とも読めるだろう。さらに神社にある仏像、仏具は撤去せよとある。

続いて四月の太政官達には次のようにある。

此度太政官一新一二付、石清水、宇佐、宮崎等、八幡大菩薩之称号被為止、八幡大神ト奉候様被仰出候事。

八幡大菩薩の称号を廃して八幡大神と称するという。蔵王権現はまた、金剛蔵王菩薩とも称している。蔵王権現が菩薩ならば、八幡神と同様ともみなしうるかもしれない。

そして閏四月四日の太政官達には次のようにある。

今般国大小之神社ニオイテ神佛混淆之儀ハ御廃止ニ相成候ニ付、別当社僧之輩ハ還俗之上、神主社人等之称号ニ相転、神道ヲ以勤仕可致候、若亦無拠差支有之、且ハ佛教信仰ニテ還俗之儀不得心之輩ハ、神勅相止、立退可申候事。（後略）

社僧などは復飾して神主などとして勤仕すべきである。復飾できないならば立ち退かなければならない、という強い指令である。これらの連書を文字通りに解釈すれば、権現を本尊とする金峯山寺は、仏像である本尊を改めて神社となり、僧侶は全員復飾して神主などになるか、退散する必要がある、とも説く。

このように神仏分離令は、明治政府が発足して間もない慶応四年三月から四月にかけて、他の重要方針と同時に発布されている。それに対する金峯山寺の対応は、五月十三日に口上書を提出したことは、従来から知られている。それに対して六月十三日に明治政府より沙汰があり、藏王権現は神号に改め、僧侶は復飾すべきことが申し渡された。現在の理解では、この六月十三日の通達によって、金峯山寺は初めて明治政府の強圧的な姿勢を理解したという考えがある。しかし今回見いだした日記からは、五月から明治政府と金峯山寺とで交渉をしていたことが判明する。

日記によると、四月には金峯山寺は旧幕府時代の朱印地を新政府に届ける必要がある、その対応に追われている。その一方四月二十一日には、一山の神社で仏像を神体としているものは取り除くべきこと、また鋤口・梵鐘等の仏器を取り除くことが確認されており、神仏分離令に対応している。四月二十三日には藏王堂・子守勝手以下の神社の由緒書・口上書を新政府に届ける準備を始めている。四月二十三日には、金峯山寺領に関する朱印状を提出する必要があることを初めて聞き、急ぎ準備して四月二十六日に金峯山寺満堂衆徒惣代の小松院が発発して奈良に向かった。小松院は四月二十八日に奈良の総督府に出現したが、その総督府において仰せ渡された内容を、次のように記録している。

先月神社之由緒書差出し置候所、今般直々神祇官江差上願立有之候様申被聞候
ニ付、今一応山内両衆服職之儀願立候而者如何ニ候哉、此俟御沙汰待受候而者
御朱印ハ勿論衆中一派如何ニ変化有之哉も難斗候ニ付、一山篤々復俗之儀示談仕
候而上京之答ニ候へハ、山上衆中も下山之上一決可致候、且又藏王権現之号ハ
已來相改との御沙汰ニ御座候へハ、改号ハ勿論左候へハ神社ニ相成候哉も難斗候

事、

小松院は五月二日に金峯山寺に帰山すると、その夜に山上の竹林院あてに書状をしたため、同内容を説明して今後の対応案を示している。次の文章である。

御朱印并御条目総督殿江持参仕候所、此分ハ京都江差可出候様被仰聞候、就夫先
々月差上候神社之由緒書神祇官江差出候而、藏王権現之儀別段願立周旋無之候
而ハ、寺院一大事之事情、役人方被仰聞候、左候へハ、此俟御沙汰御相待申居候
而ハ、藏王権現号ハ已來相改との御沙汰ニ付、改号ハ勿論之儀ニ御座候へハ、是
非とも神社ニ相成候ハ、衆中一統如何変化も難斗、且ハ御朱印も是又難斗候、右
ニ付一統復俗之儀願立候而者如何ニ御座候哉、但しハ、此ま、矢張御沙汰相待候
哉、右両様否哉御報承度候。

これは下記のような意味だろう。奈良の総督府で役人が仰すには、四月に出した神社の由緒書を京都の神祇官に差し上げる。ついでには、藏王権現について何も申し上げなくては寺院の一大事だと役人が言っていた。このまま新政府の沙汰を待つていれば、藏王権現は改号し、神社になりそうだが。その場合、朱印地はもちろん、寺僧集団もどうなるか分からない。そこでこの機会に、一山復飾すると申し上げたらどうだろうか。ただし、このまま新政府の沙汰を待つという選択もあるけれど。

つまり奈良の総督府から内々に、放っておけば神社になるのみならず、組織は滅亡するかもしれない。ならばこちらから復飾を願って政府に従う姿勢を見せて、組織の存続を図るのが良いのでは、という指針を示されている。この時期は新政権に対して、朱印地などの旧来の権利を認可してもらう必要があった。そのような弱い立場ゆえ、新政権の方針に従う姿勢を見せるべきだ、という訳である。

そこで急遽五月四日に寺僧が集会を開いて対応を協議し、復飾を願うことに決めた。山上の竹林院は不参加だったが、五月三日付で書状を送り、皆の「御心痛」を思いやうた上で、自分にも名案はないので、世の流れに従うしかないと言っている。その結論を受けて、五月六日に寺僧方の喜藏院と満堂方の持明院・小松院が京都に向けて出

発し、日並記では五月十一日に京都で神社の由緒書等と願書を提出している。このときの願書が『神仏分離史料』三五八〜三五九頁等では五月十三日付の願書として収録されている。文書の差出は金峯山寺惣代の持明院・教學院、充所は弁事伝運御役所¹⁾で、大意は下記の通りである。

藏王権現は天台真言の両宗が守護して朱印地も拝領してきました。今後藏王権現が神号となつたならば両宗は復飾して神社と相応の職務を務めたく思います。南朝皇居の旧地なのでその関係の職務も務められます。

これらの史料から窺うに、幕府から認められた朱印地を引きつぎ新政権に組織を認めてもらうために、自らの意に反するが神社になつてもよいという姿勢を見せたのだろう。

この願書は『神仏分離史料』等によれば六月十三日に認可されている。日並記によると六月十九日に寺内で集会を開き、願書が聞き届けられ、僧侶は復飾を仰せ付けられたことが披露された。六月二十日には、金の鳥居の額や本堂の塀口などを取り除いている。一方で寺内では、まだ結論が出ていない五月二十日の時点で、王政御一新の時勢に対応して寺僧方・満堂方が一つに合体する旨を決議している。長い歴史の中で形成されていた両者が簡単に合体した点に、寺院の危機感が表れている。

以上、組織存続のために新政権の方針に従う姿勢を見ざるをえない状況で、極めて懐かしく、熟慮する余裕もないままにまずは復飾を迫られている。寺院としては危機感が持ちつつも、反対もできなかった。

しかし、金峯山寺が神社にそぐわないことは明白である。本尊である藏王権現については、権現の呼称はやや後世に成立したもので、一〇世紀前期頃に成立した当初の呼称は金剛藏王菩薩である。その尊格は、仏教の忿怒像である執金剛神や金剛童子をもとに成立したと考えられる²⁾。寺伝でも、末代相応の仏を求めて役行者が仏道修行中に折つた結果に出現した忿怒像だとしている。熊野権現や八幡大菩薩のように日本土着の神が権現・菩薩とされた事例や、東照大権現(龜川家康)のように日本人が神とされ

た権現などとは全く異質のものである。明治四年に五條県が藏王権現像を檢分した際³⁾に、仏像であり神体ではないと判断しているのも、当然のことである。またそれゆえに、神社に変更されては金峯山寺が立ちゆかなくなることも明白だ⁴⁾。

日並記を見ると、復飾が認可された直後から対応策を協議している。六月二十八日には一〇院が集会を持ち、山上寺と吉水院の七院は役付きとして寺院にするように太政官に嘆願する案が持ち、七月二日の話し合いでは、山上寺は役行者別当寺とし、山下の坊舎は今日より復飾する、となった。七月七日にも、越後の見正院より山上・小幡はこれまで通りにしてほしいとの申し入れがあった。そこで七月二十三日付で惣代の持明院・教學院から南都御役所にあてて口上書を提出し、藏王権現を神号に改めて復飾することについて、当寺を管轄する輪王寺宮にお伺いを立てるので、五十日間猶予してほしいと願ひ出ている。しかしこの時期、輪王寺宮の能久親王は幕府方として戊辰戦争を戦っており、実現は無理な話だった。八月十日に開かれた寺内の集会を日並記は次のように記す。

南都正差上置候山上寺院歎願書・五ヶヶ日之猶豫之願書等差戻し⁵⁾二相成候、依之山上寺院山上下共復飾⁶⁾不相成候様歎願可仕忝⁷⁾之事。

この記事によると、山上の坊舎からの嘆願書も同時に出していたようだが、それも含めて受理されずに終わっている。そこで対応策として、山上に坊舎を持つ寺院は、山上下ともに復飾しない方針にした、ということなのだろう。この方針に基づいた口上書が『神仏分離史料』三六三〜三六八頁に収録されている。それは九月付、差出は惣代竹林院で、奈良府御役所あてである。内容は、坊舎を廃絶しては参詣人・吉野山町人百姓が難渋する等の事情を述べ説明し、山上に坊舎を持つ一坊は寺院とし、他は復飾することにしたという文面である。日並記によると、惣代の竹林院は九月十五日から二十五日にかけて嘆願に南都方面に出かけたが、そこで輪王寺宮支配の寺院は以後、青蓮院宮・妙法院宮・梶井宮の支配に変わったことを聞いている。おそらくそのためなのだろう、この嘆願書は提出せずじまいで終わっている。『神仏分離史料』三六三

頁には、上京して周旋し、山門の總代と相談した結果、嘆願書を用いないことに決めた、とある。恐らくはそれが、この九月付の嘆願書のことなのだろう。

竹林院が金峯山寺に掃山したのは九月二十五日である。翌二十六日には寺内で集会を開いて竹林院が報告をしている。直後の二十七日には、惣代竹林院・東南院が上京し、二人は十一月十五日までの二ヶ月近くの間に京している。その間に彼らが京都で作成した嘆願書が『神仏分離史料』三六九・三七一頁に収録されている。十月晦日付、差出は金峯山寺惣代竹林院・東南院で、弁事御役所あてである。内容はそれまで大きく変わっており、大意は下記の如くである。

五月の際は突然のことで狼狽し、取り調べないままに願ひ上げてしまいました。その後取り調べてみると、藏王権現とは金剛藏明王大権示現の略語で、真言密教の言葉であり仏像に間違ひありません。僧侶も復飾せずに僧家としての勉学に励ませて下さい。

復飾を取り下げ、寺院であることを明確に主張している。この変化は、青蓮院宮・妙法院宮・梶井宮の管轄下に入ったことが大きいのだろう。従来は明治政府の仰せを金峯山寺が受け止めるしか方法がなかった。しかし今は京都の天台宗門跡の下にあるので、京都で彼らと相談することができた。そのため、自己主張ができたのだろう。

日並記によると、在京惣代の竹林院・東南院はこの嘆願書等の下書きを京都から金峯山寺に送っている。それは十月二十六日に金峯山寺に届き、寺院では当日に各院に回覧の上、翌十月二十七日に小松院が在京の両惣代に返書を送っている。その返書には「統拝見満足仕候」とあり、京都での御心労を氣遣い、活動に期待する旨を記している。ここで金峯山寺の一同が拝見・満足したとあり、これが僧侶たちの本音だったことが分かる。

この嘆願書は京都で提出後、同文で奈良府あてのものを両惣代が作成し、十一月七日付で奈良府に提出している。奈良府はそれを十一月九日に京都に送るが、それに対する神祇官の回答が残っている。下記の通りである。

別紙金峯山寺ヨリ申出候藏王権現等之儀者、当夏差出候書面並附紙之写御廻し申入候。篤度御勤考可給候、抑藏王権現胡佛二相成候而者所々二同名之社も有之候事故、不都合ニ可相成候間、佛体二候ハ、取除、神社立置候様致し度候。尤境内二地主之社も有之候ヲ以相考候得者、元來神地へ寺院造立致し候事者現前候也、
十一月十二日 神祇官

つまり神祇官では、嘆願書が提出された後すぐに結論を出している。藏王権現を外国の仏とした場合は各地に同名の神社もあるので不都合である。だから取り除いて神社を建てたい。地主神社もあるので元は神地だったのだろう、という結論である。事実を調べる以前に、政治的理由を優先して神社にしてしまおうという態度である。

日並記によれば、十一月十五日に両惣代は金峯山寺に掃山するが、十一月二十日に奈良府から吉野山へ出頭命令が届き、二十一日にまた惣代の竹林院・東南院をはじめとする数名が出発している。右の結論はその場で仰せ渡されたのだろう。その後も金峯山寺では何年にも及んで粘り強く嘆願を繰り返すが、結局はこの高圧的な明治政府の態度を崩すことはできず、一時、廃寺の憂き目に遭ってしまった。

以上のような明治元年の経緯からは、明治政府が発足直後に強硬な立場で臨んだために、立場の弱い金峯山寺は、心ならずも要請に応じざるをえなかったことが分かる。その後、金峯山寺は正論を論じて反論するが、明治政府の政治的都合に基づく要求を押し返すことはできなかった。結局、神社になってやっとなら、政府の主張が現実離れしていたことが実証された。結局、とうとうこのことなのだろう。今回見いだした日並記は、金峯山寺をめぐる神仏分離の最初期の動向を、従来よりも明瞭に見せてくれたと言える。

註

(1) 『新編明治神仏分離史料』第八巻、名著出版、一九八三年。

(2) 『首藤善樹「金峯山寺史」(国書刊行会、二〇〇四年)二六頁・森下恵介「吉野・大峯の神仏分離」(『山岳信仰と考古学』Ⅲ、山の考古学研究会編、同成社、二〇一〇年)など。

- (3) 『金峯山寺史料集成』(首藤壽樹編、国書刊行会、二〇〇〇年)第三部三八三号、五八三頁にも収録される。
- (4) 金峯山出土藤原道長経筒の寛弘四年(一〇七)の銘文中に「南無教主釈迦盧王権現」と見える例が古い(『金峯山経塚遺物の研究』(帝室博物館、一九三七年)。しかしこの場合の権現とは、釈迦が盧王に権に現れているという意味であり、日本の神ではない。
- (5) その後の盧王権現に連続する最古の像の記録は、承平七年(九三七)成立の聖宝の伝記である『醍醐根本僧正略伝』に見える(金剛蔵王菩薩の表現と考えられる。その他、尊格の性格などは吉川聡「執金剛神から盧王権現へ」(『東大寺の新研究』東大寺の美術と考古)法蔵館、二〇一六年)など参照。
- (6) 『新編明治維新神仏分離史料』第八巻、六〇六頁、明治四年五月晦日五條県伺書。
- (7) 『新編明治維新神仏分離史料』第八巻、三六〇頁・日並記七月二十六日条。
- (8) 『吉野大峰山之義』三付官省伺往復之件、但寺院人民願書共、自明治三年至同八年、社寺之部、庶務課(奈良県立図書館報頭所蔵、奈良県庁文書)と『下』。

五節 一八～一九世紀における山上本堂と山上役講

栗原正東

大峯山には大坂や堺を筆頭に京、江州、播州など広域の人々が一七世紀より大峯山へ活発に参詣を行っていた様子が確認でき、例えば元禄四(一六九二)年の大峯山寺再建は講中の寄進によるところが大きいとされている。その中でも役講と呼ばれる集団が存在し山上本堂において戸閉・戸閉に携わっている。宮家準氏を嚆矢としてその活動が分析され、首藤善樹氏によって吉野山や洞川村とのかわりがあり及されている。戸閉・戸閉とは大峯山上蔵王堂を登拝可能な春・夏に閉閑する行事で鎌倉時代には執り行われており、近世末頃から山上講中の有力組織である阪堺八講八嶋役講が山上本堂の鍵を預かり戸閉・戸閉の重要な役割を担ったとされる。本稿では井筒講の老分を担った青木種太郎家文書と舟知家文書を併用し山上役講の動向を見ていく。本稿と併せて史料編(六節)大阪山上講関係(八節)青木種太郎家文書を参照されたい。

阪堺八講は大坂の岩組、光明組、三郷、京橋、堺の鳥毛、井筒、両郷、五流から成り立っており、山上本堂の「正面口」、本堂左奥の「扉・秘密口」、本堂右側の戸「はかし」(私・秘口)の三つの鍵を近世後期にそれぞれ管理するに至った。寛政九(一七九七)年の諸持である「史料3」(四函35号)には、道菊小屋一件をきつかけとする洞川村の暴動によつて二年間に渡り戸閉ができなかったが、本年は決行する旨を大坂三郷惣講中宛に出している。「史料3」には摂州大坂三郷山上講之條別而信敬厚、御御戸閉之節登山仕」や「以前之通不相替三郷御講中御登山被下御世話之儀願願申入候」とあり、鍵の所持については言及できないまでも寛政七年にはすでに戸閉に大坂の三郷組が関与していたことがわかる。文化十一(一八一四)年より翌年にかけて行われた山上本堂修復にともなう諸留書(函四号)には三郷御老分宛の書簡の写しがある。持明院等によつて本尊の下遷座が六月十二日に行われる旨を天満の錦屋半兵衛ら計三名に対して通達されてい

る。宛所の一人である新町吉川屋太兵衛は書簡が届いた翌四月に山上へ赴き、遷座に關する諸入用を山上導師小松院・南之坊とともに見積り、「大都皆々に對して(寄附三致させ度)と申している。宮家氏によると蔵王堂の扁額には大坂三郷山上講中、大峯山正面口の南京錠の表に「光・岩・明」と記され双方ともに文政八(一八二五)年と刻まれている。青木種太郎家文書より嘉永二(一八四九)年には井筒・鳥毛を中心とする堺四講によつて山上本堂の役行者像が吉野山安禅寺にて開帳された事例を挙げている。宮家氏はこれらの史料より「八講は成立事情を異にして」つつも結びつき、一九世紀には役講として権力を有していたと論じている。鍵の所持とその管理がいづから始まったのかは明らかにはできなかったが、大坂役講、特に三郷組は一八世紀末には戸閉に際して格別の扱いを受けており、再建にともなう寄進や多大な奉納を行う中で鍵の所持・管理を任される位置づけになったことは明らかである。

しかし、安政三(一八五二)年より大坂・堺講中で争論が起こった。鳥毛講・井筒講が管理する秘密口の錠前が毛彫鉄錠のため腐りやすかったので真鍮にしたが、その際に浮銘にしたこと、多人数で本堂内に入り混雑したことをきつかけであった。安政三年五月付の大坂三郷願書等控(史料4)四函65号には三郷の主張や状況が記されている。「近來者左界表(新垣之事)御取上ヶ被下御許有之候故、古來が仕來り之表は崩レ歎ヶ數事」とあり、岩組・光明組・三郷は正面口の鍵を昔から管理しており、新規に秘密口の鍵を管理し始めた井筒講・鳥毛講と一緒にされたことを否定している。しかし、大坂役講に対しても「戸閉二者光明講警固禁止」などの処分が下り、大坂役講世話方が打撃を受けるなどしたため登山を見合わせるべきか問いたたす事態となった。安政六年の戸閉の際には鳥毛講・井筒講の鍵・箱などが取り上げられ、さらに「秘密・はかし」全ての錠前が取り払われ無銘にされるも、万延元(一八六〇)年には解決に至り、錠前に關する取り決めがなされた。この様に近世末期において阪堺八講はその権利を容認されていたが、宮家氏の指摘するように成立時期やその在り方が異なったため一枚岩ではなくそれぞれに序列意識があり、また、あくまで吉野山の役情下に

おいて活動を容認されていた。

次に井筒講とはどのような集団だったのかをみていく。青木種太郎家文書は年号が記載されている中で天保四(一八三三)年のものが最も古く、昭和三(一九二八)年の物が最も新しい。多くが後述する明治初～十年代のもので講中組織の変化からともなう史料と推察される。明治初期と思われる史料によると井筒講は一五の講中から成る惣講を表わし、その中で「加賀屋講中」と「泉伝講中」が最初に記載されている。天保四年の史料には講元半兵衛という人物が記載されており、安政七(一八六〇)年段階には井筒講老分として和泉屋(林伝兵衛)、加賀屋半兵衛が記されており、和泉屋と加賀屋の二家が併存して取り仕切っていたことが窺える。(参考119)の差出・宛所によると加賀屋新田に住んでいたため加賀屋の屋号で呼称されていたと窺え、加賀屋として惣兵衛、「惣三郎」、「伊三郎」なる人物たちが種出し、「か、惣二等と省略された形で表されている。宮家氏は岩組先達の屋号から町人を中心とした「同業組合的性格」と評価しているが、井筒講の場合、上記のほかに住吉屋のように地名が屋号になっていたと考えられる。一方で、加賀屋・和泉屋の二家のみが世襲で老分を務めたのか、加賀屋の人物関係、生業については本稿では分析にいたらなかった。

舟知家と講中の関係性について、(参考1)は満堂方小松院から講中への奉加金依頼である。明治初期の史料と考えられるが詳細な年代は不明である。(参考1)の内容を見ると「大長殿の一件」が解決せずにいるため、舟知氏を井筒講へ派遣している様子が窺える。(参考2)によると「大長」は「大和屋長兵衛」の略称であった。小松院と大和屋の間で借入金に関する交渉が解決に至らなかったため、井筒講・鳥毛講に対して奉加金の納納を願っていたことがわかる。明治初期の入用状には「一同老式分/錢十五匁/小松院掛/鳥毛ト割合ト同名渡」とあり、鳥毛講と井筒講は役講の例にもれず多数の寄進を行っていたことが窺える。舟知家が講中とどのような関係であったのか詳細は不明であるが、井筒講と鳥毛講は共同で小松院への費用を捻出し、「世話掛」として舟知家が介在していたことが窺える。

次に明治初期における山上講の動向についてみていくにあたり、史料編五節も併せて参照したい。首藤氏によると、神仏分離を受けて明治八(一八七五)年四月に役行者像等を安置する「新堂を山上本堂境内外に再建して吉野山善福寺ならびに河川村龍泉寺が管理することとなり、それを契機として吉野山、河川村、役講は転換をせまられることになる。(参考3)は「こうした状況で井筒講へ宛てて出された書状で、和泉屋伝兵衛方へ到着した後、加賀屋惣兵衛が書き写したものである。新堂建設が八月十五日に終了して九月二十日に役行者像遷御を行い、翌九年の戸閉を経て入仏供養を行うといった日程と、戸閉の日取りが決まっていない旨を述べている。また、尚々書にて寄進を願っている。この建設と前後して大峯講中もいままでの講中形態から神社奉仕団体・三条(山上)講社になるように要請を受けた。(参考5)は「仏魔シニ付」とあることから年月は不詳だが、明治八年の新堂建設に伴う講集団としての変化の様相を表わす史料である。差出の「姫路材木屋増田安右衛門」は有力な井筒講の講中であった。修験道の廃止にともない井筒講も撤廃となり、護摩焚きや山上堂の鍵の所有について今後どうなるのかを和泉屋伝兵衛ら井筒講老分に問い合わせている。青木種太郎家文書には、この他にも時期は未詳ながら幕末～明治初期と思われる寄進・入用に關する史料、井筒講中の書簡が多数山見受けられる。こうした残存状況は神仏分離にともない堂舎等の修復や新たな建設、組織改編に対する対応を急進行うためであったと捉えられるだろう。

先述のように幕末より戸閉・戸閉の錠前をめぐる山上講中は争論を展開していたがこの明治八(一八七五)年の新堂設置を受けて鍵に関する取り決めが改めて行われた。大阪三郷と吉野山・河川村で談合を実施し、明治九年四月二十六日に井筒講、鳥毛講、三郷三嶋、岩組、光明組の連名にて「定約取換確書」が交わされた。それによるとそれ以前は「岩組、光明組、鳥毛組、井筒が山上にのぼって戸閉・戸閉を行ってきたが、「定約取換確書」を契機に「社堂表鍵あわせは岩組・三郷三嶋からの一組、光明組の三組が年換り、秘密口は鳥毛組が、はかし口は井筒組が行う」という年輪番制度が採用された。

しかし、「定約取換確書」が交わされてからも明治十五年に至るまで争論は継続した。「史料四七(二)圖26号」より直後の動向が読み取れる。明治九(一八七六)年六月五日に最初の集会が行われたが不都合であると見なされ、十二日に天下茶屋にて大集会が行われた。三郡惣代である上村炭熊が仲介人となり、井筒講は和泉屋伝兵衛、加賀屋半兵衛・伊兵衛が出席した。上村は井筒・鳥毛に両郡と五流を加えた四寓に改めて、鍵所持は四寓で隔年にて行うように頼み出した。もつとも、この改編は吉野村・洞川村からの願出であった。しかし、鳥毛講の吉草が反発し、両郡講を加えることは差し支えないが一七年余りも音沙汰がなく、山上新堂建設をきっかけに出戻りした五流を加えることに反対であると述べた。鳥毛講の米市も戸間に五流講が参与すること、それが伝播することを拒否している。「定約取換確書」の連名にない五流講を戸間に参入させるべきか否か、集会は平行線のまま集結し、明治十五年に至るまで争論が続いた。いつ頃に五流講が井筒・鳥毛によって容認されたのか明確には分からない。明治十五年に至り(参考8)が出された。(参考8)では戸閉・戸閉を八寓のうち岩組・光明組・鳥毛講、井筒講の四寓が中核として以降行う旨が改めて出された。そして(参考9)によつてはかし口の鍵は井筒と五流が隔年にて行う旨が取り交わされ、(参考7)は宛所が井筒老分であり、「堺五流ヨリ該堂之式役ヲ取行」うとあることから明治十五年以降は隔年にて五流講も戸閉・戸閉に参与したとわかる。また、同年五月四日の史料には「大峯山上新古之両堂ハカシ口鍵二門之内一門下三年毎ニ御廻シ被下候約定仕候」とあり、井筒講のなかでも有力な技講に対してもはかし口の鍵を授受していたことが窺える。「定約取換確書」発給の動向より、元来一岩岩ではなかつた役講は明治八年以降に数々の交渉を経る中で「坂堺八講」として収斂したと捉えられる。

以上、本稿では雑駁ながら近世後期から明治初期における山上役講の動向を概観してきた。役講はその成立は異なれど、一九世紀前後より戸閉・戸閉にかかわりを見出し、幕末において一度窮地にいたるも、維新时期にはその権威を復活させるとともに現在につながる組織へと変容を遂げたことがわかった。青木種太郎家文書は幕末から明治前

期の山上役講の内実を把握する一助になる。筆者の力量で本稿では取り上げなかった史料も多数ある。ご批判を乞う次第である。

註

- (1)奈良県立民俗博物館編『山の信仰と吉野修験』一九八三
- (2)宮家準『山伏』評論社一九七三、首藤善樹『金峯山寺史』国書刊行会〇〇四
- (3)宮家準『山伏』評論社一九七三
- (4)首藤善樹『金峯山寺史』国書刊行会〇〇四、二〇九―二一〇頁
- (5)宮家準『山伏』評論社一九七三、宮家準『大峰修験道の研究』成成出版社一九八九、一八六―一八九頁、なお南宮院の銘文のみにとまるとするため文政八年に継を所持したのか、南宮院を寄進したのかは不明である。
- (6)山上堂秘密口錠前一件講書雛形(『金峯山寺史料集成』第三部三七一号)
- (7)首藤善樹『金峯山寺史』(国書刊行会〇〇四)二〇一―二一頁、『大坂三郡山上惣講中講書文書』(金峯山寺史料集成)第三部三七二号
- (8)井筒講連名(青木種太郎家文書)
- (9)井筒講講元・先達・世話人書上(青木種太郎家文書)
- (10)山上堂秘密口錠前一件講書雛形(『金峯山寺史料集成』第三部三七一号)
- (11)宮家準『大峰修験道の研究』一八八―一八九頁
- (12)記(入用控二付)(青木種太郎家文書)
- (13)首藤善樹『金峯山寺史』(国書刊行会二〇〇四)二四三―二四四頁
- (14)宮家準『山伏』(評論社一九七三)一四頁
- (15)山本講氏の御教示による。取(為)換一札文書(青木種太郎家文書、明治十五年五月四日付には増田安次郎は姫路井筒講惣代と記されている。
- (16)宮家準『山伏』(評論社一九七三)一四頁、「定約取換確書」(青木種太郎家文書)
- (17)宮家七三、しかし宮家氏によればはかし口の南宮院に明治十一年の井筒・五流と併記されている。
- (18)注15同

六節 芳雲社から吉野公園へ

黒岩康博

平成二十九年(二〇一七)八月二日、筆者は吉野山で代々「院僧」を世襲して来た藏王堂門前の舟知家において、奈良文化財研究所による近代文書調査に参加した。文箱や葛籠など、様々な形状の箱に遺された史料には親族間の私信(勿論これらもファミリヒストリーにとっては重要である)も多く、残念ながら昨年刊行された児童書『列車にのつた阿修羅さん』(いときえり著・マスタケイコ絵、くもん出版)で描かれた仏像疎開関係の文書を見つけることは出来なかつた仏像疎開については本書の山田琢平論考を参照。その代わり、と言つては語弊があるが、まとまつた形で発見されたのが以下に解説する芳雲社関係文書である。芳雲社については、『吉野町史』において、明治十四年(一八八二)一月に設立が許可された観光案内の会社で、「利益のいくばくかを桜樹の保存に役だてたいとも考えていた」とされているが、舟知家文書を見ると、同社は吉野山で展開するより広範な事業を構想していたようである。

明治十三年二月、吉野山の古沢龍歌・前坊常磐・近藤喜三郎・宮城晋一を含む吉野郡有志二〇名は、歴代行幸・南朝旧蹟の地且つ桜花の名所である吉野山が、「其桜樹ノ園ヲ維新上地以降公園地ノ安ト相成候ニ就テハ、追々枯朽スルモ士民是ヲ補植スルノ方法ヲ失シ、且旧跡ニシテ荊棘ノ塞スルことを嘆き、結社芳雲社を組織して、「桜樹公園地及旧跡等保護」の委託を堺県令(税所)に上願する(第六六七号1号、史料50)。この上願は、同年三月二十六日付で「願之趣奇特」として聞き届けられたが、但し書きに「公園之儀ハ別段可願出事」とある通り、芳雲社はまず旧蹟保護の団体として誕生したのである。

同年末、社員増加のため仮事務所を吉水神社社務所へ設置(第六六七号5号)した芳雲社は、先の上願で保留とされた桜樹の整備へと乗り出す。大塚峯中林や鳴川山林など

社寺との関係が深い吉野山の山林は、明治四・八年の二度にわたる社寺領上知令と地租改正事業により官有化されていたが、同十四年六月、芳雲社はまず五ヶ所(字千本二七五番反別二町三反歩/字千本道上三四一番一町九反歩/字上町五三〇番一反歩/字上千本二七五番反五畝一〇歩/字千本三〇九四番一反歩)の官林桜山において、「栽植掃除及枯損木取片付等ノ保護方」の委託を大阪府に願ひ出、翌十五年十月許可されている(第六六七号6号)。

吉水神社仮事務所設置から遠くない時期に草された芳雲社規則(第六七八号1号、史料51)によると、「吉野山中ノ桜樹ヲ栽培シ、神祠仏宇名勝旧蹟ヲ永世ニ保存(第一一条)することを目的とする同社は、有志者の社員より構成され(第四条)、寄附金を資本金として「地方庁へ利付預ケ(第一一条)とし、その利子で「桜樹栽培及祠堂名勝旧蹟等ヲ修營(第二一条)することを主たる事業として、桜園や名勝古蹟のある民有地を漸次買ひ上げたり(第一四条)、所有者へ保護金を与える(第一七条)とも視野に入れていた。規則に続く「芳雲社贈金送附手續書」の最終第一〇条には、「本社資金寄附ノ諸君登山ノ節ハ本社ヨリ吉野山中名勝旧蹟ヲ案内シ、及ヒ延元帝御物其他古器ヲ拝観スルヲ得(第二)と案内人業務についての規定が見られるが、これは飽くまでも寄附者の特典という扱いであった」。

同規則第六・七条によると、明治十五年から同十九年までの満五年で二万円の資本金を形成する計画であったが、それを進める一方、芳雲社は利子を用いて右に記したような通常業務も行っていった。時期は不明だが、年間経費の費目を書き上げた史料(第六七八号4号、史料52)を見ると、「桜樹本ト掃除」に經常支出の四七％、桜苗植付も併せると六二％を費やしており、舟知家文書第六八九号には、下蒔・植付工賃の領収書が多く残されている。また、勝景の地である千本・吉水・如意輪・竹林・西行のうち四ヶ所に四阿を新設するための一六〇〇円、有税地に交換された古來桜園及名所古跡等敷所の買戻し金三〇〇〇円は、「一時費用として別建てになつて(四阿の修繕費は經常支出)。

明治十四年から二十四年にかけての主たる金銭出入りを記した「芳雲社有志金出納帳」(第六函七括4号、史料53)及び「芳雲社出納決算簿」(第六函七括12号、史料54)からは、芳雲社が桜樹の下蒔・植付という地道な活動を続けていたことが窺えるが、この事態を大きく動かし、同二十二年九月の大阪大林区署設置である。同十九年四月の一大林区署官制に基づいて設置された大林区署は、官林の直轄化、農商務省山林局管轄のための出先機関で、奈良県は大林区署奈良小林区署の管轄となった。これに慌てた芳雲社は、同二十四年三月、明治十五年に大阪府から得た吉野山(桜樹官林掃除栽培等)の許可(前出第六函七括6号)が無効となるか否かにつき、總代密井高備(勳光院・古沢龍敬の名で奈良県へ問い合わせ)の第六函七括11号。

この照会に対する奈良県の返答が残されていないため、かつて府が与えた許可が大林区署により取り消されたか否かは判然としないが、このままでは細々ながら続けてきた事業が頓挫する危険性を感じた芳雲社を含む吉野山の人々は、官有民有という所有の別を越え、一山全体を新たな枠で囲い込む道を模索し始める。その動きは、明治二十四年十月の時点では、「桜樹ヲ以テ名勝トスル」吉野山を植樹により保存しようという吉野山有志による建議(第六函三括3)の段階であったが、この建議を受けた吉野村村長前坊常磐・吉野山区長福住健ら吉野山の名望家のみならず、吉野郡内の隣接町村も巻き込み、吉野山公園設置運動へと繋がって行く。

明治二十五年十一月二日、前坊・福住・古沢・密井をはじめとする吉野山の二五五名を筆頭に、吉野村・龍門村・上市町・大淀村・国樺村・川上村・下市町の有志計五十一名が連署し、「吉野山公園ノ儀ニ付請願書」(第六函三括4号、史料55)が作成される。ここで有志らは、都市の公園には文明社会に疲れた人々の英気を養うという機能があるが、吉野山を公園とすれば「氣力ノ壯活ヲ得ル」と共二大忠孝ノ徳性ヲ涵養シ、倍々文華ノ程度ヲ長進セシムルので、「所在ノ官林ヲ華ケテ之レ」(公園)ガ版図二伍入シ、葦々桜楓等ヲ増植シ尚溪流ヲ引テ池ヲ穿テ、或ハ小舟ヲ浮ヘ以テ自然ノ風色ヲ補足スル」という計画の採用を、小牧昌業奈良県知事に懇願する。また、「吉野山公園ノ儀ニ

付陳情書」とタイトルを替えた同内容の文書が、前坊・古沢・山本文藏・辰巳勘二郎を吉野山惣代として、堀内忠司県会議長宛に提出されている(第六函三括19号)。

県会議長としては、堀内忠司県会議長宛に提出されている(第六函三括19号)。吉野山惣代として、堀内忠司県会議長宛に提出されている(第六函三括19号)。吉野山惣代として、堀内忠司県会議長宛に提出されている(第六函三括19号)。吉野山惣代として、堀内忠司県会議長宛に提出されている(第六函三括19号)。吉野山惣代として、堀内忠司県会議長宛に提出されている(第六函三括19号)。吉野山惣代として、堀内忠司県会議長宛に提出されている(第六函三括19号)。

吉野山公園設置が県全体の方針となると、次の交渉相手は国となる。県は明治二十六年の一月から四月にかけて、当初は吉野山官林の譲身、後には官林管理主体の組み替え(大阪大林区署)と、思という処置への賛成を大阪大林区署に対し執拗に求め、最終的に大林区署は技師による実地検分を経て、同年四月六日付で官林一〇町七反四畝一九歩の組み替えに対し「異存無之候」と返答する。しかし、組み替えの許可自体は、大林区署を所管する農商務省より得なければならず、更にそこに公園を設置するには内務省の認可が必要であったため、同年四月二十二日、県は両省に宛て「吉野山官林組換ノ儀ニ付要請」を上申している。

この要請は、添付した別紙「公園地域内官有地廉分反別」(公園造設略設計)などの不備や、公園内取締等諸規定の不足により内務省からすぐに突き返されたが、それらはすぐに修正して再提出され、再要請に対し同年六月十三日付で内務・農商務大臣連署の指令がもたらされる。そこには、①公園の開設は図面紅色・緑色の官林に限る、②もし「公園」という名称を廃止し官林が不要となつても県郡市町村等へは下付しない、③以上二点について県会に諮問し意見を確定する、という三つの条件を受け入れれば、

吉野山公園の開設を「開届」と記されていた。そして同年十一月十八日の臨時県会に、
 ②に力点を置かれた「吉野山公園開設二開スル諮問案」が提出されるが、これは全会一致で可決され、ここに吉野山公園の「実質的な開設が決定する」。

「山を抜いた吉野公園が正式に開かれるのは、翌二十七年二月三日付の奈良県告示第一九号によつてであるが、それ以前の同二十六年奈良県通常県会(十一月二十五日十二月二十四日)において、公園の収支予算と管理法が原案可決され、史料56において吉野山公園協議会が申し出た寄附金三〇〇円・夫人一〇〇〇人も承認されている。以上のような吉野公園の設置過程について、先行研究では、先述した明治二十六年四月の吉野山官林組換ノ儀ニ付稟請」が県知事名で出され、吉野公園取締役規則や吉野公園事務の吉野郡長への委任が県から発令されたことなどから、行政主導型の名勝保存運動としており、大正二年(一九一三)四月に設立された吉野山保勝会を「行政主導の保存運動を地域をも巻き込んで組織化」したものとされている。

しかし、「畿方ニ有志ノ輩芳雲社ヲ設ケ夜々(松樹の)培養ニ従事スト雖トモ、存廃相償ハズ大ニ旧観ヲ毀傷シ、今ヤ名実共ニ之ヲ失墜セントスルニ至レリ」(史料55)との当事者の謙遜は措き、吉野公園設置運動に繋がるものとして、吉野山有志を中心とする芳雲社や公園協議会といった地域の活動が基礎にあったことは本稿から明らかであり、行政主導・地域主導という区分の有効性にも再考の余地がある。舟知家文書には、設置された明治二十七年以降の公園関係文書はほぼ残されていないが、これまでほとんど不明であった芳雲社の活動実態を明らかにしたという点で、非常に貴重な文書群と言ふことが出来る。

註

- (1) 吉野町史編集委員会編『吉野町史』上巻、吉野町役場、一九七三年、三八五頁。
 (2) 芳雲社の創立から吉野の山公園設置運動後述まで、一貫してその中心にあった古沢龍敬が院長をつとめた竹林院は、明治七年六月神分(鎌倉)により廃寺となったが、同十三年六月復旧が認められた。同じく金峯山寺の二院で、宮城晋一(眞世)が住持をつとめた喜藏

院も、時期は少し遅れる(同二十一年)もの、同じ道をたどっている(前掲『吉野町史』上巻、三五九〜三六二頁)。ちなみに、松浦武四郎が各地から由緒ある木片を部材として集めて作った書斎(敷敷)に、古沢は後醍醐天皇御烏居古材、宮城は子守神社吉野水分神社、玉垣欄間(豊臣秀頼遺蹟)等を提供している(松浦武四郎「木片勸進」明治二十年、七丁ウラウ〜八頁)。

(3) 奈良県は明治九年四月堺県現大阪府のほぼ南半分を合併され、同十四年二月堺県が大阪府に合併されたが、奈良県再設置運動が奏功して同二十一年十一月に再度奈良県として独立した。

(4) 前掲『吉野町史』上巻、三六二〜三六三頁。

(5) 峰尾恵人「神社と森林」研究序説「入会林野研究との比較を手段」として、「入会林野研究」第四〇号、二〇〇年、八五頁。史料57に見られる公園(地)という表現は、「公園地は官有地であることがまずもつて必要であった」という事情に鑑みるに、「官有地」とほぼ同義と思われる(種五郎「太政官制公園の研究」『造園雑誌』第四五巻第四号、一九八二年、二一五頁)。

(6) この許可の際、府からは「枯根木ノ取片付ヲ要スルモノハ無代下申候案、右取片付ノ木種員数及植付ノ木種員数等詳細取調、前以何出指揮ヲ受テ着手候案」可相心得事と附言されているが、同十五年十月二十四日付の府の通牒では、「石五ヶ所之地ハ人民ニ於テ植付タル樹木悉皆官木タルヘシ、且官之都合ニヨリ何時ニテモ手入差止、其場合ニ於テハ諸失費等之苦情一切採用不致旨趣ニ有之候」(第六南七括八号)と念を押されている。

(7) 後出の史料53、54を見ると、芳雲社は吉野山の案内者から「買加金を徴収しているが、両名の関係の詳細については、今回の調査では判明しなかつた。

(8) 「芳雲社」請取書在中と上書した包紙で一括された領収書類の詳細については、先に川端一弘氏が翻刻し、奈良県立図書館情報館に納めているので、そちらを参照のことと請求記号507/カワハ。

(9) 三円を寄附している船知市十郎の男辨三郎は、古沢龍敬の女と結婚し、古沢家の養子となった(同二十三年)。「舟知任子氏」の「告示」による。

(10) 明治十一年から二十三年にかけて行われた直轄化のため、林区出張所(同十二年七月)・山林出張所(同十三年六月)・山林事務所(同十四年九月)・大林区署・小林区署(同十九年四月)という出先機関が設けられたが、それ以前に地方で実態に森林行政を担当したのは各府属であった(松沢裕作「近代日本の林野制度」同編「森林と権力の比較史」勸誠出版、二〇一九年、八六頁)。

(11) 大阪大林区署編『大阪大林区管統計画』明治四十四年度第一編、同、大正元年、四頁。

(12) ここには、第六西三括31号の建議書である安田清次治郎・森下覚太郎・増田豊三郎・

- (13) 森山房三郎も含まれている。
奈良県議会史執筆委員会編『奈良県議会史』第一巻、奈良県議会、一九九一年、建議編一五六頁。
- (14) 吉野山公園協議会には前坊・古沢以外に区会議員一〇名、町総代九名が出席したが、区会議員全員が公園地諮問委員と共に「将来運動ノ方針ヲ計議シ所分ニする評議員となつた。以降の県と国との交渉過程については、特に註記しない限り、奈良県庁文書『明治二十五年以降大正五年迄 吉野公園土地に関する書類（請求記号「Z」係中、Z1」を翻刻した川端一弘『吉野公園開設に関する資料』（私家版、二〇〇八年、奈良県立図書館情報館の請求記号は、Z522.0203）を参照。
- (15) 文書のタイトルからは窺えないが、末尾に「右公園地開設管林組替ノ儀御許可相成度此段要請候也」とあるように、公園設置に關しても申請している（奈良県吉野郡役所編『奈良県吉野郡史料』上巻、同、大正八年、六六一頁）。
- (16) 同右、六六四頁。
- (17) 前掲『奈良県議会史』第一巻、二二三～二二六頁。
- (18) 同右、二二六～二二七頁。
- (19) 高木博志『近代天皇制の文化史的研究―天皇就任儀礼・年中行事・文化財―』校倉書房、一九九七年、三二二～三三三頁。

七節 戦時期奈良県における国宝疎開 興福寺を中心に

山田淳平

はじめに

吉野山の舟知家といえは、太平洋戦争中に興福寺から阿修羅像をはじめとする仏像が疎開していた場所として知られている。近年でも児童書「列車にのった阿修羅さん」土蔵に疎開してきた国宝」の題材として取り上げられるなど、一般的な関心も高い。しかし、舟知家には仏像疎開に関する史料は残存しておらず、その具体的な様子を知らるのは難しい。そこで本稿では、国の施策を受けて疎開を含む国宝防護事業を担っていた奈良県庁に保管される公文書「国宝防護一件」を主に用いつつ、興福寺の日記や、一部の文化財の寄託先である奈良国立博物館兼前期には奈良帝室博物館の史料を合わせ見ることによって、奈良県下における国宝疎開の全体的な動向を確認したうえで、阿修羅像を含む興福寺所有文化財の疎開の過程を跡づけていきたい。

一 奈良県における国宝疎開

まずは「国宝防護一件」の内容に従って、奈良県における国宝疎開の全体的な動向を確認しておく。「国宝防護一件」の簿冊は、昭和十六年八月二十二日付けで文部省宗教局長から奈良県知事あて発出された「国宝史蹟等ノ防護二開スル件」（参考10-1）から概し始められている。本文書は、文部省において決定された「国宝史蹟等防護対策実施要綱」の内容を通称するもので、この要綱では、対象地域は「奈良市及其附近」とされ、その域内の国宝（美術工芸品・建造物・重要美術品等・史蹟・天竺記念物を含む）の防護対策の指針を示すものであった。美術工芸品については、所有者・管理者に対して安全な場所への搬出避難計画の策定を指示すること、可能な場合には地中収蔵庫の設置を勧奨することとされている。次いで昭和十七年十月六日には、太平洋戦争の勃

発を受けて、改めて防護施設の整備強化を奨励するよう通知がなされ（参考10-2）、翌昭和十八年十月十五日には、情勢に鑑みて、特に文化財が多く所在する奈良県においては、県が直接対策を樹立実施するよう通牒されている（参考10-3）。ただし、「国宝防護一件」には、これらの文部省からの通牒を受けて奈良県でどのような施策がとられたのかを示す文書は綴じられておらず、昭和十八年までの具体的な動きは不明である。

具体的な動向が明らかになるのは、昭和十九年以降である。昭和十九年一月十四日に文部省において「国宝及重要美術品ノ防空施設実施二件」打合が開催され、奈良県からは古社寺修理技師大滝正雄が出席している（昭和十九年一月十四日付復命書）。大滝の復命書によると、この会議では「国宝及重要美術品ノ防空施設整備要綱」昭和十八年十一月十四日閣議決定（参考10-4）と「国宝重要美術品ノ防空施設実施要項」（参考10-5）が配布され、建造物と美術工芸品の防護の方針が示された。「整備要綱」では、国宝・重要美術品のうち特に貴重な建造物および美術工芸品を対象として、防空施設整備あるいは分散疎開を実施して空襲による被害を最小限に抑えること、「危険地域に所在するものについては緊急防護措置を講ずるべきことが掲げられた上で、美術工芸品については、「安全ナル地帯ニ分散疎開セシメ収蔵庫等ニ厳重保管スルコト」と定められている。なお、「危険地域」とは、「防空特別地域及京都市、奈良市並ニ其附近」とされた。また、「実施要項」では、「宝物類ニ対スル防空施設」について、計画の策定や文化財現品の取扱について定められているほか、疎開先の収蔵庫や文化財の管理については「地方長官之ヲ監督シ其ノ常設セル管理人ヲシテ十分之方管理ヲ為サシムルコト」とされた。会議の質疑の中で、昭和十八年度予算で施行すべきものとして、奈良県関係としては、東大寺・法隆寺の建造物の偽装（擬装）と、美術工芸品の疎開収蔵庫一ヶ所が挙げられている。この時点での「差当り疎開スベキ宝物類」の候補も列挙されており、その内容は表1のとおりである。ここに至ってはじめて私有の指定文化財の防護施策が具体化し、昭和十八年度内から順次着手されていくことになるのである。

表1 昭和19年1月11日の文部省会議で示された「差当り疎開すべき宝物類」

所有者	分類	文化財名称	員数
東大寺	絵画	香象大師像絹本着色掛軸	1
東大寺	彫刻	木造良弁上人坐像	1
東大寺	彫刻	木造俊乘上人坐像	1
東大寺	彫刻	木造僧形八幡神坐像	1
東大寺	彫刻	木造地藏菩薩坐像	1
東大寺	彫刻	木造千手観音立像	1
東大寺	彫刻	木造公麿上人坐像	1
東大寺	彫刻	木造愛染明王坐像	1
東大寺	彫刻	木造河梨帝坐像	1
東大寺	彫刻	銅造如意輪観音半跏像	2
東大寺	彫刻	木造伎楽面	1
東大寺	彫刻	木造舞楽面	5
東大寺	古文書	紙本墨書元久二年重源上人勅進状	1
東大寺	書跡	寶幼経紙本墨書巻物	1
東大寺	書跡	紙本墨書東大寺要録	10
東大寺	書跡	紙本墨書東大寺要録縁録	9
東大寺	工芸品	銅製八角燈籠	1
東大寺	工芸品	石灯笼	1
東大寺	工芸品	絛綾	1
東大寺	工芸品	絛綾	1
戒壇院	彫刻	四天王造漆著色立像	4
筒井英俊	古文書	紙本墨書藤原師通願文	1
春日神社	彫刻	木造舞楽面	5
春日神社	彫刻	木造舞楽面	7
春日神社	書跡	紙本墨書兼所補任	2
春日神社	書跡	紙本墨書兼書	5
春日神社	工芸品	羅大鼓	1
春日神社	工芸品	赤銅造太刀	1
春日神社	工芸品	耳木寛短刀	1
春日神社	工芸品	菊造短刀	1
春日神社	工芸品	棒糸威鍔	1
興福寺	絵画	護法善神図絵屏	12
興福寺	彫刻	弥勒菩薩木造坐像	1
興福寺	彫刻	法相六祖木造坐像	6
興福寺	彫刻	木造十二神符立像	12
興福寺	彫刻	木造四天王立像(南円堂)	4
興福寺	彫刻	厨子入木造弥勒菩薩坐像	1
興福寺	彫刻	木造四天王立像(金堂)	4
興福寺	彫刻	木造大黒天立像(納経所)	1
興福寺	彫刻	木造四天王立像(東金堂)	4
興福寺	典籍	紙本墨書四権相違断書私記	1
興福寺	典籍	紙本墨書興福寺别当次第	6
興福寺	考古	銀鍔	10
中村正勝	古文書	紙本墨書元久十年観世音寺修理所注進状	1
中村正勝	典籍	「以下九点」	
極楽院	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	1
十輪院	彫刻	木造不動明王二童子像	3
元興寺	彫刻	木造十一面観音立像	1
元興寺	彫刻	木造薬師如来坐像	1
伝香寺	彫刻	木造地藏菩薩立像	1
伝香寺	彫刻	木造樂観音立像	1

ここで提示された国宝疎開については、所有者に対しては、一月二十七日に東大寺を会場として「国宝及重要美術品/防空施設実施二件フ打合会議」が開催され、そこで前述の「整備要綱」と「実施要項」が配布され、周知された。「国宝防護一件」では出席者についての記載を欠くが、興福寺の日誌によると、文部省・奈良県及び所有者として東大寺・興福寺・薬師寺・唐招提寺・法隆寺が出席したようである(参考15)12。国からの指示のもと、県と所有者での協議を経て、昭和十九年二月以降、美術工芸品の疎開が進められていくこととなる。

「国宝防護一件」から明らかとなる疎開文化財を一覧にしたものが表2である。疎開

の基本的な手続きとしては、まず所有者から文部大臣に対して疎開文化財と疎開先を明記した「国宝搬出許可願」が提出され、文部省の許可次第、所有者から奈良県に対して「国宝保管願」が提出され、これを受けて該当文化財の搬出となる。表2を一覧すると、不退寺本堂に搬出された極楽院(三興寺)所有の阿弥陀如来坐像と、北條村現生駒市円生院に搬出された宝山寺所有の五大明王を除けば、円照寺に設けられた国宝第一収蔵庫か、大蔵寺の国宝第二収蔵庫への疎開であったことが分かる。当初収蔵庫は一ヶ所とされ、円照寺宝蔵がこれに充てられていたが、昭和十九年度には加えて大蔵寺の宝物館が国宝第二収蔵庫として充當されていた。また、疎開対象となった文化財の

表2 「国庫防護一件」所蔵の疎開文化財一覧

所有者	譲出許可額	分類	文化財名称	数量	譲出元	譲出先	備考
知恩院 (元興寺)	昭和19年2月27日	彫刻	阿彌陀如来坐像	1軀	知恩院 (元興寺)	不造寺本堂	
興福寺	昭和19年3月6日	彫刻	弥勒菩薩木造坐像	1軀	興福寺	西園寺国司第 収蔵庫	
興福寺	昭和19年3月6日	彫刻	法相六臂木造坐像 (信敬、空持、喜持)	3軀	興福寺	西園寺国司第一収蔵庫	
興福寺	昭和19年3月6日	彫刻	十二神将木造立像 (付住持、渡舟藤、伏拝藤、真道藤)	4軀	興福寺	西園寺国司第 収蔵庫	
興福寺	昭和19年3月6日	彫刻	弥勒菩萨木造坐像	1軀	興福寺	西園寺国司第 収蔵庫	
興福寺	昭和19年3月6日	彫刻	八世帝釈立像(聖徳太子)	1軀	興福寺	西園寺国司第 収蔵庫	
興福寺	昭和19年3月6日	彫刻	十大弟子(釈迦立像 (羅漢像、舍利形))	2軀	興福寺	西園寺国司第一収蔵庫	
興福寺	昭和19年3月6日	彫刻	十二神将形像(因達形、夜叉形)	2軀	興福寺	西園寺国司第 収蔵庫	
興福寺	昭和19年3月6日	考古	銀鍍金3、光地7、附水晶玉0	銀10個、 水晶3個	興福寺	西園寺国司第一収蔵庫	
興福寺	昭和19年3月6日	書跡	興福寺引当次簿紙本墨書	6巻	興福寺	西園寺国司第一収蔵庫	
興福寺	昭和19年3月6日	書跡	四條御遺教聖旨弘明紙本墨書	1巻	興福寺	西園寺国司第一収蔵庫	
興福寺	昭和19年3月6日	書跡	色紙御遺教墨書	1巻	興福寺	西園寺国司第 収蔵庫	
興福寺	昭和19年3月6日	書跡	紙本御遺教墨書	1巻	興福寺	西園寺国司第 収蔵庫	
東大寺	昭和19年3月10日	彫刻	木造如来像	28軀	東大寺	西園寺国司第一収蔵庫	
東大寺	昭和19年3月10日	彫刻	木造弥勒坐像 嘉仁	5軀	東大寺	西園寺国司第一収蔵庫	
東大寺	昭和19年3月10日	彫刻	銅造若菜菩薩半尊像	1軀	東大寺	西園寺国司第一収蔵庫	
東大寺	昭和19年3月10日	工芸品	紅紙 長草3年在坐	1巻	東大寺	西園寺国司第一収蔵庫	
東大寺	昭和19年3月10日	工芸品	紅紙 睡入3年在坐	1巻	東大寺	西園寺国司第 収蔵庫	
東大寺	昭和19年3月10日	古文書	紙本聖徳太子二年 祝詞上人御遺教	1巻	東大寺	西園寺国司第一収蔵庫	
東大寺	昭和19年3月10日	工芸品	二月堂金堂弘明紙	2巻	東大寺	西園寺国司第一収蔵庫	
東大寺	昭和19年3月10日	工芸品	大仏殿弘明紙	1巻	東大寺	西園寺国司第 収蔵庫	
東大寺	昭和19年3月10日	工芸品	大仏殿跡文	2巻	東大寺	西園寺国司第一収蔵庫	
宝山寺	昭和19年3月18日	彫刻	五天明王	5軀	宝山寺	西園寺国司第 収蔵庫	
東大寺	昭和19年4月20日	絵画	香木大菩薩像本着色障子	1幅	奈良藩本	西園寺国司第一収蔵庫	「奈良寺堂博物館」の「遺教抄」の書込あり
東大寺	昭和19年4月20日	彫刻	木造新薬師 納言判	1軀	奈良藩本	西園寺国司第 収蔵庫	「奈良寺堂博物館」の「遺教抄」の書込あり
伝言寺	昭和19年4月29日	彫刻	木造薬師并立像	1軀	唐津藩寺	西園寺国司第 収蔵庫	
元興寺	昭和19年4月14日	彫刻	木造十 蓮華尊立像	1軀	西園寺国司第 収蔵庫		
元興寺	昭和19年9月14日	彫刻	木造聖徳太子立像	1軀	西園寺国司第 収蔵庫		
興福寺	昭和19年9月7日	彫刻	因幡王立像(因幡天孫、多胡天孫)	2軀	奈良藩 大藏寺国司第二収蔵庫	命合出願	
興福寺	昭和19年9月7日	彫刻	世間木造立像	1軀	奈良藩 大藏寺国司第二収蔵庫	命合出願	
新薬師寺	昭和19年9月7日	彫刻	不動明王一坐像	3軀	奈良藩 大藏寺国司第二収蔵庫	命合出願	
新薬師寺	昭和19年9月7日	彫刻	十 薬師并立像	1軀	奈良藩 大藏寺国司第二収蔵庫	命合出願	
林名寺	昭和19年9月10日	彫刻	薬師木造立像	1軀	奈良藩 大藏寺国司第二収蔵庫	命合出願	
手山山神社	昭和19年9月10日	彫刻	木造新薬師	16面	奈良藩 大藏寺国司第二収蔵庫	命合出願	
善徳寺	昭和19年9月10日	彫刻	木造善徳立像(伏大自在菩薩)	1軀	奈良藩 大藏寺国司第二収蔵庫	命合出願	
東大寺	昭和19年9月10日	工芸品	東大寺西大門彫刻	1巻	奈良藩 大藏寺国司第二収蔵庫	命合出願	
東大寺	昭和19年9月10日	彫刻	木造地蔵菩薩立像	1軀	奈良藩 大藏寺国司第二収蔵庫	命合出願	
西大寺	昭和19年9月10日	彫刻	銅造坐弥勒像	1軀	奈良藩 大藏寺国司第二収蔵庫	命合出願	
四成寺	昭和19年9月11日	彫刻	木造大日如来坐像	1軀	奈良藩 大藏寺国司第二収蔵庫	命合出願	
因成寺	昭和19年9月11日	彫刻	木造阿闍梨王立像	4軀	奈良藩 大藏寺国司第二収蔵庫	命合出願	
法華寺	昭和19年9月16日	彫刻	乾漆地蔵菩薩坐像	2軀	奈良藩 大藏寺国司第二収蔵庫	命合出願	
興福寺	昭和19年9月22日	彫刻	乾漆十八童子立像 聖徳聖像	1軀	奈良藩 西園寺国司第 収蔵庫	命合出願、譲出は昭和19年9月19日	
興福寺	昭和19年9月22日	彫刻	乾漆八菩薩立像 (五髻髻、乾陀婆、九髻髻)	5軀	奈良藩 西園寺国司第一収蔵庫	命合出願、譲出は昭和19年9月19日	
興福寺	昭和19年9月22日	工芸品	南宮前遺石屏風	4枚	奈良藩 西園寺国司第 収蔵庫	命合出願、譲出は昭和19年9月19日	
興福寺	昭和19年10月20日	彫刻	法相六臂木造坐像(玄奘像)	1軀	興福寺	大藏寺国司第二収蔵庫	譲出は昭和19年10月21日
興福寺	昭和19年10月20日	彫刻	木造四天王立像(持国天像)	1軀	興福寺	大藏寺国司第二収蔵庫	譲出は昭和19年10月21日
興福寺	昭和19年10月20日	彫刻	木造四天王立像(增長天像)	1軀	興福寺	大藏寺国司第二収蔵庫	譲出は昭和19年10月21日
法華寺	昭和20年3月23日	絵画	絹本善色御代三尊及童子像	3幅	奈良藩 西園寺国司第一収蔵庫	命合出願	
十輪院	昭和20年4月5日	彫刻	不動尊及二童子(木造)	3軀	西園寺国司第 収蔵庫		
新薬師寺	昭和20年4月7日	絵画	紙本善色弘法山神祝	3巻	奈良藩 大藏寺国司第二収蔵庫	命合出願	
西大寺	昭和20年4月8日	彫刻	絹本善色十二天像	12幅/ P77幅	奈良藩 西大寺	西園寺国司第一収蔵庫	4幅は命合出願、3幅は寺蔵
興福寺	昭和20年5月22日	彫刻	絹本善色般若吉祥天像	1軀	奈良藩 西園寺国司第 収蔵庫	命合出願	
新薬師寺	昭和20年5月22日	書跡	紙本聖徳太子御遺教 自筆第一巡遊御十	10巻	西園寺国司第一収蔵庫		
中宮寺	昭和20年7月16日	彫刻	知恩縁結言木造半尊像 (伝説徳太子作)	1軀	大藏寺国司第二収蔵庫		
中宮寺	昭和20年7月16日	工芸品	天冠阿闍梨座障子縁結御紙品	1幅	大藏寺国司第二収蔵庫		
中宮寺	昭和20年7月16日	書跡	縁結御紙品	2巻	西園寺国司第二収蔵庫		
中宮寺	昭和20年7月16日	彫刻	乾漆羅刹女御代(重徳御代品)	1軀	大藏寺国司第二収蔵庫		

所在地としては、これも「整備要綱」にあるとおり、興福寺・東大寺などの奈良市内の社寺が中心であり、昭和十九年度からは奈良帝室博物館保管の寄託品も順次対象となつていった様子が見て取れる。

このように、美術工芸品については、国の指示のもと、奈良県が管理・監督し、円照寺・大蔵寺に設定された国宝収蔵庫への疎開が進められていったのであった。「実施要項」で規定されたとおり、国宝収蔵庫の管理は県が行っていたため、「国宝防護一件」には基本的には国宝収蔵庫への疎開関係の文書が残されているものと理解できよう。

二 興福寺所有文化財の疎開

前章で述べた国宝疎開の概要を踏まえた上で、所有者である興福寺や、一部の文化財の寄託を受けていた奈良帝室博物館関係の資料も用いながら、興福寺所有文化財の疎開の推移を見ていこう。

(1) 国宝収蔵庫への疎開 昭和十九年一月二十七日の所有者向けの会議の後、三月二日には古社寺修理技手の黒田昇義が興福寺を訪れ、疎開文化財の搬出願を文部省に提出するよう申し入れている（参考15-14）。これを受けてか、三月六日付にて興福寺から文部大臣へ「国宝搬出許可願」が提出され、そこでは、弥勒菩薩木造坐像以下の十二件を、円照寺内の国宝第一収蔵庫に搬出することとされている（参考10-16）。これはそのまま出願どおりである旨が県から興福寺に通知され（参考10-17）、三月二十五日には興福寺から奈良県知事あてに「国宝仏体保管御願」が提出されている（参考10-18）。こうした書類の手続きと並行して搬出の準備が進められ、三月二十二日には黒田技手が来寺し疎開仏像の外箱の寸法を検討し、同月二十二日から荷造りに着手、同月二十七日には国宝第一収蔵庫へ運搬の運びとなったという（参考15-15、16）。また、「国宝防護一件」においても、「運搬」三月廿七日午前八時貨物自動車二ヨリ第一車興福寺出発、順次第五車ヲ最終車トシテ午後三時悉ク運搬終リ第一収蔵庫へ格納ス」とあり、貨物自

動車により運搬されたことが分かる（昭和十八年度奈良県国宝及重要美術品防室設算報告書）。これが興福寺における第一次の国宝疎開ということになる。

疎開が明けて昭和十九年五月二十二日には、再び黒田技手が来寺して国宝仏像第二次疎開の件が申し入れられている（参考15-18）。昭和十九年度からは出陳命令品を中心として奈良帝室博物館への寄託品が疎開の対象となっており、八月十六日に大滝技師と博物館員の亀田孜から、奈良博出陳中の八部衆と十大弟子の一部を疎開することが伝えられている（参考15-19）。これについては八月十八日付で興福寺から奈良県知事へ「国宝仏体保管御願」が提出され、乾漆八部衆立像のうち三軀（五部洋、乾漆、九軀番、乾漆十大弟子立像のうち一軀（富那那像）、そして南円堂前燈台扉の三件の保管が出願されている（参考10-19）。本願書には「至急疎開可致文部省ヨリ指示有之」とあり、文部省からの指示による疎開であったようである。乾漆八部衆立像以下三件については、八月十九日に第一次疎開と同様国宝第一収蔵庫に搬出されている（参考15-19、20）。

続いて昭和十九年九月以降に進められたのが第三次疎開である。昭和十九年九月二十二日付にて、興福寺から文部大臣へ「国宝搬出許可願」（参考10-10）が、第二次疎開の分とあわせて提出されており、乾漆四天王立像のうち二軀（持国天像・多聞天像）と世親木造立像の二件が大蔵寺の国宝第二収蔵庫に搬出することとされている（参考10-12、13、12-3）。続いて昭和十九年十月二十日付でも「国宝搬出許可願」（参考10-11）が提出され、寺内で保管されていた東金堂の四天王立像のうち二軀（持国天像・增長天像）と法相六祖木造坐像のうち一軀（玄奘像）の二件を、これも大蔵寺の国宝第二収蔵庫に搬出することとされ、十月二十一日に搬出されている（参考10-12、15、22）。

ここまでは、現状確認できる興福寺から国宝収蔵庫への国宝疎開の推移である。「整備要綱」で示されたとおり、まさに「危険地域に指定された奈良市内に所在する興福寺及び奈良帝室博物館から、県の監督のもと、三次にわたって国宝第一収蔵庫と国宝第二収蔵庫に順次分散疎開されていった様子が見て取れる。

(2)吉野への疎開

三次にわたる国宝疎開の後、明けて昭和二十年六月以降に行われたのが、吉野町舟知家への疎開であった。先行研究でも指摘されているように、昭和二十年六月以降の国宝疎開は、六月一日の奈良市法蓮町周辺での空襲を受けて、各社寺で本格化していったものである。「国宝防護一件」からは、昭和二十年度における興福寺の国宝疎開に関する文書は見出せないが、終戦直後の八月二十一日に起案された「奈良県国宝重要美術品防護工事ノ件伺」(参考10-15)によると、且下自費二テ施工中ノ法隆寺及興福寺国宝疎開とあり、終戦時に自費での疎開が続けられていたことが知られる。奈良国立博物館所蔵「昭和二十年 学芸関係書類」中の「出陳国宝返還ニ付報告之件」(参考11-1)によると、昭和二十年七月三日に釈迦如来木造坐像以下六件、同月十五日に銅鐘、同月十七日に銅造華原磬以下二件が相次いで興福寺に返還されている。

これらを興福寺の日誌から跡づけると、まず、昭和二十年六月四日に大滝技師と博物館の亀田次が来寺し、博物館保管の「十大弟子・八部衆等十五体」の返還が申し入れられている(参考15-27)。これについては「疎開ヲ強要セラル」とあり、あわせて、疎開地は吉野の倉庫とされている。次いで同月十八日には大滝技師と興福寺の担当者同道して吉野へ向かい、民家の倉庫を借り受けて保管することと決している(参考15-28)。なお、民家の借用と当たっては金峯山寺樓門修理の技手河合幸七の宛定があったようである。この時点では民家の持ち主についての具体的な記述はないが、終戦後の昭和二十年九月二十八日に博物館の亀田氏が吉野舟知氏から国宝の預り証を持参していることから(参考15-34)、この民家が舟知家であったと見られる。七月三日には、午前八時より運搬に取りかかり、十一時に奈良を出発し、午後二時に吉野山に着した(参考15-29)。運搬には大滝技師と文部省員一名、博物館員三名が随行し、奈良では奈良刑務所、吉野山では警防団員の助力によって遂行したという。この後、七月九日にも亀田氏が来寺し、「博物館ニ残リアル仏像を十一日に返還し、十五日に吉野へ運搬する予定であることが伝えられている(参考15-30)。日誌にはその内訳につ

いて記載がなく、実際に文化財の疎開が行われたのかは明確ではない。また、七月十五日・十七日には、梵鐘・華原磬・仏頭が博物館から返還されているが、このうち梵鐘は東金堂へ、仏頭は宝蔵へ納入されており、いずれも寺内で保管されたものと見られる(参考15-32)。ここまでの興福寺所有文化財の疎開の状況をまとめたものを表3として掲げておく。

ここで、舟知家へ疎開した国宝の内容について検討を加えてみよう。舟知家といえ、八部衆のうち阿修羅像が疎開していたことが知られており、当時小学生であった舟知市太郎氏も、「階段の手前に阿修羅像が立ち、周囲を他の仏像が囲んでいた。くちばしのある迦楼羅が特に怖かった」(終戦の記憶中 仏像疎開が果たす奈良)『奈良新聞』平成二十四年八月十五日)と回想している。但し、残念ながら奈良県庁・奈良博・興福寺のいずれの資料からも、どの仏像が舟知家に搬入されたのかについて詳細を示す記述を見出すことはできない。先述したように、興福寺の日誌に、舟知家と見られる民家に「十大弟子・八部衆等十五体」が疎開したことが記されるのみである(参考15-27)。また、終戦後の報道にはなるが、国宝の疎開地の一覧のなかに「興福寺特別疎開倉庫収蔵の分(吉野郡吉野町舟知氏宅)乾漆八口衆立像及び無著芝口起口着色立像以下二十三点」という記事が確認できる。これらの記述からは、舟知家は「十大弟子立像・八部衆立像・無著菩薩立像を含む仏像群が疎開したものと推せる。また、舟知家へ疎開した国宝の数量であるが、興福寺の日誌では「十五体」、「奈良日日新聞」では「二十三点」となっており、一致を見ない。以下、舟知家へ具体的にどの国宝が疎開したのか、解明を試みる。

まず八部衆立像であるが、興福寺では八部衆を五部浄・沙羯羅・鳩槃荼・乾闥婆・阿修羅・迦楼羅・緊那羅・畢迦羅に当てているが、それぞれの動向を追跡していくと、緊那羅は昭和十九年三月の一次疎開で、五部浄・鳩槃荼・乾闥婆の三尊は昭和十九年九月の三次疎開でいずれも円照寺国宝第一収蔵庫への疎開が実施されている。沙羯羅は昭和九年三月に既に東京帝室博物館に出陳されており、奈良博では保管してい

なかつたと思われる。とすると、昭和二十年段階で奈良博に存置していたのは阿修羅・迦楼羅・毘婆沙羅の三軀であり、舟知家へはこの三軀を含む仏像群が疎開したものと見られるよう。そしてこれは、阿修羅・迦楼羅を見たという舟知市太郎氏の記憶とも符合するものである。次に十大弟子であるが、六軀のうち、羅睺羅・舍利弗は寺藏であり、昭和十九年の第一次疎開で国宝第一收藏庫へ搬出済みであった。奈良博寄託となっていた三軀のうち富樓那については昭和十九年八月の第二次疎開でこれも国宝第一收藏庫へ疎開されており、昭和二十年時点で奈良博に存置していたのは二軀ということになる。奈良国立博物館所藏「昭和六年起 列品搬入搬出調査」によると、八部衆立像八軀のうち六軀と十大弟子立像六軀のうち三軀がいずれも七月三日付で返還とされているが(参考13、これは出陳品の全ての返還が完了した日のみを記載しているものである)か。

先引の興福寺の日記によると、奈良博から吉野への運搬は七月三日に実施されていた(参考15-29)。とすると、七月三日付で返還されている文化財については、八部衆や十大弟子と同様吉野へ運ばれている可能性がある。奈良博の台帳類から七月三日返還の文化財を抽出してみると、「列品搬入搬出調査」(参考13)では、無著菩薩像一軀、釈迦如来坐像一軀、金剛密迹二力士立像二軀、龍燈鬼・点燈鬼二軀、十二神将像十二枚の内八枚、十大弟子立像六軀の内三軀、八部衆立像八軀の内六軀、広目天立像一軀、地藏菩薩立像一軀、これに「出陳国宝台帳」(参考14)から補うと、四天王立像四軀、現在北円堂)が加えられる。これらの員数を単純に合計すると二十一軀と八枚となり、興福寺の日記がいう「五十五体」よりも数が大きくなってしまいが、群像については既に搬出済みのものがあつたことを勘案すると、先に述べた八部衆は三軀、十大弟子は二軀となり、また北円堂の四天王についても、持国天・多聞天は昭和十九年十月の第三次疎開で大蔵寺国宝第二收藏庫に疎開されており、七月三日に返還されたのは增長天・広目天の二軀ということになる。合計の二十一軀という数字から、搬出済みの八部衆三軀、十大弟子一軀、四天王二軀の六軀を引くと、ちょうど一五軀という数字が導

き出せる。これに十二神将像八枚を加えると員数としては「三点となり、『奈良日日新聞』の数字とも一致することになる。

やや推論を重ねたが、以上のことをまとめると、舟知家には、七月三日付で奈良博から返還されている国宝のうち、既に国宝收藏庫へ搬出済みのものを除く一五軀・八枚が疎開した可能性が高いのではなからうか。『奈良日日新聞』に八部衆とともに、七月三日付で返還されている「無著」の文字が見えることも本説を補強しよう。

付言しておく、この昭和二十年年度の疎開であるが、昭和十八年度・十九年度実施分とはやや状況が異なっていたようである。まず、予算面については、昭和十九年一月十四日の文部省での説明会では経費の八割が国庫補助とされていたものが、興福寺の日記によると昭和二十年年度には「国宝疎開ノ経費ニツキ二十年度ヨリ文部省ヨリ半額ヨリ支出無之」となっており(参考15-25、所有者に相当の支出が求められるようになっていた。第二に、疎開先が拡大していくという傾向が認められる。昭和二十年六月の奈良市内での空襲以降、東大寺・興福寺や法隆寺等の国宝疎開の動きが加速していくが、従前円照寺及び大蔵寺の国宝收藏庫への搬入が基本であったものが、円成寺・正暦寺等の山間部の寺院や、東山中の民家などが疎開先に選定されるようになっていく。この疎開先の変化が、国宝收藏庫の収容力の問題によるものなのか、先引のように法隆寺や興福寺で自費での疎開が実施されていたことから、疎開事業への国の関わり方の違いによるものなのか、理由は明確にし得ないが、舟知家への疎開は、こうした昭和二十年六月以降の国宝疎開の流れの中に位置づけられるものと言える。

(3)終戦後の動向 県下各社寺での国宝疎開が急速に進められるさなか、昭和二十年八月には終戦を迎える。戦争終結を受けて、八月二十一日には、防護計画の変更が決定されるが、「尚且下自費ニテ施行中ノ法隆寺及興福寺国宝疎開運搬ハ早速二残部ノ疎開ヲナスヨウ勸奨シ」とあるように(参考10-15、疎開自体は継続することとされている。同時期に「国宝保存方針」(参考10-16)が示されており、そこでは「髣髴又は暴行に対しては絶対に之を保持するの処置を講ずること」とされ、対策として「運搬可能な

物は急速安全なる場所に移す」とされている。終戦により空襲による毀損・滅失の危機は去つたものの、今度は敗戦国として略奪・接収等に備えなくてはならなかったのである。事実、八月二十四日には県内各社寺に対して「国宝々物類防護対策」(参考10-17)が伝達されるが、そこでは第一に「社寺所有国宝々物類ハ此際ナルベク早急ニ隠匿又ハ分散疎開スルコト」とされ、「こゝでも法隆寺及興福寺ニ於テ施行中ノ宝物疎開ハ続行スルコト」が示され、また、東大寺においても「現在荷造中ノ日光、月光両像ハ早急ニ疎開運搬することが決定されているのである。戦争の終結がただちに国宝疎開の終了を意味しない点は注意が必要である。

終戦後の興福寺所有文化財の動向をみていこう。九月二十八日に博物館の龜田氏が、興福寺からの保管願と交換で舟知家から「国宝仏体ノ預り証を貰い受け、興福寺に持参しており、少なくともこの時点では舟知家に継続して仏像が保管されていたようである(参考15-34)。なお、十月十六日には文部省教学局の犬丸教化課長が吉野に派遣されているが、用件は不明である。

この後、十一月以降、疎開先からの返還が順次着手されていくこととなる。興福寺の日誌によると、十一月十四日に「疎開仏像返却ノ願書」(参考15-35)を提出し、十二月十日には博物館の龜田氏から吉野からの仏像返還の経費について伝達されている(参考15-36)。翌昭和二十一年一月十八日には大滝技師が来寺し、円照寺に疎開していた六祖像の返還が申し入れられ、三月十九日にも大滝と吉野からの運搬にかかる経費について談合をしている(参考15-37・40)。吉野に疎開していた文化財の返還が実行されたのは四月以降で、四月六日に興福寺の担当者吉野へ出張し、トラックに同乗して運搬を行っている(参考15-41)。国宝収蔵庫からの返還の日付については、昭和二十一年一月十九日に国宝第一収蔵庫から「六祖三休・維尸居士」が帰還している記事(参考15-38)を除いて所見がないが、「国宝防護一件によると、昭和二十年十二月十八日には円照寺・大藏寺の国宝収蔵庫関係者に謝金と感謝状が贈呈され(参考10-18)、年度末の昭和二十一年三月三十一日をもって国宝収蔵庫監守及び国宝収蔵庫委託の解

任が発令されている(昭和二十二年三月二十六日提案)ことなどを踏まえると、昭和二十年年度内には返還が完了したものと見られる。

おわりに

こゝまで興福寺所有文化財の動向を中心に据え、戦時期の国宝疎開の流れを追跡してきた。舟知家への阿修羅像をはじめとする仏像疎開という著名な事実については、奈良県庁および奈良国立博物館の史料からは具体的な記述を見出すことはできなかった。しかし関係史料の検討より、その内実を推測することはできた。国が主導した国宝疎開事業としては、国宝収蔵庫への疎開が基本であり、そうした視点に立てば、昭和二十年六月以降に実施されていく山間地域の民家への疎開は例外的・緊急的な措置であったように見える。舟知家への疎開などの記録が、県庁の公文書に残されていないのは、あるいはこうした背景があるのかもしれない。今後関係資料の発掘を進めていく必要があるだろう。

なお、戦時中の国宝防護政策は、本稿で扱った分散疎開だけでなく、建造物の偽装設備・防火設備・爆風防止設備といった防空施設整備や、美術工芸品に關しては、各所有者による「国宝重要美術品防護措置」の策定など、その事業内容は多岐にわたる。また、正倉院宝物等の皇室御物の疎開の動向などもあわせて、全体像を解明していくことも今後の課題となる。

註

- (1) いどきえり著、マスタグケイコ画「列車にのつた阿修羅さん」土蔵に疎開してきた国宝」(くもん出版、二〇一三)。なお解説の執筆は深澤吉隆。
- (2) これまで仏像の疎開が注目されてきたため、「仏像疎開」という言葉が使われることが多いが、疎開事業は仏像を含む彫刻だけでなく、絵画・工芸品・書籍・典籍・古文書・考古資料など美術工芸品全体を対象とするものであり、本稿では当時の用語にも近い「国宝疎開」の語を用いることとする。
- (3) 大滝正雄は昭和九年頃から主に法隆寺の建造物修理の監督を担当しており、昭和十八年

- からは後述の黒田昇義とともに、金峯山寺樓門修理の監督に当たっていた。「文化財保護一〇〇年のあゆみ」奈良県教育委員会、一九七八。
- (4) 黒田昇義は昭和十年に奈良古社寺修理室勤務となり、奈良県下の国宝建造物の調査保護と修理工事に従事した技術者である(『福山俊男』は「黒田昇義」春日大社建築史論—春日顕彰会、一九七八)。本稿とのかわりや言は、昭和十年から十四年にかけて興福寺東金堂修理の監督、昭和十八年からは金峯山寺樓門修理の監督に当たった(前掲『文化財保護一〇〇年のあゆみ』)。昭和十九年六月に召集され、昭和二十年二月十六日にフィリピン島マニラ市郊外で戦死したとされる(前掲福山「はじめて」)。
- (5) 興福寺の日記によると、博物館出張ノ八部衆、十弟子ニシテ御寺へ返還セズ博物館ヨリ直ニ疎開スル事(参考15頁19)とされており、寄託解除の手続きをとった上で、博物館から直接国宝収蔵庫へ運搬されたようである。
- (6) 奈良国宮博物院所蔵疎開書類によると、この時博物館から各所有者への返還は当館収蔵庫において行うこととされている(参考12頁4)。
- (7) 竹末勤「太平洋戦争と奈良の国宝疎開」(『歴史地理教育』四五・一、一九八九)、後良忠一「奈良・京都の空襲と東大寺の国宝疎開」(『東大寺学園中学校・高等学校研究紀要』七、一九九六)、なお、未指定文化財についても、昭和二十年一月六日に奈良帝室博物館から春日曼荼羅図以下七件について、戦況緊迫化に伴う返還の照会が興福寺に対してなされている(参考12頁2)。
- (8) 前掲『文化財保護一〇〇年のあゆみ』によると同合は金峯山寺樓門修理の出張所主任であった。
- (9) 吉野への運搬方法については、現状同時代史料に徴するところがないが、前掲いづき著書の深澤解説では、省線京終駅・吉野口駅・近鉄吉野駅と推定している。終戦後の大滝技師の回顧では遠く吉野山等へは近鉄と特別交渉して貨物電車で送ったとされており(「吉野のお宮」、仏さままる。疎開地の山奥から、村から)、『奈良日日新聞』昭和二十年十二月一日)、鉄道による運搬であったようである。
- (10) 奈良前所の国宝疎開への関与については史料上不明な部分が多いが、国宝防護全般まで見渡せば、「国宝防護一件」によると、昭和二十年七月以降、東大寺三月堂掩体築造や興福寺防火施設等の工事が奈良前所に委託されている(昭和二十年七月一日付委託契約書)。なお、仏像の取扱については、東大寺三月堂の防護工事中の仏像疎開に際して、「荷造り・荷解等ハ経験アル美術院所屬仏師に委託されている(昭和二十年八月一日付「伺」)。
- (11) 奈良女子大学文学部附属高校一年生社会科有志『奈良の仏像疎開—奈良にも戦争があった—』(奈良女子大学文学部附属高校、一九八六)によると、「7/15 奈良博にあつた

- 仏像、工芸品は寺に戻されて、吉野に運ぶのが中止となった」とされているが、これは七月十五日、十七日に戻り、吉野・華原野・仏師が興福寺へ返還されている事実と符合し、当初吉野へ疎開予定であったものが、寺内への搬入に変更されたことが察せられる。
- (12) 興福寺の日記によると、大ノ釈迦如来も七月九日に博物館から返還が申し出られ、七月十五日に返還され、東金堂へ納入されている(参考15頁30、32)。
- (13) 市太郎氏の娘舟知節子氏も、父からの伝聞として「あるとき蔵の網目から、その中を覗くと、八部衆のうちの一、体が人間の遊戯羅がいて、怖かったそうです(笑)」というエピソードを伝えている(「修羅像を戦禍から守り抜いた、男と蔵」)ならぬが、第一巻第四号、合同会社四四、二〇二一)。
- (14) 前掲『奈良日日新聞』昭和二十年十二月一日。なお、原紙の印字が良好でなく、判読困難な箇所が多数存在する。
- (15) 前掲竹末論文掲載の『太平洋戦争と奈良の国宝疎開』略年表第二次草稿。
- (16) 昭和二十年十月八日付で文部省教育局長から奈良県知事へ依頼文が発出されており、大仏教化課長を十月十五日に法隆寺、同十六日に大寺院・吉野、同十七日に薬師寺に派遣の見込みであることが伝達されている(『国宝防護一件』)。
- (17) 昭和二十年十二月十四日付で提出された返還願には、国宝収蔵庫へ搬出された文化財のみが列挙されている。
- (18) 前掲竹末論文によると、東大寺では昭和二十年十一月に田原寺・大蔵寺からの返還が進められている。

付記 資料の収集等に当たって、大橋佳代氏の協力を得た。

八節 舟知家住宅と金峯山寺周辺の吉野建民家

島田 敏男

一 はじめに

奈良文化財研究所では、平成二十九年(二〇一七)度から、金峯山寺配下の院僧であった舟知家が所蔵する文書の調査をおこなっており、これを契機に、舟知家の建造物以下、舟知家住宅の調査をおこなう機会を得た。舟知家住宅は、奈良県南部の吉野町、金峯山寺の参道上、黒門の南、銅鳥居の北側に位置する付図1。舟知家住宅は、参道に面しては平屋建の建物であるが、斜面地に懸造として、道路より下にも居室を構えて実態としては二階建とする、いわゆる吉野建の民家である(巻頭図10-1)。

舟知家住宅のある金峯山寺周辺の門前町は、馬の背状の道路に町家が建ち並び、道路に面して平屋建にみえるが、懸造として、道路下に居室を有する建物が建ち並び町家が、江戸時代には成立していたことが指摘されている。

吉野建について『日本民家語彙集解』(日本建築学会民家語彙集部会一九八五、八〇五頁)には、「奈良県吉野郡地方の民家において、斜面に建つ家屋で、上方の道路に面して一階を造り、以下斜面に沿って地階のように造り下げているものを指す呼称。ユカタ(床建)の呼称も同地域に併存する。いわゆる懸造(かかげくり)のこと。」とあり、現在でも、実際に地元の方々が使用されている用語である。今回調査をおこなった舟知家でも、聞き取り調査をおこなった昭和十年(一九三五)生まれの舟知任子(ヒデコ)さん(以下、任子さん)によれば、明治二十二年(一八九九)生まれの二代前の姑の舟知タツさん(以下、タツさん)も、舟知家住宅のような家の建て方を「ヨシノカタ」と称していたという。

吉野建の研究については、五條市大塔町の事例からその形式と住まい方について述べられているものがあるが、その他の論考はほとんどない。これまでの民家調査にお

いても、吉野建を扱ったものではなく、昭和四十五年(一九七〇)に出版された『奈良県文化財調査報告 第二三集 民家緊急調査報告書』(工藤他一九七〇)においても、県南における主たる調査対象は一般的な町家や農家で、吉野建については言及されていない。また、昭和三十年代頃に吉野町をはじめ、奈良県南部地域で精力的に民家調査がおこなわれており、その報告でも吉野建への言及や事例紹介はなく、吉野建については、調査等によりその実態が明確になっていないのが現状である。

そこで、本論では調査の機会を得た舟知家住宅について、平面図・断面図・立面図の作図を目指した実測調査、痕跡調査および聞き取り調査をおこない、その成果をもとに改造等の変遷を検討し、吉野町における吉野建の一事例の間取り・構造の特徴をあきらかにするものである。また、金峯山寺周辺の吉野建民家の分布と現況を把握するため、金峯山寺周辺民家について外観のみからの悉皆調査をおこない、吉野建の立地、特徴をあきらかにするとともに、群としての現存状況の把握をおこなった。舟知家住宅の現地調査は平成二十九年八月三十日と平成三十年五月十九日の二回、金峯山寺周辺民家の調査は令和元年八月九日に実施した。

なお本論では、道路下の階層が居室化されている場合以外でも、懸造となっているものを吉野建と称することとする。階層の表記は、道路より上部について一階、二階と表記し、建物としての階数表記は道路より上の部分について平屋建、二階建とする。いっぽう、道路下の階層については、上から、道路下一階・道路下二階と表記することとし、道路下の部分を含めて、建物構造全体の階数を示す場合は、その旨を記すこととする。

二 舟知家住宅の建築

(1) 舟知家と舟知家住宅 任子さんによれば、明治末年頃に嫁入したタツさんから、

舟知家はかつて宿坊を営んでいたと聞いていたが、任さんが嫁入された昭和三十三年(一九五八)には宿坊はすでに営業されていなかったという。すくなくとも近代以降、



付図2 舟知家住宅配置図 1:500

舟知家は山林経営を生業とし、タツさんの夫である市二さんは、町長をはじめ吉野山保勝会等の名誉職も務めた。舟知家住宅は住居として使用され続けるが、戦前期には大阪市で酒屋も商い、戦後は奈良市で酒・食品を商う。一時タツさんが舟知家住宅で本葛粉・草菓子を手づくりし、お土産用に販売していたことから、現在ではそれを活かして奈良市で葛餅の販売をされている。

舟知家住宅は、南北方向に走る道路の西側に位置する。道路から西に向か



付図1 舟知家住宅位置図

って谷となっており、舟知家住宅は道路の一段下を平地に造成して敷地を構成し、道路に面して敷地開口いっぱい吉野建の主屋を建て、主屋の北西に付属棟を接続し、敷地背後の庭を板塀で囲う(付図3)。なお、付属棟の北には国宝が疎開していた土蔵が現存する。

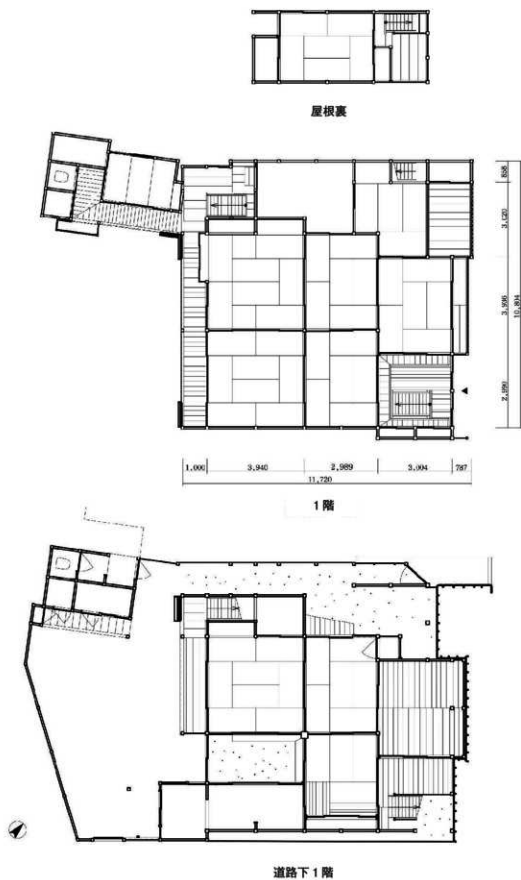
任子さんによれば、幕末期に両隣とともに火災によって建物が焼失し、火災後、当家は両隣に遠慮し、両隣の再建を優先し、両隣が再建された後に現在の主屋を建築したと伝わっているという。主屋南側の階段の裏板には、「当家上棟 明治四辛未年九月廿一日 船知昌治 壬 明治五申歳 正月廿五日装之 大工丹治村 升屋佐七 北山此原村 喜左衛門 同徳二郎」との墨書がある(巻頭図10-2)。文書調査の結果では火災があったのは明治三年十一月かと推測され(二節註6参照)、家伝のとおり、火災後に再建されたことが明確である。また、明治末年頃にタツさんの嫁入にとまない、主屋背面の北西に付属棟が増築されたという。

(2) 平面 主屋は道路に対して平屋建で、道路下にもう二階があり、構造的には本二階建で、小屋内の北妻に後世に改造された屋根裏部屋を設ける。

一階は、道路に面して南寄りを玄関とし、一間半幅の中央に中柱を入れ、両柱間ともに引違ガラス戸とする。玄関部は四畳大の板間とし、天井は根太天井とし、南寄りに道路下一階に降りる階段を備える(巻頭図10-1・3)。

玄関北側の六畳間は根太天井とし、道路に面しては引違ガラス戸に出格子を構える。その北側は、柱が食い違い、道路に面する三畳大の板間と変則的な四畳大の居室とする。三畳大の板間は四畳大の居室の床より一段低く、正面に太格子を用いた無双窓を構える。四畳大の居室の平面は変則的ではあるが、竿縁天井を張り、妻側に床の間を構える座敷とするが、現在は床の間部分に屋根裏部屋へ上がる階段が設置されている。

道路境に面する部屋の西側は、柱筋を平間ずらして六畳間二部屋と八畳間二部屋とし、いずれも竿縁天井を張り、六畳間二部屋は差鴨居で固め、西の八畳間二部屋は薄鴨居に長押を打つ。北西の八畳間を主座敷として北側に床の間・欄、西側に付書院を



付図3 舟知家住宅平面図 1 : 150

構える(巻頭図10-4)。これらの居室の西側は縁とし、板敷に竿縁天井、中敷居を入れた窓を設け、兩戸仕舞とする。これらの部屋の後北側は、五畳大で納戸に利用されている。北西隅はこれまで述べた居室よりも階段二段分低い板敷とし、道路下一階へ降りる階段を設ける。

主屋の北西には付風棟が接続し、縁を主屋から矩折れにまわし、三畳大の小部屋と便所、手洗を設ける。

屋根裏部屋は後述のように後世に改造されたもので、北端の小屋内を居室化し、北側に窓を設けたものである。一階四畳大の居室北面の本来は床の間であった部分に階段をしつらえ、六畳大の規模をもち、竿縁天井を張り、一間幅の押入を設ける。

道路下一階は、東側の道路際に段差をつくって石垣を積み、その西に部屋を構えるが、部屋によつては、石垣が露出し、道路に面した部屋は板敷とする。これより西側の居室は一階の四部屋に対応するあたりで六畳間二部屋と八畳間二部屋の構成をとる。部屋境の柱間を差鴨居で固め、天井は各部屋とも根太天井とする。西北の八畳間が主庫で、北側に床の間を構える。南西の八畳間は土間とし、ケムリガエシ位置で南北に仕切り、北側を裏玄関として利用し、南側を台所とし、台所には竈を設けるが、現在は見えないように隠されている。

これらの居室の北側は通り土間となっており、北東の六畳間境にはあがり縁を設ける。この土間は、道路から斜路で直接出入りでき、道路側には木戸を設けている(巻頭図10-5)。現在は、北側に板敷を張るが、かつては隣家が近接して建っていたので、当初は柱間に壁等の柱間装置はなかった。建物内に、道路から道路下階に通じる通路を構える珍しい事例である。

北西付風棟の道路下一階は、土間を挟んで便所と物入とする。

主屋の台所から、この付風棟にかけて板敷をまわし、平坦に造成された道路下一階の敷地を囲み、道路下一階に庭を設け、南側に裏門を設けて、敷地背面の道路に面する。この周辺で、道路下一階をこのように整った屋敷構えとする事例はあまりみられ

ない。

(3) 部屋名と部屋の機能

任子さんからの聞き取りによつて、昭和三十年代前後における部屋名および部屋の機能が判明した(巻頭図10-9)。

まず、階数の呼称は、舟知家では、道路下一階を「一階」、一階道路上一階を「二階」、屋根裏部屋を「三階」と称していたという。任子さんによれば、任子さんが嫁入された昭和三十三年には宿坊は営まれていなかったにもかかわらず、基本的に一階は生活には全く使用せず、一階はすべて客間として扱われ、生活空間は道路下一階へ通じる通り土間という。道路からの生活導線は、主として正面右手の道路下一階へ通じる通り土間もしくは道路下一階背面の道路に面する裏門とし、生活上の出入りに一階玄関はあまり使用しなかったという。

一階は、玄関北側の六畳間を「ミセノマ」、その北の四畳間を「オチムネ」と称していた。西側の部屋のうち東北の六畳間を「ブツマ」と称し、かつては仏壇が置かれていた。八畳間は、南を「ハチジョウノヘヤ」、北を「オクザシキ」と称していた。

道路下一階は、道路際の板間も一時期は畳を敷いて居室としていたという。南の六畳間は「ダイドコロ」と称し、主人以外の家族の食事の場であった。北西の八畳間が主人の部屋であった。南の八畳の南半部を「ナガシ」と称し、ここに竈があり台所であった。なお、生活水については、任子さんが嫁入された時にはすでに上水が完備されていたが、それ以前は谷下に井戸があり、そこから水を汲みにいったという。

(4) 架構 道路下一階の地盤は、道路際を垂直に切つて石垣を積み、道路下一階の敷地全体を平坦に造成し、平坦部から主構造全体を立ち上げていく(巻頭図10-7)。

柱の多くを通し柱とし、一階床高あたりを馴差で固める。正面側および背面側の縁にあたる部分をのぞく梁間五間分が上屋で、上屋に大梁をかけ、大梁上に東立で小屋を組む(巻頭図10-6)。現在は、野地板上に波板鉄板を葺くが、かつては瓦葺で、垂木勾配はおおよそ五五分である。幕末期から明治期には、町家においてもすでに瓦葺の建物が存在していたことを示している。裏板以外の梁・束・母屋桁・垂木等は当初材

をはげ残すが、北側一間半分については、屋根裏部屋をしつらえた時に、母屋桁等の小屋材が取り替えられている。

背面側(背面)の縁部分は上屋の屋根を突き降ろすが、正面側(重側)の庇(裏出し)部分は、柱と腕木を併用して、上屋とは別構造の一段低い銅板葺の屋根をかける。道路下一階では、正面側(重側)は石垣に面し、背面側は腕木で支持される太い絞り丸太の桁をもつ銅板葺の深い庇を付ける。

(5)当初形式とその後の改造 一階 玄関部の出入口は、前述のように現在一間半の間に差鴨居を入れ、中柱を立て、いずれの柱間とも引違ガラス戸としている(兼通図10-18)。この構えは後世の改造によるもので、両端の柱には、相対する面の内寄りの位置に摺揚戸の溝が彫られており、差鴨居の側面には摺揚戸を揚げた状態で止めるための栓が残る。また、現在の中柱は新しい材であるが、この位置の差鴨居の上部に、摺揚戸の溝が彫られた束もしくは下部が切断された柱が残る。現状では、柱が切断されたものであるかどうかの確認はできないが、後述する六畳間と同様に、中柱の差鴨居より下部が脱着可能なものであった可能性もある。差鴨居は断面がし字状につくられ、差鴨居の側面に沿って、上部に建具一枚分の欠き込みをつくる。摺揚戸は上下二枚構成で、上段の一枚はし字状の差鴨居の上部の欠き込みにあづけられ、下段の一枚はその手前で、栓で止められたと考えられる。

玄関北側の六畳間の前面には現在出格子を構えるが、出格子と北側の張出し部とおさめが不自然であること、この柱間の南側柱の裏面に現在の出格子に先行する框の痕跡が確認できること、後述のように当初の柱間装置が摺揚戸であることから、当初は出格子はなく、框をともなった床凡のようなものが前方に張り出していたものと考えられる。なお、柱にホゾ差しされた腕木および出桁は当初のもので、現在の出格子の柱位置以外で腕木が支柱で支えられていた痕跡はなく、柱には南妻にあるような腕木を支える持送り付いた痕跡がない。したがって、柱間の南柱位置では、腕木のみに桁を支えていたと考えられるが、現在の出格子の柱位置と同位置で、支柱によつ

て腕木を支えた可能性も否定はできない。

六畳間の正面二間幅の柱間では、相対する柱間の南寄りに、玄関と同様に摺揚戸の溝が彫られている。現在の差鴨居は中古材で、現在差鴨居中央上の吊束は、当初の束もしくは下部が切断された柱の上部で、この吊束の両側面にも摺揚戸の溝が残る。したがって、当初は、玄関と同様な形状の差鴨居があり、中央に中柱を立てて、一間幅の摺揚戸で仕切っていたと推定される。現状の出格子は、摺揚戸が引違戸に改造された時期に付加されたものと推定される。敷居をみると、吊束直下の内側寄りに中柱幅のホゾ穴が彫られている。可能性としては、中柱の差鴨居より下の部分が脱着可能で、摺揚戸を上げた時には、中柱をはずして二間幅を完全に開放とすることができたものと考えられる。

その北側の三畳大の板間については、上屋および庇ともに桁が別材で継がれている。柱等を見る限り、この部分が中古に拡張された様相ではない。この板間では天井が張られずに小屋が見える状況であり、しかも、正面柱間装置が無双窓で、居室として整備されたとは考えにくい。この板間が当初のような用途であったかは疑問が残るが、庇の柱等にも現状の構えに先行する痕跡等が確認できないことから、現段階では現状の構えを当初形式とみておく。三畳の板間と四畳間の間の敷居・鴨居には三本溝が彫られている。建具は、三枚障子とも考えられるが、四枚割で、板戸四枚に障子二枚であった可能性もある。

一階西側三分の二の居室にはほぼ改造はないが、その北側では、屋根裏部屋を設置する改造がおこなわれ、その時に、屋根裏部屋の床構造を設けるために、四畳間の天井材等の横架材の取り替えがおこなわれ、本来の床の間部分に階段が設置された。また、北西隅の板間は、他の一階の居室より床高を階段二段分下げ、背面付縁棟の床高に揃えられており、この部分は、明治末年の付縁棟の建築にともなって改造されたものと考えられる。

屋根裏部屋 屋根裏部屋は小屋内に完全に納まるかたちでつくられ、採光は、妻側に

窓を新設して対応している。屋根裏部屋の設置にあたっては、上記のように、この周辺の横架材等の取り替えがおこなわれている。

道路下一階 道路下一階では前述した一階西北部の改造にともなう改造がおこなわれるとともに、道路下一階の庇を構成する桁等のおさまりから判断して、附風棟の建築にともなう主屋西側の庇の改造がおこなわれ、現在のように太い出桁をもった軒の深い庇となる。なお、当初形態については、あきらかにできなかった。

居室部の改造は一階同様ほとんどないが、南西部の土間周辺が改造されている。本来は八畳大の土間で、八畳を南北に二分する柱筋の低い位置に梁・垂れ壁があり、いわゆるケムリガエの形態をとっており、南半部に竪を設けて煮炊きをおこなう台所であった。中古に、ケムリガエより下を格子戸で仕切り、台所を西側に拡張している。前出の西側の軒の深い庇の桁の延長が、台所拡張後の西側柱筋におさまっており、庇の整備時に台所の西側への拡張もおこなわれたと考える。さらに、その後台所の内装が新調されている。

建築年代と改造時期 主屋の建築年代は、先に示したように明治四年上棟・明治五年完成であることがあきらかである。この時期の表構は、玄関および、その北の六畳間とも、道路に対しては摺揚戸を構え、昼間は、柱間すべてが開放となるものであった。

その後、明治末年頃に主屋の北西に附風棟が建築され、その際に、主屋西北隅部分が整備される。また、付風棟の建築にともない、道路下一階の西側の庇が現状の形式となり、同時に台所が西側に拡張されたと考えられる。なお、この庇は、かつては瓦葺であったが、昭和六十年（一九八五）に銅板葺に葺き替えられている。

屋根裏部屋の改造時期および一階表構の改造時期についてはの伝はないが、任子さんが嫁入された昭和三十三年には、すでに現状のようなかたちになっていたという。任子さんによれば、姑であった大正五年（一九一六）に当家で生まれた春子さんから、一女子校時代に掃りが遅くなると大戸を閉められた、との話を聞かれており、昭和初期にはまた摺揚戸であったと考えられ、昭和前期に現在の表構に改造されたと推定される。

大屋根は、中古に一部がスレート葺に葺き替えられ、昭和三十九年（一九六四）に全面的に現在の鉄板葺に葺き替えられている。また、昭和六十年に附風棟の大屋根がスレート葺当初葺材は不明から銅板葺に葺き替えられている。同時に、道路下一階背面の庇屋根も、瓦葺から銅板葺に葺き替えられた。

また、台所部分では中古に格子戸が入れられ、平成十二年（二〇〇〇）に現在の内装に改造されている。

三 金峯山寺周辺の吉野建の分布

(1)調査範囲と調査方法 金峯山寺周辺の町並は、金峯山寺を中心に南北に通る道路に沿って形成されており、これらは金峯山寺の門前町として栄え、江戸時代末期にその家数は二九〇軒を数え、その半数近くは諸国からの参詣者を相手とする商売をおこなっていた。町並調査の範囲は、北は金峯山寺の総門である黒門付近、南は町並が途絶える竹林院の少し南までとした。

調査は調査作成と写真撮影とし、調査対象は、寺院境内を除き主要道路から外観を確認可能な建物とした。調査は建物単位に作成し、調査には、道路下の階数・階数を記したものが吉野建、道路上の階数・外観から判断した建築年代とした。なお、建築年代については、道路に面する部分が現代に改造されているものでも、内部もしくは背面等で、本体部がそれ以前の建築であることが推定される場合は、本体部が建築されたと推定される時期を建築年代とした。

(2)道路の立地 金峯山寺周辺の地形は、おおきくは南北道路の東側全体が深い谷となっており、道路から東の谷に向かって下がる急傾斜地となっている。ただし、道路の東でも、南部の喜蔵院や櫻本坊では境内を平坦に造成し伽藍を構成している。いっぽう道路の西側は、金峯山寺や塔頭寺院の伽藍が道路面もしくは道路より高い位置の平坦地にあるが、これらの寺院境内以外には断続的に谷が入り込んでいる。したがって、南北の道路は、おおよそ寺院境内地以外は、道路の両側が谷となる馬の背状の尾根

筋に位置している。

(3)吉野建の分布とその特徴 上記のように寺院境内以外では、基本的には道路の両側は、道路を頂点とする斜面となっており、民家は吉野建が基本となる。このような建て方は、伝統的な建築物に限らず、現代に建築された建築物でも踏襲されている。ただし、道路東側の一部分では道路際まで谷が入り込んでいない部分があり、そこでは道路と同じレベルの平坦地に民家が建つ。

道路に対して懸造とし、斜面地の状況によって、道路下を一階とするものと二階とするものがあり、道路下一階とするものが多いが、金峯山寺北側の東側付近、および、東南院の東側付近では、道路下二階とするものが建ち並ぶ(図8)。

吉野建とする場合には、隣地との建物境は半開きの空地を設けている。これは建物を建築する時に施工上とらざるを得ない空間と考えられる。ところどころその間を斜路もしくは階段の通路とし、建物の外をまわって道路から直接建物背面に行くことができる。いっぽう通路を設けない部分は、道路際に一階もしくは二階分の段差があるため、安全のために、この間を板塀で閉じる。ただし、塀に木戸が付属するものがあり、これらの塀は通路である可能性がある。これらの通路は、実態として、通常の町家の通り土間のような機能を果たしたと考えられるが、舟知家住宅は建物の内部に通路を設けている点で、金峯山寺周辺の吉野建のなかでも稀な事例である。

伝統的な吉野建民家では、古くは平屋建、もしくはつし二階建とする。外観からの判断ではあるが、およそ大正期頃から本二階建とするものもあらわれると考えられる。伝統的な吉野建民家は墨根の勾配が緩いものも多く、これらは現在鉄板葺としていたが、かつては板葺もしくは杉皮で葺かれていたものと考えられる。いっぽう、舟知家住宅でみられるとおり、明治初期にはすでに瓦葺の建物も建てられている。道路側では、平屋建の場合でも、大屋根を葺き降ろさず、柱をともなつた下屋形式の庇を付すことを原則としている。

図二には、外観上の判断で、昭和三十年代頃までに木造で、伝統的な形式で建築さ

れたと推定されるものを示した。表構が改造されて一見新しく見える建物も多いが、一般的な吉野建の伝統的な建物が多い。また、道路と同じレベルの平坦地に建つ建物も伝統形式とするものが多く、金峯山寺周辺の塔頭寺院等の宗教施設を含め、金峯山寺を中心として形成された門前町全体として伝統的な建物を良く残している。

四 結語

今回の調査により、奈良県南部で吉野建と呼ばれている民家形式の実態の一部が判明した。

吉野建は、道路に対して敷地が急勾配の下り斜面となる場合、建物を懸造として、道路下部分を居室化するもので、金峯山寺周辺では、現在でも同様な建て方がなされている。伝統的な形式では、斜面の状況により、道路下を一階もしくは二階とし、道路上は平屋建もしくはつし二階建とし、大正期前後以降に本二階建が普及する。調査した金峯山寺周辺の門前町では、これら吉野建の伝統的な建物が良く残り、門前町全体として特徴ある町並形態を良く残していることがあきらかとなった。

そのなかで舟知家住宅は、明治五年の建築であることがあきらかで、江戸時代の形式を踏襲していると考えられる。建築当初は、一階正面は摺揚戸で仕切り、日中は開放される宿坊らしい形態であったことが判明した。構造的には、道路際を垂直に切つて石垣を積み、本体部は道路下の地盤から立ち上げ、一階には主として客間を並べ、道路下一階に台所や生活空間が配されている。舟知家住宅は、吉野建の形態を良く残すとともに、建物内に道路から道路下一階へ通じる通り土間が通り、道路下一階の敷地構えも整備され、江戸時代末期から明治期の整った屋敷構えをもつ吉野建民家の好例と評価できる。

吉野町をはじめとする奈良県南部では、そのほとんどが急傾斜地で、平地の確保が難しい地域である。急傾斜地に点在する農家の場合は、等高線に沿って奥行の浅い平地を造成し、そこに、奥行の浅い主屋や付属棟を横並びに配置する形式とし、吉野



建とする必要はない。事実、これまでの調査でも、主としてこのような民家形式を当該地方の地方色と位置づけられている。いっぽう、今回調査をおこなった地域は、馬の背状の尾根筋の道路に面して町家が建ち並び、道路に面して町家形式の建物を建てる場合は、必然的に道路に面しない背後を軒造とせざるを得ない。金峯山寺周辺の事例と他の民家の調査事例からみて、吉野建の町家が建てられるのは、馬の背状の道路の両側、もしくは、片側が谷となった道路の谷側に、道路に面して町並を形成するような場合に限られると想像されるが、この点は今後、他地域の事例調査をおこなった上で結論を出したい。

今後、吉野建の形式分類や編年等の調査研究をすすめる、吉野建としての評価の軸を明確化し、調査地区をはじめ、奈良県南部の吉野建民家の評価をおこなう必要がある。また、今回の調査で金峯山寺周辺の門前町には、伝統的な建造物が数多く残ることが判明したが、今後、調査地区の町並構造の詳細な調査、および個々の建造物の調査をおこない、吉野建を主体とする町並としての評価をおこなう必要がある。

註

- (1) 平井・秋水(一九七二)による。
- (2) 片山他(二〇〇八)は、吉野建の定義と吉野建における生活について論じており、奈良県南部の五條市、十津川村、天川村、下市町、吉野町、黒滝村、川上村、東吉野村の住民に広く深く浸透している語彙としている。
- (3) 吉野町の民家については青山(一九七二)、龍門村(現吉野町)については浅野他(一九五三)が報告している。その他、奈良県南部の市町村での民家調査について、五條市については、野田他(一九五八)、大塔村については浅野(一九五九)、十津川村については目名子(一九六二)、野迫川村については野田(一九七九)、上北山村については岡田(一九六二)が報告している。
- また、吉野建として評価されて文化財となっているものとして旧前坊家住宅がある。旧前坊家住宅は弘化年間に現在のかたち到大改修されたと推定されており、主屋の一部が懸造とし、道路より一段低い敷地に建つ附属屋に渡り廊下でつながる。奈良県立民俗博物館二〇〇九。かつては、舟知家住宅同様金峯山寺の参道上に位置していたが、奈良県立民俗博物館に移築され、奈良県指定有形文化財となっている。
- (4) 杉皮葺に復原された旧前坊家住宅は、舟知家と同様に強い屋根勾配をもつものの、修理の際には、このような勾配で杉皮を葺く可能性も否定できない。舟知家も同様に杉皮葺であった

可能性を全く否定できないが、舟知家と先行して建築されたと考えられる兩隣家の主屋が現在も瓦葺であることから、舟知家は明治五年の建築時には瓦葺であったと考える。(5) この部分の構架材が継がれているのは、屋根裏部屋を設けた時の工事にとり、取り替えられた可能性がある。

(6) 平井・秋水(一九七二)による。
任子さんによれば、輸入された昭和三十三年頃には、舟知家住宅を除く多くの建物が、杉皮葺であったという。

引用文献

- 青山賢信 一九七二「民家」『吉野町史 上巻』吉野町史編集委員会、七二―七三頁、吉野、吉野町。
- 浅野清 日名子元雄・福森賢次 一九五三「建築史 龍門村の建築 三 民家」『奈良縣総合文化調査報告書 吉野川流域龍門地区』奈良県教育委員会、三五―三六頁、奈良。
- 浅野清・林野孝・鈴木喜吉・工藤圭章・青山賢信・頼田信 一九五八「建築」『五條市史 下巻』五條市史調査委員会、二六〇―二五一頁、五條、五條市史刊会。
- 浅野清 一九五九「民家」『大塔村史 大塔村史編集委員会、四一―四二頁、大塔、大塔村。
- 岩井宏美 一九七二「吉野山への道」『吉野町史 下巻』吉野町史編集委員会、三九九―四〇四頁、吉野、吉野町。
- 岡田英男 一九六一「建築」『上北山村の歴史』奈良県教育委員会事務局文化財保存課、二〇五―二〇九頁、上北山、上北山村。
- 片山哲史・本多友常・平田隆行 二〇〇八「地域建築語彙「吉野建」とは何か」奈良県五條市大塔町(辻堂、宇井集落)を事例として二「日本建築学会大会講演梗概集(中国)」六一―六二頁、東京、日本建築学会。
- 工藤圭章・沢村仁・宮沢智士・岡田英男 一九七〇「奈良県文化財調査報告 第一三集 民家緊急調査報告書」奈良県教育委員会、一〇七頁、奈良。
- 奈良県立民俗博物館 二〇〇九「野野集落 県指定文化財 旧前坊家住宅」『展示案内 常設展 日本建築学会民家調査記録部会(主査)・草野和夫』一九八五「日本民家語彙集解」八〇―五頁、東京、日外アソシエーツ株式会社。
- 林野孝 一九七四「民家」『野迫川村史 野迫川村史編集委員会、九六―一〇二頁、野迫川村、野迫川村。
- 日名子元雄 一九六一「民家」『十津川 十津川学術調査報告書』奈良県教育委員会事務局文化財保存課、八三―八四頁、十津川、十津川村。
- 平井良典・秋水政孝 一九七二「近世の金峯山寺と門前町」『吉野町史 上巻』吉野町史編集委員会、二六六―二七六頁、吉野、吉野町。

付記 本論は「奈良学論叢」第一号「奈良文化財研究所 二〇二〇年」掲載論文に、文書調査の知見により若干の修正を加えたものである。

第二章 史料編

史料編凡例

一、史料編には、『舟知家文書』のうち学術的価値が高いと思われるものを翻刻して収録した。

一、漢字は原則として現在の通用字体としたが、「佛・燈・燧・龍」などの文字は正字を用いた。また原文引用部分は「尔(爾)・个(箇)・季(年)・祢(黽)・嶋(島)・扣(控)・豫(予)・菌(菌)・藝(藝)・林(休)・峯(峰)・駮(駮)など、一部の異体字を残した。また「ㄱ」(より)等の省略文字・合字は、そのまま表記した場合がある。

一、積文中に編者が加えた文字には次の符合を付けた。

「()」……校訂に関する注のうち、本文に置き換わるべき文字を含むもの。

「()」……右以外の校訂注・説明注。

○ ……長文に渉る説明注は文頭に○を付けて積文と区別した。

一、積文には新たに読点(・)を施した。

一、積文本文に加えた符合は次の通りである。

□□□ ……欠損文字・難読文字。

「『』」 ……(表紙)(扉)(朱書)(別筆)等の範囲を示した。なお、原文と同筆で、追加して書写したと認められる場合には(追筆)とした。

■ ……塗抹されて積読できない文字。

〔×〕 ……文字の上に重ね書きして原字を訂正していることを示す傍注で、原字の左傍に・を付け、右傍に付けた〔×〕内に原字を示した。

カ ……編者の付けた注で疑問の残るもの。

ママ ……文字に疑問はないが意味の通じがたいもの。

。 ……補書の入るべき場所を示す。

と ……塗抹・改竄がある文字で、字面の明らかなのはその左傍に付けた。ただし長文に及ぶ場合にはとを付けず、(墨抹)と記して翻刻文字の範囲を「」で示した場合もある。

一節 金峯山寺関係

〔史料一〕 和州吉野山真言天台年中行事御會讃覽

寛文十一年

和州吉野山真言天台年中行事御會讃覽

五月吉日

第四回5号 図8

謹言上謹返答

一、吉野金峯山寺者日域無双之靈山、大峯最初之行ひ所ニ御座候、其故ハ大峯根本之地山上迄ニ発心・修行・菩提・涅槃之四門を被_レ建候、則吉野之金鳥居を号発心門、額ハ弘法大師之五筆ニ而御座候、大師も数度大峯御修行被_レ成、峯中之額大形五筆ニて御座候、其後聖宝尊師・日藏上人其外真言之

祖師名僧達數度大峯御修行顯然候、彼地構坊舎を、真言宗之内三導師其外寺役人等山上四月五日方罷上り、御方を開大峯之開關仕、天下安全之御祈禱仕候、其方当山本山諸國之山伏五月方八月、三導師毎年御祈禱成就、結願之作法相勤下山仕候、大峯之開結共三導師之役御座候、此行事大峯開關以來少も懈怠無御座御祈禱御座候、惣吉野丈六一之藏王方本堂奥院、其外山内諸御伽、大峯山上本堂ニ至迄、佛前之莊嚴皆以真言之莊嚴ニ而御座候、天台方之内少聖僧御座候共、先規方法流ハ真言之附法伝受仕來候故、唯今真言ハ有無甲斐衰、天台方ハ任威勢、台家之法流ニ近年仕替申候御事、

一、毎月朔日・二日・三日於藏王堂千卷心經之時行法仕と申候、行法らしき事終及見不申候御事、

一、毎月十一日之作法も同断、

一、毎月十九日御祈禱終後、真言方座之上者、天台方銘、ニ一礼有テ之出堂仕作法ニ御座候、近年ハ上座之者一人計礼儀仕、末座者不仕候御事、

一、毎日子守勝手兩社本地供相勤候由、不存候御事、

一、毎月七日役行者講法事花法三昧、是も不存候御事、

一、毎月廿五日連歌往古ハ天神拜殿ニ而相勤と御座候、拜殿御座候節者真言天台立合相勤申候、殊其時分ハ真言方ニ宗匠仕者御座候御事、

一、正月朔日方三日朝迄權現之開戸帳を置と書付申事大成偽ニ而御座候、正月朔日寅之一天ニ於本堂真言方方法事御座候、年中行事之開關ニ御座候、此時權現三尊之開關御帳法事過候而も、一山之氏子參詣之者ニ拜七申為ニ午之刻迄開置午之刻ニ開帳仕候、古來方之例ニ御座候、此段ハ吉野一山江御尋被遊可被下候、天台方申通ニ御座候者如何様ニも曲事ニ可被仰付候御事、

一、執行代と申候ハ天台方之二闕・三闕寺役ニて御座候、件之寺役ハ大峯山

上ニ四月方九月迄之間、毎月十五日宛兩人替、山籠仕寺役ニ而御座候、老林と云妻帯と申相勤申事不罷成候故、此方ニハ若輩之寺役人数多山上ニ山籠仕候故、内縁を以互ニ頼ミ頼まれ大峯之寺役御遣し來候、近年ハ此方より大峯山上信心仕參詣之仁数多御座候、付、徳分多御座候故、近年ハ諸國方大内証ニ而望ミ申者も御座候と相見申、下山ニ而様々之新法共致さ申候事ハ、此方ニ天之坊と申者御座候而、其時之天台方二闕ハ連藏院と申、天之坊為ニハ親ニ御座候故、其執行代天之坊仕候、親ニ御座候故本堂へ出仕之節ハ連藏院方江誘引ニ寄同道ニ而出仕たと仕候を例之様ニ申成、其方以後之執行代へも例之様ニ為致申と相見申候、其上内証ニ而手形上銭たと為仕候由背先例を頼まれ申間敷旨、若輩之者共へ申渡候故、内縁を以頼來候共、頼まれ申仁無御座候と相見申候、天台方書付ニも真言方方望申と御座候、此方ニ少も望無御座候間、向後天台方相勤申様ニ被為仰付可被下候、此方ニ相勤申寺役ニ差究り候ハ、内縁を以互頼ミ頼まれ申事御座有間敷候、内証ニ而頼ミ頼まれ候ハ相定りたる寺役ニ而ハ無御座候、唯今天台方二闕吉水院と申候、吉水院三闕ニ四年以前罷成候節、此方谷之坊と申候ハ吉水為ニハ清弟ニ而御座候故、執行代之儀谷之坊方、頼來候、谷之坊申候ハ、如古法之山上寺役ニ候ハ、相勤可申候、下山ニ而之新法相勤候へ之儀ニ候ハ、望無之候と返事申候由ニ而不仕候、又其後松知院と申天台方去年三闕ニ罷成申候節ハ、執行代之儀之此方誰人へも頼不申候故、唯今ハ執行代と申事ハ無御座候、此方頼申度候者如古法山上之寺役計ニ候者、此方若輩之者共相勤可申候御事、

一、正月三日夜岩藏寺修正、是も不存御事、

一、正月八日藏王堂修正之時、二闕出仕次第權現之開戸帳を申由書付申候、是以偽ニ御座候、二闕出仕ニ少もかまひ申事ニ而無御座候、此方之修正衆出仕次第ニ開帳仕事ニ御座候、修正衆さへ出仕候者ニ闕出仕不仕候而も開帳

仕候、又二鵬出仕いたし候ても修正衆出仕無之候へハ開帳不仕候、又鬼形三人内陣を三返廻、是天下国家之疫神を弘政と申伝候、此時大鼓金^三而拍子申事、此方役之様ニ書付申候、是ハ諸使之役ニ御座候、又施主帳を持來テ寺僧之前置と書付申候、施主帳と申候ハ、真言方之僧名を悉此方ニ書付申、天台方へ遺爲説申候を遺而位言之様ニ書付申候御事、

一、正月九日・十日藏王堂修正、右同断と御座候ハ八日・九日・十日迄真言・天台立法事御座候、先真言方之導師登高座、法事を始、終テ又天台方・法事始、執行代役ハ同断、

一、正月十一日於本堂千卷心経之時、開戸帳申と書付申事、尤左様ニ御座候、開帳仕為拜候、開帳銀六拾四文此方へ取申候、他所方参詣之人開帳拜ミ申度と申方方ハ開帳銀百文ニ而御座候内、三分一ハ天台方配分ニ遣申候故、三分二六拾四文取申、古今之例ニ御座候、外之法事之時も開帳拜ミ申度候ハ、六拾四文出し候へ者拜まセ可申候御事、

一、正月十二日天神宮修正、是ハ社人支配ニ候へハ不存候御事、

一、同十三日八王子修正と御座候、是も同断、

一、正月十三日安禪寺四方正面之堂ニ而修正相勤と御座候、是先年無住之節雇候へハ、例之様ニ仕成候と承及申候御事、

一、正月十七日吉水觀音堂修正不存御事

一、正月十八日勝手宮修正、是も不存候、又神事能之事先規ハ橋原猿索と申ニ相勤させ候へ共、社領共悉落申候節ろくなくとも難成候ニ付、中古方手能ニ仕來ル由承及申候、左様ニも御座候哉らん、近來迄も天台宗大小打脇独言なと社家社僧と一所ニ被致候事、我々も近比迄及見申候、於御尋者役仕たる人々書付指上可申候、此段ハ我々方ニ少もかまひ申事ニ而無御座候故、及返答不申候へ共、及見申之通書付申候御事、

一、正月十九日安禪寺藏王堂修正、是も無住之節雇申候を、例之様ニ仕成候

由及承申候、八木老斗宝塔院方下行ス、

一、正月廿三日於藏王堂仁王会之法事之内、開帳ハ上不申候、此時真言方左方之椅子ニ座、天台ハ右方之椅子ニ座、此寺役人真言方を雇來ルと申上候、終被雇申たる事不及承候、其上無言無所作と書付申候、左様ニ仕よき寺役人候ハ、何者ニ而も一宗之内ニ而相勤可申事ニ候を、殊一人之儀ニ候へ者、他宗を雇申事不審ニ御座候、其上雇申たる者を左方之椅子ニ上置、我々ハ右方之椅子ニ上り申候、加様ニ御座可有事ニ御座候哉、様子御尋被遊可被下候御事、

一、正月廿三日於勝手宮神事能之儀、子守宮能之様子同断、

一、正月廿八日子守宮修正、是も不存御事、

一、正月晦日於実城寺修正、是も亦存不申候御事、

一、二月朔日 二月会、

返答はハ真言天台之衆僧若輩之御、一代ニ一度之大行ニ御座候、五月ら請取行ニ入、來年五月迄別火ニ而奥院へ日参仕、山内之堂社佛閣ニ参詣シテ勤行いたし、二月朔日ニハ卯之刻ニ本堂へ出仕、万事真言天台同前ニ御座候御事、花供正頭從安禪寺下向シテ於本堂修正有之と書付申段、大成偽ニ而御座候、花供正頭ニ努々かまひ申事ニ而ハ無御座候、此方之行人を儀法正頭と申候、此儀法正頭奥院方下向仕、本堂へ之出仕を相待、法事を相始申候、導師ハ真言方一蕩之役御座候、導師ハ高座ニ登法事を初、天台ハ下座ニ居テ取次第年中行事之内、天台方登高座ニ導師をいたし真言方ニ下座を仕取次第候寺役終一度も無御座候、左様之寺役御座候哉、御尋被成可被下候、此方を下僧之様ニ申成候か、下僧高座ニ而導師をいたし上僧下座ニ而取次第申寺役御座候哉、諸寺諸山へ被成御尋可被下候御事、

一、二月三日天台之一蕩・二蕩、三蕩儀法正頭坊方神酒・肴送之と書付申候儀、上經管所と申者御座候、此等方方遣申様ニ承及申候、頭坊ニハ不存御事、

- 一、三月十一日藏王堂五兩社神輿御幸之時、権現之間帳仕事、神輿御幸二付開帳仕事云、天台方法事ニ付開帳仕候而ハ無御座候、扱又錫杖之役ハ中古方此方を雇申候と書付申候、終被雇申たる例不及承候、又此方を末座と書付申儀、大成相違ニ御座候、先日も日光御出仕之絵図など被出候、日光之儀ハ存不申候、真言宗之出仕ハ堂之奥末座ニ御座候、幸高野衆在府ニ御座候ハ御申被成可被下候、又法事之時天台方ニハ鼻高をはき、真言方ニハ草履をはき申由書付申候、先規ハ五ニ鼻高をはき候へとも、自鼻高五ニ不足ニ御座候故か、中古方兩衆共近年迄いさうりをはき申候処、双藏院日光方袈裟法服幅巾鬘鼻高等先年御越候故、其方以来天台方口はき申候、此方ニもいにしへはき申たる、古き鼻高共御座候へ共、或不具或者損申候故、拵はき可申と申候内、加樣ニ御公儀迄申上候、此方ニハはき不申様ニ申成候、此方ニも如先規はき可申候間、左様ニ御心得被遊可被下候御事、
- 一、四月三日於勝手宮大殿若不存事ニ御座候御事、
- 一、四月四日於子守宮法花八講・大殿若と御座候、加樣之法事無人ニ而左様ニ相勤申法事ニ而ハ無御座候へ共、如何様之事仕候哉、不存候御事、
- 一、四月八日於藏王堂佛生会法花八講、内陣ニ椅子を立勤之と御座候、内陣ニ椅子を立申候事ハ無御座候処、頃日之新法ニ仕候御事、
- 一、五月三日精進屋建と御座候ハ、五月十三日真言方二同前ニ相勤、兩頭坊ニ御座候故、及返答ニ不申候御事、
- 一、五月十一日同廿六日、是ハ兩頭坊之行人年中奉花供方所用意仕御事、
- 一、九月十九日祭礼、本堂五兩社神輿御幸、三月十一日御幸と同前ニ御座候、此外之寺役ハ立合ニ而無御座候故不存御事、
- 一、十月四日於勝手宮法花八講、是も不存御事、
- 一、十月廿四日報恩講、返答同前、
- 一、十二月九日方廿三日迄於寺院延年之行と書付申候、是ハ三尺計之鳥頭子

を着、たすきをかけ、兩人立てて身をなげかけ何やらんおかしき事を申、又頃を致まね繩をなふまねなど仕由承及申候、是を延年之行と申候哉、不存御事、

同廿三日之朝、子守ニ而阿弥陀經誦同前、

一、於藏王堂大殿若經同前、

山上行事次第

一、四月朔日山上寺役人垢離を取候時、八木五斗八升花供正頭方下行スト御座候ハ、四月朔日ニ吉野川子守か刈ニ而、三導師寺役人等并天台当番之行人一人取垢離を、從花供正頭役人一和尚方へ取、右之寺役人ニ渡ス、但天台当番之行人へも下行之、真言方ハ毎年懈怠無御座候、天台方ハ懈怠之年も御座候御事、

一、四月八日登ル山上ニ、惣シテ山上衆トテ山上之寺役勤候僧七人有之、寺僧四人満堂三人合七人山上ニ登テ行事勤之と書付申上候、

返答事外紛申たる書付様ニ御座候、毎年四人之者共罷上申様ニ申上候、大成相違ニ御座候、真言方之三導師・天台方四人之行人ハ阿伽行と申候而一夏九旬備香花勤行等相勤申行ニ而御座候、是ハ一年ニ一人ツ、輪番ニ御座候故、七年ニ一度宛相勤申候、当番ニ而無之年者一年ニ七日ならてハ寺役相勤不申候を、毎年四人之寺役人罷上申様ニ書付申候而紛かし申候、真言方之寺役人ハ三導師を初、其外六人合九人毎年四月五日方登ル山上、三導師ハ三時之護摩藏王權現、役行者之本地供物後夜長講等、長日無懈怠相勤、外六人之寺役人それ〱之寺役相勤申候御事ニ候を、無人之様ニ書付天台不相勤寺役を毎年相勤申様ニ紛かし、偽申上候段御會議被遊可被下候御事、

一、五月九日寺僧中登ル山上ニ法事勤之と書付申候返答、学頭夏一を座上ニ而藏王堂正面ニ出仕スと書付申儀大成偽ニ御座候、妙覚門へ出仕之次第ハ天台方ハ正面之西右方ニ出仕ス、真言方ハ三導師を始其外寺役人数多正面之東左

方^ニ出仕^ス、当山諸先達ハ涌出之嶽本堂之壇場^ハ被^レ出向、笈渡之作法御座候、三方立合之出仕之事^ニ御座候処、殊真言方座^上仕事御座候を、天台方計出仕いたし候様^ニ書付申^{タル}事、又夏一を学頭^上と書付申事御會議被遊可被下候、先年^モ学頭夏一^ト申上候を、於御評定所御會議被遊被^レ出候^ト、此方^方申上候^ハ、御會議之上式寸四方程成板^ニ書付申^{タル}物^ヲ被^レ出候、左様之物ハ証據^ニ成間敷候間、儲成証文^出し候^ヘと申候^ハ共不得出候、夏一^ト申候ハ高野山行人衆若輩之時金堂^ニ而夏中花を供申候、其一藕を夏一^ト申由承及申候処、結構成被申様^ニ御座候御事、

一、五月九日之夜返答、於藏王堂験者之次第、当山諸先達^ト真言方^ト立合験者之折有之時之布施物、天台方^一と仕と書付申候、大成偽^ニ御座候、此施物者当山本山諸先達方引役^ト申先達老人^ニ付銀子百拾匁宛此方之柱坊^ト申者請取申、此銀子を以山上諸寺役之布施を真言・天台^ハ相渡申候、是を天台方^方相渡^シ申候^ト申上候事、御會議被遊可被下候、又床力キトテ天台方籠所^ハ薄縁^ニ敷渡^スと申上候、是ハ湯聖^ト申山上^ニ而使申者御座候、此者風呂を焼、此方之床天台之床^ハ薄縁を敷、出仕所を拵、掃除仕、座配之時致料理を兩座^ハ出仕之案内寺役之者^ニ一和尚^ト抱置、山籠中万事^ニ指遣申候、此者給分^ハ引役之内方遣申候御事、

一、五月十日山上花供会返答、兩權莊殿^ハ執行代之役^ニ御座候御事、
一、六月五日返答、夏一山上^ハ登ル時、宿捌方金掛迄酒肴を調迎^ニ出^スと申事偽^ニ御座候、終不及承事^ニ御座候御事、

一、六月七日返答、曼荼羅供^ハ四箇之用法用勤之^ト申儀偽御座候、数度申上候通天台宗^モ内証者真言附法^ハ伝受仕候故、此七日之法事^ハ八頃日迄理趣三昧相勤申候を、近年仕替候事新法^ニ御座候、儲証文御座候事莊殿之儀^ハ執行役^ニ御座候御事、

一、大峯之執行^ハ一寺僧之一藕[・]二藕[・]三藕、是三執行也と書付申候、扱[・]大

成事申上候、大峯と申候ハ吉野方熊野迄之間を指て大峯と申候、何方^方免^ニ候哉、三宝院殿御尋被遊可被下候、大峯山上^ニ而ハ三導師之外、万事下知等仕来候、何を以而天台方^三執行^トと申候哉、又執行代之事満堂方望て勤之と書付申候、望依無之、唯今^ハ望申者無御座候御事、

一、山上之学頭^ハ寺僧之夏一^トと書付申候返答^ハ、先段申上候通御座候、又夏一^ニ昇進する事数十年山籠^{シテ}夏一^ト之役儀勤^トと書付申候、近年之夏一^者山上^トどちら向をも不存様成若輩之者共夏一^ニ出申候、又修行者御影堂造立之節^ハ開眼供養時之夏一^勤申候^トと書付申候、大成偽^ニ御座候、先年本堂之外陣^ツふれ申候故仮殿を立、其外陣^ハ古木内陣之修覆仕候時、行者御影堂之修覆仕時、下遷宮[・]上遷宮[・]一和尚能真^二和尚快周相勤候、其時之夏一^ハ春福院長慶^ト申候、何とて夏一^ハ不仕候哉、御會議被成可被下候、惣而山上權現行者其外至末社^ニ迄三導師之外開眼供養仕^{タル}事無御座候、証據証文儲^ニ御座候御事、

一、山上行者堂^ハ夏一支配所也と書付申候返答、夏一宿捌を此方^方望申^ト書付申候、更以望無之候、又夏一指因次第^ニ御影堂散錢等配分^ヲ致来^ルと書付申儀大成偽^ニ御座候、大峯開關以來終夏一指因を請配分^{タル}例無御座候、四月方九月迄之内夏一御影堂^ハ罷出居申候^ハ、六月六日一日ならて^ハ無御座候、是ハ六月一日を半分夏一方^遣申候故罷出申候、其外四月方九月迄一錢^ニ而も夏一^カまひ申儀^ニ而更以無御座候、此段^ハ先年御評定所^ニ而此方^方勝手^ニ被^レ為^レ御付相濟申候儀を、又候哉加様^ニ申上候事、御評定被^レ奉存候、併御會議被遊候^ハ、返答可申上候、先年殊御評定所^ニ而 御老中様御裁許之上被^レ御付候事をも承引不仕、跡^ハ掃り申上候^ハ万事相濟申事^ニ而無御座候御事、

一、夏一宿捌之満堂儀之事返答、此方^方之下知推參千万^ニ存候、終御影堂之儀夏一指因請申事無御座候、參錢等配分少も^レ指因請申^{タル}事無御座候間、

御會議被遊可被下候御事、

一、山上藏王堂・行者堂燈明油之事返答、天台方方此方へ下行すと書付申候事、案外千万御座候。此段ハ山上穀屋本願職と申、四月方九月迄之燈明之油御供本堂之修覆等仕役人ニ御座候、徒往古真言方支配所ニ而申付候、天正六年天台方方穀屋職を預り申度由申候ニ付、手形を配申候申候、三年前御影堂之節堂社之修覆等不仕、其上我供共申候而取上可申と申上候へハ、數年預々置たる事ニ候間、先其通ニ指置申候へと被仰付候ニ付、御意次第ニ置候候処ニ、遷而此方へ下知仕事前代未聞ニ奉存候、其上御供燈明本堂修覆等為領物、藏王・行者之御影・小札等を本堂之外陣ニ而諸國之山伏、近國之參詣人ニ為売申候、其錢百貫文ニ可有御座候、又引役之内方割符御座候を、毎年此方方使を立、修覆仕候へと申候へ共、一向承引不仕候故、寛永年中ニ本堂之外陣つふれ申候ニ付、諸先達と立合之法事も懈怠ニ罷成候故、両座方諸國之山伏・近國方參詣之道俗ニ致奉加、外陣を先假屋ニ立申、内陣者外陣之以古木修覆仕候へ共、其後少も修覆不仕候故、雨降申候節者室内ニ而蓑笠を着申候ニ御座候議、以天下無双之御祈願所ニ御座候処、右之通及大破申候事、天台方毎年大分取申領物私用ニ仕、曾修覆不仕故と奉存神慮、旁無勿休奉存候間、幸今度急度修覆等仕候様被為仰付被下候者、偏可為御神忠奉存候、先年被仰付之節、向後修覆等急度仕候へと被仰付候へハ無沙汰仕間數由御請申、其以後も一円修覆不仕候間、先規之通此方へ返申候様ニ被為仰付可被下候、万事無沙汰不仕者ニ本願職可申付候御事、右、天台方寺役帳所ニ偽共多書付指上申候上者、此方立合不申寺役共數多書付申候、定而偽多可有御座候ニ被存、無勿休奉存候以上、

吉野山真言衆徒中惣代

寛文十一年五月吉日

南之坊

久保坊

寺社御奉行所

天台年中行事を真言方返答目安ニ而御座候久保坊決算也

山上山下天台方新法之覺

一、当年五月九日之夜、天台方諸使長円と申候者を行者御影堂宝前之高座へ登せ、天台方西藏院・利教房・中納言・右中將・花供正頭右五人下座をいたし勤行仕候故、此方方以久円申遣し候ハ、只今其方連行者宝前ニ而勤行被致候を見候へハ、諸使長円を權ニ登せ候前代未聞之儀ニ候、如何様子細候哉承度候、

一、穀屋方方之返事、長円儀ハ加行灌頂をさせ、いかにも能出家ニ而あれ程の出家者有間敷かと存候、以来も寺役致させ申さねハ成不申候間、左様ニ御心得可有由申候、

一、又此方方久円遣し候、最前も申ことく長円能出家ニ而候由、其善惡ハ此方ニハ不存候、權ニ登せ候子細承度候、但其方衆中ハ長円儀入置候哉、又ハ只今迄之諸使ニ而有之候哉、承度候と申遣候、

一、天台方返事、長円儀衆中へ入可申と入候間敷と此方之儀入事ニ候、以来も長円登せ寺役為致申候と返事申候由、此中申越候、加様ニ天台方新法双方御当地ニ相詰罷有候内ニも我修成新法被致候へハ、御公儀をも恐不被申御事と奉存候御事、

一、天台方新法之第一ハ山上行衆ニ成候聖僧之天台真言之肇にて真言宗と立合之法事有之ニ付、先規方真言之附法伝受不仕候而ハ、山上之寺役勤申事不罷成古法ニ御座候処、近年ハ台家之法流ニ仕替申候、近比迄春福院・得驗院・福寿院・宮内卿と申山上之行衆御座候、春福院・宮内ハ幸林坊と申真言之阿闍梨ニ而附法伝受仕候、得驗院・福寿院ハ護摩堂増海と申阿闍梨ニ而

一、当年五月八日天台方諸使長円ニ本堂宝前ニ而供養法爲仕申候、誠以加樣之新法前代未聞ニ御座候、再三ニ以使断申候、共我匠計申承引不仕候御事、

一、花供寺役之時、餅并御供等權現ニ役行者從殿屋備申古法ニ御座候処、当年者備不申候、右之御供者三導師寺役人并天台堂僧方ニ割符申候作法ニ御座候ニ共、御儀備不申候故其例破申候御事、

一、洞川ニ檜桶・間御桶等、三導師寺役衆并天台配分之作法御座候ニ共、是も当年者悉天台致押領、一円配分無御座候御事、

右洞川ニ登物者雜器ニ而真言方之正頭坊方八木下行御座候御事、

一、六月御影供會式ニ權現并役行者ニ殿屋方餅并御供を備申候、是も三導師寺役人并天台堂僧ニ配分申候を、当年者悉天台方ニ押領申候御事、

一、殿屋ニ而当年初而護摩修行之札を出し申候、惣而護摩執行者三導師方外、山上ニ而者無御座候処、破古法護摩札出し申候御事、

一、山上殿屋にて衆諸旦那之宿仕事、從先規ニ其例無御座候処、寛文九年方且那并山伏先達宿仕事新法ニ御座候、此段ハ儘成証文御座候御事、

一、同殿屋方後邊堂引手仕例無御座候処、寛文九年方參詣人之手引仕候御事、

一、天台正頭屋方斗米ニとて、奉備權現ニ佛齋米ニ而御座候、是を三導師其外寺役人并天台方配分申候を、当年ハ悉天台方ニ押領仕候御事、

一、右方如申上候山上殿屋職之儀、往古ハ真言方之支配所ニ御座候を、天正年中ニ天台方ニ預ケ置申候、殿屋職相割申候ニ付、様ニ之新法仕候間、殿屋職如先規此方ニ返申候様ニ被為仰付可被下候御事、

下山本堂ニ而天台新法仕候条、

一、正月八日・九日・十日三ケ日間於本堂ニ真言天台立合修正会法事之御、天台之導師伴僧を連候、此伴僧先規者導師之右方ニ置候を、近年者導師之左方ニ置申候ニ付、度ニ以使断申候ニ共、承引不仕候御事、

一、三月十一日於藏王堂真言天台立合法事ニ有之候時、真言方之標、天台方役として自身指申候古例ニ御座候処、近年ハ天台方諸使長円ニさらせ申候ニ付、数度ニ以使断候ニ共、承引不仕候御事、

一、同日之法事ニ真言方役として鍋杖廻向相勤申候、此前ニ天台方衆を勤申候古例ニ御座候処、寛文六年方衆勤不申候故、ニ以使断置申候御事、

一、藏王堂外陣并壇場天神大塔毎夜燈明挑申候事、天台之役ニ御座候処、近年者一月ニ三度ニならてハ挑不申候、神慮旁無勿鉢奉存候間、懈怠無御座候様ニ被為仰付可被下候御事、

右之通ニ御座候而ハ、吉野大峯諸寺役方悉相破可申事歎數奉存候間、被為遂御會議を、古法相立申様ニ奉仰候、已上、

寛文十一年七月吉日

吉野山真言宗中興代
前之坊

南之坊
久保坊

寺仕御奉行所

天台方新法仕候覚書ニ而御座候、久保坊覺書・南之坊覺書・前之坊覚書
年中行事之内真言方ニ新法仕由天台方方申上候

一、正月三ケ日中權現開帳を上置と申事返答、大成爲ニ御座候、三ケ日之間開帳仕たる例終無御座候、正月朔日午之刻ニ開帳申候、此段ハ本紙ニも具ニ申上候通、吉野一山ニ御尋可被下候御事、

一、正月十日藏王堂出仕之事、此方修正衆出仕之事候、其方ニかまひ申事ニ而無之候間、不入會議ニ候御事、

一、正月十一日天台方祈禱之時權現開帳之事ハ、先段ニも申上候通、先規方開帳錢出シ來候処、出不申候故開帳拜セ不申候、開帳錢取不申候而拜セ申たる例無御座候、拜ミ申度候ハ、如何開帳錢出可申候御事、

一、正月廿三日於藏王堂仁王会之時、真言方御供を備來候、去年始而久円備

させ候由返答、此方衆僧備申事無御座候、行宗久円として此方諸使ニ而毎日
 權現之御供を調準備者二人御座候、御供備申事ハ此兩人之者役ニ御座候、
 供申八時之番衆供申候御事、

一、三月十一日両社神輿藏王堂へ御幸有之時、錫杖之役者中古古此方を雇申
 候由、終被雇申たる例無御座候、又出仕座之事先段ニも申上候、真言方
 本堂之出仕ハ堂之奥末座ニ御座候故、先規方之出仕之通ニ御座候、寛文三年
 方と書付申候段、偽ニ而御座候御事、

一、四月八日藏王堂内陣ニ椅子を立候事、新法ニ御座候故、奉行一藏蓮藏院迄
 断申候へ共承引不仕候、又法事之節開帳仕たる例無御座候御事、

一、五月九日・六月六日両度会式ニ天台方山上江登り、山上藏王堂之前ニ而諸
 先達發渡し之時、出仕所を満堂用意仕と書付申候、先段ニも申上候通出仕
 之案内等湯聖役ニ御座候、又正面ニ出仕いたし候事、往古方寺僧方計出仕を
 仕来候処、近年出仕所満堂指出新法仕候と書付申候、近年とハ何年以來指
 出候哉御尋被成可被下候御事、

一、五月九日・六月六日両度之会式、天台方籠所を満堂掃除し薄縁を敷と申
 事、扱ニ推参成申事ニ候、本紙ニも書付候通、本堂之掃除床へ薄縁を敷出仕
 之案内等湯聖役ニ候、湯聖役と申一和尚ニ抱置給分ハ役錢之内方遣し申候、
 此方抱置申候者ニ候故、此方衆中自身仕様ニ紛らかし申候事、前代未聞之儀
 ニ御座候御事、

一、山上へ役行者堂ニ諸先達方役錢之所務御座候、是ハ夏一支配之堂と書付申
 事大成偽ニ御座候、行者御影堂之儀ハ往古方真言方支配所ニ候故御影間眼供
 養等導師仕来、先方方御公儀へも持分之書付ニ數度申上置此方持分ニ隠無御
 座候所、夏一支配所とハ新申事ニ御座候、右之通ニ御座候故尤役錢御戸散錢
 等此方支配申事ニ候、又夏一宿之儀三年以前及公事於御評定所如先規被為
 仰付候故、夏一宿三導師寺之内何方へ成共参候様ニと毎年申遣候へ共不参、

先規方終参付不申穀屋ニ罷有候事、天台方新法ニ而ハ無之候哉御尋被遊可被
 下候御事、

一、極月十九日歟正月十九日此方神酒開振舞之時、住連主を呼申候を、去
 年久保坊正頭ニ相当り始而住連主を呼不申候と書付申候、先以偽ニ御座候、
 四・五年以來呼不申候由承及申候、呼不申候者細者、先規方住連主年老相
 忘之座敷ニ書置申候古法ニ御座候を、近年ハ若輩之者共参候而座上进行候
 ハン由、毎度座敷之備仕候故、四・五年以來呼不申候由承候、久保坊正頭
 方と書付申候儀、相違ニ御座候御事、
 寛文十一年七月吉日

寛文十一年七月吉日

吉野山真言衆徒中掟代

前之坊

南之坊

久保坊

寺社御奉行所

天台方方真言方新法仕由申候返答寛書ニ而御座候、但是ハ御公儀江指上候哉
 不存候、久保坊快算・南之坊勢尊・前之坊長雅也、

一、久保坊年恐口上書を以申上候、先月十八日御寄合ニ而真珠院申上候者、
 久保坊ハ大悪人ニ而、吉野山中之子共迄久保坊と申候へハ鳴子も鳴止申候
 と申上候、扱ニ案外千万成悪口ニ御座候、拙僧義ハ吉野山中へハ四十年以來
 忠節をこそいたし候、対一山少ニ而も悪事仕たる覚無之候、則今度之御評
 訟も伽藍相統之訴訟ニ候へハ一山之為ニ而ハ無之候哉、天台方こそハ大悪人
 と我等ハ存候、五百石余有之候ても伽藍共及大破候処、其修理料之内を三
 百石者天台字頭領ニ取候て是と存、伽藍ハ断絶可申候共、真言方をさへつ
 かし候へハ一山之者共をも恣ニ下知を成大者可申通ニ御座候、先年も字頭と
 申尊法院と申仁吉野へ登山申、吉水院ニ罷有、上意と申、一山之竹木を充取
 山中へ吉水院番をさせ入来伝馬を致させ、五百石之修理料ハ四ツ成定免ニ御

座候を高免^ニ取、年貢不得仕者ハ吉水院庭ニ竹^ニ而水龍を作、百姓之妻子等を入、真言方之儀ハ勿論様々之新法共仕かけ、四十以前真言方十六人御当地^ハ罷下御訴訟申上、先無之通候、被為仰付罷上、至于今其通^ニ御座候、左候^ハ一山之忠節ニ而者無之候哉、右之段皆以吉野天台方致所^ニ御座候、尤天台方^ハハ我等を悪人と可存候、天台方^ニ之古今悪人数量御座候、大坂御陣之砌、吉水院為名代西藏院・蓮藏院・簡之坊と本堂家康様御祈禱仕候、^一致龍城、御当家、御敵申候、御陣之内真言方^ニハ於本堂家康様御祈禱仕候、天台方^ハ吉水^ニ而大坂之御祈禱仕候、龍城之内吉野奥郷^ニ一揆蜂起仕候を吉水^ハ引入龍城させ可申通と見^申候、吉野一山と真言方一味^ニ而吉野方^ハ追返申候、其時之御公儀方之御礼状も御座候、落城之翌年龍城之者共御改被成簡之坊御召捕被成、一揆之者共一所^ニ吉野之麓^ニ而はりつけ之御成敗^ニ被成候、西藏院・蓮藏院者欠落仕御手廻り不申候^ニ付、兩寺之諸道具御改、一山^ハ御預け置被成候処^ニ、其後吉野^ハ罷掃押而寺^直り、上様方被下候寺領^ニても押支配仕罷有、其後身之罪を忘、吉水院・西藏院・得驗院・道光寺・角兵衛と申町人志人、此角兵衛と申候者ハ大和一國^ニ無慮大悪人^ニ而御座候を致一味、真言方を相手^ニ而公事仕候、台徳院様御代^ニ酒井雅葉頭様、酒井讀岐守様・土井大炊頭様・嶋田彈正様御裁許^ニ而、此方勝手^ニ被為仰付、西藏院・角兵衛ハ伊豆之大嶋^ニ流罪^ニ被為仰付候、其節吉水院事をも可申上と申候^者、其時妙覺寺と申天台宗此方一味^ニ御座候、御内証被頼候故、不申上指置申候、又近年ハ天台方東南院と申候者ハ四郎兵衛と申候盗人之宿をいたし、数年盜取候雜物を東南院預り置申由^ニ御座候、有時吉野之麓広瀬村弥右衛門と申候者之土藏^ハ忍入、金銀雜物盜取候を其主つてて參候而搦捕、東南院^ハ斯申候^者、東南院出合何之僉議も無之、其夜^ニ父子兩人成敗仕候、公儀^も訴不申成敗仕候事、同類之者わざと一山之者共申候、右之段吉野山中^ハ御尋被遊可被下候、又指僧を悪人と申候段も御尋被

成可被下候、新殊院申通^ニ御座候ハ、如何様^ニも曲事^ニ可被仰付候又新殊院申通相違^ニ御座候ハ、新殊院可被仰付御了簡も可有御座候御事、

寛文十一^年六月吉日 久保坊

寺社御奉行所

天台新殊院悪口申候^ニ付、久保快算口上之覚書^ニ御座候、

覚

一、寺僧満堂年中行事誓紙を以書上候、其外証文等迄御披見^ニ入候、畢竟此段者満堂^ノ下僧之差別為可申上計^ニ而候事、

一、寺僧満堂各^ノ法事仕候義者、成間敷哉と御尋^ニ付申上候、

寺僧方^ハ申上候ハ満堂承仕役不仕候得者、法事不罷成候事、満堂方申上候ハ如何様^ニも此方一分^ニ而可仕事、

一、満堂為衆徒之由、先年被仰付候上^ハ、寺僧方より申分無之候事、

一、穀屋之義、寺僧方支配^ニ先年被仰付候間、満堂より申分無之候事、

一、山上諸堂破損修覆者、穀屋常^ニ定りたる取分并奉加仕以、助力^ニ相調候、又吉野諸堂破損修覆者、寺僧方^ニ除置候、貳百石之修理領を以満堂持分之堂社^ニ至迄相調候事、

一、御影堂御戸散錢之義、四月八日^方九月九日迄集り候を寺僧・満堂配分仕候、此儀^ニ付申上候^ハ、

寺僧方^方申上候者、往古者天台夏一宿擲を満堂^ニ仕らせ色^と礼分等致候^ニ依て集り候散錢、四月より九月迄之内、六月六日一日之半分此方^ハ、取残は、皆宿擲仕候満堂志人^ニ取せ候処^ニ、近年宿擲之權分等不出候^ハ申分^ニ罷成候事、

満堂方^方申上候者、寺僧如申四月^方九月迄之内、六月六日一日之半分寺僧^ハ遺し候、宿擲之義も相違無之候、此義者徒往古定例^ニ而如此仕候、宿擲之權分など、申上義^ハ曾而無之候、然所^ニ内証之証文等を寺僧所

持仕何角申掛候、如古来此方(參候様ニ)と寺僧方へ申遣候(共、近年不
 參之満堂之取分ノ多候者、御影堂此方之持分之所故ニ)而候事、

一、執行代之義^江御尋ニ付申上候、

寺僧方より申上候ハ、山上山下共執行代者満堂ニ申付寺役承仕等迄勤

させ手形取かハし置候、且又古証文も此段體ニ有之候事、

満堂申上候者、寺僧之一萬・二萬・三萬之義として満堂方より運上錢

を出シ勤申候、其内一萬執行代ハ無役ニ而二萬・三萬之執行代兩人寺

役勤候、去年方ハ雇不申候故役錢ため置申候寺僧出し候、執行代之証

文者内証ニ而之手形共ニ而候事、

一、年中行事與書之義、誓紙之上ニ而書上候間、寺僧方之□具に可仕之処、

新規之義共書載候故、從往古至于今迄御座候文言を除申候、其節御断可申

上処ニ不念仕御吟味之上、満堂共行あたり誤、至極迷惑ニ奉^有致候事、

一、山上山下共に諸堂支配之義ハ如有来寺僧満堂申分無之候、但行者堂之義

ハ異論有之候事、

一、諸堂社充得ニ仕候義者、從古致来候ニ付、至于今其通ニ仕候事、

一、下山本堂開帳之義ニ付申上候、

寺僧方より申上候者、開帳者寺役之時満堂方何時も開帳ニ仕候、開帳

錢と申義ハ無之候事、

満堂方申上候者立合之法事之時ハ開帳仕候事、寺僧斗寺役之時ハ開帳

錢をとり押ませ申候事、

右条、被聞召届御裁許御座候へハ、双方何之申分無之落着仕候、以上、

寛文十一^辛年八月廿九日 満堂方久保坊

御留印

同南之坊

同前之坊

同前之坊

長種印

寺僧方古水院

同通印

同勝光院

正延印

同真珠院

伊太印

同蓮藏院

孟道印

御奉行所

真言、天台双方共ニ年中行事事永キ故、十一ヶ条ニ御ツゝめ被成候而

御公儀(右之通判形仕候而御取被成候、真言天台共ニ御公儀方写を被為成

下候、

差上申一札之事

今度寺僧満堂出入之儀、重々被為違御會議、畢竟之所拾老ヶ条ニ相極八月廿

九日立合一札仕候時日、於御評定所双方江御下知状被成下致頂戴候、御紙上

之趣連判之者共不及申上、吉野山ニ罷在候者共ニ至迄、一同ニ毛頭違背不仕寺

僧満堂致和睦、自今以後申分仕間敷候、若違犯之輩於有之者、中ヶ間方令衆

被急度御仕置ニ被仰付候様ニ可申上候、為後日証文如此候、以上、

寛文十一^辛年十二月五日

満堂方現代久保坊印

同南之坊印

同前之坊印

寺僧方現代古水院印

同勝光院

右者病氣故先達而罷帰、不及判形、

同真珠院印

同蓮藏院印

御奉行所

右一同ニ御下知状之趣、奉相守違輩仕間敷候以上、

寺僧衆中不残連判有

満堂衆中不残連判有

社僧衆中不残連判有

神主 判有

祢宜衆中不残連判有

天神祢宜 判有

御下知状八十二月四日ニ從 御公儀被為成下候、十二月五日ニ如此、久保坊伏

算・南之坊勢尊・前之坊長雅・吉水院遍照・勝光院正祐・真珠院円秀・蓮藏

院孟通、於江戸判形仕候、天台衆中不残・真言衆中不残・社僧衆中不残・神

主祢宜衆中不残・天神祢宜、何れも連判吉野ニて仕候而 御公儀へ御取被成候、

大和国国軸山金峯山寺寺僧満堂評論遂穿鑿申渡覽

一、双方年中行事令吟味、証文等相改之処、寺僧書上候内

五月九日法事之時満堂方出仕、

六月七日御影供会ニ理趣経読誦、

満堂書上候内

四月朔日中曲三昧

五月廿三日曼荼羅供

満堂方にも遷宮勤之儀、

同式を読候儀、

此六ヶ条者満堂申所分明候、寺僧不可諍之、相残条教者寺僧申分儘ニ聞え

理運たるの間、満堂不及異論、立合之法事ニ至まで如有来可致執行之、雖

然先年満堂も衆徒に極之上者、今以不可有相違、弥寺僧満堂同等ニ可相心

得事、

一、寺僧満堂双方共に新規之勤行令停止之、且以復不可致新法、但 東照宮 台徳院殿 大猷院殿 御法事者可為各別事、

一、行者堂御戸散銭之儀、如古来夏一宿捌満堂より相勤之、四月八日より九月九日迄の散銭宿捌之満堂取之、六月六日一日半分ハ夏一方(可遣之、此外満堂よりの礼物并五節供之勤等止之、夏一有異儀満堂方に可在事、

一、諸堂修履之儀、修理料式百石餘之上ニ本高之内今度檢地出高之物成四分一新加有之条、寺僧満堂立合以相對納置之、山上山下共に不残可修理之、

一、穀屋之儀、先年寺僧方支配相極之間、亦可為其通事、一、執行代之儀、

先規之通寺僧上□雇満堂可勤之、但相定役銭之外、私之得用有之まじき事、

一、山上山下諸堂持分可為如前、互売得之儀、向後不可致□、但今迄買得仕候分、以相對買返之儀者可為各別事、

一、山下本堂開帳之儀、寺僧方法事之時も満堂不及異儀可令開帳、寺僧方より開帳銭を取来之由満堂雖申之、向後停止之事、

一、金峯山寺之儀、為日光御門迹御支配之間、寺僧・満堂・社僧・神主・祢宜等に至まで可受字頭之差因并吉野郡御代官申付儀違背仕間敷事、

右条々堅可守此旨、若於相背者随科之輕重可及沙汰、仍遣下知状双方者也、

寛文十一 癸卯年十二月四日

長門御印判

伊賀御印判

山城御印判

内膳御印判

但馬御印判

大和御印判

美濃御印判

滴堂中

寛文十一^辛年十二月四日江戸於評定所ニ真言方^一從^二 御公儀爲

成下候、其節御老中^ハ 板倉内膳正様、寺社御奉行^ハ小笠原山城守様・戸田伊賀守様・本多長門守様、真言方惣代久保坊快算・南之坊勢専^ニ・前之坊長雅、天台方惣代吉水院照福・勝光院正祐・真珠院円秀・蓮藏院孟通也、真言天台方行事御會議之上御下知状兩方^一一通ツ、被爲下候、

吉野山真言天台方年中行事於^ニ 御公儀御會議口上^ニ爲

一、寛文十一^辛年五月十八日寺社御奉行小笠原山城守様・戸田伊賀守様・本多長門守様^ニ而御座候、御月番山城様^ニ而、真言方久保坊快算・南之坊勢専・天台方学頭明王院・真珠院・蓮藏院^ニ而御座候、兩方年中行事御説セ被遊候而、先天台寺役帳真言方^一御渡シ、是^ニ相違有之処^ニ者一、申上候様^ニ御意被遊候故、荒増少不審申上候外之公事数多御聞被遊候故、殊外御草臥^ニ付先双方罷立候而重而罷出候得よし御意被遊候、扱真言方寺役帳を天台方^一御渡シ被遊是^ニ不審有之処^ニハ返答書仕候而指上候様^ニ御意被遊、又天台方寺役帳を真言方^一御渡シ被遊、是^ニ不審有之処^ニハ返答書仕候而指上候様^ニ御意被遊、双方同^ニ被仰付候

一、同廿七日山城様^一真言方参候而申上候ハ、年中行事早^ニ御會議被遊可被下旨御訴訟申上候^ハ、御奉行三人御意被遊候者、天台方真珠院種物氣^ニ而相わつらひ候由天台方^一申上候間、少相待候^ハよし御意被遊候、扱真言方返答書天台方返答書兩方^一共^ニ指上置候、

一、六月九日御月番伊賀様^一而御座候、真言方参候而申上候^ハ右同断、

一、同十八日伊賀様^一真言方参候而申上候^ハ右同断、

一、同廿七日伊賀様^一真言方参候而申上候^ハ右同断、

一、七月九日御月番長門様^一而御座候、真言方久保坊快算・南之坊勢専^ニ・前之坊長雅参候而申上候^ハ、内^ニ之年中行事御會議被遊可被下旨御訴訟申上

候^ハ、御奉行三人御意被遊候者、天台方勝光院・蓮藏院相わつらひ候由天台方より申上候而、先今日者帰候様^ニ御意被遊候、又老人前之坊^ハ何として下向申候哉と御尋被遊候、申上候^ハ、又当年於大峯山上^ニ天台方色々新儀我假大分仕候故言上仕度奉存候而罷下り候と申上候、先今日者帰候^ハ重而参候而様子申上候様^ニ御意被遊候、其上^ニ而菟角吉野之事者大分事永候間寄合日之外^一聞可申候と御意被遊候、

一、同十八日長門様^一真言方参候而右之断申上候、御奉行三人御意被遊候者、廿日聞可申候間早^ニ此長門殿^一罷出候^ハよし御意被遊候、我^ニ申上候者奉存候、廿日^ニ罷出可申旨申上候

一、同十九日之日之暮^ニ天台方方使参候、明廿日^ニ長門様^一罷出申答^ニ御座候^ハ共、此方勝光院・蓮藏院兩人相わつらひ申候間明日者出申間敷候間、各も御出被遊候事御無用^ニ可被成候と申越候、真言方返事^ニ、内^ニ被仰付候処^ニわつらひ被申候故出被申候事成間敷由無是非候、然者此方^ニも罷出申間敷候と申遣し候、扱其十九日之日之暮^ニ長門様^一南之坊・前之坊参候而、天台方方如此申越候よし申上候、長門様御意被遊候者天台方わつらひ申候^ハ無是非候、重而罷出候^ハよし御意被遊候、

一、同廿日^ニ山城様^一南之坊参候而右之様子申上候、

一、同廿七日長門様^一真言方参候而申上候^ハ、何とぞ内^ニ之年中行事御會議被遊可被下旨御訴訟申上候、早天故山城様伊賀様御出無之長門様^ニ而御座候、長門様御意被遊候者、未天台方わつらひよく無之よし天台方申候間先相待候^ハよし御意被遊候、其上^ニ而被仰候^ハ先年吉野真言天台公事仕候御書出し之写仕候而、早^ニ持参仕候^ハよし御意被遊候、相心得申候と申上、罷帰候而写仕指上置申候、#吉野山上山下諸伽藍支配所を具^ニ書立候而指上置申候、

一、八月九日御月番山城様^一而御座候真言方参候而申上候^ハ、内^ニ之年中行事

事早、御會議被遊可被下旨御訴訟申上候、山城様・伊賀様御意被遊候者、未天台方相つらひ候者共気色よく無之候間重而罷出候へよし御意被遊候、其上三而山城様御意被成候へ、先年被仰付候御書出し写候而指上候へよし御意被遊候故相心得候と申上候、扱又天台方新殊院も罷出候へ共、我々よしハ跡ニ罷出候故何事申上候哉様子不知候、

一、同十日ニ山城様江前之坊參候而先年被仰付御書出し之写指上置候

一、同十七日ニ山城様江前之坊參候而、明十八日ニ罷出可申候哉と申上候山城様御意被成候者明日、出候へよし御意被遊候相心得候と申上候

一、同十七日ニ天台方久保坊・南之坊、前之坊、天台方吉水院・勝光院・新殊院・蓮藏院四人罷出候、御會議被遊候時ハ九ツ之時計打候方暮六ツ迄御會議ニ而御座候、先天台方寺役帳御読せ候而真言方不審仕候へよし御奉行所三人御意被遊候、真言方口上之趣者、天台方寺役帳を真言方返答目安之通一、不審申候、先毎月一日二日三日十一日ニ御折禱之上導師行法清僧勤之と御座候、中之於本堂ニ行法いたさせ申事ニ而無御座候、毎月御折禱之上心経之積或ハ觀音経之積読申候行法と申ニ而ハ無御座候、天台方申候者左様ニ候無御座候、積を読申候か則行法ニ而御座候、其上於本堂ニ何時供養法可仕候と此方少、ニ而御座口申候、真言方申候者中、大成偽申候、心経之積を読申候を行法と申候、中、何も不存偽申上候、すてに行法とハ法を行と書申候、又供養法とも申候、於本堂諸伽藍ニ天台方ニ行法いたさせ不申候証罷御座候、八年以前霜月十九日立合之寺役御座候時、則是ニ

居申候勝光院新殊院兄弟弟勝光院心、二妙覺寺三人本堂へ參候而此勝光院藏王之式を読申候其時宝前之莊嚴を天台様ニ初而引置シ申候而香花を備申候故其時真言方滝本坊・多聞院・前之坊斯申候而互ニ申分いたし申候而、其様

子天台衆中へ使を以断申候、天台方惣代蓮藏院江申遣し候者、今朝藏王堂莊嚴を天台様ニ初而勝光院・新殊院兄弟引置シ申候、其方衆中申付候哉但我假ニ兩人いたし候哉と申遣し、天台衆中申返事天台方惣代蓮藏院申候者、惣而今朝之御折禱ニ者我等此方之上座仕申宮ニ而御座候処、今朝者少氣分惡敷御座候故參不申候而若輩之者共何れも不存候而仕候、以来我假いたさせ申候間數候、今朝之処ハ御免被成可被下候、衆中口上左様ニ返事申候と托言仕候、其後少も加様之我假不仕と申上候、山城様御意被遊候者、いかにも能証罷ニ而候、扱ハ堂内ハ一円真言方支配ニ而有之故、自然天台方寺役之時も客人あいらしいいたし候と相見へ申候、又外陣ハ天台方支配故真言方を客人あいらしいいたし申候哉と御意被遊候、中、往古方左様ニ而御座候と申、真言方申分急度相立申候、扱天台方年中行事を真言方返答目安之通一と不審仕双方対決申候、証文等互ニ出し申候而御會議御座候、

一、同廿七日山城様江真言方久保坊・南之坊・前之坊三人、天台方吉水院・勝光院・新殊院・蓮藏院四人罷出候、御會議被遊候時ハ八ツ之時計打候方夜之四ツ半時迄御會議ニ而御座候、扱真言方寺役帳御読せ候而天台方不審仕候へよし御奉行三人御意被遊候、双方対決仕候、夜之四ツ過ニ伊賀様・長門様御婦被成候而山城様御老人ニ執行代之義御會議被遊候、事終テ山城様御意被遊候者、双方畢竟之申分拾老ヶ條ニ御書立被成候而明後廿九日ニ双方不殘參候而連判仕候へ蒐角評定所ニ而御老中如此事水寺事ハ不申上候間此面を會議仕候へよし被仰付候一、同廿九日ニ山城様江真言方久保坊・南之坊・前之坊、天台方吉水院・勝光院・新殊院蓮藏院兩方七人參候而十一ヶ條連判仕候而御取被成候、山城様御意被遊候者来、九月四日ニ御評定所正罷出候へ、扱真言方久保坊・前之坊、天台方新殊院・蓮藏院罷出候而対決仕候へよし御意被成候、併三日之朝兩方老々人ツ、是ニ參候而明日出可申候哉と問、參候へ、其内御老中様子可申上候と御意被遊候、相心得候

と申上候、

一、九月三日山城様江真言方南之坊、天台方学頭明王院・新殊院朝早・問ニ双方参候、山城様御意被成候者、弥明四日真言方久保坊・前之坊式人罷出候へ、又学頭も出被申候へ、天台方式人罷出候へハ御意被成候、扱拾老々條之書立御写候而真言天台江老老々、御渡被遊候而、明四日ニ此面斗対決仕候へよし御意被成候、

一、同日御評定所江御老中久世大和守様、寺社御奉行山城様・伊賀様・長門様御出被遊候、真言方久保坊前之坊天台方学頭明王院・新殊院・蓮藏院罷出候、山城様御書立被成候十一ヶ條之面双方対決仕候

一、同九日御奉行三人江節句之御札ニ真言方参候、伊賀様ニ而弥十二日ニ御評定所江罷出可申候哉と伺申候、伊賀様御意被成候者、弥十二日ニ罷出候へよし御意被成候、一、同十一日暮六ツ時分ニ天台方方使式人参候、明日御評定所江被出申事無用之由御奉行衆被仰候間、其方ニも御出御無用ニ候由申越候、真言方返事ニ相心得候と申遣し候、

一、同十一日夜五ツ時分山城様江真言方前之坊参候而申上候者、只今天台方方人越申候、明日御評定所江罷出候事無用ニ仕候へよし御意被成候と申越候、無心元奉存御何参候由申上候、山城様御意被成候へ、いかにも明日者出申事無用ニいたし候へ、其内様子有之候者此方方可申遣旨御意被遊候、

一、同十五日御奉行三人江御札ニ真言方前之坊参候、

一、同十八日御月番伊賀様ニ而御座候真言方南之坊参候而申上候者

一、同廿二日ニ御評定所江罷出可申候哉と伺申候、御奉行三人被仰候者、いかにも廿二日ニ罷出候へよし御意被成候、天台方も吉水院・勝光院・蓮藏院罷出候

一、同廿一日山城様方御指紙参候、明廿二日ニ御評定所江出候義延引候而來四日ニ出候へよし申來候、則其指紙ニ明廿二日御評定所江御出候儀御延引候て

來月四日ニ御出候様ニと山城被申候、四日ニ御出之義も其前日此方ニ御伺可被成候、以上、

九月廿一日

小笠原山城守内前場九郎兵衛

久保坊

一、同廿二日朝山城守様方御指紙参候、明廿三日之朝山城様参候へ〇し申参候、御返事ニ何も得其意参上可仕と申遣し候、山城様御指紙用之義候〇明早御出候様ニ山城被申候、以上、

九月廿二日

小笠原山城守内前場九郎兵衛

吉野真言 久保坊

一、同廿三日朝山城様江真言方久保坊・南之坊・前之坊参候、山城様被仰候者、少尋度事候、此中本山山伏方大峯山上参候を、六月六日七日方外ハ先規方参不申候而秘峯を見せ不申候、此頃ハ其外之日も参詣申候間御留可被下旨申候、左様ニ候哉と御意被遊候、真言方申上候ハ中ニ以前ハ参詣人も少ニ而御座候故、六月六日七日斗参詣申様ニ申合候へとも、近年ハ大参ニ而中、六月六日七日ニ而ハ参詣仕事難成御座候貴候而参之人俗を留申事も不罷成候故其終ニ而御座候、其上当山本山山諸先達護摩執行仕候処ハ老人も六月六日七日ニ而も参不申候、〇ハ法度ニ而御座候、大峯山上と申候ハ、真言方三導師四月方九月迄山籠仕開白結願仕事ニ候故、山伏中間江かまひ申事ニ而無御座候、〇山城様被仰候ハ、其様ニ大分参候而ハ中ニ六月六日七日両日ニ而参詣成間敷候、其上貴ニ候而参候処を法度いたし参するなといふハ難被申候、是ハ両日ニハ中ニ限事成間敷候と御意被遊候真言方申上候ハ中ニ御意之通ニ而御座候、両日なそて中ニ参詣成申事ニ而ハ無御座候、扱又山城様御意被成候者、去年藤九郎給地仕候、打出し四拾石余、真言天台論所と有之候候是ハ如何仕たる事ニて候と御意被成候真言方申上候ハ、其段藤九郎給地之帳ニ委細御座候、地ハ真言領天台領其方ニ之地ニ而御座候、其上岩

藏と申処御座候、此処ハ一円真言領地ニ而御座候、然共天台方より半分天台方と申かけ候、加様之事ニ而論所と御座候、殊ニ四拾石餘御座候、論所ハ方々ニ少ツ、左様之処ニ御座候、定而惣合四拾石餘程之処と奉存候、山城様御意被成候ハ中と此中是のミ僉議申事ニ候、殊外六ヶ敷候、亦来月四日ニ御評定所ヲ罷出候ヘ、其時申付可有之候、併三日之朝老人口ニ參候ヘよし御意被成候、真言方申上候ハ、内ニ之訴訟修理科両学頭之儀申上、其外山上ニ而天台方新儀仕役段ト申上、拟本堂權場金鳥居八社之宮修理不仕候段ト、別紙ニ書立指上申候、御取被成置候、山城様被仰候ハ何事も来月四日か十二日かニ埒明可申候間左様ニ相心得候ヘよし御意被遊候、真言方申上候ハ糸由申上候、一、同廿四日之朝山城様方御指紙參候、吉野丈六領之儀高何程ニ而之候哉、委細書付越候ヘよし申来候、真言方返事ニ伺公仕可申上旨申遣し候、山城様御指紙ニ

丈六領之高何程ニ而候哉、委細書付御越候様ニと山城被申候并地所之名も銘々ニ知候者御書付可有候、以上、

九月廿四日

小笠原山城守内前場九郎兵衛

吉野久保坊

拟其廿四日九ツ時分ニ山城様ニ真言方久保坊・前之坊參候、山城様下屋殿ニ御出被遊候よしニ而御留主居源助殿ニ申置候者、丈六領之儀高五石七斗八升程ニ而御座候、然共委細書付置申候書物見正不申候故大方是程ニ而御座候かと覺申候併委申上候ヘよし御座候ハ、其段吉野江申遣し候而指上可申候、先大方高五石餘ニ而御座候、其段御掃被遊候者被指上可被下候と申置候、扱又天台方江も修理科之内丈六領如何程ニ而候哉と御尋候故、同日勝光院・蓮藏院罷出候、

一、同廿七日之朝山城様ニ真言方參候而申上候ハ、今日御寄合伊賀様江罷出可申候哉と申上候、山城様被仰候者、別而用之儀無之候ハ、無用と被仰候、

真言方申上候ハ、内ニ申上候而学頭之儀被仰付可被下旨段と申上候、山城様被仰候ハそれは訴訟も叶申間敷候、先年大猷院様御代ニ天台学頭被仰付候故今以此処おもひ程ニ不叶ニ而あるふと被仰候、真言方申上候ハ、尤大猷院様御朱印之通ハ如何ニも天台学頭ハ被仰付候、只今も相違無御座候、申上候ハ今度給地之打出し修理科ニ御付被遊候而残処を真言学頭ニ被仰付可被下候段達而申上候、山城様被仰候者、先年万治二年被仰付候丈六公事御書出しと寛文九年山上御影堂之御書出しと両通晩ニ而も明朝ニ而も本紙持參仕候ヘ、見申処有之候、真言方申上候ハ、如何にも持參可仕候、扱又先日伺公仕候而申置候丈六高五石七斗八升程ニ而御座候、儘ニ書付候を相尋候ヘ共見江不申候、山城様被仰候者、先日其方申候通上方五味藤九郎方江吟味いたし下シ候へと申遣し候、儘ニ申上候ハ不及候、来月四日ニ可申付様ニ申候ヘ共上方江間ニ遣し候ヘハ定而来月十二日以前ニも下り申間敷ト被思候程ニ、来廿二日時分なれてハ済申間敷と御意被遊候、又真言方申上候ハ、先日御評定所ニ而天台方学頭吉野山修理仕処を書付指上申候内、学頭之寺江先御かけ被成候、乍恐其書付真言方江可被下候、以来学頭之寺実城寺なども修理科方修理仕可申と申候ヘハ、其書付証文ニ罷成候間、真言方江可被下候と申上候、山城様被仰候者、それニ不及、左様之処も今度急度被仰付有之候間、左様ニ相心得候ヘよし御意被成候、真言方申上候ハ糸由申上候、扱又同日ニ山城様方御指紙參候、則其御指紙ニ

万治元年九月十二日之仰渡口上書并寛文九年八月廿三日御裁許之御書出し、右両通見被申度義候間可被越由被申候、今晚ニ而も明朝ニ而も中ケ間之衆ニ御越可有之候以上

久保坊

此御指紙ハ小笠原山城様御内前場九郎兵衛殿方久保坊方江參候、

一、同廿八日御奉行三人江御札ニ真言方參候、山城様ニ而万治二年己五月十二

日之御老中様丈六出入被仰付候御書付指上申候、山城様被仰候者、此書付此方ニ留置申候、又來四日ニハ上方様子申參間敷候間、十一日之晩ニ十二日ニ御評定所江罷出可申候哉と問ニ參候へ由御意被成候、真言方申上候ハ相心得候と申上候、山城様ニ御書付指上候使ハ御名字朱念、源助殿と申人江相渡シ申候伊賀奉行長門様江御札ニ參候

一、十月朔日御奉行三人江御札ニ真言方參候、長門様ニ而侍者被申候ハ、当月之月番長門ニ御座候、九日之御寄合ハ十日ニ御座候、九日者亥のこニ而御座候、御用御座候而御出候ハ、十日ニ御出可被成と被申候、

一、同五日山城様江真言方久保坊・南之坊・前之坊參候而申上候ハ、内ニ申上候両学頭之御訴訟御了簡被成可被下旨申上、其上書付持參仕候間、御覽被成可被下旨申上、殊ニ山上御影堂之儀委細書付申候由申上候、山城様被仰候者、書付ニ不及候、其方書付指上候へハ又天台方も指上可申候、然者又対決いたさせ不申候へハ埒明不申候、左様ニ色々申上候段無用ニ候、両学頭之儀何共成間敷と被思候、又山上御影堂之儀ハ相済申たる事ニ候、菟角六月六日一日半分天台方江渡シ、残旭ハ真言方江取候へハ別条ない事と被思候、然共天台方申上ハ、宿捌仕候故不渡候と申、又其方ハ參候へと申候へと不參候と申候、其上ハ御年寄中之御了簡可有之と御意被成候、然旭江社僧方藤之坊罷出被申候、吉野山之儀先規方三方として山中之執權等仕、其上修理料等も真言天台社僧と納申候間、此度も左様ニ三方納申候様ニ被仰付可被下候と被申候、山城様御意被遊候者左様之事ハ成申間敷候、御朱印ニも三方と有之候哉と被仰候、藤之坊被申候ハ、御朱印ハ左様ニ無御座候、然とも三方として納申候間左様之御了簡被成可被下候と被申候、山城様被仰候ハ先規方御朱印ニも寺僧満堂とこそしてあれ三方と申事ハ無之候、菟角真言方江付たる方ならハ真言方之下知を請、又天台方江付たる方ならハ天台方之下知を請申たるかよく候、今更三方と申事ハ成不申候と被仰候、

一、同七日山城様江真言方參候而申上候ハ、内ニ申上候両学頭之御訴訟之儀、何とぞ御了簡被成可被下旨申上候、山城様御逢不被成候、

一、同八日山城様江真言方參候へと御留置ニ御座候、

一、同日晩方山城様江真言方參候へと御逢不被成候、

一、同十日御月番長門様ニ御座候、九日ハ亥のこ故十日ニ御寄合御座候、真言方參候而申上候ハ、内ニ申上候両学頭之御訴訟申上候、御奉行三人被仰候ハ、相付申間敷由御意被成候、扱又社僧方藤之坊出被申候而被申候ハ、先日申上候通真言方天台方被成僧方三方として吉野執權仕候様ニ被仰付可被下由被申候、山城様御意被遊候ハにくい事を申候、中々もなひ追放可申付由被仰候而殊外御しかり被成候、藤之坊被申候ハ左様ニ御座候ハ、罷登可申候、山城様御返事不被成候、

一、同十一日之朝山城様江社僧方藤之坊被參候而被申候ハ、我等儀明日罷登可申と申帳ニ付被申候、

一、同十一日之八ツ時分山城様江真言方參候而申上候ハ、弥明日御評定所江罷出可申候哉と問ニ參候、山城様御留置故夜々之五ツ時分待居候へハ御婦り被遊候而右之様子申上候、山城様被仰候ハ先明日罷出申無用ニいたし候へよし御意被成候、

一、同十五日御奉行三人江御札ニ真言方伺仕候、

一、同十八日長門様江真言方南之坊・前之坊參候、早朝故長門様斗ニ候、真言方申上候ハ、内ニ申上候両学頭之儀何とぞ御了簡被遊、今度被仰付可被下旨申上候、長門様被仰候者、其段ハ叶不申候と被仰候、真言方申上候ハ然者向後天台方学頭江隨不申候而御公儀之御用等も直ニ真言天台方江被仰付可被下候、左様ニ無御座候而ハ真言方ハ相立不申候、当春迄も御公儀之御用等南都五味藤九郎殿迄被仰付、藤九郎殿方真言天台江何様之儀も申來候、左様ニ成とも被仰付可被下候、幸鈴木三郎九郎殿ハ五味藤九郎殿之通ニ代官

いたし被申候ニ南都ニ居被申候間、是正成とも吉野山之下知是非ともニ被仰付可被下旨申上候、

天明三一年六月吉日書写之

金峯山角之坊盛長

四十六歳

〔史料之〕 吉野山金峯山寺真言宗覚書

第四回7号

○本史料ハ「數ヲ」布又ハ「却」ノ如ク記ヌモ、意味ヨリ「數」ト翻刻セリ、
○本史料ノ文中ニハ字間ニ「〇」ヲ多ク記ヌモ、ソノ意圖不詳ノタメ省略ス、

金峯山寺

吉野山金峯山寺真言宗覚書

調室衆徒中

元禄二年

吉野山金峯山寺真言宗覚書

二月吉日 衆徒中

一、吉野山者、雖為真言天台兩宗之道場、其根本ハ真言唯密之地ニ而御座候、其故者開山役優婆塞葛木之岩窟に棲居、年久しく孔雀明王之密呪を持誦し、神鬼を使令として大峯之險難を踏分、或ハ眞面之龍窟ニ於みて龍樹菩薩に謁し給ふ事、本伝に詳也、別而者、当山末世相応之本尊を折給ふに、金剛藏王今之涌出か嶽に出現し給ひしを七重之宝塔に勧請せらる、本朝未密法不伝已前より真言相応之靈区掲焉たる者也、其後弘法大師・真雅・真濟・真然等之上足相統て於当山御修行、則吉野山金之鳥居発心門之額、山上等覺門・妙覺門、筈等之額、南出門之額悉大師之御筆跡顯然たり、是又最初

真言宗ニ而建立之蹤跡無疑候、寔ニ此山者金胎不二蘇悉地界会之円壇、亦龍華会之宝土として、谷ニハ四十九院之淨刹を布列し峯にハ三部五部之聖尊を配立せり、是併真言秘密之表相尤所以ある者歟、依之御代々之帝王行幸あり、叡願は厚く大臣・摂家信敬新也、尔来顕密法相之高僧多く峯中之修行有之中にも、金峯之報恩・東寺之日藏高山上人を始め、眞言師名徳多く此山にて密法紹隆一有之候、就中大峰之通路一度断絶之処、醍醐寺聖宝尊師中興より以来、当山本山之坊先達・諸国之山伏入峯于今不絶、誠に天下無双之御祈願所たり、則山上坊舎を構、真言宗之内一和尙・二和尙・三和尙を三導師と号し、毎年四月五日方九月九日迄大峯に山籠、天下御安全之御祈禱、毎日護摩・毎日供養法説経、真言之衆徒等被登山、大峯開白結願共ニ三導師之役義ニ而相勤申候、惣而吉野丈六山一之藏王堂より長峯葉師堂壇上本堂内陣之支配（藏王壇上三尊之右之方之敷地天台方、奥院安禪寺諸堂大峯山上之堂舎に至迄、從往古于今真言方ニ致支配佛前之莊嚴皆以真言壇ニ蔽り）申候、尤子守勝手両宮之社僧不残真言宗ニ而御座候、天台宗之儀多分ハ妻帯にて少々清僧も在之候、此清僧之輩前々加行仕候節者、真言之附法伝受仕候得共、唯今者台家之法流ニ改申候、天台方頭寺吉水院も往昔ハ真言宗ニ而御座候、後醍醐天皇御潜幸之時分方天台宗ニ成候由、此時台家漸興り申様ニ伝承候、金峯山報恩之事、元亨釈書第九ニ有日藏上人之事、同卷曰、日藏洛城人、延喜十六年入金峯山椿山寺蓬髮、時年十二云云、椿山寺ハ今之竹林院是也、壇上之大政政徳天神者日藏之勸請本願靈廟之始と云り、高山上人ノ事、伝記未詳候、後白河院勸願として花供儀法と申行事高山上人より始り、毎歲真言・天台両宗入衆之兒刺髮得度之後、一年宛順々に勤申候、是を正頭之坊と号し候、別火精進深齋ニ而毎日巡堂致し、本堂と二ノ鳥居隔夜ニ令止宿候、

一、吉野山寺額之事、往古ハ大分之所願御座候而、坊舎數百ヶ所・在家數千

軒在之候得共、織田信長公之御時代迄^ニ領地悉没落仕、寺院在処大半令亡失候、然処^ニ大開秀吉公御登山之節、一山之僧侶依歎申、文録四年乙未九月廿一日吉野山之内并小路村^ニ而千拾三石式斗之処、藏王權現^江御寄附被成、御朱印頂戴仕候、右之内五百拾三石式斗ハ修理領、百五拾石同兩天台寺僧方、百九拾三石真言滿堂方、百石予守勝手社僧方、三拾九石同兩社祇宜中、拾老石威徳天神領、六石穀屋^江配當仕候様と割帳被成下候、御朱印^ハ天台・真言隔年^ニ預り置申候、其節大和国御代官木村宗喜と申人諸事差^レ而^レ真言方竹林院一山之仕置申付、藏王領收納等御代官と立合申候、

一、東照權現様 台徳院様如先規無相違寺領被下置奉拜領候、御仕置之儀者板倉伊賀守殿御下知^ニ而、寺領納所已下吉野郡御代官小野惣左衛門殿受差圖申候、大切なる公事訴訟者江戸へ罷越、直^ニ御老中寺社御奉行所へ申上候、其外者京都御所司代又ハ南都御奉行へ罷出候、此節者真言方桜本坊・天台方新熊野・社僧方高室院、此上人御代官と立合一山之沙汰仕候、其後真言方^ハ式人、天台方^ハ式人、社僧方^ハ老人是を五人衆と申、或者三方^ハ三人宛出合是^レ九人衆と定、制札等迄建支配仕候、右之通、支配人ハ替り候へ共、御仕置之儀者、始終小野惣左衛門殿御申付被成候、和州一国内之、諸寺・諸山^ニ寺領雖多、吉野山^ニ限り御代官御支配之事、吉野山ハ昔戰場之地、前^ハ大河流れ後ハ北山熊野路^ニ続き、奥八郷方分内広御座候故、御要害之為^ニ御座候而、終御所地^ニ不被仰付、藏王領迄御代官御仕置之様申伝候、

一、台徳院様御代東叡山南光坊僧正佛乘房と申弟子を吉野山^ニ差遣、大開御朱印拜覽致度と被申^ニ付、為見申候処返弁無之、其上吉野山支配をも可被致様子^ニ相見へ候、依之一山之僧俗申合、元和八年十月廿八日天台真言社僧地下人連判仕、御公儀^江申上、御朱印取返^シ可申上議定仕候故、

佛乘房驚返^シ申候、其後寛永年中大僧正方此度ハ上意之由^ニ而、御朱印天台方妙覺寺預り置候^ヲ佛乘房押而取申候、并寺領之割帳真言方福嶋院所持仕候^ヲ為見申候処、終返弁無之候、右御朱印并割帳佛乘坊取申候証文真言方^ニ御座候、右之福嶋院ハ權現様御宿坊紀州南龍院殿御宿坊^ニ而御座候故、於一山成勢有之候、然故に南光坊僧正様として、台徳院様被達、上聴小出大和守殿婿^ニ被致候、か様之義真言を傾け天台一宗^ニ可仕と之計略と相聞候、福嶋院妻帯^ニ罷成候事青冥理候故か、大和守殿息女無程死去、散^レ之仕合^ニ而住山も難成体^ニ微力仕候、然共当住ハ如元清僧互相申候、

一、天台方吉水院・西藏院・得驗院・道光寺并角兵衛与申町人相副、真言方福嶋院・高室院・天台方之内妙覺寺此三人^江公事を仕懸^ケ候故、江戸^江罷下於御評定所対決之上、大坂御陣之時天台方蓮藏院・西藏院・簡之坊此者共大坂^江致龍城候、其比吉野奥郷より一揆蜂起仕、吉野迄罷出候を吉水院へ引入、大坂龍城之方便致し候を、真言方之衆徒一山之者共と力を合、一揆之大勢悉追掃し申候、此段郡山御城番筒井主殿介殿被聞及、御忠節之旨一通之感状真言方へ被遣候、偕大坂表落居之後於吉野山落人餘党之者共御改被成、簡之坊御召捕芳野之籠^ニ而、磔^レ之御成敗被成候、奥郷一揆之棟梁不残被為行罪科候、西藏院・蓮藏院者致欠落御手^ニ廻り不申候、其後無御赦免^ニ吉野^江罷掃、從^テ御公儀被下候寺領衆並^ニ取安穩^ニ罷在、著之餘其身之罪をしれ、御公儀^江罷出候事、上を不恐儀と^レ様子^ヲ申上、筒井主殿殿感状をも御老中^江入御披見候処、御公儀之上真言方理運^ニ被仰付、西藏院・角兵衛式人伊豆之大嶋^ハ流罪^ニ被仰付候、尤真言方者奉対、御当家御忠節之者与別而預御感候、

一、吉野山学頭職從、御公儀被申請由^ニ而、双藏院と申を学頭^ニ致し其名代として専法院与申者罷上り、修理領五百石余之所一向に天台方^ニ致支配、其内三百石を学頭領^ニ取之、其上上意之偽真言方^ト支配之寺社并從公儀拜

領之知行押而取之、法事等^三至迄妨をなし、御免許之山林竹木銘、寺院之四尊等迄悉取上、廿四个条之新法非例を仕、一山之僧俗及迷惑、真言方住山難成候故、寛永九年九月衆中老若拾六人江戸^江相詰御訴訟仕候処、土井大炊頭殿・酒井讃岐守殿・松平伊豆守殿・井伊掃部頭殿、板倉周防守殿・松平右衛門大夫殿・伊丹播磨守殿右之御衆中毎度御別座^三而被聞召届、真言方之者共不便思召由^二而、上野^江被^レ上使太田備中守殿東叡山^江御越、真言方坊主不残被召連御正^ハ被^レ御渡候上意之趣^ハ、吉野山真言方如前、被^レ御言方坊主不残被召連御正^ハ被^レ御渡候上意之趣^ハ、吉野山真言方之儀^二、公儀可被^レ仰付候間、向後諸事構被^レ申問敷候、惣而吉野山真言方之儀^二、公儀可被^レ仰付候間、左様^ニ可被^レ相心得候、而^レ吉野山真言方之儀^二、公儀可被^レ仰付候間、向後諸事構被^レ申問敷候、縦重而從^レ僧正吉野江坊主遣^シ被^レ申候共、平坊主並^ニ被^レ仕候様^ニ被^レ御渡候^二上意之通御請被^レ申候、上使御婦之節黒門^ニ而右之趣委細被^レ仰聞、學頭之儀ハ僧正一代之事候間、心安存候得と御申被^レ成候、其翌日御老中^江御礼^ニ伺^コ仕候得ハ各被^レ仰候ハ、僧正ハ老体之事、學頭も五三年之義^ニ而可有之候、以後ハ前^ニ之通無學頭^ニ被^レ成可被^レ下候間早^ニ罷上り候へ、真言宗之義ハ御忠節之者故、公方様別而不便^ニ被^レ為^レ思召候間、亦不相替相統仕候様^ニと御熟^ニ御意被^レ成候故、何も難有奉存、帰山之後尊法院押領仕候分不残取返^シ、前^ニ之通^ニ罷成候、

一、吉野大六山一之藏王ハ從往古真言方支配之所^ニ而、林光与申留守居差置申候、此者我假を働神木等を伐荒し申^ニ付追出し申候処、天台方右林光^ヲかたらひ真言方^ハ出入^ヲ致懸候^ニ付、双方衆中大勢江戸^ハ罷下、蒙^レ御裁許候、然^レ學頭又殿院并天台方之者共種^ニと謀をめぐらし、或ハ満堂ハ衆徒^ニに無之など、無謂儀^ヲ申立、其上大六山^ヲ天台方之支配^ニ可仕と巧色^ニと偽^リ申上候処、御會議事六ヶ敷永^ニ罷成、十余年迄江戸^ニ相詰申候、然^レ其終^ニ御吟味之上真言方之道理一^ニ相違、万治式年己亥五月十二日御書付被^レ成下、寺社御奉行所^ニ而出入相濟申候、其節學頭其外山之仕置等之儀者迫而可被^レ仰出

之旨御書被^レ下候、

一、學頭爲留守居田中五郎兵衛与申浪人^ヲ差置候、尊法院已來此節迄廿ヶ年余修理領不残天台方^ニ致支配、実城寺と申學頭坊敷詰構^ニ取立、天台方之者共日^ニ寄合着を極候得、共伽藍之修覆一切不仕、神社佛閣逐日及大破候事、神慮旁無勿体事共^ニ御座候、依之真言方爲惣代久保坊快算与申僧江戸^ハ相詰段^ニ御訴訟仕候、其内吉野町屋方出火仕、勝手明神本社^ニ幣殿^ニ拜殿^ニ字不残焼仕候、然^レ共天台方之者共大分之修理眞言方支配なから私用^ニ費し着を極候斗^ニて、再興之心懸一^ニ円無御座候、其比眞言方極本社^ハ初瀬より參候即印房と申僧不思議之靈夢を蒙り再興造営を存立、奉加^ヲ以九年之内^ニ本社^ニ拜殿^ニ幣殿^ニ樓門迄成就仕候、其上爲法樂於神前毎年法華千部取立、三十年來于今断絶不仕候、是偏即印老人之大功、全眞言之法力^ニ而御座候、此時修理領より一錢も助成不仕候、

一、眞言方惣代久保坊御訴訟申上候ハ、南光坊遷化之後ハ先年被^レ仰出候通、學頭領^ヲ修理領^ニ御直^シ被^レ成被^レ下候様^ニ与段^ニ申上候、然^レ共先年吉野山之義被^レ遂御會議候御老中御役人ハ御老人も不被^レ成御座、快算ハ山僧之義江戸^ニ不案内^ニ御座候、其節日光御門跡御威光盛^ニ御座候故眞言方之願難達、快算永^ニ在^レ付仕送年月候、其内眞言方^ハ度^ニ公事を申懸候得共、悉天台方謀計之義故数个度之出入眞言方理潤^ニ被^レ仰付候、其節寺社御奉行并上河内守殿・小笠原山城守殿^ニ加^ニ爪甲斐守殿方眞言天台双方^ハ御折紙被^レ下候御文言^ニ、吉野山藏王権現領町人百姓等出入在之節、内^ニ而不相濟義於有之者、其辺御代官^ニ候間、五味藤九郎^江相違可受差因之旨、御老中被^レ御渡候間、可被^レ得其意と之御書付被^レ下、藤九郎殿^江も同前^ニ被^レ仰遣候、爾來銘^ニ内証^ニ而不相濟義ハ如前^ニ御代官^ハ相何受御指図申候、尤藤九郎殿制礼御立被^レ成候、快算於江戸御訴訟申上候趣、吉野山ハ大伽藍之他神社佛閣数个所御座候故、前^ニ五百石之修理領^ニ而も悉修覆不能成、百八十末社者不及申、堂塔

大略運転仕礎のみ残り、有来堂社も形斗ニ御座候、扨而吉野山者近国他國之百姓五穀豐饒を祈り、數百軒之家迄相応ニ旦那をか、へよせひを以て渡世をいとなみ申候、從公方様被下置候坊領ハ百人余ニ配分仕候得ハ、未之者ハ五石三石ならては當り不申候、然共諸旦那之力を以て立来候寺中ニ在家ニ而諸人之參詣所ニ御座候、か様ニ神社佛閣及破壞、一山衰微之基是偏ニ修理領過半学頭領ニ罷成候故、諸人之痛ニ御座候旨進而御訴訟仕、則退轉仕候堂塔社も有來分種數間數一々繪圖ヲ以御取申上、兎角先年 台徳院様御代ニ被仰出候通、無学頭ニ被成可被下候、若又左様ニ罷成儀ニ御座候者三百石之内百五十拾石真言学頭領ニ被下候、其百五十拾石ヲ修理領ニ仕、伽藍相統可仕候、天台学徒之ことく一粒も私用ニ仕間數旨申上候得者、道理至極ニ思召、真言方私なき申分と古板倉内膳正殿御称美被成候、初発より真言方訴訟之趣尤ニ被聞召、無学頭而兩学頭ニ可被仰付様子ニ御座候、其子細者 藏有院様御代始之節諸國寺社領 御朱印御改被成候内、吉野山之義ハ重而可被成下之由ニ而新 御朱印頂戴不仕候、それ故 藏有院様御一代之御朱印ハ無御座候、其節御評定之上吉野山寺領檢地被 仰付、古檢高千拾三石斗式之所、新檢高式千上候義、真言宗不運ニ御座候故か、年中行事之出入ニ被妨、快算數十年之訴訟不相叶候、然共真言方内ニ申上候ハ、吉野之儀ハ御要害之地故、小野惣左衛門殿・五味藤九郎殿、鈴木三郎九郎殿迄御代官之御支配万事御公儀之御仕置ニ御座候間、如先規被遊可被下候、左様ニ候得者第一修理領天台方ニ私曲難成伽藍相統之為ニ御座候、次ニハ真言宗 御公儀之御仕置奉受候得者、天台方々非分之儀仕間數候、然者真言一宗御興隆与奉存旨常ニ申上置候、依之御旧例之通吉野郡御代官申付義違背仕間數と被仰出、終ニ寛文十一年十二月四日 御条目双方江被成下、數年之出入落着仕、それ方鈴木三郎九郎切支丹御改之御制札并殺生禁断之制札如前ニ御建、尤百姓町人出入之儀者不及申、真言天台寺社之公事迄、

先規之通御代官御きはき、修理領四一新加之、勘定目録御座被成候、惣而大和一國寺社触流之事、南都町御奉行被仰渡候得共、吉野山之義者各別ニ而御代官御申渡被成候、然処ニ三郎九郎殿御役替以後國領半兵衛殿時分方右勘定目録天台方之者共不仕候、此方衆中勘定之義申候得共用ひ不申候、

一、御条目ニ吉野山者日光御門跡為御支配之間、寺僧・満堂・社僧・神主・祇宜ニ至迄可受学頭之差因之旨被 仰出候、依之学頭代并蓮藏院と申者共御門跡之御威勢をかり我ま、致候義、日来ニ超過仕候、然共時節到來と存罷在候処、学頭明王院前円覺院不動院与申者此方衆中へとり申候ハ、吉野山之義台密相わかれ候故數年及評論候、向後天台宗ニ被改候を、最初慈眼大師之素意にも相叶、当御門跡ニも神妙ニ可被思召候、改宗於有之者唯今迄之儀ヲ相忘一味和合之者何事も存分ニ可致与度、すゝめ申候、此方衆中申候ハ、高祖弘法大師より以來數百年來相承仕候宗門今更改候事難成、其上餘多之衆中候得者、面々之心底をも不存候と申候処ニ、先式人三人成共改候様ニ与頼ニすゝめ申候へ共一円承引不仕候、其時不動院申候ハ、当分同心無之候共後々ハ乍迷惑致改宗候様ニ可罷成候、必後悔可有之と申候、是ハ定而難題を申懸衆中を痛め迷惑させ可申与之所存かと推量仕候処、如案執行代と申寺役之儀ニ付難澁を致懸候ニ付、其断之ため衆中五六人江戸江罷下上野役者ニ申達候得共承引不仕候故、無是非其通ニ而帰山仕候、然処ニ真言方之者共 御公儀御条目違背仕候由上野役者中寺社御奉行所へ申上、真言方宝泉院・竹林院・慈照房此三人吉野山追放被成候、御門主御威勢ヲ以被成候儀、不及是非下山仕候、此義学頭代并蓮藏院兩人之仕わさにて御座候、其後衆中上野へ致訴訟、右三人之僧帰山仕候、一向無理之沙汰ニ而候得共、數年之出入ニ退屈仕、又御公儀ニ申上候儀も難成、道理を持たながら致怙言ニ右之仕合ニ候、

一、勝手之神職助之進と申者天台方ニかたらハレ社家中間中所外記(公事を仕懸候ニ付、外記江戸ハ罷下井上河内守殿御會議之上外記断相立助之進非分ニ被、仰付候、然処ニ河内守殿御役替之已後、又天台方方子守勝手向宮之社人家と名乗候義新法之様ニ、公儀江申上候ニ付、此度者堀藏殿と者外記ニ相添重而江戸江罷下候処、上野之役者、御公儀ヲ申掠無答外記堀藏追放ニ逢申候、其上吉田之許状ヲ、以致着候裝束學頭方理不尽ニ令停止、外記家督ヲ學頭江取上、天台方輩之者ニとらせ、諸旦那ハ學頭代奪取候、堀藏義ハ真言方梅之坊家本たるにより江戸江相詰御門跡江致休言二年之後本宅江掃申候、外記義も妻子致流浪候ニ付、世悴至と申者江戸江罷下、上野江訴訟仕埒明可申之処、學頭代私欲ヲ以是を妨、終ニ他国ニ而相果、其妻子于今他郷之住居仕候、裝束之儀ニ付吉田殿方學頭ハ書状被遣、無位無官之社人者吉田之許状ヲ以狩衣可令着候旨、公儀之御定ニ候、裝束停止之段難心得と申參候得共、學頭方返書をも不致于今其通ニ御座候、吉野之社人ハ伊勢春日ニ相續き先祖ハ位階をも仕由ニ候、近年衰候而無位無官に罷成候、實而裝束成共致し神前江出仕相勤候者社頭之繁昌且ハ明神之御奉公と存候処、右之仕合御座候、社家と申正文正敷御座候上、時節を相伝斗ニ御座候、吉田許状銘ノ所持仕候上裝束着仕不苦候得共、是又時節を致し罷有候、惣而兩宮之社人ハ真言方之家本ニ而外護ニ罷成、寺里互ニ相續仕事ニ御座候、右之通或住持ヲいさめ或家本ヲ惱シ候事、畢竟改宗致させ可申とのたくミ、是皆學頭代并連藏院仕わさにて御座候、明主院死去之後學頭無住之間、右兩人非儀非道之働難勝計候、殊此者共妻帯ニ而破戒無悲之作法、万事大欲無道而様々之公事致荷担、山中ニ出入絶不申、一山之者共難義仕候、地下人百姓ニ対し非分之品也、町年寄兩人方五十ヶ条書付三田次郎右衛門殿へ進置申候。

一、吉野山者殺生禁断之地、公儀御制札ニも御座候処、學頭代著之餘御

代官江茂不申届天和式年五月八日同八月六日一山之百姓ニ下知仕、飯貝村と申所方鉄砲打候者を雇、吉野山於境内鹿狩仕、其雜用修理料より出シ申候、山中鹿荒候節から鉄砲ヲ以おとし申儀ハ自然ニ御座候得共、鹿を取申事ハ前代未聞之悪行、殊、藏有院様御第三年之御忌日を不奉存、妻帯とハ申ながら僧徒之身として殺生仕候事絶言語候、此段御代官三田次郎右衛門殿江相聞、御食儀之上鉄砲打候飯貝村之百姓五人罷舍御申候、真言方ニハ共御預ケ被成候、然共學頭方ハ何之穿鑿も無之其通ニ罷成候、真言方ニハ御代々御忌日毎月衆僧不残出仕御法業ヲ相勤申候、別而御祥月ニハ鄭重之御法事執行仕候、加様ニ冥加を奉存候真言宗ハ有ニ甲斐なく衰申儀、誠ニ歎ケ敷次第二御座候。

一、吉野山内ニ居申非人之乞食惡事有之由ニ而、學頭代下知ヲ以御代官へ斯なく非人頭ニ申付、土ニ埋させ申候、此儀も三田次郎右衛門殿御儀ニ而口上書有之事候、誠御公儀御大法を破候程之大惡人ニ而候得共、學頭一宗之輩眞を以聞のかし口致被申候、真言社僧方ニ少之無調法有之候へハ莫太之罪科被申立候、

一、世尊寺と申所近年天台方真珠院と申者致支配候、此寺之本尊ハ欽明天皇之御宇南海之靈木を造立し給ふ釈迦之像、御長丈三尺、瑞光之しるし有故放光像と申候、本朝木佛之始なるより扶桑最初佛共申候、先年堂建立之爲として右之本尊於京都致開帳、右ノ分奉加を集候得共、自分之著ニ費シ堂建立ニ沙汰も不仕候、其上右之本尊之御内腹ツくり申候、是佛身血之逆罪誠ニ淺間敷次第二御座候、剩此本尊今程何方ニ奉置候哉知れ不申候、日域無双之靈像他山之宝ニ被為成候事、一山是を歎きたひ申候事候、
見たり共ニ
元平院番頭

一、吉野山之桜ハ藏王權現之御神木、枯枝落葉ニ至迄薪も不仕候、一之坂方奥之院迄二三里中間道筋ハ不及申、左右之谷ノ嶺ニ迄如雪如雲映滿候得共、

二三十年已來大木ハ年々に朽木となり、植誦申候ハ痛候ハ、つき申候候。大形ハ枯申候、生立候而も大木となり候ハ些之事故、加様ニ神木滅候儀、先年数十年出入之比方制止疎ニ罷成、領境ハ他郡々伐採、山内者々々畑仕候故、極之根付たミ、谷々とは不及申道筋之並木迄次第ニ減少仕候、取分天台方之者共近付たミ之山ニ有之神木ヲ切専新林を立申故、自余之方度可申付様も無御座候、就中學頭代広地をひらき候而かまひ候とて大木之桜伐取申候儀、町寄方御代官江断申置候。

一、學頭數年依爲無仕、天和三年九月願王院申僧被致住職候、此願王院ハ持戒堅固之僧之由申触し候故、前々之學頭之様ニも無之、定而廉直之沙汰可被致候間、學頭代日來之非道も相申与存候処ニ、例之學頭代并蓮藏院不相替執權仕種之之讒言を構候故、學頭軒曲之被致了簡、結局前々學頭ニ十倍之非分新規を被立、満山之僧俗逐日及迷惑、真言宗亦法滅候。

一、毎年六月七日山上於本堂天台方致出仕、理趣經誦申法事御条目ニ御書載被成候得共、御条目ヲ背キ誦不申候、理趣經ハ他宗ニ通用せず真言一家所依之密經之間故、天台方嫌申と存候、天台方理趣經誦申義前々天台之清僧真言之附法授り申証罷ニ御座候。

一、九月十九日壇上於本堂天台方相勤候法事、從古來下陣ニ而仕候処ニ、當學頭我儀之以了簡法式を亂し於内陣勤候、是又御条目ニ自今以後不可致新法与御座候御定ニ違背仕候。

一、真言方角之坊と申寺無仕ニ付、家本道円一宗之内文珠院弟子良運与申者住持仕、數年寺役相勤候、然処ニ文珠院道円不和之事故而、因願半兵衛殿御代官之時分及出入候得共、暖ニ而和睦ニ罷成候、其以後道円七拾余老衰仕既及病死候節、學頭代并蓮藏院巧を以福井宮内・前坊事人與申者ヲかたらひ、老衰仕候道円ニ書置テ致させ、文珠院良運不屈故角之坊之寺門跡江差上申との遺言有之由ニ而宮内集人出入を仕懸、三田次郎右衛門殿江罷出候、

其頃願王院了簡を以角之坊山上山下之寺々共ニ學頭江相渡候(左様ニ)不仕候ハ、文珠院追放可申付之由被申ニ付、差当難義故其通ニ仕候、然者從學頭智妙与申弟子ヲ留守居ニ入置、且那をさはかせ申ニ付、此方衆中江断申候得共無承引、刺右之弟子を角之坊与名乗せ山上山下之兩寺一向天台寺ニも仕候。

一、勝手官社僧控中西之坊与申者ト出入有之、社僧爲惣代高室院弟御代官江訴申ニ付、三田次郎右衛門殿御會儀被成候、其節學頭代蓮藏院西之坊致荷担、學頭願王院以了簡御代官ニ而濟度候出入ヲ引取、双方江戸ハ差下上野役者之はからひとして、公儀ヲ申掠高室院弟致追放候、尤其節坂本内記殿・本多淡路守殿江も唯一度罷出候得共、委細之御會議も無御座、始終上野之了簡ニ而社僧中間之出入ハ沙汰ニも不及、右之通ニ罷成候、其上長壽寺・理性院与申僧無料ニ称号を取放衆被致候、重々無理之沙汰ニ而候得共、無是非愁情いたき罷在候、右高室院・長壽寺・理性院ハ三人共ニ真言方家本ニ而御座候、とかく天台方惡心を以權柄ニまかせ真言宗ヲつふし申たくミのミ仕候、扱高室院一跡學頭取上ケ、爲留主居浪人又弟子を入、諸旦那をさはかせ有來徳分年と學頭私欲ニいたし、寺及大破候得共一円修覆をも不仕候、冬住持をもすへ不申、社役寺役等關申儀、神慮難計儀ニ御座候。

一、真言満堂方坂中坊と申寺高室院家本ニ而相續仕候(へとも)、相慮之見無之候故無仕ニ而御座候処ニ、此坂中坊をも高室院同前ニ學頭江預り附來、年々ノ所得并智願(職)と申徳分十年限銀子百枚ニ充渡し、此銀子學頭取被申候、坂中坊ハ真言方爲支配之上、早速住持ヲ定可申与衆評仕候得共、學頭右之徳分を目懸住持ヲ居させ不申、恣ニ私欲ヲ被致候。

一、貞享元年上野御門跡方吉野山徒追加之由にて七ヶ条之書付學頭方披露被申、其个条之内別而不審成義御座候、先御門主御代被定置御定、条目之品と違背有之間敷と御座候故、是ハ如何ニ様之儀与相尋候得者、寛文九年之年号

二而廿二(八)条之書付取出し見せ被申候、此書付何茂衆中見申義者不及申、聞申者老人も無御座候、其文言之與書、右之条と被窺、公儀被相定由三而御座候、若左様ニ候者其当座ニ披露可有之儀、寛文九年より只今迄十六年か間被隠置様無之候、此段一円合点不參候と、学頭代并運藏院へ相とかめ候者返答不分明候、学頭へも急度断申候得共終否之返事無御座候、其節右之段三田次郎右衛門殿江御断申届置候、右両通之提書之通ニ候得者、度々從、公儀被成下候御書付并御条目之旨ニ相背申儀共御座候、前後混乱時節相違不審之趣別紙ニ書記申候、

一、吉野山者從往古至今迄無本寺之処、御公儀御札算真言天台双方同列ニ罷出相勤申候、殿有院様御他界之節も於東叡山贈經奉納仕候而御諷經相勤御布施物真言天台同等ニ頂戴仕候、

一、御代替之御祝義以先例真言方掙代久保坊、御日見被、仰付御暇被下御時服拝領仕候、然上、当御代、御朱印御改被成候節、双方方罷出頂戴可仕与申候得共、学頭差因ヲ以天台方運藏院与申者老入遣申候、加様ニ我假之了簡被致候得共、無是非罷在候、

一、御檢地出高衆中江被下候内四分一新加修理料へ出し候様ニ身被、仰付、年々其通ニ御座候、学頭方右四分一新加數年一切出し不申候、別而此学頭領三百石者吉野山寺領之内上所を取候故、新檢高二而五百六拾石余御座候、此内四分一新加六拾六石余之年貢年々、修理領正出し申寄ニ御座候得共、十七年以来一粒も出し不申候、大事之修理領以非儀取之、無益之学頭領ニ費シ申候間、實而冥加ヲ存候者四分一なり共惣並ニ出し可申候ニ、其恐もなく御公儀方被、仰出候儀迄相背申候、惣而諸堂修置之儀満堂寺僧立合以相對山上山下共ニ可修理之旨御条目ニ御座候得共、金銀帳面共ニ学頭納置、真言方之役人毎暮立合申名計三而、内証如何様ニ仕候茂不存候、近年学頭代自分之用事ニ江戸江罷下候路銀忠實目余修理之内方取申候、此外不審成儀數

多御座候得共、右之通故吟味可仕様も無御座候、

一、大峯山上之本堂者大永年中之建立、星霜年ふり殊高山ニ而露深く大雪降積候故、無程令破壊候、然此三元和式年木食快元と申真言宗之寄僧、後水尾院太上天皇之蒙、勅許、諸國を勸進し並興を催といへとも、不幸にして木食死去、願望空ク罷成候、爾來弥々大破壊故、三導師を始真言之業徒歎之候得共、数十年之出入ニ山中騒動仕、數度之大難ヲ凌、兼刺修理領様ニなり候而、山下之堂社さへ修覆茂成、其上山上者真言之支配所たる故天台方一切かまひ不申打過候、然其何茂衆中學頭と相談を以再興を存立、五六年前已前ふ三導師并天台方之役人相添近因ヲ働化仕候、諸方ニ真言宗之且越多り信心之輩志をけまし、年々寄進物奉加之銀子集り申候、然共大宮之儀寄銀不足ニ付先供銀致し去年より建立取か、り申候、然此右奉加之銀子之内学頭当座之要用之由ヲ申取込申候、利付之銀子ヲ借り材木柚方大工等へ相渡候得共、大分之義故金銀不足之段学頭存ながら候右取込候銀出し不申候、以後如何様ニ可被致も難心得候、非道ヲ以大分之修理領ヲ費シ、今また藏王之寄進物私用ニ遣申候事、無慚愧之至御座候、尤差当不勝手ニ候得共造營之障ニ不成ヲ幸与存、右之銀子先其共通ニ仕置候、此度再興之儀始終真言宗諸且那之助力、三導師年來修練之功ニ而、段々調寄申儀ニ候、天台宗之力ニ而中へ成就仕義ニ無御座候、只立合候而差引仕迄ニ而諸事三導師苦勞ニいたし候、惣惣而吉野山堂社之興隆皆真言方之働、大功ハかくれて此方ニ御座候、加様之儀御公儀ニ曾御存知被遊問數と存候、

一、去年七月学頭室談ヲ以運藏院と申者ヲ江戸へ下シ、上野役者と内談之上御公儀江罷出、吉野山ハ慈眼大師方東叡山之支配、学頭方制札ヲ立仕置致候処ニ、学頭無住之間鈴木三郎九郎殿制札ヲ被立、宗旨御改之節々、南都江罷越候ニ付、内証之人用路銀等大分費候而、山中之者共及因窮迷惑仕候間、先規之通学頭方制札立候様ニ被成被下候様ニ寺僧共奉願候旨、運藏院御訴訟

仕候^ニ付、如往昔学頭方きりしたん改札立候様^ニと寺社御奉行酒井河内守殿
 ・戸田能登守殿被仰付候由、去年極月制札以上八枚学頭建被申、右連藏院
 御公儀^江申上候趣承候^ニ、一々相違之儀^ニ御座候、寛文四年之頃学頭代と
 書付制札立申候、此節者真言天台出入之最中^ニ而未従、御公儀何之被、仰
 付も無御座候内、天台方私^ニたて申候事^ニ御座候、寛文十一年出入落着仕、
 如先例御代官御仕置^ニ被、仰付、鈴木三郎九郎殿制札御立、学頭之制札ハ
 引候得^ト御申付被成候、然共学頭制札其假差置、御公儀之御制札^ニ並置
 候^ト付、三郎九郎殿為御念公儀^江御窺重而急度御申渡、学頭之制札引上^ニ被
 成候、右古き制札^ヲ納置、今度証拠^ニ申まきらかし申候与推量仕候、其上学
 頭無住之内三郎九郎殿押而制札被立候様^ニ申上候、是以大成偽^ニ而御座候、
 其節ハ明王院与申学頭住職^ニ而山門^ニ居被申候、又宗旨御改之節大分金銀費
 候而町人百姓迷惑仕候様^ニ申上候、此段も空言^ニ而御座候、寺社召仕下^トハ
 宗旨手形主人之面^ニ取置、年預之役人方方一紙之帳面御代官^江差出シ候、
 町人百姓ハ年寄兩人改之帳面^ニ記、御代官^江差上申候、右之通^ニ御座候故、
 大分金銀費申儀曾無御座候、年寄南都^江罷越候路銀ハ猶以織之儀^ニ御座候故、
 去秋連藏院隱密^ニ而罷下候江戸上下之路銀、学頭南都へ被參候雑用等、修
 理領并衆中之知行高^ニ割付取申候、真言中一円不存儀^ヲ訴訟仕、其入用出し
 申答^ニてハ無之候得共、御門跡御威光^ヲ以学頭代權柄^ニ取申候、此段竹村
 八郎兵衛殿^江御断申入置候、御公儀^江一山之違因窮をいたハリ候様^ニ申上
 候とハ大キ相違^ニ御座候、其上当学頭自分領地之百姓^ヲ差置、修理領并衆中
 之百姓^ニ申付、柴薪からせ、他行之時ハ勿論、山内^ニ而も乗物^ヲか、せ、或
 庭を作り候様成遊興之義迄^ニ百姓^ヲ使被申候、惣而吉野山ハ諸役御免許之所
 二面、人歩出し申儀從、御公儀御有免被遊候、伽藍修理之時分ハ百姓共冥
 加之ため罷出手つた^ハ仕候、加様之外出申儀無之候処^ニ、学頭新規をいた
 し百姓迷惑仕候、

一、満堂方岩室院与申寺学頭坊之隣^ニ御座候、此寺地学頭門前^ニつかへ候間、
 寺替可仕候、替地として社僧高室院隱居所之荒屋敷^江參候得与被申候、右
 岩室院別而貧寺^ニ而、先住死去之後借銀有之相續難成候得共近年若輩之僧
 を住持^ニ定、寺役相勤漸相續仕候処、今以寺替致候事、引料旁難儀千万^ニ存
 候得共、從御門主被仰越候由申^ニ付異儀難申候、旧冬学頭制札^ヲ立被申、一
 山之仕置我ものと心得、諸人之難儀^も不願与や、右之通成義共申出候此
 已後如何様之儀可被致も不存、真言中ハ不及申、一山之者共安堵之心無御
 座候、

右段之通天台方^ノ数度之難題を致懸、真言中数十年被悩迷惑仕候得共、漸
 切難を道宗旨之名字を残留愁眉^ヲひそめ罷在候、加様^ニ法衰^ニ及候上者何方
 二而も相応之本寺^ヲ被、仰付被下候様^ニ御公儀^江御願申上度奉存候得共時
 節^ヲ相待延引仕候処、近年類^ニ以謀計種々之巧を仕、剩一山之仕置迄天台
 方^ニ致候様^ニ罷成候、兎角天台学頭^ニ隨ひ候而ハ真言ハひしと法滅仕事候間、
 弥本寺^ヲ願一宗之名跡^ヲ相立御仕置之儀者從御公儀被、仰付被下候様^ニ御訴
 訟申上度奉存候、天明^ニ癸卯年、
 六月初五日、以古本書写畢、
 右筆、田中左門
 久保功藏

第四回7号付 満堂方惣代御答書

御尋^ニ付御答書

一、所可代御役宅^ニ手始其外為御札罷出候節、先格何之間^ニ而御札相勤取次被
 露^ニ候哉、又ハ直披露^ニ而相勤候哉、

此義手始御札之節者、使者之間之通御取次^江御祝詞申上來候、尤臨時御
 用向等之儀者格別右年始御札之外參上仕候義無御座候、

一、官位昇進いたし候格^ニ候へ、段々昇進之上何と迄昇進いたし候哉、

此義 後龜山皇帝依永 宣權律師方權大僧都法印大和尚位迄昇進仕候、

尤永 宣旨之義^ニ候へ者、時々御所并宮御門跡方^ニ罷出叙任 不仕、年賜

戒賜^ニ而相違^ニ候義^ニ御座候、

一、当官之衣鉢并当時之官位衣体何^ニ候哉、

此義素絹五条紫平絹差貫着用仕来候、尤上座四人^ニ昇進仕候へ、從輪

門様蒙 御許容木欄色衣着用、其餘ハ惣而黒衣着用仕候義^ニ御座候、

右御尋^ニ付御答奉申上候通、相違無御座候、以上、

十一月 高野山講堂方惣代 持明院

御奉行所

權律師ハ相当法橋上人位、權大僧都者相当法眼和尚位、法印大和尚位者權正

大僧正迄通し候へ、吉野山^ニ而ハ法橋上人位・法眼和尚位・權正大僧正^ニ者

叙任不仕候、只權律師・權大僧都・法印大和尚位之^ニ三階而^ニ耳叙任仕候、

〔史料3〕 二和尚諸記

〔寛政九〕年

二和尚諸記

六月三日方初メ

〔前出形〕

〔式番〕

〔前出形〕

〔前出形〕

〔前出形〕

〔前出形〕

〔前出形〕

〔前出形〕

〔前出形〕

〔前出形〕

第四回35号

- 一、山上諸參詣^ニ附添来吉野山并洞川村者共、納所方憐愍之心得を以酒食給させ、又少々宛之心付遣シ儀有之^ニ付、銘^ニ坊中從來相定候、諸且中も右心付いたし具候様理不尽之儀申掛候案内之者も有之由、右ハ別而無筋之儀決而遣シ申間敷旨、此度□□□□有之、右^ニ付定り之諸檀中も心付無之候得者、洞川村□□後行場諸參詣引通^ニいたし山役銭奪取可申由理不尽申居御座候、若左様之儀有之候而者惣山法及破却、勿論公儀御取目^ニ相背候義御座候間、其節ハ坊中^ニ之人と不殘罷出狼藉急度□□早速追下シ可申候、案内之者共承引有之相治候ハ、其分□□□□義^ニ御座候、若不承引^ニ而彼是及口論等候節、譬^ニ此方之者疵を受^ニ受候儀有之候共、洞川村者共打擲いたし候儀必無之様可致候、乍去右之者共強^ニ而あばれ^ニ而物損し等もいたし、諸且中^ニ対之邪魔^ニ相成候而怪家等^ニ有之候而者不宜候而、坊中^ニ方人足差出洞川村召連行、村役人^ニ預置可申事、
- 一、右之様若狼藉相重候ハ、不及是非候、南都御奉行所へ兩派惣代出訴可申□□御座候間、亦及公訴候様^ニも相成候ハ、元來心付遣し候儀無□□御座候間、無縁之諸參詣^ニ候共案内之者共へ心付遣候儀急御止可被成事、
- 一、右之狼藉相働者有之候節一々相違無之様名前御記し被成、委細早速可被御聞候事、
- 一、右心付之儀案内之者共ハ頭役之引錢と御座候間、山上坊中^ニ而左様之名目不申様納所方并下部之者共へ能^ニ御申付可被成事、
- 一、□□付洞川へ書付等被遣間敷事、
- 趣兩派衆評一決之上得貴意候間、能^ニ被成御心得御手拔無御座様被成御座、且坊中納所方下部^ニ至宜御申付置可被成候、已上、
- 六月三日 持明院
- 二和尚様
- 通昨日兩派相談相決候而、下山兩派方兩役者連名^ニ而夏一与竹林院可

申遣与寺僧方へ被申候得共、別と申遣可然与申、此方ハ当方申由、穀屋ハ
 台方申登候半与奉存候、別紙之趣手技無之様五ヶ院へ納所中へ御申聞可被
 成、洞川者名前書留之義寺僧方ニ先とられず御出情報上候、先荒方申懸度如
 此候、異変有之候へハ早と御申下シ可被成候、已上、

六月十日

竹林院様

持明院

南之坊様

下山教寛院方本紙之通兩名ニ而書附參り申候、其返書道光寺之持從房方志分ニ
 下候様竹林院方被申候、夏一法印承知之事御座候、

六月五日之夜

下山方申来り候通、六坊中納所呼寄申付置候事、

六月廿一日穀屋坊へ客僧登山、本堂へ參詣、權現之并□□者宝前ニ而う
 ずへり之上ニ而説経いたし候処、穀屋坊□□□内之者不存義ニ而候間御用
 捨可被下様申来、此上ハ□□義為致間違候間、右御断申入候様子有之候事、

六月廿一日ニ後行場在之瓦地藏堂再建を東南院方被致ニ付、穀屋坊へ申入
 候処、地藏堂再建之義本堂筋□□申候間、普請可致筋ニ候へハ当役より可致
 間、貴院方再興□□差扣可被成候、得御意候節ニ檀中之内より致度旨被申、
 則金子少と持參有之候ニ付右地藏堂普請いたし候間、向後右普請致候儀當住
 様相頼可申間、此度之義御用捨可被下規きに者致間敷様申来り、其促ニ用
 捨いたし置候事、

○一、近年諸勝之儀何方ニおもても有之故、此度申渡之趣左之通博奕之諸勝
 之儀從公儀數御触度ニ在之候、不心得之もの共□□□南都奉行所ニ多
 人数被召捕者有之、於御支配□□□之御事ニ候、依之諸勝負いたし者とも
 急度可令停止之旨從御支配被仰出候間、右之趣各院召遣之下部へ心得違
 之もの無之様篤与可申間候、以上、右之趣從御支配被 仰渡候、已上、

七月廿四日

二和尚役人

山上六坊衆中

一、□□日日本國中晴天久敷相統御座候間世上五穀□□之為、今日より三
 日之間本堂ニ而心経五拾卷宛供養法可被相勤申候、此儀六坊中江相触申候、
 皆々本堂江參詣御座候也、

口述

晴天久敷御座候処吉野山方雨乞致與、候様申来り候処、明早朝

稲村参り御銀相迎候間、夫ニ付人足御出可被成、已上、

閏七月十三日 二和尚

六坊衆中

一、京都大仏前十六日講方鐘掛江役行者再興有之候、依之御届有之ニ付二和尚
 外ニ僧式人斗ニ而鐘掛江参り間眼有之、場所差因有之候ニ而相済申候也、

奉願口上覽

一、大峯山上本堂之儀者每歳四月八日方御戸開仕、九月九日迄諸国方參詣仕
 候中ニ摂州大坂三郷山上講之旅別而信敬厚、御御戸開之節登山仕□河尻甚
 五郎殿御預り所吉野郡洞川村之□共大峰罷登參詣ニ打紛れ堂内江入込古来希
 成内陣□□杯を燈シ香花燈明料ニ仕来候散銭を拾取、或ハ□□之輩提燈
 を借度旨無申掛候得共、銘々入用之提燈ニ候得者借し不申時ハ惡口雜言
 申掛、諸參詣之不願不信仰種と不法相募、參詣人之者共為致難義候ニ付、
 山上之宿坊□迷惑仕、宿坊方相鎮候得共不取用、却而惡口等申掛衆人□□
 □之砌一山之者共面目も無之次第、右林強氣之振舞□□義年と相募り、參
 詣之信仰も自然与薄相成、吉野山衰微之基ニ相成、一同歡ケ數奉存候間何
 卒洞川村役人急度速御召出被下、村方之者共右林不法之働不仕候様村役人
 共方取診可仕旨、以御威光數御差止被為仰付被下置候得者難有可奉存候、
 以上、

吉野山講堂聖代

持明院印

御奉行所

右之通南都表江廿四日願出候処、廿八日三洞川村役人江被仰渡、則村役人方請書差上相済申事、

○右二件江付大坂三郷表江書面遣申事左之通り

一輸致啓上、時分柄春暖日増候処弥御揃三郷御講中各御□□可被成御座珍重不残奉存候、然去年五月書付を以□□之節洞呂川村之者共強勢相働候義難相止、依之□登山御世話之儀断申度旨御申越二候処、

一昨年来道筋一件取暖中江付洞川村相手取頼出候儀も難黙止、及御答置取暖之儀も尔今難相分、段々延引□罷在候処、最早御戸開前余日も無之付、去ル廿四日三洞川村所江右洞川村者共強勢不仕候様御差止之儀相願□□早速御聞濟届ケ有之、村役人御召出ニ而獻數被仰渡当廿八日ニ事相済、右之次第ニ候得者、以後之定而強勢働も致間敷存候間、以前之通不相替三郷御講中御登山被下御世話之儀御願申入候、先者右得御意度御頼旁如此候、以上、

三月廿八日

寺僧代 持明院
寺僧代 宝勝院

三郷山上惣講御中

一、御相談申度義御座候間今晚暮早ニ御入来可被成候、以上、

卯月十日

二和尚役人

□□御納所

一、□□南都於 御奉行所山役錢之内ニ祝義等遣シ候義□□被 仰出候所、

其後銘ニ心得違を以撰リ宿屋并案内之者江過事之酒手祝義被遣候族有之段相聞候ニ付、去年来一派相談申候通、無縁人之參詣人差越候節夫ニ為祝義遣候義拾式文之外、洞川村之者共勿論吉野□□并案内之者ニ至迄酒手祝義草鞋代坏与号し少々□□遣候義、急度相止候事堅相守、銘ニ下ニも迄も

□□付可有之事、

一、六月三日穀屋坊道光寺御登り有之候而、書面を以得御意度義有之由、道光寺申被越候得共、二和尚方者寺内甚多用ニ罷在候間、此方へ御越可被下旨答候へハ、早速道光寺御出有之候而被仰候儀ハ、本堂・影引可被下由御出被成候事ハ、此方札場之差支ニ差相成候事故、影堂方之札御引可被下由道光寺被申候得共、二和尚申ニ者、成程御尤ニ者存候へ共、此義ハ寛政七年小將房殿屋登り之年被是御座候而小將房代弥助・拙院代源六も両日ニ而何角取扱、札場方者色札御出被成、影堂方者護摩札出候固成事相済有之候、乍併御疑ニ御座候得共委細之義ハ弥助得不存居候間御尋可被下由答候、

一、□□日ニ妙覚院御出有之候而本堂假籠勸化所并花つミ□□ふき拙老分之處、近ニ致度与申居られ候得共、此方□□分之人ニ候得者格別之御義有之間敷与存候故、右ニ而御座候へハ其候ニ御義有之間敷与存候故、右之旨ニ御座候へハ其候ニ差置候事、

一、□□日本堂正面小使旭山房義ニ付、妙覚院本堂之出仕有之□□□之香之火を付呉候由申候得共、道心一兩度之事□□候間、其儀者外者御使可被成由申候得者、妙覚院御立腹有之御听被成候、夫ニ付小松院方申来り候事有之、仍而穀屋呼寄、今日妙覚院本堂出仕之節、正面之承仕ニ香之火を付呉候由御申被成候得共、一兩度之儀者無之故外之者召仕可被成旨答候時、御听入被成候、夫ニ付小松院方申来候義故得御意候、本堂小使之義者札場者寺僧中召仕其外内陣之者は満堂之使ニ御座候処、自分召仕候者御支被成、此方之召仕者仰之通不致とて御听被成候儀、近比御了間違存候間得御意候、右之段御承知ニ御座候ハ、返事ニ者不及候思召御座候、只今御答可被下候、弥助申渡事、

七月十六日穀屋坊納所弥介參り、教覚院方申候者、先達而□□道光寺登山御座候間、本堂・影堂方包札之儀□□御意候得者拙弟小將房登り之朝、

彼是有之礼場方納礼□□致無事ニ相濟候由道光寺被申、乍併勸進所方紙礼□□き出しても差支相成間參候様存候へ共、影堂之包礼御引被成候へハ、此方ニモ互ニ致無事様ニ致度旨申參候時、成程仰之通ニ御座候得共役合ても御座候故後日委細之義ハ御答申上候、

本山先達八月五日登山之御洞呂辻茶屋ニ而□□□□用之御撫物致所持候所ニ、吉野山之御者三人斗無礼□□□之上学頭代より之差因与強盛申被是等妨候ニ付、右之趣御届ケ申上候、右ニ付子細有之事哉与六角四人参り候而、洞呂辻方此上往来無礼不致候様ニけいこ出申候様ハ先例も無之間得出不申候、并右之趣御届ニ御座候得共、けいこ出申候様ハ先例も無之間得出不申候、并三人斗無礼仕候事ハ此方ニ者子細無之、右無礼仕候事ハ吉野之者ニ御座候は、あの方之義不存候、猶御届ケ御座候而只承り置候間左様思召可被成候、又外ニ六角連光院被申候者、後入道ニ而も山内之者彼是与無礼申候候左様之義も無御座候様頼上候与被申候、成程無礼之義無御座候様申附置候間、後行場へ御出被成候へハ四十三文之役銭詣出被成其寺へ与り案内召運御出□□□□彼は申無礼之人御座候ハ、□□□□成共可被仰聞候旨答置候事、□□□□南之坊納所源六多聞院代ニ而妙覚院へ懸合□□□□者、此度本堂おみて御寄進被成、夫ニ付御届ケ之趣かり込勸化所小者一屋一方之御心指ニ而御寄進有之様所ニ、本堂ニ樓中方之御寄進礼御打被成候義ハ、御心得進之取斗□□□□御意候、此内ニ段ニ懸合事六ヶ數御座候所ニ妙覚院被申□□□□樓中方之義御届申上申候間、本堂樓中礼ハ引セ、□□□□も此度之儀古例ニ可致所存ニ者無御座、此旨多聞院へも申入置由被申候□□□□者左様ニ思召被成下候事ニ御座候へハ下山、多聞院へ右之様子書面ニ御認被成御遣可被下候、妙覚院被申候者、拙も此間ニ下山仕所存ニ御座候、若得下り不申候得者書面ニ而申入置候間左様ニ南坊へ申置被成候由被申候事、

山上東南院燈籠之事

一、御安康珍重奉存候、然者東南院燈籠一件連藏院ニ思召之趣及掛合候処、火袋ニ而も又ハ屋祢仕替之儀甚大造ニ候由被申候、先達而付字致候処離候得共離候得者、乍此上離シ次第為付候様いた□□□□然候様被申候、今度又先達而付候□□□□山上東南院預り申候文字赤金ニ而付候間、可然□□□□與と□□□□御座候者、此段得御意候間思召之程承知奉存候間、否貴答待入申候、右申上度早ニ如此御座候、早ニ以上、

役者福島院

四月四日

一和尙南之坊様

四月七日夜

一、□□□□御戸開候節、洞□□□□之者共一同ニ徒党致組障子を破り、内陣役行者尊師之前護ノ權之上方、是方ハ洞川村之者共勝手次第ニ御座候□□□□と呼ニけり、夫故一同土足ニ而役行者尊之内佛御戸帳之内押入込、散物ハ不及申我候致シ諸參詣人も一向不寄付狼藉いたし、諸国之參詣人直ニ役行者尊を拜し不申帰り仕候仁等數多有之候事、

一、強氣いたし候事ハ、行者尊戸帳前ニ有之候八大童子式鉢守物并御手打をり、藏王權現前立ニ有之候釈迦如来御座候所、其御くし御手杯皆ニ打織り有之候、權現前之三林之高燈籠有之候所打□□□□、其外燈籠數多損し御座候□□□□り強氣□□□□申候事、

□□□□八日早朝ニ下山申達候、山上導師申

下山御役者

一吉野山方飛札登來之事

一、御飛札致拜見候、然者今晚御戸開之節洞川村者共一向徒党いたし、内陣行者尊之内佛土足ニ而入込強氣□□□□、諸參詣人も一向不寄付候等之狼藉之趣委細被□□□□致承知候、右一件其候ニ而打捨かたく事ニ御座候間□□□□南都

奉行所江出訴いたし候敷、寺社御奉行所江出訴いたし候敷□□□何れ共取斗可申儀ニ御座候間、左之趣其容被仰聞可被下候、猶此飛脚之者江も委細申聞差登し申候間御承知可被下候、

一、土足ニ而入込候者内佛と被仰聞候者護戸江覆有之所ニ御座候哉、又者内陣之儀ニ而御戸帳之内江土足ニ而入込候事ニ御座候哉之事、

一、強氣いたし候と申儀者如何強氣仕候事哉、右狼藉相働候訳一と委細御書取被成御越可被下候、

一、本堂者御戸開之假ニ而打捨有之、洞川村先者斗入込罷在□□者今晚□□□斗ニ候哉、御戸開相濟候後者皆々□□而洞川村江掃村いたし候哉、此段別

而委細被仰聞可被下候、□□藉相働候洞川村者共之而軀雜与申儀大軀相

知可申候間、□□人有之候共名前不残御申越し可被成候、

右之趣委細相知し不申候而者何れも難致取斗候間、委ク被仰聞可被下候、右之外ニも公儀江申立ニ相成候事御座候へハ是又委□□被仰聞候、取紛及龜答候間其段御□□可被下候、以上、

四月八日七ツ時

運藏院

福島院

持明院

南之坊

快□□

野院共義も追而明日出立上京いたし候故、殊之外取紛罷在候間、本文狼藉之様尔今本堂江入込罷在候而故障いたし罷在候得者、野院共之外之衆中南都江出訴可申候、今晚切ニ而皆々掃村申候得ハ京都相濟掃山之者願候敷、届之上在府惣惣代衆江申下シ、惣代中方寺社御奉行所江御願可申哉、在山衆者在山衆ニ而衆評可有之、出京之ものハ京都ニ而示談可申候、左様思召被下候、

一、出入一件も江戸□□内濟掛合有之候得共又々為破□□□□□□出来候、

此段乍申進候、以上、

□□者吉野山江飛脚江至来ニ付戸開次第書付ニ而ハ□□しかたく故ニ和高代ニ高尾猪兵衛指下シ申候事、

御戸開損し候もの事

一、行者権現間之組戸ををし破り入込

一、権現前立江訳迎をしやふり入込

□□長日供養法大極土足ニ而ふみくたき

□□御台

□□林高燈籠土足ニ而ふみくたき

一、役行者兩脇□□子式軀手守物打損し

一、同 御戸□□之中へ土足ニ而入込凡廿人斗

一、役行者者兩脇後鬼水廟打下し

一、同 兩脇之燈籠打碎

一、堂内へ松明木軀斗火燈し

右之加條之通猪兵衛へ申含指下シ候事九日也、

〔史料4〕 藏王堂年中行事荒増取捌記 (抄)

藏王堂年中行事荒増

入寺代取捌

執行代取捌 記

藏王堂年中行事覚

正月元朝方三日開帳、

但元朝者一日致開帳二月三日ハ晝迄、晝後致閉帳候事、

第四函39号

同七日朝暫致開帳、

但真言檀^ニ而満堂方法事後、其俣寺僧方も法事在之候事、

同八日 重衣

但出仕鐘^ニ老番七ツ時、式番七ツ半、式番鐘より惣出仕、尤一闕座之前
ニ火鉢出之、三尊^ニ蠟燭相立百燈ともし、台方^ニ二闕入堂、前三尊致開
帳置可申候、

満堂方出席之時、三番鐘三ツ突候事、満堂方法事相済、台方導師登礼
盤候而、即出生老喜心在ト云文^ニ而満堂方立座、夫方施主帳台方上座
より三人目程^ニ差出置、且台方法事之内^ニ鐘と云時、菩提之鐘三ツ道心
ニ為突候事、但九月十日も同断

同九日 重衣

但老番鐘七ツ半、式番暮六時、三尊開帳并蠟燭百燈ともし候事、八日
同様、

同十日 重衣

満堂方出席之時、三番鐘為突候、台方法事相済為致開帳候事、
但九ツ時老番鐘、式番八ツ時、其外前日之通り、台方導師下礼相済為
致開帳候事、且又八日九日十日蠟燭三十ツ、二闕・三闕・四闕方出
之并鬼形人老入ツ、明松老丁ツ、出之、

一、右三日共真言方導師登礼盤、一切恭敬一段、終而ケイ打之、下礼見合下
座与り立座行道手手眼一反已上二遍回三遍目^ニ願以至功德終、導師登礼
盤下座、^ニ付南無沙婆世界与り唱終而先達灑水三尊、終而鬼形三度繞道
相済導師下礼、次^ニ台方導師登礼盤、

同八日 勝手座 素絹

同九日 子守座 素絹

但右両座とも呼使無之、

同十一日 重衣

但三尊へ蠟燭相立、法事相済、二闕所へ参り台事経営在之、尤右法事中
三尊とも致開帳、猶台方法事相済致開帳候事、

同十九日 素絹

但両流立会法事之内三尊共致開帳候事、尤常とハ格別也、

同廿一日 素絹

但朔日之法事相勤候事、

同廿三日 重衣

但冬行先達重衣着用^ニ而本堂へ出仕、老番鐘^ニ而出仕、式番鐘方台方法事
始、此方も東之方高座^ニ致着座候、尤高座^ニ登り候節、本尊へ肩を少しさ
け一礼をなし候、着座いたし、台方と目礼者互^ニ相合いたし、猶又法事
相済下座之節も互^ニ目礼有之、尤満堂方登高座いたし、台方法事之内仁
王経誦いたし候事、但式番鐘より法事初り候節、中尊斗致開帳候事、
右法事之内帽子裏頭いたし居草履相用候事、当日出仕之鐘金屋突之也、

同廿八日 素絹

但月並千卷心経相勤候事、

二月朔日 重衣

但正頭坊本堂へ出仕之義五^ニ口方開合出仕いたし候、両頭坊方献備物
入寺代請取之相済、三尊とも開帳いたし蠟燭三丁立之、両派出席相揃、
満堂方より式入ツ、花供正頭坊へ挨拶いたし、次^ニ上座へ同断、次^ニ下座
へ同断、右挨拶相済本座へ帰り、夫方台方右之通り挨拶^ニ満堂方へ参り、
又此方より式人前段之通いたし、又寺僧方同断、右之通互^ニ式三度相
済、次^ニ法事終り餅まき相済致開帳候事、

同日 重衣

但老番鐘

式番鐘方出仕、百燈、幡燭相附、三尊共致開帳、満堂方出席之節三番鐘三ツ台方之事之内鐘と云時三ツ為突候、

同廿一日 月並朔日千奉心経当日相勤候事

三月十一日

重衣

但錫杖衆八ツ時老番鐘、式番鐘方出仕、八ツ時式番鐘方中尊致開帳、三番鐘ニ而寺僧方之法律、初式遍正面ニ至り候へ者、幡燭三丁ともし、寺僧方正面へ三度目ニ満堂方出席いたし候事、

同日

素絹

但月并之法律者廿日ニ相勤候事、

四月朔日

同断

但月并之早朝相済次第山上三導師執行代、上旬正面之三句御影堂番等子守かふちへとふりかきに参り候事、

同日

素絹

但九ツ過出仕、中尊致開帳中曲三昧相勤、法律相済行者講ニ参り候事、

五月十一日 素絹

但月并之法律相勤済、冬行先達台方注連掛之寺院へ、尤寺僧方と同道ニ而頭坊へ参り候事、

○ 八大童子

○ 金剛藏王

但竹串数口二本間有之

○ 子守卅八社

時者老本相増候由

御注連花籠、兼日右之通り調置致持參、

同廿六日

素絹

但鐵法注連掛、右同断、

六月九日

素絹

但八ツ時理趣三昧中尊致開帳候事、

同十日

素絹

但早朝花之露と号し理趣三昧相勤、法律相済、勝手明神へ参詣いたし候事、

七月十四日

素絹

但早朝出仕、中尊致開帳、理趣三昧相勤、法律相済、勝手迄参詣いたし候事、

九月十九日

二膳所を餅、中尊へ献備在之、七ツ時頃両社之神輿御入之節右初物相下ケ日早朝ニ水引相用丸餅三ツ宛半紙ニ包衆中人数程等之分へ道心ニ為持遣し候事、尤右十九日御輿御迎、中飯後重衣着用ニ而竹林院迄参り、五条袈裟者本堂へ為持遣し置、竹林院ニ而青甲之白袈裟をかぶり神輿之御供いたし佐抛明神之前ニ而勝手之神輿待合、是る西がわ満堂方、東かわ寺僧方と立分、両社御供候事、

十二月節分大晦日

素絹

但右両夜とも導師七条着用、大晦日之夜修正行衆あか迄婦り候付、三尊ともニ致開帳、行衆後夜勤之節不動尊三札之時、楷尾村へ火を遣し鐘と同時に火出、何も皆一時ニ相成候様心懸可申候事、且また元日七ツ時入寺代之内参り候而權現献備もの配分有之、中尊并西ニ林分小餅修正中老入前ニ拾五宛取、又八日九日十日鬼神ニ相成り候人へ拾五ツ、三人分とり、残り衆中へ致配分、東三尊分へ修正先達へ不残遣し、役行者分へ五膳へ不残遣し候事、当日閉帳暮方也、

(後略)

〔史料5〕 金峰山寺治基略誌〔版〕

四函102号

○原文ニハ文字ノ傍ヲニ多ク○、ヲ打チテアリ、胡刻上ハ、○ノ箇所ハ、ツ、ハノ箇所ニハ、○ヲ引キテ表現ス、

○本史料本文中(ハ)ハ、スベテ原史料ニ存スルモノナリ、

〔金峰山寺治基略誌〕

金峰山寺ノ起源沿革

抑々金峯山寺ト曰、奈良県吉野郡吉野山及比叺郡大峰山ヲ總稱スル修験宗ノ唯一本山ニシテ、今ヲ距ル一千二百二十八年前、天武天皇ノ御宇白鳳三年、世人未ダ安心ヲ得ル者ナク、強悪ニシテ化シ難キ衆生ノミ天下ニ滿ツ、行者帳子之レガ濟度ノ大願ヲ起シ、不食不飢ノ仙法ヲ學ビ、纒力ニ草菓樹皮ヲ以テ飢ヲ醫シ、無人絶境ノ淨域ヲ撰ビ、高岳奇峰全國到ルヲ止錫シテ苦修シタルモ、僧ヲ無願ノ蓋境ニ達者セザリシニ、偶々大峰山ニ登リ其瀟灑屈窈ノ靈地タルヲ發見シ、吉野山麓ヲ一ノ行場ト定メ、權化ノ垂跡佛影ノ降臨神ノ影向等ノ遺跡ニ寶シ、吉野山ヨリ紀州熊野ニ至ル大峰山脈七十五峰ニ(藤トハ曲折ニシテ七十五岳ト云ガ如シ)回峰抖擻三昧ニ入り、苦修練行ノ被大峰山頂行場ニ於テ始メテ悉地成就ヲ得、藏王權現ヲ感得ス、現今大峰山上並ニ吉野山ニ安置スル金峰山寺ノ本尊ハ即チ是レナリ、

金峰山寺秘傳抄天武天皇ノ御宇白鳳年中、開一金峰山而勤求佛道折末代相応佛尊瀟灑降魔尊、于時積尊忽然現前示護法相、次千手眼大悲尊、次弥勒大慈尊自然現行、行者云、柔和相貌未代剛強難化衆生所不応也、願現降魔尊、其時石玉振動從磐石中、金剛藏王青黒念怒忽然涌出、即住磐上、于時行者大歡喜敬重奉崇云々、

行者既ニ悉地成就ス、乃チ感得ノ藏王權現ヲ木ニ模シ、一ノ小堂(山上本堂ノ起源ヲ權現涌出ノ岩上ニ建テ、之レヲ安置シ、(後世之レヲ稱シテ涌出岳ト名ヅク、今ノ山上本堂内陣是レナリ)以テ難化衆生ノ濟度ニ從フ、而シテ吉野山ヨリ熊野ニ至ル七十五峰ヲ以テ行場トシ、吉野山ヲ以テ常行者ノ行所トセリ、

五ノ從期ニ角栗・角仁ノ二人アリ、夙ニ行者ニ從テ其衣鉢ヲ受ク、行者没後、二人ハ行者即チ優婆塞小角ヲ開祖トシ、開祖ノ感見佛ナリ藏王權現ヲ本尊トシ、行者自刻ノ像ヲ脇土トシテ一ノ法義ヲ立テ、或ハ吉野或ハ大峰、常ニ抖擻三昧ニ入りテ、以テ

法義ヲ弘通シ、法行ヲ繼承シ、男ハ優婆塞戒ヲ、女ハ優婆夷戒ヲ授カリ、法義ト共ニ血統相承ス、

降テ天平年間、行基菩薩 聖武天皇ノ勅ヲ奉シテ大峰山上ニ勅筆ノ經卷並ニ光明皇后御親筆ノ經卷ヲ埋藏スルヤ、(此經箱ハ先年阿山架塚ノ際出現シテ金峰山寺ニ藏セリ)此時山上本堂ノ大破ヲ修繕スルノ故アリ、大峰山ノ深山ニ所在シテ冬季ノ如キ積雪大余ニ及ビテ容易ニ登攀スル能ハザルト共アリ、(開扉四月八日、閉扉九月七日)三寶スル者及ビ老幼婦女ノ為メニ、山上堂ニ模擬シテ吉野山ニ一宇ノ堂ヲ建テ、更ニ藏王權現ヲ安置シ、(現今ノ金峰山寺山下本堂ナリ)併セテ里坊ヲ建テ、角栗・角仁ノ子孫等ヲシテ之レニ居ラシメ、茲ニ始メテ本堂輔山金峰山寺ノ号ヲ稱シ山上本堂出仕山下本堂出仕各交代シテ勤行ス、當時美ニ山上ニ三十六坊舎、吉野山二百二十坊舎ヲ有ス、盛ナリト謂フベシ、然ルニ天文三年事アリテ、山上卅六箇ノ坊舎ヲ燒失シ、後チ更ニ六坊ヲ建テ、今ノ六坊是レナリ、

後水尾天皇御宇元和二年、金峯山寺塔中小松院住職木食上人、山上藏王堂ノ朽敗セルヲ嘆キ、天朝ニ奉願シ勅許ヲ得、諸國ニ勸進ヲ勸リテ大修繕ヲ為ス、勅ニ曰ク、大峰山上藏王堂舍破壊之由候、專佛法紹降魔再興之功、尤可為神妙者也者、依天氣軌達如件、

元和二年九月十四日

左少弁 花押

大峰木食映元上人御別

後元祿四年、更ニ十方信施ノ淨財ヲ以テ輔建ス、現今ノ堂宇ハ即チ是レナリ、而シテ山下本堂モ天平中行基菩薩ガ建立シテ以來回祿ニ罹ルコト一回ニシテ、(文享三年中二落堂出別入道、又タ南朝正平四年中高師泰吉野山ヲ改メシ時)現今ノ堂宇ハ天平年中修葺セシ処ノモノナリ、

明治七年、神佛判別ノ事アリ、金峰山寺ヲ廢シテ金峰神社ト改稱サレ、從テ山上本堂ヲ金峯神社ト高ノ宮、山下本堂ヲ岡口ノ宮ト稱シ、一山僧侶亦タ同時ニ復歸シテ神職圖宣トナリ、(從來安置ノ佛像ハ他ニ移置スルノ止ムヲ得ザルニ至リ、行者ノ尊像並ニ諸佛林ハ別ニ堂ヲ建テ、之レヲ安置セシガ、同十九年ニ至リ更ニ復旧ノ命アリ、金峰神社ハ再び金峰山寺ニ復名シ、從行者尊並ニ諸佛林木田堂ニ復シ以テ今日ニ至レリ、

金峯山寺法義

金峰山寺ノ法義ハ、角栗・角仁ノ二人、開祖行者尊ヨリ直伝シテ之レヲ後繼ニ伝ヒ、治興ノ久シキ迄モ他宗ヨリ侵略セラレシコトナク、其間有驗ノ高徳輩出シ、我が國條宗最先唯此一ノ大高僧トシテ法灯常ニ各派流トシニ林樞タリ、是ヲ以テ法傳・弘法ニ大師及ビ宗最先唯此一ノ大高僧等雖ヲ接シテ登山セシモ、単ニ開祖行者ノ遺徳ヲ仰キ其芳蹤ヲ

探クルニ過ギズシテ、伝教大師ガ天台宗ヲ開キ弘法大師ガ真言宗ヲ開クニ中リテモ、之レガ為ニ毫モ法義ニ影響スル処アルヲ見ズ、其宗意及ヒ安心等ハ依然トシテ旧ノ儘タリ、則チ金峰山寺ノ宗義ハ金峯山寺唯^一ノ宗義トシテ各宗ノ上ニ立チ、幾多修験派ノ總帥スル所トナリ、以テ藤田・豊臣二氏ノ代ニ至リ、然ルニ徳川氏ノ天下ヲ統一スルヤ、其政略トシテ天台僧正ヲ金峯山寺ノ管領トシ、且ツ尙スルニ天台・真言ノ兼学ヲ以テテ、是ニ於テ天台ノ師僧ヲ聘シテ顯教ヲ學ビ、真言ノ師僧ニ依テ密教ヲ行フ、其結果顯教ノ学侶ハ天台二傾キ、密教ノ学侶ハ真言二傾キ、遂ニ二学派ノ競争トナリ、知ラズ識ラズノ間一山内ニ兩派生ジタルハ、恰カモ高野山ニ學侶方・行人方・非事東方ノ三派アルガ如ク、顯教派ヲ僧伽(天台ト稱シ)、密教派ヲ滿堂(真言ト稱シ)トシテ別異タリ、畢克寺僧滿堂ノ兩派ハ單ニ塔中寺院間ニ於ケル学派ノ争ヒニシテ、其本然ノ宗義ハ共ニ与ニ儼然トシテ把持サレ、而シテ其山下本堂・山上本堂ニ兩々交代シテ勤務セシハ、明治維新ノ際ニ至ルマデ留テ變易セシコトナキナリ、後手修験宗ヲ廢サレ、天台・真言ノ二宗ニ屬シテ修験道ナル者アルノミナレドモ、其美德ニ於テハ依然タリ、之レヲ總アルニ役行者ハ我が国ニ於テ未ダ留テ傳教ノ宗派ナルモノナキニ當リ、雖行苦行ノ結果、修行宗ノ法義所謂日本固有ノ傳教ヲ屬ラキ、而シテ金峯山寺ハ行者ヲ開祖トシ、其開祖シテ法義ヲ祖述シ、修験道最先唯一ノ大本山トシテ各派ノ上ニ超立セシモノニシテ、彼ノ羽黒派・月山派ト云ヒ、当山派ト云ヒ、若クハ其他ノ各派ノ如キ、悉ク役行者ノ流末ヲ汲ミテ、出生シタルモノナラザルナク、唯々其開基大徳ガ成ヒハ真言或ヒハ天台ノ人タルニ由テ、其系統ヲ異ニスルノミ、蓋シ聖護院・三寶院ノ両者ハ真言ハ入華修行トシテ登山セシモノ、畢竟其派末ヲ汲ミシガ為メナリ、

一、後龜山院御願

於新佛千手眼觀音室前、長日可修一座之供養法、是依為多年之觀願、可為永代不欠之勤功之由、所被定置也、早奉行万年之定算一統之聖運殊可抽懇誠者、天氣依如此、悉之、以狀、

元中四年六月十八日

藏王堂衆徒等中

左中弁花押

一、同上

山上定講師為當院相伝之地上者、可令管領者、天氣如此、悉之、以狀、
元中七年九月廿九日
左權中侍 判

吉水尊寿丸殿

定講師ハ學頭ト云ニ同シ、天台僧正管領ニ任セラル、マデ、吉水院代々其職ヲ襲ヘリ、

一、後水尾院御願

全文金峯山寺ノ起源沿革ノ項中ニ掲グルガ如シ、
山上本堂ハ是レ全ク吉野山ニ於テ再興シタル、其表証ナリ、

一、大開秀吉公朱印

藏王領

一、八百五十三石九斗

一、百五十九石三斗

合千十三石二斗

和州吉野山 小路

今度新儀合寄附之訖、此内五百石藏王造宮領、五百石ハ寺僧万灯全守納之、

勤行不可懈怠候也、

文祿四年九月廿一日

吉野山金峯山寺寺僧中

一、同上添状

當寺領之事、吉野山並小路都合千十三石二斗、今度以御檢地之上、被成御寄附候、

被任御朱印之旨、全可有寺納候、草々謹言、

九月廿一日

吉野山金峰山寺

藏王修理領

一、五百石 (此間諸口配当略ス)

山下之事

一、五石 堂司法印

一、五石 山上二和尚

一、五石 山上二和尚

一、五石 山上三和尚

(中間略ス)

一、五石 山上御影堂法印

都合千十三石

文錄四年十一月朔日

金峯山勸修

右衛門尉長盛 印

一、大猷院殿朱印

國軸山金峯山寺藏王權現額大和國吉野郡吉野山八百五十三石九斗、同郡小路村百五十九石三斗、藏王千十三石二斗事、

任先規者附之、此内修理料二百十三石二斗、学頭領三百石、寺僧・滿堂配當領五十石、宛行之訖、全可取納之并境内山林竹木諸役等免許、如有來水不可有相違者、守此旨佛法紹隆亦無怠慢、可抽天下安恭精誠之狀如件、

慶安元年七月十七日

金峯山寺御条目ノ写

一、大和國軸山金峯山寺寺僧・滿堂淨論遂穿鑿申渡覽

一、双方年中行事、令吟味証文等相改之処、寺僧書上候内、

五月九日法事之時滿堂方出仕、

六月七日御影供会理趣経談誦、

滿堂書上候内、

四月朔日中曲三昧、

五月廿三日曼茶羅供、

滿堂ニ毛蓮宮勸之儀、

同式ヲ談候儀、

此六ヶ条ハ、滿堂申廻分明候、寺僧不可諍之、相殘条數者寺僧申分、情二開工理運タルノ間、滿堂不及異論、立合ノ法事ニ至ルマデ如有來可致執行之、雖然先年滿堂

毛蓮徒二極之上ハ、今以不可有相違、弥寺僧・滿堂同等ニ可相心得事、

一、寺僧・滿堂双方共ニ新規之勸行、令停止之、自今以後不可致新法、但東照宮・台

德院殿・大猷院御法事ハ可為各別事、

一、行者堂御戸數錢之儀、如古來夏一宿御滿堂ヨリ相勤之、四月八日ヨリ九月九日迄

ノ散錢宿御ハ滿堂取之、六月六日一日半分ハ夏一方ハ可遣之、此外滿堂ヨリノ礼物

並五節供之勤等止之、夏一無異議滿堂方ニ可在宿事、

一、諸堂修理之儀、修理料二百石余之上ニ、本高之内今度檢地出高之物成四分一新加

有之条、寺僧・滿堂立合以相對納置之、山上・山下共ニ不残可修理之、収來役錢之

分ハ御供灯明料ニ用之、致私間敷事、

一、殿屋之儀、先年寺僧方支配相極之間、亦可為其通事、

一、執行之儀、先規之通寺僧ヨリ雇之滿堂可勤之、但相定役錢之外私之得用有之間敷

事、

一、山上・山下諸堂持分可為如前々互充得之儀、向後不可致之、但今迄充得仕候分、以相對買返之儀ハ可為各別事、

一、山下本堂開張之儀、寺僧方法事之時モ滿堂不及異議可令開帳、寺僧方ヨリ開帳錢

ヲ取來之由、滿堂難申之、向後停止之時、

一、金峰山寺ノ儀、為日光御門跡御支配之間、寺僧・滿堂・社僧・神主・祢首等ニ至

ルマデ可受字頭之返還、並吉野郡御代官申付儀、違背仕間敷事、

右条々堅可守此旨、若於相背者、隨科之輕重可及沙汰、依違下知於双方者也、

寛文十一年十二月四日 長門印

伊賀印

山城印

内膳印

但馬印

大和印

美濃印

滿堂中

寺僧中

(以上ノ外、条目並二旧記制札等數多アルモ、煩ヲ避ケテ之レヲ略ス)

大峰金峰山ト申者、山下吉野山ヲ最初ト仕、熊野方ヘ向吉野郡中ニ相亘リ、七十五里

トモ七十五里ト申大場長途ニ付、自然ニ大峯ト呼皆ヒ候得共、其美名ハ金峰山ト申

候、且又大峯山ハ藏王權現出現ノ所、和國無双ノ靈山ニテ因々ノ為軸故、又國軸山共

申事古書ノ旨御座候テ、金峯山モ國軸山モ一山ニ名ニ御座候、依之吉野山ヨリ山上迄

者、其山名ヲ以テ國軸山金峰山ト申、古ヨリノ名称御座候テ、一名ヲ以テ申候ハ、

金峯山金峯山寺ト申候テ訪無御座候、

大峯山ハ全ク金峯山寺ノ所領ニ属ス

一、山上境界査定等ニ付、金峯山寺之レニ干スル事、

一、延宝年中旧記アリ、略之)

一、明和元年山上所領二間スル同様ノコトアリシ際、洞川村ヨリ謝状ヲ入ル、即チ左

ノ如シ、

古例之義モ不存不届仕候段奉調候一札、

一、御導師中御支配所鐘掛行場之所、先大雨ニテ岸道崩候処、道筋役所ヨリ道御

作被成候ニ付、先格ヲ以テ材木御切被成候所、古例モ不存差留、剩ヘ御断モ不申上、

崩口番木屋ヨリ造遊り掛々候所御尤メ被遊候段、御尤ニ奉存候、右重々不届仕候所、段々以奉詔御了簡被爲成下候趣、雖有仕合奉存候、此後造遊リ二付、材木先例之通り御切被遊候共、我等少モ申分無御座候、此上如何候ハハ、御一人二和尚様ニ急度御届申上、其上思召ヲ以取斗可仕候、此上不届仕候ハ、如何様共可被爲仰付候、右々条之趣奉詔候、為後日之詔リ証文一札如件、

明和元年申七月七日

洞龍川村番木屋代中ノ町
上西惣助 判

山上御役人

竹林院二和尚様

一、吉野山ヨリ大峰山上ニ至ル道列、造遊ハ吉野山ニ於テ之レヲ爲シ来リシ事、

(古来々々ノ帳簿アリ)、

一、山上所願二開スル粉糺裁許ノ事、

天明二年八月、山上鐘懸ニ在ル道列小屋倒壊セシ時、洞川村ハ自己ノ借地ヲ主張シ、聖護院・三寶院之レニ与シテ、金峰山寺ノ之レニ係ハルコトヲ差留ムルニ當リ、寺社奉行ハ高院ノ差留ハ御下知状ニ違背ス云々ノ裁許ヲ爲セリ、

唐練芝居差留ノ事、

一、文政四年、大阪ニ於テ大峰山行場等ヲ唐練芝居ニ取組ミ興行セシ時、金峯山寺等僧宮藏院・満堂心善院之レヲ奈良・大阪兩奉行二訴エテ差留ム、

一、吉野一之坂ヨリ熊野音無川迄ヲ七十五躰ト稱シ、一ノ坂ヨリ大峰山上軒宿迄金峯山寺住僧之レヲ支配セシ事、

一、吉野川岸御之宿一之坂ヨリ熊野音無川マデ七十五躰ト申候、右一之坂ヨリ大峰山上軒宿迄、往古ヨリ凡二十里程奥秩瀨嶽辺両部分ケト申込ハ当山方、捌部分ケヨリ熊野迄凡三十里斗本山方捌二テ御座候、

一、本山当山之先達申立、峯中御門主御支配ト申候事、小笹ヨリ熊野迄ノ事ハ格別、大峯山上ハ往古ヨリ兩御門主御支配ニテハ無御座候、

一、金峰山寺日光御門跡御支配ト申候者、吉野山中略一之坂ヨリ大峰山上軒宿迄藏王権現ニ附、地面者往古ヨリ金峰山寺持ニテ吉野山ニ支配仕束候、

一、大峯山上本堂ハ吉野山ニテ造営シタル其実証

一、大峯山上香火ノ発所、其他ノ建物及ヒ行路ノ茶屋等ノ諸建物ハ悉皆金峰山寺ノ所有タル事、

一、文久二年、寛政十一年、文化二年等ノ旧記確認アリ、略之、

一、元和年中、吉野山小松院住職木食快元上人再興セラレタル確証

(再興縁起四卷アリ、茲二略ス)、

一、大永年中、大峰山上再興修繕ヲ吉野山ニテ爲シタリ、

(足利義輝公御黒印ノ勅准帳アリ、茲二略ス)、

一、貞享年中、大峯山上藏王堂總テ吉野山ニテ修繕セラレタリ、

(中井主水正真判ノ差因書アリ、茲二略ス)、

一、元禄年中、亦タ吉野山ニテ大修繕ヲ加ヒタリ、

(左ニ其様札ヲ掲ゲ、書類ハ茲二略ス)、

元禄四未七月一日

奉造替大峯山上藏王堂並役行者堂、合法久住天下太平万民豊饒、敬白、

大願主山門本院探題並吉野山学頭十願王院権僧正義道、

夏一

真珠院法印円秀

蓮藏院法印孟海

円觀院法印賢海

板本坊法印隆賢

一和尚

二和尚

三和尚

竹林院法印心城

南之坊法印栄通

奉行

奉行

奉行

奉行

奉行

奉行

奉行

奉行

奉行

奉行

奉行

奉行

奉行

奉行

奉行

奉行

奉行

奉行

一、山上本堂ハ金峯山寺專修道場ノ事、
於山上本堂吉野山ノ僧天下泰平ノ御祈禱勤修仕候ハ、四月八日ヨリ九月七日迄
百五十日ノ間、毎日護摩供修之、其外行事、古法ノ通り相勤申候事、
二、山上本堂銘前預リニ關シテ粉蠟調停ノ件、
安政三年ヨリ同六年ニ至ル間、山上本堂ノ銘前預リニ關シ、大坂・堺ノ信住間
ニ紛議アリシニ當リ、滿堂惣代・多聞院・持明院寺僧惣代・知足院・蓮藏院等之
レヲ調停ス、

山下ヨリ山上ニ至金峯山寺通称ノ証

一、三所ノ藏王権現ノ事、
一、金峯山寺三所ノ藏王ト申ハ、山上藏王・安押ノ藏王・山下ノ藏王ト山内三所
ニ御座候、日光山ニタトヘ候ヘ、男林山・中神寺・下ノ社頭ト同様ニテ、大峯
山上ハ寺僧滿堂夏住ノ安居、山下ハ冬住ト二季ニ相分、同派住山ノ場所ニ御座候、
山内ニテ三所藏座ノ儀ハ、相州江ノ島杯ト同様ニ御座候、
一、御代々御朱印ニ藏王権現領ト被仰出、三所権現ニ相且リ候、且亦寛文年中、
御条目ノ表題ニ大和國轉山金峯山寺云々、如期御表題ヲ以被仰付候、御条目始終
ノ中ニ、山上・山下ノ儀、數条被仰出候モ、金峯山寺通称故ニ御座候事、

大峯山上行者尊ノ出開帳ハ車ニ金峯山寺ノ專行ヲ以テ決セシ証

一、元文二年、山上行者尊ノ出開帳ヲ金峯山寺ニテ專行セシ事、
一、吉野山金鳥居ヨリ奥院ヘ五丁、即チ吉野ノ奥院ト申候、
一、奥院ヨリ大峯山上エ五里、此所ニ投行者有之、此修行者ヲ開帳仕度願ニ御座
候、又此所ハ日光御門主御支配ニテ何方ヨリモ御携儀ニテ御座候、廿六ヶ
年以前長年、此所ノ畫宝、則チ吉野奥院ヘ守下開張仕候、其節日光御門主ヘ相伺
剛御奉行所ヘ奉願相請候、外ヘ何方ヘモ御歸志不仕候、且又先年御公儀ヨリ
被成下御書付紙通ニテ、日光御門主御支配ニ給無御座候、依之謂事山上・山下
共吉野山寺頭ヨリ取計、一向他宗ヨリ携無之所ニ御座候、

一、明和八年・文化十年・嘉永三年ノ出開帳モ金峯山寺一ヨリニテ專行セシ事、

(日記アリ、茲ニ略ス)、
寛政二一年、行者尊ノ千百年遠忌モ金峯山寺ニテ專行シ、開帳遠忌等ノ際、大
坂・堺等ニ其建札ヲ為スニ當リテ、金峯山寺役者ヨリ當時ノ各奉行ニ願出セシノ
ミ、毫モ他ニ開係ナシ、是レ皆日記ノ明記スル所、今茲ニ略ス、

大峯山上本堂ハ金峯山寺ノ專有ニシ聖護院三寶院ノ兩派ハ毫
モ關係アラザル証、

一、聖護院・三寶院并二両山先達入峯ノ節、引役銀即チ山役錢ヲ必ズ金峯山寺ニ納

ムル事、

一、兩御門主始兩山先達ヨリ引役銀ト唱ヒ、吉野山ハ銀子相納入峯候事、古法ニ
御座候事、

一、兩山先達ヨリ末々修験ニ至ルマデ吉野山ニテ坊入ト申事相濟、入峯仕候事、
古法ニ御座候事、

一、吉野山ノ外、横道懸入法度ノ掟相背聞數言、本山先達ヨリ正十六年ニ吉野
一山ヘ札出箇候事、

聖護院宮ハ大永四年八月、初メテ入峯セラレ、三寶院門跡ハ寛文八年七月初
メテ入峯セラレ、聖護院ハ引役銀丁銀三百三十目、三寶院ハ丁銀五百五十目
ト定メラル、委細ハ旧記ニ在リ、茲ニ略ス、

一、兩院専用ノ行場ハ、大峯ニ非ズシテ、小笹ト称スル金ケ別異ノ地ニ在シ事、
一、本山当山先達ノ行所ハ、大峯山上ヨリ五丁程奥小笹ニテ御座候、此所ニテ
例年護摩修行有之事ニ御座候事、

一、於小笹兩山先達御祈禱者、当山方ハ五月五日ヨリ九日迄五ヶ日、又七月十五
日ヨリ廿一日迄七ヶ日、本山方ハ八月五日ヨリ十一日迄七ヶ日御祈禱修行ノ事ニ
御座候、

一、兩御門主御入峯ノ節、小笹ニテ碑伝被建候、其文ニ聖護院宮ハ熊野三山檢校
・三井長史・聖護院云々、熊野三山檢校ト申ハ本宮新宮那知ノ事ニテ支配筋ニ付
金峯山寺ニ懸リ合ハ無御座候事、

三寶院御門跡ハ当山修験棟梁醍醐座主云々、当山方ノ修験ノ棟梁ニテ御座候云
々、

一、兩御門主始兩山先達、其外末々ノ修験ニ至ルマデ、吉野山ヨリ懸入、大峯山
上本堂エ參詣、夫ヨリ小笹ニ通リ候事、古法ニ御座候事、

●明治維新ノ大變ハ、其波動到ラサル迄ナク、金峯山寺亦
明治維新ノ大變ハ、其波動到ラサル迄ナク、金峯山寺亦

明治維新ノ大變ハ、其波動到ラサル迄ナク、金峯山寺亦
ナキニアラスト雖モ、法燈尚ホ明ニシテ寺務荒廢ヲ見ルニ至ラス、田ニ依テ山上・山
下ニ出仕シテ、益々勤行難レ敷メツ、アリシニ、明治五年、修験宗ヲ廢シテ天台、真
言ニ宗中ニ帰入スヘキノ令出テ、金峯山寺ハ華ツテ天台宗ニ屬シ、比叡山延曆寺ノ管
領スルニ從フ、而カモ其実態ニ於テハ、依然一個ノ本山タルノ觀ヲ失ハス、然ルニ同
七年、更ニ神佛判別ノ事アリ、奈良県ヨリ金峯山寺ヲ廢シテ金峰神社ト改称スルノ通
達アリ、即チ左ノ如シ、

其山内山上・山下藏王堂ノ義ハ、其称ヲ廢シ、更ニ金峰神社奥ノ宮・口ノ宮ト称

金峯山寺

シ可申事、

但佛像ハ信者ノ望ニ任セ、最寄ノ場処ニ移転不苦候間、願出次第尚可詮議、
一山僧侶者復師三担任七候条、此旨相達候事、

明治七年六月廿四日

奈良県

(以上通達ニ由ルモ、金峯山寺ノ大峯・吉野両山ノ總務タルヲ知ルヘク、尚ホ
七年八月、奈良県社寺掛稻生某カ大峰山調査ノ際、吉野山竹林院住職古沢龍
歌、蓮藏院住職宮城洞源、及ヒ吉野山戸長森下寛平、副戸長山本文藏ノ四名
ノミ立会シタルカ如キ、亦タ以テ大峰山ノ全ク吉野山ノ支配タリシヲ証スヘ
シ、)

是ニ於テ一山僧侶ハ驚駭為ス処ヲ知ラス、其決シテ神社トスヘキニアラサルヲ慮陳ス
ト雖モ、改令既ニ出テ、如何トモスヘカラス、止ムヲ得ス悉ク復師シテ、金峰神社ニ
奉仕スルコト、ナレリ、而シテ諸佛轉ハ別ニ之ヲ移置シ、行者轉ハ吉野・洞川二村民
其筋ノ許可ヲ得、金峯神社接続地タル御花畑ニ別堂ヲ建テ、安置シ、行者整ト稱シテ、
吉野山善福寺・洞川村龍泉寺之ヲ監守ス、

(洞川村並龍泉寺カ役行者ニ關係セシハ之ヲ以テ嫌矢トナス、而シテ山上本堂・
山下本堂出仕僧侶、即チ金峯山寺一山ノ寺院ハ古來死者ヲ取扱ハス、且ツ悉ク復
師シタルヲ以テ、從來誹罪等タリシ善福寺・龍泉寺ヲ以テ、監守トシタルモノナ
リ)

然ルニ大峯山並ニ吉野山カ役行者間基ノ靈場タルハ、昭々タル事跡ニシテ、而シテ藏
王權現ハ畢竟修行者ノ心畫ニ外ナラス、大峯山ト行者尊トハ決シテ離ルヘカラサルモノ
タルヲ以テ、之レカ復旧ヲ請願シ漸ク許可ノ指令ニ接ス、時ニ明治十九年五月十九日
ナリ、然レトモ廢寺ノ久シキ、直チニ旧觀ニ復スル能ハス、為メニ金峯山寺ヲ公稱ス
ルヲ憐カリシト、アリシモ、明治二十二年寺務漸ク整頓スルニ至リ、更ラニ奈良県知事
ニ金峯山寺々々号公稱ノ事ヲ請願シ、同知事ハ主務省ニ指令ヲ仰キタル後手、其願出ニ
及ハサル旨ヲ達セリ、即チ左ノ如シ、

奈良県知事ノ伺書

乾座第一三五号

金峯山寺々々号之儀ニ付伺

管下吉野郡吉野山金峯山寺一山之儀ハ、去明治七年中相廢シ元藏王堂ヲ社殿トシ
口宮ト改称ゼラレ、凡十九年五月中復旧、当時校本坊外ニヶ院及堂、九年山中亦一
院ノ塔頭ヲ再興シ、同十九年復ニ復シ候、就テハ法務上ノ都合ニ依リ、大峯山ノ
總称、則チ金峯山寺ノ称号ヲ復旧致度旨、該塔頭ノ僧侶共ヨリ願出候、右八十八ノ

年五月中復旧ノ節、金峯山寺ノ称号ハ随伴シタルシモノト被存候間、願出御許可
相成度、此段相伺候也、

明治二十二年八月二十日

奈良県知事 子爵稅所篤

内務大臣伯爵 松方正義殿

主務省ノ通達書

奈甲第七十四号

御県下吉野郡金峯山寺ノ称号復旧ノ儀ニ付、今般県座第一三五号ヲ以テ御伺出相
成候処、右ハ去明治十九年五月中藏王堂復旧許可ニ包含ノ件ニ付、別段御伺出
ニ不及筋ト存候、依テ伺書返戻、此段申進候也、

明治二十二年九月六日

内務書記官

奈良県知事子爵 稅所篤殿

越ヘテ廿四年政府ニ於テ全国社寺明細帳ヲ徴スルノ事アリ、金峯山寺ハ之ヲ機トシ、
寺院明細帳トシテ提出ス、蓋シ十九年復旧以後、未タ主務省ニ於ケル社寺明細帳・台
帳ノ變更アリ見ス、幾タヒカ奈良県行ニ向ツテ之レカ更正ヲ追リツ、アリシ時タレハナ
リ、二十九年、修験道大本山タルノ命アリ、寺務益々絶隆ヲ極ムルニ至リシモ、山上
本堂・山下本堂ノ稱呼ニ關シ、法務上支障少ナカラサルモノアルヲ以テ、三タヒ明細
帳訂正ヲ出願セリ、其文面ハ左ノ如シ、

明細帳訂正ノ儀ニ付請願

奈良県吉野郡吉野村大字吉野山

天台宗

金峰山寺

一、山上本堂 修行九間 尾根總綱板敷堂宇

白鳳年間ニ創建シ、昌泰年間再建、其後大破ノ節、後水尾天皇ノ勅ヲ奉シ快元上
人元和二年又再建ス、即チ現今再建ス、即チ堂宇是ナリ、其後元禄十三年・文化十年、再度

修繕ヲナシ、一昨明治二十一年、内障其他破損ノ箇所ヲ修理ス、

一、山下本堂 修行拾五間 屋根杉板敷及拜堂宇

天平年間、行基菩薩山上本堂ニ模擬シテ造立セシモノニシテ、三林藏王ノ大像ハ
山上本堂ヲ模擬シ、聖武天皇ノ勅諭ニヨリ之ヲ山下本堂ノ本尊トス、元弘元年兵

火ニ罹リ、延元年中、新ニ改築ス、今ノ堂宇是ナリ、天平年間大修繕ヲ加フ、

請願ノ目的

一、吉野郡大峰山上所在ノ藏王堂ヲ以テ金峰山寺山上本堂ト為シ、吉野山所在ノ
藏王堂ヲ以テ金峯山寺本堂ト稱シ來リ候処、古來ノ旧記、開創ノ旨趣ニ背クヲ以

明治三十五年九月一日

吉野郡役所

吉野村長米田六太郎殿

追テ別紙取消指令御送附ニ及候条、請書直ニ御廻送相成度申添候也、

奈良県指令一第四〇五号

吉野郡吉野村大字吉野山
天台宗 金峯山寺

明治三十三年六月十九日、指令一第一七九九号、其寺明細帳訂正願二閣スル指令ハ取消ス、

明治三十五年八月二十九日

奈良県知事 寺原長輝

吉野山ト大峯山トカ一山ニシテ二名ナル事、山上藏王堂カ金峯山寺ノ根本堂ニシテ山下藏王堂トニシテ二、ニシテ一ナル事等ハ、別記・田記等ノ明証スル也、明治七年一旦發寺トナリシト雖モ、十九年ノ復旧ハ字異物ノ示ス如ク、金峯山寺ノ總テヲ原狀ニ復セシモノナリ、是レ二十二年九月六日附内務省ノ通達アリシ所以ニシテ、又タ三十三年六月十九日附、奈良県知事ノ明細帳訂正許可指令アリシ所以ナリ、然ルニ今ニ至リ突然取消ノ事アル、頗ル怪訝ニ堪エサル也タルノミナラス、實ニ千古ノ名刹タル金峯山寺ノ消長ニ關スルモナレバ、斷シテ該通達ヲ返却シテ、以テ今日ニ到レリ、是ヨリ前吉野・洞川兩村ノ間ニ、大峯山所屬ノ訴訟起リ結ンテ解ケサルコト、數年明治十八年七月漸ク和解成リ、吉野郡長王置高良立會ノ上、吉野村長前坊常磐・洞川村戸長井岩松及七両村部理代人各五名會見シテ、一ノ契約書ヲ交換ス、同契約書中大峯山上安置スル処ノ佛像ハ兩村ノ共有トス云々ノ条項アリ、而シテ、金峯山寺ハ當時院中ナリ、以テ之ヲ、闍知セザルナリ、因ニ大峯山所屬地争ニ關スル大坂控訴院ノ判決ヲ左ニ掲記シテ、同院カ大峯山上本堂ヲ如何ニ見シカヲ誌サム、

明治十四年第四百七号

宣告書

大坂府大和国吉野郡洞川村
人民惣代同村平民

原告 辻内仲治郎

同府同国同郡吉野山

被告 人民惣代

成道二郎

所屬地妨礙認立ノ控訴、當衙ニ於テ原告被告ノ供述ヲ聽キ証拠書類ヲ閱シ、審理ヲ逐ルル也、本訴ハ原告被告村力争論地ハ何レノ所屬ナルヤヲ判定スルニ在ルモ、被告ノ提供スル証拠書類ノ緊要ナルハ、金峯山寺ノ旧記ナルモ、此ハ是堂宇進退寺領等ノ事ニ係リ、其他僧侶・神官ノ事項等ニシテ、本訴地籍所屬ヲ定ムルノ材料ト為スニ足ラス、又原告カ二号証ハ大峯山上永代支配配云々ノ文詞アルモ、其末文署名ニ至リテハ、稍欸フ処アレハ真正ノモノト認ムルヲ得ス、其第五号証地帳ニアル山上寺山六町四反七畝廿七步云々龍泉寺トアルハ、原告村内龍泉寺ノ現境内除地ト本訴争論ノ除地トヲ合併シタルモノナル旨、原告陳弁スルモノト、論地ト龍泉寺トハ隔絶ノ場処ナリシ、其二除地タルヲ以テ一筆ニシテスルモノトスルモ、現二原告第三号除地面本紙ニ(証拠トシテ提供セシ、謄写圖ニハ何故カ大峯山トアルヲ筆テス)就テ見レバ、大峯山ト記載スル場処モアルニ、該檢地帳ニ筆ニ龍泉寺トミ記載シアレハ、論所ヲ合併シタルナリトハ唯原告ノ口頭ノ陳述ニ止レハ、道モ亦タ信ヲ置キ難シ、到底原告被告力互ニ往昔ヨリ所屬ノ証拠ナリト提出スルモノハ、共ニ俱ニ本訴ノ徵憑トナスニ由ナシ、抑本件論地外心ヤ、旧稱大峯山上藏王堂、權現堂ノ數地ニシテ、其堂宇等ハ金峯山寺ノ進退ナリシニ依リ、自カラ地所モ其差配ノ姿ナリシモ、維新後境内地ヲ除クノ外ハ地上地トナリ、尋テ該堂ハ金峯神社與ノ宮ト改称セラレタルモノニシテ、其地管ノ如キハ、大峯山ト稱スル唯一ノ靈場ナルモ、所屬ノ名称ニ至リテハ、古來曾テ判然確定シタル証拠ノ認ムヘキナシ、

右ノ事實ナルヲ以テ、本訴論地ノ所屬ハ、裁判權ヲ以テ定ムル限ニ非ラス、行政ノ処分ニ屬スヘキモノトス、

但、本案訴訟入費ハ原告被告各自弁タルヘシ、

大坂控訴裁判所

主任判事 三村親始

判事 一宮宗忠

書記 山根真吉郎

●金峯山寺ト洞川村並龍泉寺トノ關係

(明治維新前ニ於ケル)

役行者ガ難化衆生濟度ノ大願ヲ起シ、吉野山麓ヲ一ノ行場トナシテ、大峯山脈七十五靡ノ科撒ニ味ニ入り其上ノ靈域ニ悉地ヲ得テ、衆生濟度ノ第一初願ニ起ツヤ、直チニ吉野山ニ下リ、之レヲ第一行坊トシ、徒第ヲシテ回峰行ヲ為サシメシハ旧記ノ明チニ示ス処ニシテ、此行ヤ宮ヲ途ニ洞川ニヨリテナリ、否ヤ由心ノ要ナキハミナリ、

〔史料6〕 峯中山林下戻申請書(版)(抄)

四圍101号

○本史料本文中(一)ハ、スベテ原文中ニ見エルモノナリ。
 〔明治〕三十五年七月

峯中山林下戻申請書

吉野郡

〔明治〕二十四年十一月

請願書

請願書

○中略

一、山林反別五反八畝歩

但シ此一筆ハ委任状ヲ交附セザル為メ申請ヲ取消サレ下戻シノ許可ナラズ、

右山林タルヤ確乎不拔ノ証憑アリテ、前願ノ如ク各自所有アリシニ、因ラザリキ明治

十九年一月中大阪府へ地券証引揚ゲラレシ儘下附ナキニ付、各持主ノ被害少々ナラズ、

困難ノ餘リ難然止ニ依リ、明知事閣下ニ請願シ以テ速カニ該地ヲ各持主へ下戻セラレ

ンコトヲ望ム、請其手續及理由ヲ左ニ開陳セン、

抑々該山地ノ義ハ古來吾ガ各村々ノ共有地ニシテ、則チ延宝七年檢地之際惣村分ト記

載セラレタル中ニ包含シ年々賃租ヲ納メ、其支配ハ素ヨリ各村ニ風シ進退自由ノ權アリ

リシモノナリシガ、慶長三戌年七月聖護院宮二品興意親王殿下初メテ公武御祈禱ノ為

メ大峯山上ニ入ラセラレ、大護摩修行天下ノ大祈禱大道場ト為シ給ヒシヨリ代々入峯

アリ、続イテ寛文年中三宝院門跡高賢殿モ亦入峯アリ、同院ニ於テモ門主代々入峯セ

ラレ其後毎歲兩院ノ代參缺タコトナク実ニ大峯山上ハ靈山ナリトテ諸人信仰ノ盛シナ

ル地トハナリタルナリ、故ニ該山地ノ如キハ大峯山上參詣ノ道筋ニ当ルニ依リ、靈山

信仰ノ為メ道筋凡四五間通リハ村民自ラ並樹ト唱ヘ樹木ヲ存在セシマ、中古以來右兩

院代參ノ修源道(山伏トモ云)等宮名ヲ冠シ權威ヲ弄シ横行停止スル所ヲ知ラズ、吉野

山ヨリ十津川郡玉置山ニ至ルノ間、峯道筋ハ投竿八町(西左右)峯中摩ヒキ(並木ナリガ改

シ者也)ト唱ヘ、樹木禁伐ノ場所ナリ杯ト主張シ、終ニハ村民ノ權夫ヲ捕ヘテ犯禁者ナ

持主 米田富次郎

リト劫迫圧制ヲ□□□□□□□□ヨリ託書ヲ徴スル等、傍若無人ノ振舞ヲ為シ士民

ヲ苦シメタリ、然リト雖モ時世ノ□□□□□□レヲ防クノ勢力ナク、卑屈ニ

モ涙ヲ吞デ黙止タルヲ、星移リ時變リ王政御復古トナリ、明治三年一般ノ除地上地

ノ令アリタルニ際シ、兩院ノ代理修験道及吉野山總代等立會除地ニ關係アラザル該山

地ヲ不法ニモ田五條県へ上地為シタリ、其當時本村等ニ於テハ一向不知ナリシガ、因

ラザリキ明治六年中洞川村ト吉野山トノ間ニ於テ該上地ニ付爭論起リ之レガ訴訟ト為

リタルニ依リ、旧奈良縣廳ヨリ關係各村總代ヲ召出サレ尋問ヲ受ケ、始メテ彼等カ

上地セシコトヲ聞キ驚愕奮ナラズ、故ニ其上地ノ不当ナル理由ヲ申陳シ置タルニ、明

治六年十月廿七日ヨリ同十一月三日マデノ數日間該裁判係リ官松島某殿外式立會実

地ヲ臨檢セラレ、審理ノ末摩ヒキト唱ル箇所ハ上地スベキ理由ナキヲ認定シ、終ニ明

治七年七月七日洞川村ト吉野山へハ第壹号証ノ如ク又峯中間係ノ村々へハ第貳号証ノ

通り裁判ヲ下サレタリ、是ヨリ先該地所ノ内各村々ニ於テ數人共有ト為シ、或ハ志人

持ニ充渡等アリシニ依リ、明治六年改正ノ旧式地券ハ各持主へ授与ナリタリ、而シテ

其後第參号証ノ如ク旧堺県ノ許可ヲ得テ、輾転売買ヲ為シタルアリ、各自地券証ヲ得

晏然トシテ所有アリシナリ、然ルニ何ンゾ因ラシ明治十九年一月十八日大阪府知事ハ

第四号証ノ如ク突然ノ達ヲ以テ各自所有スル地券証ヲ引揚ゲ、其内西河・大滝・高原

三ヶ村ト及横尾村ノ内幾部分ト峯道ノ左右ヲ由五・六間或ハ二十間宛ノ官林ト為

シ、他ノ民有地ト為シ己ニ処分セシモノアリ、其他各村々ニハ未タ何等ノ詮議モセラ

レサルナリ、前項ハ本地ニ開スル手續ヲ略記セシモノニシテ、以下少シク該地ヲ官地

ニスベキ理由ナキヲ弁明ス、其根據ヲ略レバ左ノ四點ナリトス、

一 該山地ハ元來除稅地ニアラズ、各村々ノ共有地ニシテ有稅ノ地ナラズ、

二 三山(吉野山・三寶院)ヨリ該地ヲ田五條県へ上地セシハ不当ナラズ、

三 明治七年七月七日旧奈良縣ノ裁判ニ拠ツテ該地ノ所有權利ハ既ニ確定セシ事、

四 大阪府ガ該山地ノ地券証ヲ引揚タルノ理由ナク、且ツ所分上区々ニシテ不当ナル

事、

一、其第一ニ就キ略論セン、夫レ吾各村々ノ如キハ旧幕府ノ頃新檢場ト稱シ、延宝七

年本田平八郎殿ノ檢地竿入ニ係リ飯合野末山中ト雖モ檢地ナキ地ハアラザル筈ナリ

ト官民与俱ニ唱へ来リシ場所ニシテ、各村其旧檢地帳ニ記載ナキ地ハ毫モ無之、尤モ山地ハ高山峻嶺故檢地不仕候、惣村分ト記シ該村山反別ノ広狭ヲ量リ一手ニ山手銀ヲ定メタル如キ事アルモ、除地除稅地ノ如キニ至ツテハ田畑宅地ト山地ナルトヲ論セズ頗ル細密ニ記載アリ、尤モ社寺境内外其他除地除稅ニ係ル地所ハ、仮令些少ノ反別ト雖モ悉ク檢地帳ニ記シテ判明ナラシメタリ、斯ハ全ク官認メ以テ免稅セシモノニアラザレバ無稅地アラザルノ注意ニ因リタルナリ、然ルニ各村々ニ於テハ他ニ些少宛ノ除稅地ヲ記シタルモ該地ノ如キ記載ナキハ何シゾヤ、是レ則チ惣村分山手銀何程ト記シタル内ニ包含セシコト明カニシテ、各村共有ノ有稅地ナル第一証ナリ、

得タ延宝七年檢地ノ際ニハ神社佛閣ニ關係アル地ハ其境内外ヲ問ハズ、總テ除稅地トセラレタルモノニシテ、僅カ式參歩ニ過ギザル地ト雖モ檢地帳ニ記シテ免除セシ者ナリ、若シ該山地ノ如キヲ大峯山上ニ重要ノ關係アルモノナリトセバ、無論除稅地ノ記載ナカレ可カラズ、然ルニ同村中僅カノ畝歩ヲ除稅地ト爲シテ、彼ノ數百町歩モアル広大ナル該山地ヲ除稅地ト爲サマシハ何シゾヤ、是レ全ク大峯山上ニ重要ノ關係ナク惣村分山手銀若干ノ内ニ包含シタルモノニシテ、村有稅ノ共有地タル第二証ナリ、

又延宝七年檢地ノ際ニハ、各村共山地ハ總テ日量ヲ以テ稅額額ヲ定メタルモノナリト雖モ、斯ハ一朝ノ經定ニアラズ、實地ノ広狭且ツ村柄ノ便否等ヲ勘酌シ、甲乙ナリ甘苦ノ差ナク寔トニ公平ヲ得タルモノナリ、若シ仮リニ該山地ヲ除稅地ナリトセバ、各村々ニ於テ負擔セシムルノ山手銀ノ課スルノ場所ナキナリ、該山地ノ如キハ其實地ハ各村中多キハ總反別ノ三分ノ一ヲ占ムル程ノモノモ有之、該山地ヲ除キ争力負担ノ山手銀ヲ貢納スルヲ得ンヤ、此山稅額ニ依ツテ視ルモ、該山地ノ惣村分ニ包含セラルコト明カナリ、故ニ該山地ニ對シテハ檢地以來山手銀若干ノ内ヲ分担シテ無無論課シ、各自持主ヨリ納稅爲シ居リシハ則チ有稅地ナルノ第三証ナリ、

一、其ニナル三山ヨリ該地ヲ田五條畠へ上地シタルノ不当ヲ論ゼン、夫レ三山ハ大峯山上ニ如何ナル關係ノアリタルヤハ各村ノ得テ知ル所ニアラザレドモ、古來各村有稅ノ共有地ニシテ各村人民ノ進退ニ属スル該地ヲ苟クモ譲リニ上地セシハ、實ニ不

理不当ニシテ所謂他人ノ財產ヲ冒認シテ上地セシモノナリ、如何トナレバ該地所ニ付テハ毫モ彼三山ニ關係アルコトナク、唯チ村民ガ大峯山上ヲ信仰ノ爲メ自ラ道筋ノ並木ヲ伐採シタルニ乗ジ、中古以來商院代參ノ修驗道等ガ宮名ヲ冠シ威力ヲ以テ士民樵夫ヲ劫迫压制シ誣書ヲ徴スル等ノ事莫ハ無シトセザルモ、之レハ必竟無原由ノ成立ニシテ其効ヲ有セザレバ、書類山ヲ爲スト雖モ、該地ニ關係ノ証憑ト爲スニ足ラザルナリ、又彼等モ素ヨリ地所ハ本村ノ支配ト認メ居タルモノナリ、其証憑ハ第五号証ノ如ク、元和二年九月中津川大字内原小字赤井谷山ニ於テ該地共有者ガ伐木ヲ爲スニ際シ、本山三ノ宿証政殿ヨリ(ハナセ村(小原村ヲ内))ニ對シ神慮廣降ノ爲メ御用捨アルベシ云々ノ書狀アリ、然シテ第六号証ノ如ク、享保十五年二月該

山地ニ於テ聖護院ガ伐木セシキ共有地者ハ伐木代價金ヲ相渡シタリ、又第七号証ノ如ク、聖護院ヨリ該山ニ對スル金員ヲ請取タルコトアリ、加之第八号証ノ如ク、正徳二年十二月二日ニ於テ該山林ハ自分ノ所有ナルニ依リ御用木ニ売払フ云々、當時ノ地方序則チ代官所へ申立タル事アリ、又該山地ノ道筋ニ於テ除人休息ノ爲メ設ケタル小茶屋五ヶ所アリテ、吉野山ノ人民等ガ此所ニ出店シ種々ノ物品ヲ売テ營業ト爲スモ、小屋掛敷地料ト唱へ拾ヶ年或ハ拾五ヶ年ト期ヲ定メ若干ノ余額ヲ各村々へ領取シタリ、今尚ホ現存シ依然トシテ支配セリ、夫レ三山ハ該山地ヲ我力所属ナリトセバ焉ノ如斯手續ヲ爲サン乎、依之レヲ視レバ往昔ヨリ各村々ノ所有タルコト明瞭ナリ、然ル以上ハ三山ニ於テ仮リニ修源道等ガ威力強迫ヲ以テ徵シタル土民ノ誣書等ニ二拙ツテ吾支配ナリト誤信シタリトスルモ、理由ニ關係ナキハ自ら悟ル所ナルヘキニモ拘ハラズ敢テ之レヲ上地シタルハ何等ノ理由ヲアツテ然ル乎、要スルニ輕筆ト云フニ外ナル可シ、得テ田五條畠ニ於テ何ヲ認メテ該上地ヲ容レラレタルヤ其理由ノアル所ヲ知ラズ、否ナ決シテ之レヲ容レ、ノ理アラザルナリ、

一、其第三ナル明治七年七月田奈良縣ノ裁判ニ拙ツテ該地ノ所有權確定セシコトヲ明カス、第二ノ点ニ於テ概論セシ如ク、該山地ハ各村有稅ノ共有地ニシテ彼ノ三山ヨリ上地スベキノ理由ナキハ明瞭ナルニモ拘ハラズ、之レヲ上地セシ件ヨリ吉野山ト洞川村トノ間ニ於テ争論訴訟ヲ始め、審理之末終ニ二箇村へ第八号証(本紙六百頁)

ノ如ク、峯中間係ノ村々ハハ第二号証ノ如ク判決ヲ下サレ、其第一号証判文ニ曰ク(前略)鳴川山ハ洞川村地内官林ニ申渡之、其外大峯山上実地境内ヲ除クノ外前書羅ヒキト唱へ来ル箇所々々ハ自今同村可為支配トアリ、其第二号証判文ニ曰ク(今般大峯山上旧部中地上引續レ一件ニ付前後峯通り左右村々ニ於テ摩ヒキト唱へ来ル箇所々々ハ自今同村ハ支配申付候条各村々其峯道限り境界下可相心得事トアリテ、則チ官林ト民林トノ区域判然セシ者ニテ衷ニ公明ナル判決ト謂ツヘキモノナリ、此ニ通ノ証憑ニ徴シ該地ノ所有權ハ其村々ニアルベシトセラレタルヤ明ラケシ、然ルニ此裁判ニ於テ其當時一点ノ故障ナレバ該地ノ確定セシ上ハ何人ト雖モ之ヲ勅力ス可カラザルハ我國法律ノ原則ナレバ該地ノ所有權利者ハ各自持主ニ帰セシナリ、第二号証則チ村々へ言渡サレタル判文ノ短簡ナルニ依リハハ誤解シテ、支配申付候事トアルハ地所ノ所屬ヲ定メラレタルモノニシテ所有權利ヲ定メタルニアラズトノ論者アリト雖モ決シテ然ラズ、之レ等ハ必竟解法ノ何タルヲ知ラザル論者ニシテ探ルニ足ラサルモノナリ、何ントナレバ支配ハ則チ進退自由ノ換言ニシテ其村々ニハ該地ヲ自由ニ進退スルノ權ヲ得タルモノナリ、然ラバ之レカ所有ノ權利者ハ何レニアル乎、各村ト云ハザル可カラズ、若シ仮リニ論者ノ言ノ如ク所屬ノミヲ定メラレタルモノトセバ、其主ハ誰ナルカ、官ナリト云フニ他ナシ、其主ヲシテ官ナリト云ハ、所謂該地ハ官有ナリ、恐ラクハ其原由ナカルベシ、誤解モ亦太甚シト謂ツヘキナリ、斯ク論シ来レバ各村々ノ所有ナルコトハ、第二号証ニ依テ明カナリト雖モ、尚ホ一歩ヲ進メ第一号証ノ判文ニ徴シ視ル可キハ、鳴川山ハ洞川村地内官林ニ申渡之、其外大峯山上実地境内ヲ除クノ外前書羅ヒキト唱へ来ル箇所々々ハ自今同村可為支配ト官有ト民有トノ区域ヲ立テラレタル事実毫モ疑フ所ナク照々手トシテ明カナリ、

一、其第四ナル大阪府知事ガ該山地ノ地券証ヲ引揚グルノ理由アラザリシ事ヲ弁ズベシ、夫前々項ヨリ述べシガ如ク該山地ハ古今依然トシテ各自ノ有税地タル証憑充分ナルニモ拘ハラズ、地券証ヲ引揚ゲラレタルハ如何ナル理由アツテ然乎、甚タ解スルニ苦ム所ナリ、明治七年既ニ裁判確定シ、田奈具稟ニ於テ各持主ハ地券ヲ下附セラレ、其旧田界ニ於テモ第二号証ノ如ク該地ノ売買ヲ應許セラレ、又明治八年

地租改正ニ際シテモ地券ヲ下附セラレ、其后ニ於テモ既ニ分割等ノ売買ヲ許サレ、各自所有アリシハ則チ正當ノ順序ニシテ、一〇〇欠点アリコトナク阪府ニ於テ如何ナル理由ヲ認メタル乎ハ知ルニ由ナシト雖モ、恐クハ確定裁判ニ勝ルノ理由ナカルベク該山地ニ對シテ殊更ニ詮議ノ筋アル可キ答ナキヲ信ズルナリ、然ルニ斯ク達セラレ券証ヲ引揚ゲラレタルモノハ何ゾヤ、要スルニ阪府ハ彼ノ三山ガ不法ノ上地ヲ旧五條県へ為シタルトキノ書類ヲ発見シ之レニ混ミ処置セントシタルモノニシテ、確定裁判ノ有ルコトヲ知ラザリシニ外ナカル可シ、若シ阪府ニ於テ之ヲ知レバ斯ル詮議ヲ始ムルノ理ナシ、何ントナレバ確定裁判ノアリタル上ハ其件ニ對シ如何ナル書類ノ存スルモ其効用ヲ為サ、ルハ法律ノ然ラシムル所ニシテ、一般人民スラ之ヲ知ル、矧シヤ府庁ニ於テテヤ、然而シテ大阪府ハ該地ノ処分ヲ一様ニ為サズ区々ニ涉リタルハ何等ノ訳カ甚ダ不公平ヲ感スルナリ、如何トナレバ該部中羅ヒキト唱フル場所ハ則チ吉野山ヨリ始マリ十津川玉置山ニ至ル迄ノ間ヲ指シ、且ツ峯道ノ左右八町ト云フニアラズヤ、若シ仮リニ該地ヲ官有トスルモノナレバ古來ノ唱呼ニ依リ一手ナラザルベカラス、然ルニ阪府ハ別紙圖面ノ如ク道ノ左右二部中ト稱スル山地ナキ村アリ、或ハ左右五間通りアリ二十間アリ、多キハ幅一里ニ垂ントシテ人家ヲ超ユル村アリ、得テ西河・大瀧・高原三ヶ村及 槇尾村ノ内幾部分ハ官吏ヲ派出セシメ強テ之ヲ官林ニセシメタリ、蓋シ該地ヲ官有ト為シタルハ自ラ甘シテ為セシミアラス、出張官ノ強論ヲ避クルニ苦ミ加之該山ノ如キハ深山ニシテ偏値アラザルニ依リ唯々諾々唯命ニ隨フト雖モ、熟考セバ該地ハ素ヨリ官地ニスベキモノニアラス、依リ一旦官林トナリタル各村ニ於テモ他村ト一同ノ処置ヲ仰ガント欲ス、又阪府ニ於テモ如斯処置ヲ為ス可カラサル筈ナリ、然ルニ之レヲ為ス、豈ニ偏頗不當ノ処置ト言ハザルヲ得ザルナリ、

右ノ理由ナルニリ前記現今官有地ハ民有ニ引戻シ未査定之分ハ民有ニ編入相成候様御詮議被成下度、此段奉請願候也、
明治二拾四年十一月廿八日

奈良縣吉野郡川上村大字西河外
二拾ヶ大字旧部中地主請願總代

往時佛道ノ勢威横暴ナリシ狀況ニ鑑ミバ疑ヒテ容ル、ノ余地ナキコト明ナルニ於テヤ、然ラバ伐木禁止等ノ行爲アリタリトテ直ニ大峯山ノ領地若クハ境内ナリト論ズルハ不当ナリ、要スルニ峯中藤筋ト大峰山トノ關係ハ、所領若クハ境内ノ關係ニアラズシテ圧制的禁伐ノ關係ナリシニ過ギザルナリ、

藤筋ト藤治村落人民トノ關係

吉野郡力天然ノ大森林地ニシテ耕地少ナク、隨テ郡内村落ノ人民ガ古來森林ニ依リテ衣食セシ事実ハ、尤モ顯著ナルコト、信ズ、故ニ延宝度ノ檢地ハ立証第九号公儀山ノ如キ特種ノ事情アルモノ、外、尺ク之ヲ民有ト爲セリ、(右公儀山、現地外ナリ)則チ村落所在ノ森林ハ高山峻嶺故實際筆入ヲ爲サ、リシト雖モ、惣村分即チ民有林トセラレタルコトハ立証各檢地帳面之ヲ証明セリ、峯中藤筋ガ此惣村分高山峻嶺以外ナルコトハ、檢地帳面名前帳面若シクハ明細帳面ニ於テ之ヲ認ムルニ由ナキナリ、況ンヤ藤筋ハ、或ル事情ノタメ大峯山ノ領分若クハ境内ナルカ如ク看做サレタルニ過キズ、即チ大峯山領若クハ境内タル事実ノ明確ニ立証セラル、モノアルヲ聞カザルニ於テヤ、然ラバ藤筋ニ係ル未定地及既定官有地ト雖モ、既定民有地ト共ニ藤治村落人民ノ所有セル所ニシテ檢地帳面上所謂高山峻嶺惣村分ノ中ニ包含セラル、モノト断言セザルベカラズ、

前述ノ如ク藤治村落ノ人民ハ檢地帳明細帳等ニ依リテ未定地所有ノ事実ヲ証明シ得、且ツ大峯山領分タル証蹟ナシトスレバ、第四十八号証以下ノ納稅ハ檢地帳面ノ稅額ト同一ナルヲ以テ藤筋ニ對シテモ納入シタルモノト論スルハ不当ニアラズト信ズ、而シテ此納稅ハ、藤治村落ガ朝廷ノ直轄地ナルヲ以テ之ヲ五條代官所ニ納メタルコト、亦右証ニ明カナリ、即チ大峯山ハ其領分ニアラザルヲ以テ藤筋ニ對スル稅額ノ權ナカリシヲ見ルベシ、

此租稅ハ小物成ナルヲ以テ正租ニアラズト論スルモノアルヘシト雖モ、往時ノ租稅ハ専ラ耕地ニ對シテ徵收シ山林ハ之ヲ度外ニ措キタルガ故ニ山稅ハ小物成ノ中ニアリ、然レトモ該小物成即チ檢地帳記載ノ山手山年貢ハ、山林ニ對スル直接且主タル小物成ナレバ、之ヲ山ニ對スル正租ト論スルハ尤モ適當ナリト信ズ、地方凡例録、檢地測量法、等ハ山小物成、山手山年貢等ノ名ヲ以テ納ムル租稅ハ正租ナリト云ヘリ、

就イテ御精査相成度候、

峯中藤筋其他全部ノ未定林地ガ全ク民有ナルノ事実ハ、現今ノ土地台帳ト見ルベキ檢地帳其他明細帳名番帳ニ依ラサルモ、立証幾多ノ売渡証文ニ依リ之ヲ確ムルヲ得ベシ、各売渡証文ハ其記載傍シニ依リテ明カニ藤筋ノ売買ヲ爲シタル事ヲ認メラル、蓋シ売買ハ所有事実ヲ証スル尤モ有力ノ証拠ナルコトハ、下戻法第二案三號ノ規定ニアリテモ明カナル処ナレバ、此事実ノミニ依リテモ民有査定可相成モノト信ズ、而シテ此売買ノ公証ナルコトハ、假令禁伐又ハ訛書呈出ノ事実アリトスルモ、藤筋ガ大峯山領若クハ境内ナルコトノ信ゼラザルト檢地帳明細帳等ノ明ニ民有タルコトヲ証明スルトニヨリ確保セラル、ヲ信ズ、況ンヤ峯中藤筋ハ第十八号証ニ依リ、延宝度新檢以前即チ寛文年中三寶院入峯以前ニ於テ、(三寶院入峯以後事申藤筋ハ藤筋領)既ニ公然売買シ居タル事実アルニ於テヤ、又況ンヤ第七号証ノ如ク売木代金下渡ノ事実有之ニ於テヤ、故ニ藤治村落人民ノ藤筋ニ於ケル關係ハ既定民林ニ於ケルト少シモ異ナル処ナキナリ、

今未定地ト申請村落人民即チ藤筋ト藤治村落人民トノ關係ヲ概言スレバ左ノ如クナリ、

一、檢地名受即チ所有ノ關係アル事

一、正租上納ノ關係アル事

一、売買等自由進退ノ關係アル事

即チ下戻法第二案第一、第二、第三號ノ各立証アルモノナリ、

此他伐木炭焼等自由進退ノ關係アリシコトハ、古書類ノ残存スルモノ少ナキヲ以テ之ヲ確証スルニ由ナシト雖トモ、立証第二十二号証第二十三号証ノ如キ明ニ右事実ヲ認ムルヲ得ベシ、即チ此種ノ關係モ存セシナリ、

事實及理由前述ノ如クナルヲ以テ、聖護院、三寶院、吉野山等ヨリ之上地スヘキ理由アルヲ認メズ、即チ申請スル未定地全部及官有地全部ハ各藤治村落及人民ノ所有ニ帰スベキハ当然ナリト信ズ、

一部未定地トナリ一部官有地トナリタル沿革

申請地全部ハ前述ノ理由アルヲ以テ明治六年之ニ對スル各一筆ノ地券ヲ下附セラレタ

ルニ、前記二院一山ハ無謂之ヲ上地シタリ、茲ニ於テ乎当該官庁ハ、右土地ニ係ル部分即チ摩八丁ト唱フル処ハ民有トナスヘキモノニ非ラズト思惟セラレタル乎、得テ何等カノ事情アリシニ依ル乎、村民ヲシテ右部分ノ官有タルコト承諾セシメントメニ、特ニ官吏ヲ派出シ各村落ニ就キ、強論シテ官有地タルニ相違ナキ旨ノ請書ヲ提出セシメラレタリ、當時村民ハ尚ホ官尊民卑ノ状態ニ慣レ居リシテ、以テ自己固有ノ權利ヲ主張スル能ハズ、各部落幾シト同一ノ請書ヲ提出シタリ、然レトモ事其民有ノ証アリ、且ツ民有ノ慣行アルヲ以テ其後多クハ直チニ請書取消ノ申立ヲナシタリ、之等ノ書類ハ奈良県庁ニ御保存アルコト信ス、御取寄之上御精査相成度候。

右請書撤回ノ際、西河、大滝、横尾、高原ノ各大字ハ強論ニ応セザリシガ、官吏ノ諭示ヲ全く謙歩シタルニ忍ビテ、峯中道筋幅員五六間通り或ハ八九間三尺ハ之ヲ官有地トスルコトニ讓歩シタルヲ以テ、該部分ハ即チ既定官有地トナリタルナリ、然レトモ事実及理由前記ノ如クナレバ、此分モ民有ニ下戻ヲ申請致候。

右官吏派出請書撤回後、明治十九年ニ至リ詮議ノ次第アルニ依リ地券可差出トノ令達ヲ免シ、尋テ官民有区分セラルベキ筈ニシテ、終ニ其儘経過シ現今ノ未定地トハナレルナリ、而シテ右詮議ノ次第トハ、即チ摩八丁地券一筆ノ中ヨリ除キ、他ヲ民有トシテ更ニ地券ヲ下附シ、摩ノ部分ハ詮議可致トノ事ナリシハ、當時当該官吏ノ口頭指示セラレタル処ニシテ、今尚ホ申請人等ノ記憶シ遺忘セザル地ナリ、將又大阪府ノ此処分ヲ為スヤ、即チ不公平ヲ免レ、何ントナレバ当初彼ノ上地合ノ際、三山(三院野山)ヨリ該地、即チ摩キリト部分ヲ五條原へ上地スルニ當リ、其上地願書ニ於ケル(峯中摩キナルモノハ吉野山安禰寺ヨリ十津川上葛川迄)ト云フニアリ、(願書相成度候) 仮リニ峯中摩ハ上地スベキ理由ハ官有地トスベキ事実アリトセンカ、其処分ニ於ケルヤ素ヨリ一定ノ性質ニ依ルハ言フ俵タズ、而ルニ第十九号証図面ノ如ク、五六間通り或ハ八九間三尺通りヲ官有二査定セシアリ、西河領ノ如キ、幾部分ハ官有地ニ査定シ、過半ハ既定民有地トナレリ、又吉野山領宇安禰寺ヨリ西河横尾ニ接続間ノ地所等ハ、其上地ノ範圍内タルニ拘ハラズ全然除去シ既定民有地ニ相成居候、是等ハ何等カノ事情アリシニ依ル乎、要スルニ偏頗不当ノ処置ト言ハザルヲ得ズ、故ニ這回ノ査定申請ハ、摩八丁ヲ除キ他ノ部分ヲ民有ト査定セラレタシト云フニアラズシテ、摩八丁

以外ハ地券コソ一時上納シタレ實際民地ト定マリ居ルモノナレバ、摩八丁ノ部分ヲ民有二査定シ及既定官有地ヲ民有ニ下戻相成、明治六年下附ノ地券ヲ復活セシメラレ度ト言フノ主意ニ有之候、

右之如ク事實及理由由追申致候間、至急願意御聽許被成降度、申請人一同御指令奉待候也。

明治三十三年五月

右

申請人總代

戊寅庄造

外二名

農商務大臣 曾根荒助殿

追テ申請地之中、上北山村大字白川字白川又山未定地ニ付テハ、天川村柿阪工内ヨリ民有査定ノ義願願有之哉ニ付、同人ニ申請ノ權利ナキ理由左ニ説明致候、

該地ハ元ト柿阪工内祖先方他ヨリ買受ケタル処ニシテ、其後下村三之助ニ転売シ、改租ノ地券ハ右三之助ニ下付相成居候次第ニ付、柿阪工内ヨリハ第貳拾号証付願書ノ如ク全部売却シタルニ相違ナキ旨ノ証明ヲ為シタル事実ナリ、然ルニ尚ホ特ニ之ヲ申請スルハ不当ニ付、右申請ハ速ニ御却下相成度候也。

○後略

二節 門跡入峰

〔史料7〕 三寶院御門跡房演大僧正大峯御初入之留書

金峯山寺

三寶院御門跡房演大僧正

大峯御初入之留書

專海記

(金峯山寺) 里郭長方黒印)

第四回9号

満堂衆徒中

三宝院御門跡房演大僧正

大峯御初入之留書

専海筆記写^一

三寶院御門跡御入峯

元禄十二年^庚 七月也<sup>天明三卯年迄
八十四年二成</sup>

大峯小篋行者堂聖宝堂造立為供養御入峯被遊候、

大峯当山東寺前檢校醍醐前座主聖宝正嫡三寶院門跡前法務高賢^一

^一天明三卯年迄六十六年二成^九

享保三^成 年七月三寶院御門跡前法務前大僧正房演御入峯始終之記

学侶光台院權僧正法印繼

家司北村長門守正六位下宗重

同 生駒出雲守正六位下氏連

用人 村田求馬

同 本郷記内

同 松井因書秀家

同 林右衛門正峰

近習 津田玄蕃

同 戸田勘ヶ由

同 齊藤伊織定達

同 田村隼人

同 安川造酒

同 梓丹治

同 服部半藏

同 渡辺数馬

醫師 田中元哲

同 同苗丈哲

同 安川道仙

使者役遠藤勘左衛門

同 北村常左衛門

茶道 式人

其外

当山諸先達

大宿世儀寺正大先達玄慶

二宿高天寺正大先達賢位

三宿宝藏院正大先達快端

桃尾山正大先達長敷

三輪山正大先達玉瑜

松尾寺正大先達彦旭

靈山寺正大先達寂清

超昇寺正大先達集惠

内山正大先達実玄

桜本坊正大先達尊榮

高野山正大先達連昌

梅本院正大先達寂証

其外諸國之山伏応触

入峰

一、六月十四日諸先達京着、同十六日各醍醐山江相詰

一、同廿一日御門主御參、同諸先達中不残供奉

一、同廿八日上ノ醍醐於 理源大師尊前 御門主、次ニ諸先達柴燈護^三廣執行、

一、七月二日醍醐御出、長池御^二伯^三、三日南都御宿、四日者春日社御參詣、夫
方八木御宿、五日之昼越部宿^二而紀伊國殿方 御門主、次諸先達末之山伏
迄御馳走、

一、同日六田川原迄滿堂衆徒惣代禱之坊了聖房并社僧惣代松室院・上下之地
下兩人・兩年寄、其外吉野におひて御用聞之者共不殘御迎^二罷出^三、滿堂惣
代則御 目見へ之上河原方御案内申、都藍尼之像并屋敷、次丈六山、藏王
權現堂内へ御入候而御拜、長峰之薬師者與之内方御拜、長峰方大橋迄之内
諸先達待合行列を立ル、寺僧惣代十方院・勝光院、社僧方西之坊、弥宜惣
代福井宮内・岡室隼人洞龍川方龍泉寺等各大橋迄御迎、滿堂方一闍宝塔院
・二闍坂中坊・三闍持明院等何茂間屋迄御迎^二出候^三、御門主桜本坊江被為
入候得者、諸先達中も着次第銘々之宿坊へ入申候、衆徒惣代禱之坊儀者桜
本坊^二而御暇申退出、直^二桜本坊へ罷出^三、御門主御機嫌克御着之御祝義申
上、乍序先例之通御 目見之儀役人中江達置給候様にと申置罷帰候、惣而
此度御 目見之衆中へ、一往桜本坊へ其旨を申達日時等間合可然事、

取次 北村長門守

滿堂衆徒惣代禱之坊城聖

萬一斗 一折 了聖坊性海

椎茸 一折 山上三權師惣代持明院覺尊

葛 一折 奥院別当宝塔院玄雄

白銀 拾枚 高野山寺惣惣代惣持院親海

吉野山寺惣惣代吉祥院音純

十方院

素麵十五把 一折 同山社僧惣代西之坊周遍

竹林院名代宝持坊城遍

小松院名代瑞信院光嚴

吉水院仰遍

萬 七箱

真藏院名代左中將

金 百疋

坂中坊數道

萬一升入三箱

瑞信院光嚴

萬 三箱

多聞院尊海

白銀 拾枚

高野山行人惣代西門院

赤重惣代福井宮内

岡室隼人

上ノ地下人

下ノ地下人

兩年寄

右竹林院方西門院迄格別之御 目見、尤御口祝被下候、

一、同七日 御門主本堂江御出仕為御散物金三百疋被進之、滿堂方持明院・
宝持坊、寺僧より吉祥院・十方院各座引紋白を着相詣、諸般御案内申上候
事、

一、同八日 御門主 鳥栖山鳳閣寺江御參詣、

一、同九日 朝七ツ時 御門主桜本坊を御出、二ノ鳥居けぬけの塔、夫方奥
院并宝塔本堂愛染堂御拜、宝塔院江御入、次四方正面西行の庵室御覽、夫
より清明か滝・大滝御覽、此所^二而寺僧方為惣代吉祥院、社僧惣代西之坊、
滿堂惣代笹之坊了聖、次桜本坊右之旁方提重献上、次^二宮滝御覽、菜摘村^二
而滿堂中^二方久四郎と申者を頼彼か宅江御 成を願、是^二而 御門主供奉の衆、
次末と役人迄弁当披露仕、同時滿堂惣代致取持、西之坊吉水院方之提重被
露之事

一、同日 御門主御掃路竹林院江御入、角之間より被為上、於書院宝物一と
御拝覽、次^二庭御覽、次に觀山亭^二而御茶并御菓子御煙草盆杯送上、山の茶

屋^三而前、夫^二護摩堂^江御參詣、直^三御掃額、其日之御案内笹之坊・了型房、先達者松之尾山先達・高天先達御宿坊迄御供^三而御暇乞仕罷掃候、

一、同日 御門主御玄閑^江了型房御呼、福角藤太夫御召被成、引役銀可相渡^三而、則五分前銀子五百五拾目兩人請取罷掃候、此儀者当七日松本坊頓巡を以御役人中迄申入置候故如此、文言如左、

請取申引役銀之事

丁銀五百五拾目也

享保三年戊七月七日 籬之坊印 持明院印

三宅院御門跡 御役人衆中

右八上、かね紙金さし^三而幅八寸七歩、書様等右之通^三入念不詰様に見斗ひ可相認候、

一、同日 御門主如意輪寺^江御參詣、御案内之儀、満堂方老人罷出給候

様^三と家司中頼来候故、則籬之坊參候、尤兩年寄も御道筋供仕候、惣而吉

野領内之分者兩年寄御供仕候、偕亦如意輪寺 本尊御拝、次^三寺^江御入宝物

一、御拝覽、夫方 後醍醐帝御廟參、御掃路桜本坊新宅^江被成候、籬之坊、

次に兩年寄も御暇乞申上掃候事、

一、同日 御門主御使者遠藤勘左衛門を以夫、^江被下候品物覽

素懸 五十把 一折白銀三枚 満堂衆徒中^江

金子 三百疋 山上導師中^江

素懸 一折白銀式杖 天台寺僧中^江

素懸 一折白銀式杖 真言社僧中^江

木砂懸式壺金三百疋 竹林院^江

但し請取諸様左に記

一覽

被^三下置候御目錄之通頂戴仕置候、為念如斯御座候、以上、

七月十二日 竹林院代宝持坊

御使者遠藤勘左衛門殿

金子貳百疋 役者籬之坊^江

素懸一折金三百疋 了型房^江

麻上下式具 吉水院^江

錢貳貫文 上下之地下人^江

一、同日 御門主御玄閑^江右為御礼一鴈并兩役者罷出候、取次津田玄蕃^江申置候事、

一、同日 御門主玄閑^江籬之坊罷出口上、明日方山上^江登山仕候、尤被地^江

御門主様御登山之御御出迎可仕候、拙僧留主之内御用等候者了型房へ被仰

聞旨、平井治部卿・長門守用人中迄申置候事、

一、同日 竹林院所持三天御守添輪之儀、則 御門主御染筆被遊竹林院

^江被下、其席右 三天守古袋之切^レ御守^ニ遊被度旨依 御所望差上候事、

一、同日 御門主大峰御驅入峰通^ニ被遊候、鐘掛之下迄籬之坊御迎^ニ出ル、

夫方御案内申上ル、三導師も等覺門迄御出迎申、各座引紋白、伴僧一人、

若党式人・草履取一人宛、天台方夏一代持福院も同断此所迄出ル、偕 御

門主者暮前等覺門御通、松之尾先達披露有之、各先^江可被參と御挨拶故山

上衆中ハ先達而掃坊申候、御門主者桜本坊之裏方御入、初夜時分御膳過

暫御休を見合、山上衆中御悅^ニ參、則御 目見披露ハ北村長門守、第一竹

林院、第二小松院、第三南之坊、第四真珠院等也、

一、同夜亥之半刻 御門主 本堂^江 御參詣、妙覺門迄竹林院・小松院・南

之坊・音巡房夏一代御出迎、松之尾先達披露、三導師迎^ニ被出候と斗也、

今晚者及深更候間外陣方御拜可被遊旨故二疊台を不敷候、尤式疊台ハ 藏

王權現礼盤之前老尺程間近置居申候、尤御門主外陣方 御拜之時竹林院・

小松院式置台之左右ニ着座申候而、本尊并御本地等を申上、役行者御宝前式置台等同前、為御開帳料金子百疋被為備、尤御開帳ハ天河から下向御掃之砌と御断有之、夫方直ニ小笹へ御入、涌出嶽前迄御見送送、披露ハ北村長門守ニ而三導師と斗也、

一、同十六日小笹御門主江為御見廻、山上竹林院・小松院、南之坊葛老斗折持參、御門主折節内護摩被為成由、依之御目見無之、取次戸田勘ケ由へ申置候、右之席光台院殿・北村長州・生駒雲州方へも見廻候、

一、同日夏一代持福院も、御玄閣迄參候由、竹林院杯途中ニ而逢申候、御門主者高野宿ニ被為成候事、

一、同日未之刻 御門主御玄閣江篠之坊致伺公、來十七日山上へ御寄之儀役人中江申談、其後松之尾・桃之尾・桜本坊等之先達宿へ寄、明十七日御門主天河御下向之砌山上ニ而之首尾合致談合置候事、

一、同十七日辰ノ刻 御門主京御下向、涌出社落迄竹林院・小松院・笹之坊・南之坊・夏一代持福院并勝光院等御出迎申、夫方涌出嶽法花堂・妙覺門いつれも竹林院・篠之坊御案内候、則 權現と行者之間より内陣へ被為上、正面式置台之上ニ而御拜、竹林院・小松院等者左右ニ着、高天先達・桜本坊先達も内陣へ上左右ニ座、其外供奉之衆中ハ外陣ニ扣居被申候、扱御戸開、藏王・飯籠之藏王・八大童子・午玉石北山諸神何茂竹林院・笹之坊致御案内候、行者御宝前ニ而御拜、正面之行者も御影堂當番光藏院開帳之、但ニ置台置所ハ護摩壇之先佛台之前也、御拜畢外陣江御下り鐘杯御一覽、玉石之辺ニ而各御暇申上候、御供ハ坊官兩家司小性近習戸田勘ケ由・斎藤伊織、桜本坊先達・高天先達其外有之候得共姓名一と不存候、桜本坊江御入裏道方御下向、横口之方へ者供奉之衆中御迎ニ罷出、御門主者堂内江御入無之候、妙覺門之前山上衆中御暇申上候得ハ、直ニ桜本坊江被為入暫 御休被遊、又、本堂江御參詣、正面嚮口之下迄竹林院・小

松院・篠之坊御出迎申候、則内陣江御上り御宝物披露之次第

等覺門額道風筆 妙覺門額大前筆

役行者之笈 理源大師御鈿

次ニ二鉢之役行者御拜、其節正面へ為御散物金子百疋被進小松院へ納之、

竹林院江後邊堂御案内為御挨拶金子百疋被下候、夫方及暮小笹へ御入被遊、涌出社前ニ而、竹林院・小松院・篠之坊・南之坊、持福院等御暇仕、披露ハ北村長門守ニ而三導師并衆徒惣代笹之坊と斗也、惣而伴僧老人宛、草履被老人宛召連候事、

一、同廿一日御門主為御代參平井治部卿、先達ニ八重山寺、河上へ下向、同廿二日帰山之由事、

一、同廿三日小笹仲ケ宿ニ而北村長門守方江竹林院・小松院・篠之坊致同道行向申入候口上、御門主様明後日奥江御駈被遊之由、依之御暇乞のため何公仕候、宜預御沙汰候、長門守返答、御門主只今護摩御修行ニ御掛り被遊候、御仕廻次第可申上、定而御対顔可有之候間、夫迄桜本宿ニ御扣可被成旨故、各桜本宿ニ扣居申候所、後刻切紙ニ而只今御出、竹林院殿・篠之坊殿・小松院殿如斯申來候故、則高野宿へ參候所、御玄閣取次ハ斎藤伊織へ申入、伊織則北村長門守へ相達候得者、長門守取持ニ而御目見仕、御暇申上別而御丁寧成 御意共ニ候、夫方又ハ北村長門守方へ立寄先刻者諸事御取持過分、次暇乞口上申置候事、

一、同廿五日未明 御門主奥江御駈入被遊候、尤供奉之御手廻り不殘先達者三・四人と伝聞候事、

一、小笹御逗留之間 御門主者高野宿ニ被為成、坊官・御小姓・御近習三・四人被相詣、光台院兩家司等ハ仲ケ宿ニ居申候而隱番ニ被詰候由候事、

一、諸先達江出し引役銀請取書様

請取申引役之事

丁銀合百拾匁也

享保三年
戊七月七日籬之坊印
持明院印

何先達

右ハかね紙ニ而幅五寸老歩

請取申座料之事

丁銀合五拾三匁五分也、

年号月日

籬之坊印
持明院印二宿^參

右ハ格別ニ一通紙寸法同断

一、下山満堂衆徒一鴈宝塔院玄雄、二鴈坂中坊契道、三鴈持明院寛尊、役者

籬之坊城聖、同了聖房性海、并持明院弟子音順房秀慶、御影堂光藏院宜慶

右為後代記之、尚書もらしたる事も多かるへし、見る人其闕たるを補はるへき而已、

享保三^戊年七月廿六日竹林院一和尚城光^{上人}小松院二和尚快雄^{十七}三和尚代南之坊城翁^{十七}桜木坊正大先達尊栄^廿

右之本紙竹林院有之所書写也、

寛保元年五月大峯俗峯之輩江 三宝院御門主役人中方申渡之口上書

私曰、関東之俗峯袈裟衣着用加持祈禱抔仕候而修験紛敷、且修験之害ニ相成候段関東修験より本寺江相願候ニ付、此書付当山方諸先達中へ相渡リ、

俗峯之參詣之輩江向寄を以可被申渡旨之由、但此書付ハ世義寺同行之修験江先達方渡候書付を持明院写置被申、令一見又と写置者也、

申渡

一、大峯修験道之秘所へ俗參詣之儀者為現当菩提ニ候、法名并袈裟等ヲ相請候

者結縁之儀ニ候、然共靈場江參詣之輩故、向後其身存生之内於大峯ハ格別、

入峯途中其外往来神前佛前等ニ而も一切袈裟ヲ掛申間敷候、最其身誠期に

お上ひ袈裟掛候而入棺等是本望之至り候処、常と講集等ニ袈裟ヲ掛、或ハ

法具等所持、且諸祈禱ケ間鋪義堅仕間敷事、

一、修験道之衣鉢何にても一切着用有間敷候、都而修験道之官名にならへ、

俗峯之輩大先達小先等之名目ヲ付、其上番刀并小^等等指之儀、且常と在家に注連^リ曳^{コト}、是又堅仕間敷事、

但

右称号たとへ名字格別に相記し候とても、とかく同前においてハ紛敷候、

堅となへ申間敷候、右に准し向後同行と称すへからず、俗峯講中と号し可

申事、

一、俗大峯參詣之節不目立様ニ仕、勿論職ニ菊桐之御紋拵居、法螺を相立、其

外法具等一切所持仕間敷候、但シ珠数斗之儀ハ通俗ゆへ所持可為勝手事、

右之趣可相守者也、

西五月

右之通相心得急度可相守候、但去ル享保十三^申年、俗峯之儀ニ付被仰付候趣

等有之候処、俗峯多分に罷成混乱も有之段、江戸惣修験中奉願候趣も候ニ

付、今般被仰出候条、俗峯等為後世菩提信心一通を以可入峯候、此段可

令触知之旨被仰出候事

三宝院御門跡

寛保元年五月

御役所印

〔史料8〕 三宝院御門跡御入峰^二付留書

〔文化元年〕甲子年

三寶院御門跡御入峰^二付留書役者 福島院高長^一

第四函12号

一、三寶院御門跡御入峰^二付留書

一、四月廿七日西河・大滝・菜摘村^江下見分之為、福島院久保坊并下役福角
 文吾同道^三而罷越、尤菜摘村庄屋宅^江參り、先年御門跡御通幸之節当村久四
 郎と申者之宅^二而御休息被為在候由^三相聞候、当村^二而も被為入候儀相成候
 哉之趣相尋、則久四郎呼^二遣相尋候所、当村困窮^三而左様之御賄等者難出
 来旨申候故、左候得者村方之内^二而何れ^三而成共御休息所相定、其段吉野山
 福島院^江通達有之候様村役人等^江申聞、罷歸り候事、

一、五月中^二相調置候品左之通、

七月九日御門跡西河・大滝・菜摘村^江御通幸之朝、御弁当満堂方^方仕出候^二
 付、下々之供奉之衆^中之手当^二而へ、面々盆之替り^ニ七寸之へぎ式百枚、并
 楊枝式百前、其外三方志対、白木具式前用意致し置候事

一、六月廿四日、西河村・大滝・菜摘村・宮滝^江御門跡御通幸之節、右村々^ニ
 而先例御賄之様子并御休息所等之儀尋遣候處、西河村庄屋^ニ申候者、御門
 跡当方^江御出之頃いつと申義、何方も御沙汰無御座候故、今明日之内^ニ吉
 野山間合^ニ參り可申積り^ニ大滝村と申合置候事^ニ御座候、然ル所御出被下幸
 之儀と存候旨申、当村之儀清明か滝之手前^ニ有之候處^ニ而御休息被為在、御
 茶迄^ニ差上迄^ニ御座候、格別之儀ハ無御座候間、先ツ大滝村^江御越被下間合
 具候様との趣^ニ付、彼村^江參り庄屋^江相尋候處、三寶院様儀^ニ付様子存候も
 の無御座、勿論記録等も相見不申候、聖護院様御越候節之記録少々有之候、

其振合^ニ准し候得者、滝の向^江御殿相立、是^三而御中食被遊、尤宮様御弁当
 御持參候由、御供之衆^中者むすび^ニ三香の物^三而村方^方差上候旨申候^ニ付、
 然者其振合^ニ相准し、御賄被申可然旨申候所、御尤^ニ候旨申、乍去私方左様
^ニ申候而者村方^ニ承引不致候間、猶村方へ一応相談いたし候上^ニ而、丙・三
 日之内^ニ吉野山江參り福島院様^江御尋申候間、其節先年ヶ様之振合候間、其
 通り^ニ相談候様御申聞被下候ハ、村方異義申義も御座有間御候間、先ツ
 村方へ相談之上、丙・三日之内^ニ福島院^江參り可申候間、左様御心得可被下
 候旨申候^ニ付、夫方菜摘村庄屋^江相尋候處申候者、先達而福島院様御越候而、
 先年久四郎方^ニ而御宿致し候由、当村^二而も不相替出来候故、為案内罷越候
 旨^ニ而久四郎呼寄御尋候處、當時者困窮仕候故御宿難仕難決之旨申候^ニ付、
 左候得者村方^方御休息所等取繕ひ致し可申哉、何れにも御差支^ニ不相成様
 可致旨被申聞、村方相談之上治定之處、吉野山^江可申出旨^ニ御座候得共、勿
 論何方方弥いつ頃御出と申義御沙汰も無御座候事故、何之用意不仕候旨申
 候^ニ付、左候得者御成之節御差支^ニ可相成候間、右之趣吉野山^方御代官所^江
 御達し可有之候、左候へ者御代官所^方村方御申付可有之候義と存候旨申候
 所、代官所^方御申付有之候ハ、村組^江相掛り可申候、左候へハ随分出来可
 申旨申居り候由、夫方宮滝村^江罷越庄屋方へ參り先例之様子猶又此度御門
 跡御成^ニ付用意有無之趣相尋候處、未御沙汰無御座候得共、其節^ニ相成候而
 も御差支相成間敷、岩飛之儀者菜摘村^方も六人、宮滝村^方も六人罷出相勤
 候、其御御覽所者岩之上^ニ相しつらひ申候、勿論是も祖立候様いたし有之
 候旨申候由、右之村方何れ^ニも右之趣^ニ而御成之用意無之候故御差支^ニ可相
 成と存、五條代官所^江右之趣使札を以て間合之使僧差遣し申候書状左之通、
 尤桜本坊方醍醐御殿^江右之趣被申越、猶御殿方五條代官所^江被仰入、御差支
^ニ不相成様仕度満堂一派^ニおいて心配仕罷在候義^ニ御座、此段野院^方御殿^江
 申上候様申聞候事^ニ御座候旨^ニ而、桜本坊方沙汰可有之答^ニ申談候事、

尚々御相談之上早々御報奉待候、以上

以手紙得御意候、酷暑之朔弥御堅勝可被成御珍重奉存候、然者此間者御登山御苦勞奉存候、其砌り福島院ニ而御相談申候御門跡江差上候提重之儀、高位之御方江提重献上之儀失敗ニも可相成哉、餘り略儀ニ可有之旨ニ付御料理差上候積りニ林様相知り候趣ニ候へ共、其段衆中江何角相談候処、先年提重献上ニ而相濟候事ニ候へ者此度も其通りニ而可然旨衆決之趣ニ御座候、勿論先此方之記録ニも提重献上之趣有之候故、先例之通り取斗候方可然様奉存候間、此段御通知被下、可然様御連申御相談御世話被下度奉存候、右ニ付提重之儀左之通ニ御座候、御門跡江献上候提重志組、供奉之衆中江、四組、外ニ志組用意下ハ、へきニ^{しめ、香の}楊枝付、酒なし^{但し此分今、敷不相加}、右之通御座候、尤諸式賄方之儀人夫等迄も御任申候間、其御積りニ而提重料理之趣献立被下、且下部之処老人前ニ付何ニ程と申儀御申越し被下度、此段拙者方申進與候様福島院方御申候ニ付、右之趣得御意候間宜御頼申候、早々、以上、

六月廿五日

吉田宮流

官藏様

嘉兵衛様

喜平治様

喜太衛門様

一、廿六日使僧を以五條代官所池田仙九郎殿役人中江左之通書面を以掛合候
扣

以使札致啓上候、然者当七月三宝院御門跡御入峰被為、在候、吉野山御逗留中西河村・大滝・宮滝江被遊、御成候、右之節大滝・菜摘村両所ニ而被遊御休息候趣ニ付、其村々江御先格之振合聞合候処、未御代官所方御沙汰も無御座候由ニ而不覚語之趣ニ申候、左候得者、御成之節御差支ニも可相成哉と不安心ニ奉存候ニ付、御代官所御取斗之趣承知仕度右為御聞合之如此御座候、以上、

六月廿六日

吉野山遊覧
役者福島院

御代官所御役人中
左之通返書

御札致拜見候、然者当七月三宝院、御門跡御入峯ニ付、吉野山御逗留中西河村大滝・宮滝江被成御越候、右之節大滝・菜摘村両所ニ而被成御休息候趣ニ付、右村々江御先格之振合御聞合被成候処、未夕当役所方沙汰も無御座候由申之、左候得者被成御越候御差支ニも可相成哉と御承知被成候ニ付、被仰聞候御紙面之趣致承知候、然ル処右御門跡御使者御差越被成候節被仰聞候者、天ノ川・洞川村・川上郷江被成御越候趣御通達ニ付、右場所江者一通り申渡し置、此節も追々申渡道造其外所事見分等も差出し候儀ニ御座候、菜摘村・宮滝・喜佐谷右三ヶ村之儀者御通行否之儀も承知不致候ニ付未不申渡候、早々申渡候様可致、尤差掛之儀故万端不都合之儀も可有御座候間、此段御承知被置可被下候、右御報如此御座候、恐惶謹言、

六月廿六日

奥野右源太

福島院様

善哉(花押)

右之趣ニ付、為使僧と法住房差遣候所、手代瀬川罷出取次致し申候者、右村々呼出し先格之振合相尋、若先格不相知候ハ、聖護院御門跡之節之振合ニ准取斗申候間、左様御承知可被下候旨申候由、尤差掛り候義故、御休息所等念入致候而者間ニ合申間敷、只御差支ニ不相成様迄ニ申付候間、左様御心得可被下候旨申候由、

三寶院御門跡当峯御修行ニ付来ル七月五日当山江御到着之由尔今御通達者無之候得共、弥御登山之御様子ニ候間、堂社并御道筋掃除等万端免略無之御入念御取斗可被成候事、

一、銘々持場之堂社及被損見苦敷所者成程ニ修復御加可被成候、不外分之儀無之様御取斗可被成候、

一、山下并山上共寺社方御送迎等先規之振合を以宜御取斗可被成候、

一、寺社方召仕之下部とも、御門跡御山籠中御通行之節緩急無礼無之様、御入念御申付可被成候、

一、此節干越之折節、別而御門跡御山籠中、火之元弥大切ニ仕候様御申付可被成候、

右之趣為御心得御達申候間、宜御取斗可被成候、已上、

六月廿六日 学頭代

東福岩前吉

一、六月晦日菜摘村庄屋福島院江参り申候者、三宝院御門跡様弥菜摘村庄江御越候哉、弥左様之儀ニ候へ者、委細之御様子被仰聞被下度旨申、猶御代官所手代喜佐谷村逗留罷在候由ニ而、左之通之書面被差越候事

一筆致啓上候、然者此度三寶院御門主御入峰ニ付仙九郎御代官所吉野郡中座郷宮流・菜摘・喜佐谷村庄江御通行被成候趣、先達而貴様方御通達ニ而承知いたし、拙者共此節見分与して出役いたし罷在候、然ル所此度右御門主御内小笠原藏人方御休泊等之儀申越候ニ者、宮流辺御通行之儀何之沙汰も無御座候、弥中座郷江御通行被成候儀ニ御座候哉、今一応承知いたし度奉存候間、御報被仰聞候様いたし度御事ニ御座候、右可得御意如此御座候、恐惶謹言、

六月晦日

上野海藏
山崎万太郎
有定判

福嶋院様

以別紙得御意事、然者三寶院殿菜摘村庄江御通行并御小休之儀ニ付先達而貴様御家来小山藤右衛門被差越候節、御座敷等之儀差図被及候通りニ者連も辺郷之儀故届申間候候と右村庄屋共も申立候間、此段為念貴様迄得御意置

候間宜御含御取斗可被下候奉願候、右可得御意如斯御座候、以上

六月晦日

上野海藏
山崎万太郎

福島院様

返答書

貴札致拜見候、然者此度三寶院御門主御入峰ニ付、其御代官所吉野郡中座郷宮流・菜摘・喜佐谷村庄江通行被成候趣、先達而当境方御通達申候ニ付、此差各様御見分与して御出役被成候趣被仰聞致承知、御苦勞之儀ニ奉存候、然ル所此度右御門主御内小笠原藏人方御休泊等之儀被申越候由ニ者、宮流辺御通行之儀何之沙汰も無御座候得共、弥中座郷江御通行被成候儀ニ御座候哉、今一応御承知被成度旨被仰聞、致承知候得共、右村々江先年之通御通行被成候義と申儀者、当山江者御沙汰無御座候得共、先例ニ相違いたし候様之御振合ニも候へ、其段御達も可有御座義と奉存候得共、未夕其儀も無御座候故、此度も御同様之義と奉察候得共、各村方江御通行之義亦相違無之哉之趣預御尋候而者、前段之趣ニ候得者治定之御報難申奉存候間、此段宜御賢慮可被下候、右之趣貴答迄如斯御座候、恐惶謹言、

六月晦日

福島院
高長判

上野海藏様

山崎万太郎様

御別紙致拜見候、然者三寶院殿菜摘村庄江御通行并御小休之儀ニ付先達而野院方小山藤右衛門差遣候節、御座敷等之儀差図いたし候趣ニ而者、連も辺郷之義故御届間候哉と、右村庄屋共も申上候由、右ニ付為御念之野院迄被仰聞候と之御義ニ而、宜申合取斗可致旨被仰聞、承知いたし候、右ニ付御休息しつらひの義着方申間候儀ニ御座候間、左様御承知可被下候、猶菜摘

村江御通行否之義ハ本書之趣ニ御座候間、宜御賢慮可被下候、右御答如斯御座候、以上、

六月晦日

福島院

上野海藏様

山崎万太郎様

一書致啓達候、然者 当御門主被経 関東之御沙汰、為天下泰平御武運長久之御祈禱来ル七月二日御発興ニ而、從吉野山御駈入御修行御座候、何而万事御先格之通為御心得如斯御座候、恐々謹言、

六月廿五日

村田相模介

義居印

飯田周防守

経明印

北村長門守

李保印

吉野山学頭代

兩派惣中

返書

貴翰致拜見候、然者 三宝院御門主様被為経関東之御沙汰、為天下泰平御武運長久之御祈禱、昨二日御発興ニ而御駈入、当峯被遊御修行候間、万事御先格之通相心得為可申御書翰之趣致承知候、恐惶謹言、

七月三日

講堂印代

福島院判

寺僧印代

東南院判

学頭代名代

蓮藏院判

三宝院御門主様

御内 諸大夫御衆中

近日御書翰六月晦日夕方致到来候故、御殿表江及御答候合も無御座候ニ付、御館迄之及御答申候、以上

右之趣相認、桜本坊先達而御前宿八木迄御出迎ニ付領遣候事、

一、五日八ツ時頃桜本坊申来候者、只今八木方飛脚歸り申候所、夜分御門主様南都ニ而御逗留被為在、今朝八ツ時御出立ニ候得共、八木御宿リニ可相成哉、御当着候ハ、御延着ニ相成可申段使を以被申越候事、

切封ニ而

北村長門守

桜本坊先達様

飯田周防守

村田相模守

以手紙得御意候、然者、今晚爰元御逗留被為在候、尤寅上刻御発興、吉野江ハ是非五日晚御着之御積、此段為御心得如斯御座候、以上、

七月四日

右書而桜本坊被差越、八木村御中食被為在候趣、使のもの口上ニ而申間候事、

只今高取方見廻り之衆中致登山、御門跡御儀今晚夜ニ入候而も当山江可被成御駈入候趣、南都方高取表申来候趣被申候候、尤残暑之時分故、若明日御駈入ニ可相成も難斗候得共、南都方高取役所江御通し之趣、右之趣ニ御座候間、今夜御駈入之積りを以各御用意可被成候、已上、

七月五日

学頭代

尚々御廻着之旨、兩派役者惣年寄江御達し可給候、

先飛脚を以申入候、然者 御門主様昨夜南都御泊り、今晚寅ノ上刻御発興、是非今晚吉野御着之旨申来候ニ付、尚再三聞合之上先飛脚遣候処、又候只今当所御本陣江御殿早飛脚參り、今夕八木泊リニ被為成候旨ニ相成候間、今日之御用意ニ者不及、明日御着ニ成と存候、右林混雜いたし、扱々心痛不少困り入候、拙も今晚帰山之積り之処は又難斗候ニ付、明日と御心得置可然

候、尚間違等出来之節追可申進候、以上

七月五日

桜本坊

上田半四郎殿

覚

一、地下老分惣代大橋迄御出申上候、

一、兩年寄一ノ坂迄御出迎申候、御奥先ニ立御宿坊迄けい、仕候、

一、惣勢先弘として一山町宿老兩人、是又一ノ坂迄罷出候、

一、御目見之節地下老分ガ葛七升折献上仕候、兩年寄より栢五升折献上仕候、

一、如意輪寺へ御参詣被為遊候ハ、八ヶ院地下老分中ガ兩人御案内仕候、

七月六日

柳原保兵衛

福嶋院様

藏王権現

金三百疋

右之通只今拙者江向御渡有之候、御讀書被遊御差出可被成候、以上、

七月七日

上田半四郎

福嶋院様

御納所

今日者目出度奉存候、昨日者御苦勞御入来被下奉奉存候、然者本堂江御逸堂之儀九ツ過御支度之旨被、仰出候間、御出門八ツ時ニ相成可申哉、且竹林院江御立寄之義御登り懸と奉存候、子守方還御之節ハ夜ニも入可申事と被察候故、御登り懸と奉存候、いまだ同様之所ハ難斗候得共、是非御立寄と被、仰出候間、其覚語被成度候、右得御意度、甚取込要文申入候、以上、

七月七日

桜本坊

福嶋院様

三宝院御門跡

提重老組

吉野山 満堂中

北村長門守様

吉野山 満堂中

井内大藏卿様

吉野山 満堂中

飯田式部卿様

密乘院権僧正様

右之御内江提重式組進上、

三輪山御先達 吉野山 満堂中

内山御先達

右之御内江提重式組進上、

敷曲膳様

左右田掃部様

吉野山 満堂中

山懸將監様

山科厚庵様

右之御内江提重式組進上、

御近習八人 侍六人

両先達方供 拾五人

御門主様御家中向侍・下郡都合百拾人、此分へぎニ可然候、

以手紙得貴慮候、残暑甚敷候得共、弥御安康可被成御渡、珍重之儀ニ奉存候、然者今般三宝院、御門跡御登山尔付両派御目見之順次之趣、御一派方御書付出候趣、桜本坊方承之候、右御書付之趣口述ニ而承り候趣ニ而者、当派ニおゐて差支之筋も有之敷ニ奉存候故、先ツ右御書付御下ケ之儀桜本坊へ申入置候間、左様御承知可被下候、猶思召も候ハ、御面会之節可申承儀と奉存候、右得貴意度如斯ニ御座候、以上、

七月十日

福嶋院

蓮藏院様

御手紙被下忝拜見、如仰残暑之節^ニ御座候処、弥御安康被成御度、珍重御儀^ニ奉存候、然者今般 三宝院御門跡御登山^ニ付兩派 御目見之順次之義、当一派方書付出候趣被成御聞候得共、口述^ニ而被成御聞候趣^ニ而者貴派^ニ御差支候趣も有之歟^ニ御座候由故、右之書付御下之儀^ニ松本坊御方^ニ被成御申入候間、左様承知いたし候様被仰下候書面之趣者致承知候得共、当派方差出候書付貴派方御下ヶ之義御申入之義も如何敷事^ニ奉存候、為御見合被成御覽度儀も御座候^ニ付、暫御借合之義御頼之儀^ニ而当派^ニ無御断儀^ニ候得者、野院も不存事^ニ御座候^ニ付、不及御断儀^ニ奉存候、尚又御別意も無御座候故、其書付之趣当派^ニ御申越被下候ハ、写御目^ニ掛相濟候儀^ニ御座候、宜御勤弁可被成下候、且又右書付者野生一分^ニ而取斗候儀^ニ而者無御座、一派衆談之上無理無之可有様之趣^ニ而御差支者無之趣^ニ而、先日御咄申上候趣^ニ御座候、兎角ヶ様之義被相滞候而者他門^ニ不外聞之筋^ニ御座候間、無滞様いたし度奉存候、右件^ニ之趣宜御心得可被下候、猶拜面^ニも可得貴慮候、以上、

七月十日

蓮藏院

福嶋院様

覚

一、金三百正

右者下山本堂藏王権現 宝前^ニ為御口物被為在 御奉納神納仕置候、為念如斯御座候、以上、

子七月七日

講堂役者

福嶋院印

三宅院御門主様

御役人中

覚

一、金貳百正

右者当院^ニ被為 入候為御挨拶被為 下置頂戴仕置候、為念如斯御座候、

以上、

子七月八日

竹林院代

福嶋院印

三寶院御門主様

御役人中

一、宝塔院^ニ正被 下置候、御請取書右同文言認候、

右請取書付松本坊納所^ニ向差遣候事、

一、御門主御玄閣^ニ手札持參候而御礼^ニ罷出候扣左之通り、

今般被為成被下

竹林院代

福嶋院

難有奉存候、右の御礼

參上仕候、以上、

今般被為下置候

竹林院代

福嶋院

御目録難有仕合奉

存候、右為御礼參上仕候、

一、十三日八ツ半時頃 御門主御使内海恒之進殿を以被下物左之通

一、素麵 苧折 竹林院^ニ

金三百正

一、金百正 宝塔院^ニ

右両院名代相勤候^ニ付、福嶋院^ニ受取置、猶即刻御請書持參候而御礼^ニ參殿、

玄閣取次迄申入置候、

一、素麵 苧折 講堂中^ニ

白銀三枚、

右惣代久保坊^ニ向參り候事

御献立

白三方御盆

御銘々盆

白三方 御箸

但シ奉書ニ而包

御提重

かい敷

しやが

老

いり酒

けん

ほうづき

ふとう

筑波根

かい敷

式

かい敷

式

式

式

式

式

式

式

式

式

式

式

式

式

式

御煮

御次

提飯

へぎ盛

煮

煮

煮

煮

煮

煮

煮

煮

煮

煮

煮

煮

煮

煮

煮

煮

煮

煮

煮

煮

煮

煮

煮

煮

煮

煮

煮

同断

やうじ

水豆腐

水こんにやく

椎茸

めうか子

結かんひやう

錦麩

ささげ

里いも

御香物

以上

右十日ニ菜摘村ニ而献上之積り用意罷在候所、大滝村ニ而夜ニ入御逗留ニ相成候ニ付、翌日十一日提重等取直し献上致し候、供奉衆中下々凡百人斗之様子ニ付、握り飯用意候所、吉野方御迎之衆中等落合三百ニ拾人斗ニ相成、乍去何角都合宜下々迄大ニ悦び候由、御門主御休息所之儀先年之通久四郎宅_江被為入、尤拵等之入用村掛リニ相成候由、右菜摘村方ニ而賄方仕出し、上市村_江相頼候、尤提重拾組惣押しならず、老_人前ニ付五本と相定、百人前相談候所、一日延引相成候上、人数貳百人餘も相増旁ニ付、入用加増致し金廿両指遣し候事、一、御門跡引役銀之儀、十三日先例之通五百五拾目福角藤兵衛請取、右請取書左之通、

請取申引役銀之事

一、文銀五百五拾目 久保坊印

文化元子七月七日 福鳴院印

三宝院御門主

御上同断
御切飯
重箱

七本

思こまかけ

切飯

水おろしかけ

観心寺 たんご

こし粉あへ

蓮根衣かけ

里いも

はじき曹豆

里いも

みかん干

粒しみ茸

長いも

くわい

筑波根

ふとう

木葉いも

糸山吹

はしかみ

青海のり

岩たけ

水仙

但シ奉書ニ而包

御箸

御銘々盆

白三方御盆

御役人中

右之通貫三百与加根紙ニ相認、尤金さしニ而幅

好留いたし一統大悦不過与奉存候、然者山上表之儀昨朝東南院方之状ニ者、
 休息所一儀先達中方も御役人中方もまた返答不申来由申来候処、一昨十八
 日 御門跡洞川村方還御、龍之口ニ而暫御休息、夫方直ニ本堂江被為人、御
 休息所御尋ニ付、仮籠江御案内申上、御茶・たは粉被召上、南之坊方握食等
 被差上、諸事相済候由申来候、

一、洞川方立候御休息所者此方取払可申旨長門守老江東南院方申入置候由ニ
 御座候事、

一、執達方成就院江休息所之儀、御役人中方差因者不致候得共、洞川方御馳
 走仕候事、早速取払候而者不致ニ相成候、角立被申聞候ハ、御役人中方可
 申義有之候得共、左も無之故何事も無事ニ治り候様いたし候旨申候由、東
 南院方申来候、

一、成就院其節何と応対被申候哉、其段相知不申候、右之趣為御心得一寸申
 上候、以上

七月廿日

蓮藏院

福島院様

又申上候、昨朝当山方江左之趣申遣候

以手紙得貴慮候、弥御安康被成御修行珍重之至奉存候、然者先日京都江向
 得貴慮候、先般洞川村共道列小屋方下江新道付候儀并引下之儀相残有之候、
 たら助小屋之儀貴答被仰聞可被下候、右得貴慮度如此御座候、已上、

七月十九日

蓮藏院

小笹之間

福島院

松尾寺様

靈山寺様

桜本江頼入候趣左之通、

弥御安康被成御修行珍重御義奉存候、然者今般洞川村者共山上本堂前江御
 休息所相立候儀ニ付、御家用中江今一応御尋申進候義御座候ニ付、書状老
 箱為持上候間、家司中江直ニ相届候様、乍御面倒貴坊様方御達被下且御答早
 速出候様、宜御苦勞被成下候様御申上候、早、以上、

七月十九日

蓮藏院

福嶋院

桜本坊先達様

尚、御休息所之儀、昨日道光寺洞川村ニ而御役人江御面談之処、其御役人
 中申候甚不得其意趣ニ御座候典膳と糾申方之由ニ御座候、此段御内、得貴慮
 候、以上、

一、五日衆中惣代久保坊乗物ニ而六田迄御出迎ニ付、六尺人足四人平人三人
 都合七人亦村より雇ひ、其外侍式人支度并当用意ニ而、四ツ時頃方罷出候
 処、御臨時ニ八木御逗留ニ相成候趣相聞候ニ付、七ツ時頃辻本迄被罷候故、
 何れも出迎之衆中引取候事、

一、六日又候惣代久保坊六田迄被罷越候所、九ツ時頃六田江御越、夫方御案
 内ニ而丈六葉師等御案内候而八ツ時過吉野御着、衆中役者福島院素絹五条
 指貫着用ニ而侍・草り取召連辻本迄各相揃罷在り、御出迎、手札差出し御
 通行見物致し、桜本坊江御着後、御着之御祝義罷越候、尤桜本坊義此節坂
 中坊ニ在宿ニ付、同院江参り候趣宜御披露之旨頼置帰候事、

一、十二日、一山寺社方御目見当派方献上物覚

一、老斗入折葛

一、五斗入折葛

一、献上素羅老貫目折入

一、葛

講堂中惣代 久保坊

三傳師代 法住房

竹林院代 福島院

代 宝塔院

福島院

右之通獻上物つり台^ニの七、各侍・草り取召連、四ツ時過板本坊^江参会候事、
一、十三日八ツ半時頃 御門主御使内海恒之進を以被下物左之通、

一、素麵志折金三百足 竹林院^江

一、金百足 宝塔院^江

右兩院名代相勤候ニ付、福島院^江参り受取置、則刻御請書相認、御礼^ニ參殿、
玄關取次迄申入置掃候事、

一、素麵志折 白銀三枚 満堂中^江

一、右惣代久保坊^江向參候事、

右御入峰^ニ付委細^ニ日記可致之所、此節衆中甚以無人數^ニ罷在、宝塔院并竹林
院衆中役者福島院老人引請世話致し候故、多用^ニ取紛記録向出来不申、荒増
之要用記し置申候得共、猶前後致し見苦御座候半、^(事)此段御斷申置候者也、

〔史料9〕 聖護院宮御入峰記

〔文化三年〕寅年八月

聖護院宮御入峰記

満堂衆徒中

文化三寅八月聖護院宮御入峰記

一、聖護院御門主当秋御入峰御修行被為在候間、諸事先格之通御取斗被下候
様御頼之趣、此度役人中^方書面を以申來候事、

四月廿七日 学頭代

東南院 延命院 西善院

前坊修理亮 吉田齋宮

先年 聖護院御門主御入峰之節諸國語參詣差留候由^ニ候得共、此度御入峰

中ハ諸參詣苦しからず勝手次第參詣いたさせ可申候苦^ニいたし申候、銘々寺
社方諸檀中も有之有之儀故為御心得此段申達候、以上、

六月廿一日 学頭代

東南院 延命院 西善院 前坊修理亮 吉田齋宮

右触之趣者六月中別^ニ兩派要用有之、吉水院・喜藏院・板本坊・持明院等
出京中吉水院より喜藏院^江申入、森御殿役人^江被懸合候由^ニ御座候事、

一、御入峰用^ニ付山上一和尚竹林院^方大紋縁之薄縁拾枚・御膝付式枚致用意、

山上^江登七候様申來り相勤登七候事、薄縁拾枚之内式枚ハ大天井茶屋御休
所用^ニ右天井茶屋^ニ差置候様一和尚より之申付差置候趣持七登七候者申之候
事、御膝付式枚共下山^ニ而丈六山峰栗師堂^江相用ひ、其後山上^江登七候事、

一、七月下旬之比一山道造り・掃除等丈六山^方乃至安禪寺境内^ニ至迄学頭代
・兩派修理役院相揃無念無之様夫^レ江申聞有之候事、

一、山下本堂掃除之節、外陣寄進物・額等施主名前書等有之、其外見苦敷物
片付置申させ候事、高位御參詣之御下輩之名前有之候而者不敬^ニ相成候故、
右之通取計之事、

一、七月下旬一山寺社惣代罷出美城寺^江会合いたし、御出迎之儀、且又献上
物等礼合諸事申合之儀会合有之候事、

触

聖護院御門主來ル五日越部御泊^ニ而六日当山江被遊御驅入候旨 御殿方申來
候間、右之御積り^ニ而先格之通各御出迎可被成候、已上、

八月三日 学頭代

東南院 延命院 西善院 前坊修理亮 吉田齋宮

一、聖御門主七月廿五日 禁裏御參内被為 濟直様御免奥、宇治三室堂^江御
成、八月二日迄一七ヶ日之間被遊御籠、三日宇治御免奥、同日南都^江御着、

四日御滞留、五日南都御免奥八木御中飯越部御泊、六日同所御免奥六田御

小休、夫ら当山江被遊御駈入候節、丈六山御出迎ニ者多開院元覚房、衣鉢者素絹紋白袈裟指貫等着用、侍老人・草履取召連れ先格之通勝福寺并戸道与大道与分れ辻之所迄御出迎申候處、喜藏院御先供ニ而被見江、御門主ニも六田方御歩行遊し、頓而御見レ被遊候處、近侍林之人ニ向ひ当所之一之藏王年預多開院是迄御出迎申上候由言入、手札渡、夫方堂江御案内奉申上候、至極御懇ニ被遊御拝本尊者何れの作と被遊御尋候、一行基之作与申伝御座候与奉申上、堂内悉く拝覽遊し、御直ニ是方峰之葉師江何町そと尋給ふ、多開院六丁御座候と申上候得者、奥をと被レ仰、夫方奥ニ御召被遊候、多開院者森はつれ迄御送り直様峰之葉師江向掃院候事、

峰葉師堂江者持明院法住房御出迎被申、近習林之人江向ひ、当所峰葉師年預持明院御出迎申上候旨言入、手札渡し候得者、役人被尋候ニ者、先年御門主ニ者堂内江御上り被遊候事ニ候哉と有之、先例之儀者御奥方御拝被遊候与申入候由、夫方御奥之中ニ想ニ御拝御座候、暫御奥之假被遊御休、御烟紳被為上候由法住房物語之事、頓而御立を伺ひ堂之上手迄奉御送候、午之半刻時分也

一、当派衆中惣代御出迎之儀、為惣代坂中坊惠高房・延命院那如房、右兩人先格之通開屋迄御出迎、衣鉢者何れも素絹紋白指貫致着用、乗物ニ而供廻り、侍老人江四人、草履取人・片袂江、箱・長袴江、合羽江、巴上人也、當時上田屋安兵衛住居候高勝院宅を前日方頼置、是ニ而御待申上候、同日寺僧中方御出迎者御宿坊一老代吉祥院本陸房、衆中為惣代東南院・成就院右両院也、但し三ヶ院共乗物ニ而供廻、当派惣代之通り社僧方惣代ニ者西善院同乗物ニ而供廻り同申、前坊修理亮者侍老人・供老人召連赤宣惣代ニ御出迎奉申上候、右高勝院宅ニ而當派惣代・社僧惣代・赤宣惣代暫待罷在、尤御駈入之刻限も難斗候得者當派惣代兩院中ニ提重一組用意いたし、社僧ニも同申下辺之もの共ハ独弁志ツ宛、尤無程空腹ニも相成候間支度いたし候、寺僧中者

開屋權兵衛宅ニ御待上被申候間、使を以申合隠れ松之真向ひニあき屋敷有之、此所ニ一山寺社中惣代片側ニ並ニ奉侍候内諸國之先達者御門主方駈入被申候儀余程先江入込被申候、喜藏院者先供ニ而被入込、頓而御門主御奥を相成候程より躡踞いたし居候得者、御用人御手札御渡被成御披露可申上与被申、手札渡し候ヘ者大音ニ而御披露被申上候、其間御奥留り候事

後と為心得書置候、先月御出迎等諸事為申合之儀於奥城寺合会之時寺僧方一藏吉水被申候ニ者、御出迎之節手札之儀者一山惣代皆と一紙ニ当方ニ而相認可申与被申、任其意置候處、今般御駈入之御御先供奉ニ而喜藏院通行之続ニ前鬼之者共緋ニ而頭を包黒き上首と次第ニ並居、一番ニ吉水貫ニ而並行候、扱御出迎之銘と大橋の方を十徳ニ並居、一番ニ吉水院代吉祥院手札ヲいたし居、右前鬼之もの者左様之役前ニ而ハ無之故、断申通被候、其続江来ル供奉之人江又候御披露被下候様与申手札差出シ候得者、此も如何相心得候哉、手札受取行過候、其後頓而御露ニ役人被參一通り挨拶いたし手札御出シ被申候節吉祥院絶句いたし先刻くと而已申居候、誠ニ外惣代迄及赤面罷在候内、先ニ手札受取通り過候もの心付候哉、急ニ立立婦り役人江相渡、漸ニ御披露相、相ニ濟候、誠老人之不調法者一山之恥辱相成候間、向後者ケ様之節者手札銘と所持候儀可然事与被存候者也

一、高勝院宅上田屋安兵衛方ニ待上候内安兵衛宜茶江又者菓子等想ニ世話いたし具候付、當派惣代兩院并西善院為三ヶ院与南遊三片後日為持遣し候事、

夫より何れも供切れを見合致掃院候、稀なる御入峰故近郷方拜見ニ致登山候もの殊之外群集いたし候事、今日御門主供奉人凡百人程、思之外少く候事、喜藏院供廻り九拾七人与申事ニ候、今日天氣快晴之処八ツ半時分方

雨天^ニ候得共 御門主御成後故少も御障^ニ不相成御都合宜事共也

触

明七日巳刻 御門主御目見被 仰出候之間、先格之通献上物為御持、辰之半刻迄^ニ各々御本坊^江可被成御出候、已上、

八月六日

学頭代

東南院 成就院 坂中坊 延命院 西善院 前坊修理亮

写

一、八月七日巳刻、吉野山一山御対面

一、同 八日巳刻、御邊堂

一、同 九日、吉水院^江御入

一、同十日辰之刻、御滝詣

一、同十二日安禪^江御入、夫方宝塔院^江御一宿

以上別紙^ニ而学頭代^方触来候

一、先刻御達申候、明日 御門主御目見被 仰出候^ニ付、一山寺社方惣代方

ハ自分御礼申上候人数書差出可申旨、御役人^方被申聞候間、今夜中寺社方銘々書付可被成、

一、明七日御目見方安禪^江御駆入之儀^ニ至迄、別紙之通被申聞候間、各御承知可被成候、已上、

八月六日

学頭代

寺社名当先刻如回章故略之

一、七日如先刻一山寺社御目見相濟候、其外惣年寄兩人・地下人惣代式人・小路村三人・洞川村惣代式人等也

当派献上物扣

一、藏老斗入折 豊代坂中坊

同延命院

一、葛老斗入折 山上三尊師代多門院

一、上素麴老折 竹林院代持明院

一、葛三升入老折 宝徳院代坂中坊

一、(献上品図) 此外竹林院并宝塔院献上物準上もの也

右一緒ニ釣台^ニ而為持衆中一同ニ御本坊^江參り候事衣鉢者何れも素絹紋白指貫着用いたし候事、惣代兩人之供廻り者伴僧・侍・草履取・長柄持・片袂箱等也、外式人之衆者侍・草履取、雨天^ハハ長柄為持候、当派^ニ者侍^ニ上下着させ候、寺僧方^ニ者袴羽織為着候事、

一、御見^ニ目之節者、御門主上段^江被^レ成候面、一山銘々者玄閻之奥長間^ニ入口之方上躰^ニ並居、寺僧方者吉水院、次ニ寺僧惣代東南院・成就院、山上夏一代吉祥院、此外真珠院後住三位卿、次ニ当派之惣代・両院山上三尊師代・竹林院代・宝塔院代、次ニ社僧惣代弥宜等、皆々独礼也、尤御目見座席之儀者学頭權僧正代吉水院上段之次之間縁側^方三疊目也、次ニ吉水院家二疊目、夫方寺僧・満堂者老疊目也、社僧より以下者縁側^ニ薄縁三枚鋪、上方老枚目社僧、二枚目弥宜、三枚目惣年寄地下人等也、皆々何れも独礼^ニ而御目見相濟、皆々門外迄立出、夫方引かへし玄閻之奥前之座^ニ着、先刻者御目見被 仰付難有奉存候之旨御用人^江向御礼申入候、然ル処御用人被申候^ニハ、只今坊官共貴院方^江御目^ニ懸り度旨被申候間、御通可被成与有之、寺僧方・満堂方・社僧方^ニ至迄毎派^ニ奥之佛前之間^江案内被申、岩坊法印并雜務法橋兩人被出合、此度者、宮様就御入峰何角頂御心配奉存候、万端宜御頼申上候与入念之挨拶被申候、夫方本座^江立帰り列座いたし居候処、御用人御勝手^ニ御帰院可被成旨被申何れも引取候事、此節喜藏院被申候^ニ者延命院御方^江鳥渡御尋申度儀御座候由被申候^ニ付、坂中坊も同様相殘候、然ル所喜藏院被申候^ニ者、貴院方^江御尋申上候儀者、於山上夏渡之御作法之時曾之くひ三本程入用儀有之候様承之候、貴派者御存無之候哉、例年八月五日

笈渡山上ニ御座候時貴派ニ御被成候事故、右御内分御尋申候与申候ニ付、
 兩院返事ニ者、御年八月五日ニ左様之もの入用之儀者覺無御座与申候得者、
 左候ハ、御門主御入峰之節貴派之御扣等ニ相見不申候哉与被尋候故、其儀
 者記録之内ニ種々故実書等有之趣ニ候得共篤与覺不申旨返事申候ヘ者、何卒
 相知れ候儀ニ御座候ハ、御調ヘ被下候様与被頼候故其段承知いたし、猶又
 当派ニ御相談申度儀御座候間午席得御意候、外之儀ニも無御座、則貴請取
 方之儀山上ニ一和尙之役筋与先輩皆以相心得罷在候故歟、先門様御兩代御
 入峰之初も既ニ貴派侯一と相互ニ目前之勤筋与申事ニ而、笈渡之節双方正
 御渡無之相滞御座候由、此度者如何被成候御事哉与此段申入候得者、喜藏
 院被申候ニ者、手前事者春來方他行旁以何之訳をも不承候、乍然左様之儀
 者御用入正成共直ニ御尋被成候方可然与被申候故、其時直様御用人伊地知多
 仲殿正及面会、右之趣相尋申候処、多仲殿被申候ニ者、其義者儘ニ寺僧方ニ
 被勤候様存候得共、今日者甚以御用多御座候間、篤与相調候上重而御沙汰
 可申与被申候故、然者宜御頼申上度と申置候事、

一、同時ニ喜藏院正 御門主御引役銀請取役人差出可申哉、是も乍序御尋申候
 処、喜藏院早速役人中正被尋兵、役人被申候ニ者、引役銀之儀者喜藏院正向
 ケ差出可申与被申候間其段致承知、喜藏院正右之趣ニ候間貴院正向役人差遣
 し候間、左様御承知可被下与申候得者、明八日ニ御勝手ニ御遣可被成旨被申、
 兩院致承知婦院候、尤右引役銀者先例者於美城寺御渡有之候由、福角藤兵
 衛申居候、且先年之儀父藤兵衛代ニ而先格上下着用いたし罷出候儀ニ親方申
 伝置候由申居候得共、此度者万事本堂并末社等其外一山社中正先格之御
 奉納物并御下物等まで喜藏院正御渡有之、夫々喜藏院方被取斗候様御仕向
 被成候故、御引銀も翌八日ニ同院正請取ニ可差出答ニ無是非致相儀候事、

回章

一、今日方十三日迄一山上諸參詣等諸人松明を燈し候儀、町之家ニ正停止相

触申候間、各寺社方諸檀中等も其趣可被成御申候、
 一、明日本堂勝手宮正 御門主御逸堂之節、銘と役者衆中御出迎等先格之通
 可被成御取斗候、

一、御門主山内通行之節、寺社方銘と門前之掃除等亦入念可被成御申付候、
 御門主御通行之節銘と下部之もの共緩急之儀無之様入念可被成御申付候

八月七日 字頭代

東南院 坂中坊 延命院 西善院 前坊修理亮 吉田齋宮

八日晴天

一、御逸堂已之刻御出門之由ニ而辰之刻方当派番衆坂中坊・持明院农林者素
 網紋白指貫着用、侍者上下着セ、草履取等召連、本堂正相詰居候、寺僧方
 ハ東南院・成就院也、本堂内陣掃除等氣を付龜末無之様道心正申付候事并
 伺様子三尊行者尊等間帳為致置候事、御逸堂前ニ岩本坊權僧正被致參堂、
 何角被相尋、当派当院之衆堂内之趣御案内申入置候、最早致彼是中御出門
 前ニ相成候得者、諸參詣本堂正入候事、御逸堂相過候迄者暫之間令停止候、
 頓而 御門主御與ニ而、其外權僧正若王子諸先達ニ至迄皆と歩行ニ而、此外
 諸修験等數多行列嚴重之事共ニ御座候、

一、御門主御出門之時刻者午之半刻ニ玉門正御廻り、二天門屋敷正向御登、其
 時向様子、当派兩院石垣之下西之方ニ東向ニ立並居候、寺僧方ハ東之方ニ西
 向被居候、然ル処大宿始メ諸先達中御先供奉之衆石垣之下東側並立被居候、
 若王子斗ハ西側ニ立被居候 御門主ニ者しらすの真中御通行被遊、しらすは
 づれ方下ら七給ふ、其時兩派之銘と其外皆、躊躇ス、夫より本堂正為入給
 ふ、此時兩派諸先達中一同ニ付添入堂いたし候、其餘者堂内正不能入事候、
 御門主正面より内陣正被遊御上り三尊前ニ臺台設有之、夫より先中尊御
 拜之節 御門主兩之御脇ニ岩本坊權僧正、若王子後ニ喜藏院以上三人付添内
 陣正被上候、其外諸先達中者下陣方被致拜候事

一、当派兩院三者西之方金縁置之上方東向ニ相座ス、寺僧方者東方方同断ニ候、權僧正者先刻当派兩院案内申入置候旨、御門主江被申上候而、至極都合宜御座候、左候而三尊御拝相濟、次ニ不動尊御拝、此時者当派兩院共板間江下り踏躑ス、夫方行者尊御拝畢而御出堂、兩院ニ者差急き石垣之下御出迎之場所ニ而踏躑いたし奉見送候、是方勝手社江被遊御參詣候、右本堂相濟兩派共帰院候事、

附り今日 御門主御參堂之節寺僧方下人草履乍持外江出有之候、御出堂之時ニ至りぞうり無之、草履取者外ニ居り候、勿論供廻りニ至迄御出堂後迄者老人江入不申候故、致方無之、終ニ御見送り不申上候、誠ニ以不外聞之至、且者氣之毒千萬之事共ニ候、右様他之非分成事相記し候儀不宣事与存候得共、又重而為心得爰ニ相記ス、多罪ノ

右勝手明神江御參詣、直ニ還御遊し候時刻ハ未之上刻也、誠ニ御邊堂稀之事故、近郷より拝見之輩群集夥數事ニ候也

一、同日 御門主御引役銀請取之事

(元禄六年・宝曆七年・文化三年ノ御引役之請取狀三通ヲ傳亨之)

但し往古此引役銀常先達七人半分御出し被遊候よし、是を段と御断被仰、今ハ常先達三人分御出し相濟候由、古記ニ相見候事、御門主御引役請取書中奉書ニ而認候事、

入峰先達扣

尊滝院 報恩院 建往院 南光坊 円成寺 岩本坊 密乘院 観音院 良学

院 十乘院 十五院 大善院已上本役

養仙院若王子 吉祥院 大聖院 不動院 観音堂 玉林院 東光院 学

円坊 観喜院 喜藏院

已上式拾三人 但し若王子方喜藏院迄拾人ハ未先達ニ而引役銀無之、

内 本役拾式人 老人前丁銀百拾匁

半役老人前 丁銀六拾匁

右本山引役之儀先達入峰初入る第四度目半役、五度目方本役請取可申候也
一、九日 御門主吉水院御坊入、未之刻御出門、御步行直様本堂江御參詣、下陣方御拝、夫方縁御廻り之由ニ天門屋敷迄御步行石垣下方御乗物ニ而勝手社江御詣ふて、夫より吉水院江御成、御茶菓子斗献シ候由承之候、暫いたし未之半刻斗ニ還御、御步行ニ而本堂経堂之前江御登り觀世音御拝、夫より東之方石垣御下りニ玉門江向還御被費遊候由也、右今日供奉人数御手人斗ニ而凡三拾余之人數候也

一、今日 御門主御沙汰無之本堂江御參詣遊し候故、衆中ニハ一向存不申迎送不申上候段不都合之儀ニ候、以来者御滞留中本堂江番衆中申合志番輩宛相詰可被申候様いたし度候事、

一、同日 宮様方御下物喜藏院江御渡、同院より当派役者江被送候事

一、青銅三貫文 衆徒中江

一、金 貳百疋 三導師中江

右為御礼同日坂中坊・延命院衣鉢直綴輪袈裟着用、侍者袴羽織着用、草履取等召連れ御本坊江參上、玄關之次長間江通り候得者御用人伊地知多仲殿被出互ニ相応之挨拶いたし、我々参り候儀不有別儀、先刻者御下物衆中并三導師中江被下置難有頂戴仕候、為御礼致參上候、御前宜御執成頼上候与申入候得者、御叮嚀之儀委可申上与申被申候今日貴院方江可得御意与兼而存居申候、先日御尋被成候山上ニ而笈渡之儀致穿鑿候、見候処は八寺僧方江被仰付候間左様御承知可被成与申聞其段致承知候、右笈渡之儀御尋申上候も、先門様方相滞何れ江共不相分御座候故、且又当派江御渡被成候ハ、其用意もいたし度旁以前御尋申上置候儀与申入、兩院致掃寺候事、右御下物受取者喜藏院江遣シ候者也、

一、十日 御門主御滝詣、辰之刻御出門、御步行ニ而子守明神・金精明神江御

社參、此所^ニ而しばらく御小休、夫より^ニにじつ^江御通行、安禪^江御參詣不被遊候、此時宝塔院茶屋之前迄御出申上候、先格^ニ而候宝塔院^ニ者在府留守中^ニ付坂中坊被致代動候、衣鉢素絹紋白着用、伴僧直綴輪裝袈裟せ、侍者上下着^ニ草履取等召連候事、

一、寺僧方^ニ者大滝^ニ而提重献上被申候、是も一膳賄^ニ而三位卿乗物^ニ而被參候、侍者人・片挾箱、長柄持等并草履取召連被行候、今日 御門主供奉人百五拾人餘^ニ御座候、今日雨天^ニ候得共始終御步行遊し候由、還御未五ツ時^ニ相成候、竹林院并喜藏院^ニ者為御馳走門前^江高張挑燈出し候由是も先格之事与承之候也

一、十一日御休日

回文

宮様今日早昼飯被為濟、直^ニ御出門^ニ而子守宮・金精明神・安禪^江御邊堂被遊御駈入候

八月十二日

学頭代

一、十二日 御門主御出門、午之刻御步行世尊寺・子守宮^江御參詣、是方御乗物^ニ而金精明神・けぬけの塔^江被遊御參詣候、此時寺僧方言祥院二ノ鳥居迄御出迎并御送りハ明神之横垣根まで出被申候、同刻宝塔院代坂中坊衣鉢供廻りも十日之通り^ニ而金精明神森はづれ迄御出申上、直様付添相登り候、夫方宝塔院^江御成、実城寺方持參候御提重御開遊し、先達中其外供奉人末^ニ迄独弁等相濟候得者、列を揃 宮様御邊堂御作法堂内土間^ニ而暫御座候、相畢而中尊御拜、役行者如意尼御拜相濟被遊御候、右御邊堂前^ニ三尊為致開帳置候事、御參堂之間坂中坊本堂如意尼之方畳之上^ニ扣居候、御門主^ニ者土間方御拜候、

一、諸先達中^ニ者 宮様御邊堂被為 濟候恐悅申上、直様宿所^江被下山七候、此内致止宿候先達者岩本院權僧正・良学院・円成寺并引導山伏等也、御手

人者不残止宿候、人数百六七拾人斗也、扱又喜藏院取次^ニ而御目見被付候由被申聞、坂中坊用意いたし直様御目見^江相濟候、扱又喜藏院取次^ニ而御備物・開帳料并御下物被致持參、坂中坊受取、直様御請書差出申候、喜藏院者夫方被致掃寺候、時刻者暮方^ニ候、今日者大雨^ニ而皆^ニ被因氣之毒至候、委細宝塔院記録^ニ有之候故略之云々、

一、十三日 御門主山上^江御登山、あけ六ツ時供奉人相揃、夫方 宮様本堂^ニ而御誂経御拜畢而四方正面堂并廻り之末社・苔清水・西行庵迄坂中坊御案内申上、夫方直様御出門被遊候、同院者山上伏拝迄参御送候畢、

十日回章書落記之

明後十二日 御門主安禪^江御駈入宝塔院^ニ而御一宿、十三日山上小笹^江被遊御駈入候筈^ニ御座候、夫^ニ付十三日者諸參詣并山上坊中荷物等^ニ洞川村廻り^ニいたし山上方下り候、諸參詣并坊中荷物等右洞辻方之峰通り下向いたす間敷事、一、御門主山上御駈入之時刻前^江山上御駈入被為在候迄者諸參詣并山上坊中荷物等洞川廻り下向も不相成事、右之趣先達而 森御殿^江御掛合相濟御座候、尤其節役人差登せ可申候へ共、山上坊中諸參詣并荷物等^ニも心得違無之様御念入可被成御申候、以上

八月十日

学頭代

山上六坊名前也

是方奥山上之扣一和尚竹林院記写之

一、七月下旬方追^ニ洞辻茶屋方上并龍之馬場・辰之口之等為致道遊候事
一、大天井茶屋 御門主御休足所用薄縁上式枚下四枚、たらひ・手水桶用意之事、

一、本堂下陣^ニ諸參詣方奉納候願平人之名前相記シ御門主御通行之上^ニ掛置候儀、恐多儀^ニ付下山本堂下陣正面通額悉下し候由^ニ候得者、山上も同様^ニ取

斗可然哉三付、表通り并外陳正面通りし爲申候事、

一、十一日室内掃除相済、正面二登台御ひさ付等設之置、行者尊前二者御ひさ付斗設之置、尤大紋縁之上敷正面并行者尊御休足所等之致用意、其外燭台・手燭・手水桶・たらひ用意之事、

一、十二日 御門主御駆入之節峰通下り候儀人留メ回章二和尚方被触候由、下山之扣ニ委細有之故略之、

一、同日雨天、持明院法住房登山有之候事、

一、十三日八ツ時比、竹林院江東南院被參、今日洞川廻りニ而登山いたし候本了房儀者 御門主江御中飯大天井ニ而差上、夫方登山之積り御座候処尔今登山無之旨被致物語、猶又被申候儀者、本堂江幕張申度存、桜之紋之幕老張致持參候得共、表江張候而ハ老張不足ニ候間、貴院ニ有之間敷哉之旨被申候儀ニ付、当方ニ餘慶も無御座故若御休足所ニ而も取繕置候ニ御座候、間寺僧方ニ爲御登七有之候様致し度存候旨、兼而延命院江咄置候事ニ御座候、老張御持參候ハ、夫ニ而可然旨申入候、且北向行者尊 御門主被遊御拝候義も可有之候間前立之行者尊跡取片付置可然旨噂被申候事、猶また東南院其刻被申候者、御門主今日妙覺門之下ニ而笈渡之御作法之節笈掛之くひ老本并種入用ニ御座候、是等之儀者御用意御座候哉之旨被申候ニ付、其儀者先日方御仲間方御申聞之趣ニ而者寺僧方ニ笈御受取被成候先格ニ御座候ハ、其御仲間之御取斗向敷与存候、勿論当派方取斗置候記録も相見へ不申候故、用意いたし不申候旨申入候処、左候ハ、当方ニ而可致用意旨ニ而本堂材木小屋ニ作事罷在候、大工金藏江被申付候事、

一、同日雨天八ツ半時比、角之坊内嘉兵衛洞辻茶屋迄差遣置、御門主洞辻迄御着候ハ、直ニ罷帰り候様申聞遣シ候処、七ツ過御着之趣ニ而罷帰り候ニ付各素絹紋白着用、尤雨天故草鞋掛ニ而竹林院ハ侍兩人袴羽織片扶箱持・草履取召連大雨中へ鐘掛八人童子之所迄御出迎申上候、手札ニ

山上御宿坊

一和南
竹林院

右之通相認候、等覺門迄御出迎之人數并手札

山上和南
角之坊

代
春真房

同寺中興代
覺宗房

右何れも侍・草履取召連合羽がけニ而參り暫相待罷在候処雨天故各合羽着用ニ而近習林之人難相分、追々登山之衆中江 御門主無程御登被遊候歎相尋候内是江御登山之旨被申候故、早ニ手札差出シ致蹲踞候内ニ、御門主御通り抜ケ被遊候故跡より御付申參、竹林院ニ者小松坂方出抜先江廻り候而竹林院門前ニ見合罷在候処、辰之口江御越之御様子共相見へ不申候故、夫方大黒石之下橋之際迄御出迎申上、御成門之内まで御案内申上候事、

但シ 御門主ニ者飛色之雨合羽・青しつ之あじろ加賀笠与申様之御かさ・白之御脚半わらし御召被遊候事、

一、同日七ツ時、御近習之内森山左内・陌間玄番兩人竹林院江被罷越、御殿之案内被相尋、御門主御洗足之湯等用意被申候事、御門主暫御休足被為在、先例之通御參堂、笈渡等御作法有之儀与各相心得、春真房・覺宗房・法住房本堂江相詰メ罷在候処、彼是余程隙取御座候上、南光坊先連竹林院へ被申候儀者、御門主ニも今日ハ雨天ニ而甚た草臥之御様子ニ付、先例無御座候得共被為遊御一宿度思召ニ候、此段如何可有之哉、若被遊御一宿候ハ、辰之口御參堂御作法向も明日ニ被遊御勤候、則差支も有之間敷哉、私方致御入魂見候様被 仰付候間、如何可有之哉、此旨被申候儀ニ付、竹林院被申入候儀者、御作法之儀明日ニ相成候共本堂ニおて差支之儀無御座奉存候、且 御門主様御草臥候ニ付被遊御一宿度旨承知仕候、乍去御一宿之儀先例無御座候故其用意不仕、勿論機之ものニ而も不相調場所ニ御座候得

者被遊御一宿候とも仕様も無御座、御不自由之段如何可有御座哉之旨申入候処、其儀者随分御尤ニ存候、御門主ニも御覽語（御覽語）之御事ニ御座候旨被申候、左候ハ、御供廻り之儀者如何之御積リニ御座候哉、多人数之儀故休所も無之旨申候候、御供廻り之儀ハ小笹（小笹）引取、明朝御迎ニ参り候様取斗可致旨被申、近習衆都合上分拾貳式人并供廻り拾七人各々名前相記シ、外様辻周藏殿方被相渡候、

一、御門主御夕飯ニ汁五菜御吸物御酒御香二種、次老汁三菜者二種四拾五人分、下通百五拾人分一汁式菜酒なし、御門主御膳相濟、御目見之儀近習衆（近習衆）申入候処被致取知御覽之上御沙汰可申旨ニ付暫相待罷在候候、無程被申間候ニ者先例者今晚に御対顔被、仰出候儀ニ候へ共今晚逗留之御事故明朝御目見可被、仰出との義ニ御座候間、左様御心得可被成之旨被申間候事

一、十四日御朝飯、御門主御料理一汁三菜御酒無之御膳相濟、辻周藏殿竹林院（竹林院）被申間候ニ者無程御目見被、仰出候間御手札御差出可被成旨ニ付一和尚竹林院、二和尚角之坊代春真房、寺中惣代覺榮房右之通相認差出し暫有之、坊官小野沢宮内卿竹林院対面之処、夜前より段々御心配之儀与存候、何角御叮嚀之御儀、御上ニも御満足之御事ニ御座候旨被申、猶（猶）今、御目見被仰出候間は御通可被成由ニ而竹林院方順席ニ、御目見相濟候、無程、御出門竹林院ニ者、御成門之外（御成門）江跨躑（江跨躑）いたし礼す、竹林院より直々御門主辰之口江御越ニ而夫より本堂妙覺門ニ而笈渡之御作法相濟、御門主わらし御ぬき遊し正面方被為入内陣（内陣）ニ疊台ニ而諸先達与御同音ニ御誦經相濟、行者尊御拜有之畢、正面より出御、小篠（小篠）江御驅入被遊候、竹林院始花小屋之前ニ而御見送奉申候、但し持明院、法住房儀堂内（法住房）莊嚴廻り等万端為心添被相詰候事同日中飯後各支度候而竹林院（竹林院）江寄合、御門主御機嫌能御驅入之御祝儀ニ小笹（小笹）ハ罷越候供廻りハ各侍老人草履取也、尤竹林院（竹林院）ハ侍式人伴僧扶箱持等被召連中宿大仙院方（大仙院）立寄大仙案内ニ而竹林院方之伴僧相添高野宿御殿（高野宿御殿）江参上、

三道師中参上仕候旨為致案内候処伊地知、田（田）仲殿面会ニ而御玄閏之奥、則御殿ニ而間敷も無御座、役人共宿所不相定甚以致混雜罷在候間、御台所（御台所）ニ役人罷在之間は御出被下間敷哉之旨被申間候ニ付各御台所（御台所）江罷出、則伊地知多仲殿面会、御門主無滞御驅入御祝儀ニ参上仕候旨申上候、一通相濟候上竹林院手札口上書差出し候ニ者、

口上

山上後入道之儀先例一和尚竹林院御案内仕候儀ニ御座候、右ニ付御向奉申上候上ハ、天氣も能候ハ、十五日、御門主様天川（天川）江、御成之節後邊道被為、成候哉、又者十六日天川（天川）方還御之節ニ候哉、此段御内分御役人中迄御向申上候間、宜御沙汰可被下候、已上、

八月十四日

山上和尚
竹林院

右手札伊地知多仲殿江相渡、何角申入各致退出候、自夫南光坊・岩本坊宿（岩本坊宿）へも見舞、無程護摩始り候様子ニ付、理源大師堂之下ニ暫休らひ、七ツ時過婦り候事、但し小篠往來空衣にて素絹紋白着用候事、尤手札者、御目見へ之節之通、

一、十五日、御門主天川（天川）江、御成ニ付、小篠朝五ツ時御出門之趣、且後行場今日被遊候由ニ付、其段竹林院江可致沙汰旨奥宿預り東南院へ向申來候由ニ而穀屋奥宿方竹林院へ被申越候ニ付、竹林院伴僧、侍・草履取召連、外衆中ハ草履取斗ニ而本堂へ相詰メ、御休足所御煙鉢御茶御手水又御洗足等之致用意候処、無程、御成ニ付小篠口迄各御出迎申上候候、本堂（本堂）江御参詣無之、直ニ奥宿江被遊入御候、竹林院奥宿之門前江参り居候候、辻周藏殿出合候故、御門主今日後邊堂被遊候由為御案内罷出候旨申入、御門主様暫御休息可被遊、左候ハ、間合も可有之故差扣可申旨申置、桜本坊江参り見合罷有候、於奥宿者、御門主江温純差上、御次之衆（衆）も同断之事、下部者握食ニしめと相見へ候、暫と有之、竹林院様伴僧本山方觸頭武州大聖院江面

会候而、御門主様後行場ハ被為。成候儀相尋候処、後行場の儀品ニより御名代ニ可相成儀も御座候哉、未相決旨申候ニ付、其旨竹林院伴僧申候ゆへ、左候得者相決儀上御沙汰可有之義と存見合罷在候処、無程本堂江相詰居候覺榮房、板本坊江被抽、名代ニ而南光坊先達報恩院後逸道相濟、本堂江參詣相濟候旨被申候ニ付、奥宿へ竹林院參り被申、先日小篠ニ而面会候伊地知田仲殿江出合候故、今日、御門主後入道被遊候趣被、仰出候ニ付御案内可仕と申度仕罷在候処、御名代ニ而為御済可被遊趣ニ候得者、竹林院ニ者引取可申旨申入候処、田仲殿被申ニ者、私儀小篠表何角取片付居、漸只今罷越候趣申被申候事、

但し今朝喜藏院方竹林院江被申越候ニ者、今日御門主鐘掛江可被為。成ニ付御腰掛ケ入用御座候、此方方持參可申哉之旨申來候ニ付、当方ニ用意候間差出置可申旨致返事、本堂有合床机志脚・上敷一枚・御手水桶、六坊人足を以為持遣候事、

御門主十五日洞川龍泉寺御逗留、十六日天川御泊り、還御之節又龍泉寺御泊りニ而、十八日九ツ時頃ニ山上穀屋奥宿江被為入候、夫方竹林院春真房・覺榮房各本堂江相詰罷在候所、喜藏院被參、今日北向之行者尊、御門主御拜被成度御沙汰ニ御座候間宜御取斗被成度旨被申候由、其段悲海房參り申候故、早速行者尊内ニ陣取片付置、上敷為數、蠟燭香花等相備へ用意候処、御門主龍之馬場江被為。成候而涌出嶽方御下り本堂江被為入候而、權現御拜畢而、北向行者尊内ニ陳江竹林院御案内奉申上候処、御拜御焼香被遊候而正面江御出、當時普請ニ付行者尊飯御還座有之候方へ御拜被為。在、正面方御下り釣鐘被遊御覽小篠江還御被遊候、各院花小屋前迄奉御見送り候也、一、下山役者延命院方申來候趣有之ニ付、小篠喜藏院江懸合候書狀左之通、

尚々委細之儀者使僧へ口上ニ申開候間、宜御承知可被下候以上、

山本堂被遊御還堂候由、然処先年□下山本堂 藏王権現三尊江御戸錢三貫文 御門主方御納有之、正大先達中方ハ悉百文宛同斷、役行者尊江御戸錢貳百文御門主方御納、正大先達中方ハ悉百文宛同斷、右之外御門主方三百文、御床置料右之通先年記録ニ相見へ申候、此度ハ其御取斗無御座段如何御事哉、諸事先年之通御取斗可被遊之旨被仰出候トの御趣、先達而致承知罷在候処、是等之儀者如何之御事哉、此段貴院江御尋可申様ニト下山役院方申來候、且又十三日山上野院方へ右先例之通被為。御入在候御事ニ候得者是又如先規御宿札銀三枚其同行兼五拾文宛同斷、本堂 藏王権現江志貫文、行者尊へ五百文、後逸道御引錢五百文、右之通山上御駈入之節御取斗向之様古記ニ相見へ申候、未何等之御沙汰も無御座候間、右下山役院方申越候趣并山上ニ而之御取斗向等先例ニ違候様奉存候、此段乍御苦勞、御殿之御振合御間合被下度、尤何事も如先例諸事相濟候様いたし度奉存候間、宜御頼申候、右得貴慮度早、如此御座候、以上

八月十八日 山上 竹林院

小篠三郎喜藏院

右之通使札を以喜藏院江尋合候処、下山本堂江之御納もの三品此方正預り置申候、下山ニ而甚世話敷有之候故、東南院江申置致登山候、是ハ拙僧無念之由被申居候由、且正大先達中方之開帳錢之儀者、節相納候ものも有之由、大方ハ不納儀奉存候、是ハ三宿之役所ニ而取集差出候筈ニ候間、三宿円城寺江可申入旨被申越候、猶又山上ニ而之御宿札等之儀何方ニ而御認有之候儀哉、乍併相滞候義者無之筈、役人之不念ニ而可有之、猶此方方役人中可申入旨、是又使僧へ被申越候、然処同日無程喜藏院に先ニ為持御遣不殘左之通請取候事、

覺

一、志貫式百文 低シ衆中納帳 藏王権現御室前

一、五百文 右同前 行者尊御聞帳料

一、巻貫五百文 但し竹林院取納 御門主御坊入

一、白銀三枚 右同前 同御宿札

一、八貫五百文 右同前 同御内衆坊入百七拾八分

一、五百文 時之一和尚納之 同後邊堂御役銭

一、六百文 但し兼中取納 山上番奥料

右之通從 御門主様被為 下置難有頂戴仕候、此段宜御披露可被下候、為

念如此御座候、以上、

文化三年八月十八日 山上一和尚竹林院印

喜藏院先達

覺

一、金五百疋

右者此度 御門主様臨時ニ御一宿ニ付為 御挨拶被下置、難有頂戴仕候、

此段宜御披露可被下候、為念如斯御座候、以上、

文化三年八月十八日 山上前席坊 竹林院印

喜藏院先達

右之通中奉書半切ニ而相認候事

右喜藏院持參候節、竹林院本堂江相詰留主ニ付被申置候ニ者、此間者 御門

主臨時之御一宿ニ候処、何角御停寧之趣、 御門主様始御付之衆大ニ悦之御

事ニ御座候而、野院ニおゐても致大慶候、此段御院主江宜御申入可被下旨被

申置候との事、

一、御門主山上ニ而御逗留之儀御先例無之義ニ而何之用意も無之処、俄ニ御一

宿ニ相成御不自由ニ被為、 在候御御氣之毒ニ奉存候儀者御休之比御近習衆方

竹林院江申聞候ニハ、御上被遊御休候廻リ江屏風片シ御出し被下度、表方風

入御寒被為、 在候御様子ニ御座候旨被申聞候ゆへ、 当山ニ者屏風常ニ人用無

御座候故、何れニも用意無御座、乍去先例十五日ニ 御門主様穀屋奥宿ニ被

為入候御事故此方ニ而も用意可有之哉尋ニ遣し可申之旨申入、直ニ奥宿へ人

遣し候処、屏風用意無之旨ニ付、其段御申上候、猶又堅戻もきれ奥宿ニ而

借用候事、右之仕合ニ而 御門主様御不自由ニ思召候段奉恐居候処、差上候

御膳之飯至極出来宜敷思召、京都以来之飯と被 仰、前日下山方之御弁共

御飯甚出来不自由ニ而一向不被為、 召上御空腹被為在、最早小籠ニ近候得共

飯少ニ弁当江入持參申度、小籠ニ而も夕様出来宜敷者無覺東被為、 思召之由

ニ而、前日之御弁当御下ケ詰替差上候由之事、

一、廿日 御門主川上和田江御成、翌廿一日還御、

同日竹林院春真房、覺榮房同道ニ而小籠江御暇乞ニ參り候、尤侍老人召連

候、折節右和田江被為 成候、 御殿御留主居柴田左中殿江申入置候、 猶別

ニ御申上候者先年者廿二日ニ御暇乞ニ參り候様子ニ古記ニ相見へ候得共、 此

度者寺役用ニ差支候故、今日參上仕候段御申上候事

山上和尚竹林院

同上和尚角之坊

手札

代春真房

同寺中懸代覺榮房

右 御殿相濟喜藏院宿江參り候処、和田江御供被 仰付候由ニハ、留主居へ

申置候者、先日方何角御院主御世話相成候趣一札申述、且又 御門主様方

被下置候品ニ御請書持參申候間、御院主江漢シ可被給旨頼置候儀候事

一、廿三日四ツ時過、喜藏院小籠方驅出、本堂ニ而竹林院出會、何角諸事無

滞相濟候段致大慶候旨互致挨拶、且喜藏院被申候者先日ハ御停寧ニ御受取

書被遣、則御殿江差出候旨被申聞、猶又慈海房を以先達而被申聞候、先達

中山上山下とも開帳銭之儀円成寺江申入置候事ニ御座候得共、如何致し候哉、

其後不存違被申候事、

一、廿三日寅ノ刻 御門主小篠御駈出被遊、奥通候由ニ候事

一、先日十三日御門主御出迎之節寺僧方夏一東南院・寺僧惣代本了房、先例者等覺門迄ニ候処、此度者鐘掛迄被罷出候事、

一、当年者御入峰御座候間、例年之八月会之護摩修行 御門主御入峯之節江延候敷与存候処、例年之通先達式頭程小篠江被駈入修行有之候事

御入峯諸向大都如斯、為後鑑筆留置者也

坂崎坊地作
寛山

〔史料10〕 聖護院門主入峰之諸事控

第四函63号 圖7

天保十五年

聖護院御門主御入峰之諸事扣

一、五月十二日回文左之通

示談申度義有之候間、今七ツ時各院用部屋野院江向御差出可被成候、

以上、

〇月十二日 二和尙

角之院

六坊御中

七ツ時各院用部屋役之もの相揃候故申聞候義ハ、当年 聖門様御入峰ニ付道筋掃除并道造り等餘程人足等も相掛可申候間、後々之例ニハ相成間敷候得共、近年打続不參詣旁以時節柄之事故、人足志人ニ付式勿ツ、餘内可申、就而ハ平日之人足之心得ニ而ハ不宜、随分出情之上如才無之様致度、此段急度御申渡之義尤ニ存候、乍去右式勿之内、八分ハ其自院ヘ飯料ニ相納、残老勿式分を木仕ヘ遺様一統ニ被致度、其之上朝飯迄山ヘ老度可參、是義ハ差免し可申、左候ハ、平日山行并ニ相成候得者、随分出

情相働候速不苦義ニ存候、當例之人足之様朝（通）口休永ク候而ハ一向不相濟候得者、篤与被申聞可然存候之旨申聞候得者、誠ニ左様被成遣候ハ、

人足ニ出候木仕も山行同様相成候得者、一同大悦ニ可奉存候、尚又急度夫ニ可申由各申ニ付、左候ハ、可然取斗可被致旨一同ヘ申聞候事、

十三日 晴天、竹林院一乘・角之坊頼賀宝持坊大暢并大工善兵衛召連候而、竹林坂方鐘掛道刈小家且見分ニ參候、掃掛小松坂方橋立園見割岩等辺方龍之馬場小笠道、俗ニ言鬼之頭ケハイ宿迄見分ニ參り候事、右鬼之頭ハ山上小笠支配境ニ御座候故也、

十五日 右人数ニ而後行場見分之事、

十五日 本堂天井張ニ付、天井樺等掃除之ため人足相触候回文左之通、

十五日 明早朝本堂江向各院人足老人ツ、御差出可被成候、以上、

五月十七日 二和尙

角之坊

六坊御中

尚先例ニ有之通、正面通奉納額不残為下候事、（但行者等與ハ其候、只正面御通行上ニ相成候之分當下候也、下山本堂ハ不残為下候事、知いたし候事、）

六月十日 昨日尾張黒鐵三人連登山いたし候得者、宝持坊一和尙代・心善院

惠乘二和尙代兩院後行掃見分之上、黒鐵ヘ道直し被申付候由也、

廿六日 角之坊登山いたし候、過日方黒鐵兩人小松院ニ罷在候而、兩人式勿ツ、戻之口道造り同院被申付候由、去廿四日方角之坊罷越、兩界石之石垣并道石段土置等同院并戸辺方土取置候事、

廿八日 回文左之通、

明早朝拙院江向人足老人ツ、各院御差出可被成候、以上、

六月十八日 二和尙

六坊御中

廿九日 人足共へ兩界石坂道造りニ付、クタ木同院上座ニ而為切候事、晝後同
 処へ土持為致候也、其筋子守上石橋を黒鐵兩人ニ為直候事、

七月朔日 黒鐵共人足等兩界石坂土置等為致候事、

二日 黒鐵人足等へ申付、晝後等覺門之辺道造為致候事、

三日 黒鐵下向、天井御休足処地面為致候事、但し右地面へ向木屋之上辺、
 少し平地之處、尤行者專之之後也、

四日 昨日人足兩界石之下タダ木等いれさせ、又今日晝迄同処いたし、晝後
 竹林坂はしこ為致替候事、

五日 同処はしこ晝迄相濟、晝後小松坂為直候事、各見分ニ參り候事、

七日 晝七ツ時過方拙院義ハ夏一真珠院御影堂散錢盜取候ニ付、下山いたし
 候、

九日 十日 十一日 鐘掛辺道造り候由承知、

十四日 拙院登山候事

本堂用意物扣

一、手燭 一、手水桶 一、手盥

一、足桶 一、薄縁式枚 六枚 一、御ヒザ付式枚 六枚

天井御休足所用意物

一、手水鉢 一、手盥 一、足盥

一、柄杓カシゲ 一、薄縁式枚 六枚 一、同黒縁式枚 六枚

右之通各用意候事

廿四日 大工善兵衛・同理助兩人大天井へ差向、宮様御休息所為出来候、因
 面左之通、

(圖アリ、巻頭図版7、2參照)

右之通申付候事、尤諸用木ハ近辺ニ而大工ニ申付為切候事、杉皮松竹等ハ
 下山方為登候也、

廿九日 昨日人足相觸置小笠道并龍馬場辰之口等之道造り為致事、

三十日 登り岩草薙為致事、

八月八日 峰中回文相認候事ハ

來ル十一日 聖護院宮様宝塔院御一宿、翌十二日峰通り御駈入被為

在候間、各茶屋上下老丁余之處、入念掃除可被致候、且 御門主御通
 行之砌、同雇之者共ニ到迄無礼緩急之義無之候、急度崇敬可有之候、右
 之通皆可相守候、以上、

八月八日 山上二和向角之坊

洞辻茶屋

今宿茶屋

蛇原茶屋

基磐石茶屋

大天井茶屋

百丁茶屋

足摺茶屋

森屋茶屋

中久保茶屋

安禪茶屋

右加點順達留方早ニ返却可有之候、

六坊廻文左之通

來十一日 聖護院御門主宝塔院御一宿、翌十二日峰通り御駈入被為
 在候間、各院門前并口伝場等之支配処ニ口迄入念掃除御申付置、且
 御門主御通行之節、銘々下部之者共緩急之義無之様御申付可被成候、以

上、

八月八日 二和向角之坊

六坊御中

明早朝本堂為掃除人足老人ツ、各院御差出可被成候、尤御入峰相濟候迄、ハ臨時人足相触候義も可有之候、是又兼而御承知可被成候、以上、

八月八日 二和高

六坊御中

九日 本堂人足ハ正面釣燈籠不残、并岩組ヲ奉納金幔花幔等本尊両脇釣燈籠横脇見苦敷十二燈、又正面通ニ有之奉納額、鐘分通道上ニ有之古額、不残下し直掃除申付候、庭之常香盤ハ其日片脇ハ少し為寄置候而相濟候事、行者御前ニ而ハ金水引同花幡手水拭掛等見苦敷品々、隅々迄不残被片付、後堂方内陣不残掃除之事、

今日二和高代竹林院安禪方上峰中道見分ニ而被登候事、是ハ前日拙院方頼置候事、

本堂用大紋薄緑六枚到着候事、

各訳ハ正面 御拝所式杖、行者御前老杖、 飯籠御休息所用式杖、 鐘掛御休床木へ用意老杖合六枚、其外式疊台御付式杖到着、是訳ハ正面太布はづし、常薄緑之上ニ大紋薄緑式杖布、其上ニ式疊台を布、尤大紋緑也、其真中へ御ひさ付布候也、行者御前壇之向戸張之前へ常薄緑式杖布、是上ニ大紋薄緑中へ老杖布、其上御ひさ付布、飯籠御休息所ハ常之薄緑之上大紋式杖斗、今日大天井へ手水たらひ、手桶・足盥合ニツ拙院召遣候ものへ為登遣候事、外常薄緑四枚・大紋薄緑式杖、小松院方為持被遣候、

十日 本堂人足外陣戸平井柱等一々湯ニ而為洗候事、竹林院下橋子之手摺大工ニ申付為拵候事、

十一日 本堂前方道筋掃除、竹林院前之川之下橋之辺蘆草沢山ニ相成候故、人足等ニ申付もみの枝檜枝等ニ而為覆候事、辰之口ニ竹林院下橋遺有之候を同院方為取直、谷側餘見苦敷候促寸口垣為致候也、

今早朝道行人足兩人安禪迄相下シ道路掃除勿論之事、翌十二日 御門主御登臨之老式丁斗先ニ立掃除并敬固致可登旨、昨日道苧請負之もの召寄せ申付置候、

今晚方竹林院方拙寺呼ニ參候故、早速参り候処、献立認可與様被申候故、其献立書様等相調罷在候折柄、下山役者坂中坊方急用書到来、左之通、

一筆致啓上候、秋冷相催候処、弥御安禪御山務可被成候、珍重ニ奉存候、然ハ昨十日七ツ頃学頭所呼ニ參候故、野院罷越候所成就院面会被申述候ニハ、先達方御示談御座候爰渡し義先格之通也、宮様之御筈ハ寺僧夏一へ御渡ニ相成、則御爰迄詣取候様、左様御承知可被成候、尤毎歳之大宿之筈ハ、貴派ニ而是迄通御動可被成旨申述候故、只今御演説ハ貴院之さし簡ニ御座候哉而相尋候処、尤左様与被申候、此義ハ先達而方六角小木方へ掛合候訳も御座候へ者、此旨山上導師中へ及沙汰候、山上ニ而御掛合可申段申入置掃院いたし候間、其御院ニ而乍御面倒宜御掛合可被下候様奉頼候、勿論喜藏院へも一応申入置度与存参り候所、殊之外取込故、面会空敷被掃候間、此段左様御承知可被下候、則下山諸般大部無滞相動、今日勝手明神迄御見送り申上候而相濟候間、此段御安意可被下候、右申上度如斯御座候、紳々、以上

八月十一日

下山役者

坂中坊

角之坊様

右之通夕飯過拙寺竹林院ニ罷在候節申来候処、拙院義同院之用事等有之候故、即紙面等持参之上、小松院罷越持明院へ面会申談候者、寺僧方成就院登山有之候ハ、其方へ懸合いたし可然、無左候ハ、貴院東南院へ御成何角宜御掛合被成度旨頼置候事、従夫拙寺ハ直様引取候事、

十二日 中飯後各院仕度いたし、竹林院へ相攝候人数ハ一和高小松院、二和高角之坊、寺中惣代慈明坊各若党草履取召連参、御対顔之様子等為なら

し置候、遠見之為知相待罷在候由、法螺之音相聞候故相尋合候所、若王寺洞川へ登山之由承之、角之坊々遠見として岩吉令宿迄差遣置候、注進有之、竹林院へ金掛迄御出迎被申上候、尤金剛童子少下之少々平地之所迄之由ニ承知いたし候、手札左之通、

侍草履取斗、

御留所 竹林院

外寺院へ等学門迄御出迎申上候、即名札左ニ

各々雨天故雨合羽ニ

山上 小松院

同一 角之坊

同寺中 惣代 惣潤房

榎小笠用意致候事

右之通相調一和尚持參被致候事、尤等学門東側ニ一三下下之、岩角方三人相弁候而、御門主方半町斗先ニ被參候人手口御渡与有之候故相渡置候、無程喜藏院參り被申候ハ、各手札如何与との事ニ候故、先刻御渡申置候旨相答候内、御門主御登臨被遊候故、各蹲跪いたし御迎奉申上候、直様 宮様之御跡ニ隨掃院候、竹林院義ハ先刻御迎申上候節、手札南光坊へ相渡候而、宮様鑪掛御行被遊候趣ニ而外先達等行いたし居候を御上覽之内御暇申上被引取候事ニ承知仕候、

寺僧方も同様等覺門迄御出迎、成就院玉勝院被罷出候、夏一八成就院之様ニ相見候、併手札等一見不致候得者委曲不存、乍去東南院御宿坊ニ候得共今日ハ御出迎不申訳ハ、今日ハ竹林院へ御入候事故ニ御座候由、

八ツ半頃ニ各掃院、拙院事ハ茶漬給候而、本堂見分ニ參、外陣へ御手水桶・御手拭ハ手掛拭掛ケ正面左之石壇之角へ出置候、是ハ平手水鉢之少東、夫方勸進所へ御洗足たらひ拭等用意いたし置候、又銅屋へ御足之湯等申付置候、扱正面内陣ハ兼前布はづし有之候故、常薄縁之上ニ大紋縁り式置相布、其上ニ式置台、其上ニ御ひざ付、尤各大紋へりなり、佛壇莊嚴向見苦數品釣燈籠等ハ兼而下し置候事、金之台共ハ撫佛之真後ニ付置候、

後堂ハ勿論、先広ニ取付掃除申付候事、尊祖御前ハ護摩壇之内戸張之前ニ常薄縁式置相布、其上ニ大紋縁老枚、其上ニ御ひざ付設置候、頼燭燈

明等随分明く為挑候事、飯籠ニ御休息所設置候事ハ若内陣へ被為上候節之用意也、是ハ常薄縁之上ニ大紋薄縁式枚為布置候也、又同陣ニ御烟葉粉盆用意候、是ハ竹林院ニ而被相用候分を借用、白木三玉ニ奉書老枚相

敷有之、小火鉢竹之筒等也、菓子ハ五匁位羊羹ニ重く口台ニ奉書三角形相折敷積候事、是等之銅屋ニ差遣置候事、万事配心いたし置掃院候事、然

共夜前持明院へ箱渡云々、寺僧方へ引合之義頼置候事故、御対顔迄与心掛々小松院迄出掛候處、持明院被申候ニハ、昨夜東南院へ而会云々申入候處、同院ニ者何分先例之通 宮様方御頼有之候而、笈掛も御請

取申上候間、是非共当派ニ而相務可申との義ニ御座候得共、彼是余程之間申居候得共、何分一派相堅候事故強氣而已申居候故、無是非其供ニ而引

取、先刻穀屋坊へ參本山当役不動院へ而会、笈渡之義ハ先例一和尚之役義ニ御座候得者、一和尚へ御渡被下度、且寺僧方ニハ夏一之役義与申立、最早笈掛料も申請候様子ニ候得とも、元來宝曆度之節一和尚代持明院・

寺僧方宝勝院兩人請取ニ罷出候處、双方へ御渡無之、然ニ文化度之節ニハ宮様着ハ可然取つくらひ候哉、寺僧方強勢申立無理と当派表ハ御請取申上候得共、元來一和尚之役義ニ相違無之候間、何分宜御取斗被成度旨頼

入候處、左様之訳ニ候得者跡方御可申有之候様、引取罷在候事ニ御座候、最早參り不申との噂之内へ幸手不動院入來持明院候場へ而会、

先刻ハ宜御出被下、就夫罷在候義ハ何分寺僧方之役儀ニ相違無之様、日記等ニ相見候間、先例ニ相違仕候而ハ不宜候間、宮様御笈ハ寺僧等御務、大宿之笈ハ例年之通御一派ニ御勤被成可然様奉存候、尤宮様方大宿之笈ハ先ニ相成候間、左様御承知可被成旨被申候故、持明院被申候者、成程御尤候事ニ候得共、何分寺僧方強勢被申ハ、宝曆度之節双方へ取合ニ相

成御渡無之候処、文化度之節段ニ申入候、而哉無理に請取候趣ニ而、則当派記録ニ跡ヲ急度可掛合申義与相記し有之候得共、平日不見、当事故当春迄掛合不申、漸ニ春已來寺僧方ハ掛合申掛候得共、何分強勢申居候故決着不致、ケ様之次第第三御座候旨申入候処、不動院被申候ニハ、只今若王寺六角等之記録相調候処、宮様之御笈ハ寺僧方ニ相違無之書付ニ候得者、左様被成置宜と之演説其通ニ被成可然、大宿爰迄も別段相替候識ニ無之候得者、如何ニ存候得とも、宝曆度ニ双方ハ御渡し無之彼是取合ニ相成有之候処、文化度寺僧方強勢ハ我候申立御請申上候様ニ御座候、元來当派ハ宗門も相違候事勿論、寺僧方ニハ喜藏院・真如院等之先達有之ニ付、自然内証申入相頼候上ケ様相成候事与被存候、就夫文化度之節岩本坊先達之被申候事等彼は大相違之節有之、旁以疑心仕被在候事ニ御座候、当派ニハ恐多事ニ御座候得者、御門主之御笈強而御請申度旨申而已ニ無御座、例年大宿之笈ハ当派ニ請取申事故、宮様之御笈ニ義ハ寺僧方ハ御渡し有之候而ハ甚心外ニ奉存候故、何分従当年何ニ而も宜敷御座候故、今般宮様方御請申上候方ハ例年之大宿之笈請取候様仕度旨、兩院申述候処、左様候得者、今一応一統可致示談旨ニ而被引取候処、直ニ若王寺部屋ハ被人角被談居候様子ニ見請候、然ニ無程喜藏院同間方拙院共罷在候、帳場ハ入來被申候ハ、今日爰渡ニ付、彼是被仰候義承知いたし候、併是義ハ先規仕來ニ相違無之候得者、御笈有之義ニ御座候、何分ニも、宮様表も是迄相乱候例格も御座候義ハ文化度節ハ、宮様御笈斗今度ハ大宿共式ツニ御座候、勿論大宿爰渡之作法ハ先ニ相成跡ニ而宮様之御笈渡之御作法ニ御座候、何分先規通被成可然様存候との義、当派方左様可仕了簡ニも候得者、是場ニ相成彼是御面倒不申述候得共、先年方一和尚爰義与相心得、勿論宝曆度之節双方共ハ御渡し無之、其后文化度之節ハ寺僧方方、宮様表御役人中頼籠

取つくらひ置、無理ニ受取候様子ニ相見候、仍之春已來寺僧方ハ扱掛合候処、何分先例与而已ニ而候得者、当派ニハ先例一和尚之役義与相心得候得者、其通りニいたし度、勿論例年之笈渡之義ハ当派ニ相罷罷在候事故、今般御門主之御笈御請申上度、併先例無之ニも先規仕來与、被仰候義ニ候得者、是非無之事ニ御座候、然ハ先刻不動院主ハ申籠候事ニ御座候、今般宮様御笈御請取申上候方方例歳之笈渡相務候様致度、左候ハ、彼是無之相納り候事ニ御座候、文化度之節ハ格別、先規一和尚爰義ニ而當派ニ御渡被成下候ハ、已來年々之大宿笈請取申、又今般寺僧方ニ請取申上候得者、毎年笈請取申様ニ仕度、只今強而、宮様御笈御請不申候而ハ不口成義ニ而ハ無御座候得共、宮様御笈御請申事出来間敷与有之候而ハ、先規ニも相振又敷ケ敷奉存候故、可然御取斗被成度候旨申入候処、同院被申候ニハ、先規之義強而左様被仰候而ハ御差支間ニも可相成候間、何分大宿之笈ハ例年之通御勤被成可然との義、当方方申入候義ハ差支之義ハ唯今之事ニ御座候、先規一和尚之役義ニ相違無之義故、斯申入候而已、文化度曲例を先例与被仰候義ニ候得者是非無之、左様候得者、御入峰隔度と兩派ハ御渡被成下候様御取斗被下度旨申入候得者、左様之義決而相成間敷、左様候得者恐多事ニ候得共、是非も無之例年之笈渡之義も今般御申述候、押而左様之義被仰候而ハ御差支与申義ハ引役銀ニ被是故障出来可申、左候ても御抱無之哉との義、当方方申入候ハハ少思ひ違ニ而ハ無御座哉、畢竟爰渡之義与格別之沙汰ニ御座候得者、ケ様之義ニ抱り申間敷旨申入候処、喜藏院申ハ八筋逢与被申なから貴方ニ勝手之義申述られ候得者、先達中とても自然勝手ニ相成可申、左様相成候得者御差支与存候故、斯申入候事ニ御さ候被申居候折柄、竹林院方只今、御對顔被仰出候間、可參旨申來候故、直様小松院悲潤方拙院同院ハ參、仕度ハ指貫素絹紋白、手札之義ハ竹林院被認、坊庵衆迄被差出候由、右ニ付

坊庵衆迄被相尋候義ハ、名札ハ山内隔次ニ相准候哉、又ハ御宿坊先ニ御對顔被仰出候哉申入候処、御宿坊先ニ可被成との挨拶故、左之通相認候由、

御宿坊

竹林院

一和角
二和角
小松院

寺中聖代
慈潤坊

竹林院 御殿之図左ニ記、二階内佛間上上段次長式丈黒縁薄敷、次八丈黒薄縁是ハ已上三間之事

(因面アリ、巻頭図版7-1参照)

右之図之通、対顔首尾克相濟候事、

尤扇子無持參、先宿坊竹林院指貫・素絹・五条御目見御座ニ付候処、奏者御宿坊竹林院与読立候得者直様退去、次一和尚万事同断下准之、一扨先刻小松院ニ而兩院喜藏院而会云々、中坊へ対顔被 御出義故、万事持明院主取置竹林院へ罷越候而 御目見相濟候処へ、持明院主同院へ入來被申候而ハ、喜藏院申ニハ何分先規通りニ被成可然、無左候而ハ先達中ニも是非共引行之方ニ彼是有之候而ハ不宜候間、段々被申候故、竹林院へ于今何等之示談も不致候間、一種示談之上疑与御答可申入候旨、申入置參入いたし候事、一和尚始示談いたし候処、竹林院被申出候者、先達中へ差間之義無之答畢竟言草云可有之、勿論宝曆時代振合旁以隔番へ御渡し有之哉、其義も難相成との訳ニも候得者、最早詮方無之候間、毎年の爰も斯ニ及可然との一決ニ而、又兩院小松院へ參候処、喜藏院待兼罷在候而、面会左之趣及答候ハ、寺僧方ニハ兎角強勢申義文化度ニ請取申上候得共、先例ハ当派ニ請取申來候処、宝曆度之節ハ双方取合ニ相成候故、兩派共へ御渡無之義ニ御座候、何分当派へ御渡し被下候趣、宜御取斗被

成下度、其義も今更難相成■も候ハ、隔番ニ相渡し被成下候ハ、難有仕合奉存候旨申入候処、喜藏院申ニハ、宝曆度之義ハ臨時差支ニ相成候事故、双方へ御渡し無之候得共、寛文度ニ徳ニ寺僧方ニ御請取申上候、御記録等 宮様表ニも有之、又若王寺六角等之日記ニも同断ニ相見有之候義故、左様ニハ難相成との事故、当方中ニ疑与左様之訳ニも心得候ハ、々様申入候義ニ而ハ無之候得共、宝曆度之節臨時御差支故、双方へ御渡無之様被仰聞候得とも、左様ニ而ハ無之候ハ於下山一和尚竹林院使僧を以、岩本坊先達へ御懸合申入候処、成程一和尚御役義ニ可有之被申居候得共、其後同院先達口答之相違いたし、当方申分ニ相振候事共臨時とは

難申義ニ御座候、同院被申候ニハ、何分寛文之記録ニまかせ寺僧方へ御渡可被成候間、又大宿之爰ハ例年之通被成可然無左ニ而ハ、先刻も申通り引役ニ相掛り候而ハ却而御迷惑ニも可相成との義、当方申入候ハ、彼是申居候而も最早何時御発興も難斗猶予難致、何分兩派隔番ニ御渡有之様御取斗ニ預り度、左候ハ、今般彼是申ニも不及候間、左様之御取斗ニ預度申入候処、同院左様相成事ニ候ハ、宜候得とも左様難相成との事故、左様候得者無是非も例年爰渡候義御断申入候間、左様答被成度、畢竟引役之口之義筋違故、格別之事ニ付彼是子細も有之候得者、其節御相手可相成与申切候処へ、最早御発足之拍子木三番之内式番馬候間、世話敷喜院被引取候、将亦兩院共本堂へ相詰候人数ハ、小松院・竹林院・角之坊・持明院・慈潤坊等也、正面東藏王御前尊御戸柱を上首と五人蹲踞いたし居候、無程大宿若王寺參堂、例年爰渡候通正面鳥居之元ニ被立候節 宮様ニハ玉石之处へ御登臨候而、大宿之爰渡し御上覽被遊候、尤大宿之爰寺僧方宝勝院受取申候、勿論例年之通ニ御座候、荒増左之図、

(因面アリ、巻頭図版7-1参照)

〔史料1〕 聖護院・三寶院入峯記

第四回71号

聖護院御入峯日記

于時道祐親王御年十八歳、貞享四年卯月^二

曆八月上旬御入峯、先例者御年十九才時、雖為御修行今年公方四十二才、依

為御役年為御祈禱違先例者也、

卯ノ年七月廿五日御參内次ニ宇治三室堂ニ御入、八月四日出御有而南都宝心院

ニ御成、五日吉野郡越部村ニ御着、六日ニ当山ニ御登、午ノ刻、寺僧中隔已下閣

屋迄御迎ニ出、吉水院盛依為寺僧之一、藕御宿坊ス、坊官岩之坊中務卿宮内卿御

供先達共三人半役錢私之、十二日安禪寺御留り、十三日御掛ケ朝出上云、作法

文、依懈怠今年被修行之、次ニ山上發渡作法先年ハ寺僧方老入出テ雖請取之、

今年者有御断而御笈ヲ御耶院僧正被渡勝仙院被請取之、三百年以前之為作法

旨被断故、寺僧忘之、雖然及弱之礼錢者老貫文被渡之、本院ハ御成有而、次ニ

一萬之修行代摩室坊、為此代竹林院江御休足有之、廿四日小篠於御峯中御修

行畢、

一、寛文八年戊申七月廿一日、三寶院殿御入峯、御引役五部并当山先達拾六頭

合廿一頭分役錢請取候也、

照高院殿御入峯日記

雖七部半

一、御役錢五部被成御引候事、

但先年も五部之御時頭中役為御奉加被仰付候事、

一、藏王堂御開長錢^二

一、拾貫文 下山宿場御布施

一、御馬替具并

一、老貫文 一萬名代間屋迄御迎罷出引物也、

一、老貫文 八朝

一、四百文 上様御旅子一日分

一、貳百文ツ、 御同行衆一人前ハ御布施

一、貳拾文ツ、 上分御旅子老度進

一、十五文ツ、 下合力衆振子^{老貫}

一、老貫文 番之供返ニ

一、御教書老東并藤子老本 一藕御礼之時

一、老貫文 内衆坊引

一、老東老本 満寺使節

一、老貫文 宝塔間長錢

一、老貫文 山上中食返ニ

一、貳貫五百五拾文 勝手社御湯代

一、老貫貳百文 同大神楽

一、貳貫五百五拾文 子守社御湯代

一、老貫文 同大神楽

一、山上開帳^{老貫文}

一、老貫文 笈扇

一、五百文 御門跡様山上坊布施

一、五百文 後入堂^{同御門跡}

一、五拾文ツ、 御同行衆坊布施

一、三百文 御薪之代^{同御門跡}

以上

右一書之通 本錢也、

七月五日 吉野金峯山寺衆中

千勝院

西室

〔一〕一萬〔能代〕執代式百文札銭參候

右ノ帳面上書曰

永祿十年丁卯八月十四日記之

型護院殿御入峯覺

一、御役銭七部半但三御託言 当門主様

一、三貫文并三百文御床ノ銭 藏王堂御開帳

一、拾貫文 下山宿坊御布施

一、御馬替具并 御小袖老重

一、老貫文 一萬名代関屋御迎

一、貳貫文 八朔御祝儀

一、四百文 上様御旅子一日分

一、貳百文 御同行衆一人分之坊布施

一、廿文 上分御旅子一度進

一、拾五文 下合力衆

一、御教書老重并扇卷本一萬御礼之時

一、老貫文 内衆坊引

一、老貫文 番具返し

一、一束老本 満寺使節

一、老貫文 宝塔開帳

一、老貫文 山上中食返し

一、貳貫五百五拾文 勝手社御湯代

一、老貫貳百文 同大神衆

一、貳貫五百五拾文 子守湯御之代

一、老貫貳百文 同大神衆

一、老貫文 山上開帳

一、老貫文 笈之扇

一、五貫文并貳百文ツ、 山上御門跡之坊布施

一、五百文 御旅子代

一、五拾文ツ、 後入堂口銭

一、百文ツ、 御同行衆坊布施

一、三百文 山上御同行衆旅子代

一、三部 御薪之代

一、三部 若王寺引役銭

右御役銭之事者、大門主様当門様俱ニ以七部半ツ、雖可給置儀候、御託言候之故如此之、曾以不可成後例、右之一書之上悉以本錢之定候、此等之旨能々可有御披露候、以上、

永祿拾年丁卯

七月五日吉野金峯山寺衆徒中

千勝院

西室

此通り中野主水正迄書付遺候処、四月廿四日ニ京都所司代内藤大和守殿へ主水持參候而被窺候扣也、

口上覚

一、大峯山上藏王堂并役行者堂大口仕候、従上右 勅化を以遣立仕末候ニ付、奉窺□□御門主正候□□任何勅進可仕旨被仰付候之故、去々子年 より今年

迄相勸候、少く金銀も集り申候ニ付、当年より普請取付申候、堂之間敷之儀御法度ニ相背儀儀無御座候事、

一、大峯者風烈敷候故、升方を入不申候得者堂持不申候間、只今迄之通升形を入候様ニ奉願候也、

一、吉野山ニ者発心門・等覺門・妙覺門とて三門有之候、只今者妙覺門各別ニ立候事難成候故、右之藏王堂之御拝を閉妙覺門之額を掛候間、御拝仕候様奉願候事、

右之通り御座候故、升形御拝無之候而少ク難義儀ニ御座候間、御有免ニ下候様奉願候、以上、

貞享五年四月十九日 吉野山字堂十願王院
名前知らず

大峰山上藏王堂并役行者堂

内陣（内陣は内陣と云ふ事、但九尺式寸宛銅庇前後ニ有、）

此間ニ指図有之、

礼堂（礼堂は内陣と云ふ事、但九尺式寸宛銅廂前後ニ有、）

此間指図有之、

立地割 但時木造り升形有

此間繪図

一、内陣・礼堂屋根小棟作り欄葺ニ仕候事、

右之通吉野山御字頭より作事 被仰付候、細工可仕候哉、奉寤候、

以上、

貞享五年

吉野山大工

仁階屋三右衛門印

辰四月十九日

□屋藤兵衛印

同 幸鶴屋□左衛門印

裏書左之通

同 嶋屋 甚左衛門印
同 米田通屋吉兵衛印

右表繪図枅形御拝之事、近年雖為御停止、従前之依子細有之御許容

之間、細工可仕者也、

貞享五年四月廿四日

中主水正印

吉野山大工三右衛門印

同 藤兵衛

同 太左衛門

同 甚左衛門

同 吉兵衛

〔右繪図并口上書ヲ以京都所司代内藏大和守殿へ、中井主水 正被寤候者也、

四月廿四日ノ朝被寤候処、無別柔普請可仕旨被仰付、因茲中井主水被出裏

書繪図別ニ在之蓮藏院大工三右衛門ヲ召連、四月七日吉野出立ニテ上京□五

□ 婦山、同十九日免足上京、同廿八日婦寺、

当十九日之貴翰令拜見者候、蓮藏院へ御口上之趣具承知仕候、然者大峯山本

堂指図并書付則大和守殿御披見ニ入申候処、指図之通作事可被成候由被仰候、

首尾能御座候間、珍重奉存候、就大夫工も指図ニ裏書相調候事仕候様ニと申付

候、委細之儀、蓮藏院演説可致申候、就中貴様御堅固御勉被成候由目出度奉

存、猶期後音候、恐惶謹言、

四月廿五日 中主水正

願王院

御印

態一簡致啓上候、然者其元無異義御入被成哉、承度存候、此院同前ニ候、仍

山之祓作義ニ付本山方申來候者、井上丹波守殿頼而江戸參勤之由候間、前
 廣御奉行所訴可申候、近日上京可有之様ニ申來候、其元も右之趣御僧方申
 遣候様ニとの御事ニ候故、態以飛脚申遣候、來ル廿七日口ニ必々御上京御尤
 ニ存候、本山方因、請先達ニ其時分迄京都ニ留置候由申來候間、各無御油断其
 御御上京可被成候、拙僧義今般取方故、此度者上京延引仕候ニ付、靈山寺先
 達被參候様ニ申遣候間、廿六日比ニ者必々可被參候間、於京都被示合候様可
 然奉存候、拙僧義も其内得快氣候ハ、追付上京可仕候、京都ニ返書仕候者、
 右之日限ニ申遣候間、弥左様ニ御心得可被成候、若相逢御座候ハ、態以飛脚
 本山方ニ可申遣答ニ御座候、随分廿六七日ニ御上り可被成候、本山先達衆も相
 待被居候事を満山之御衆中ハ右之旨被仰入可然候、恐惶謹言、

九月廿二日

内山先達
快弁判

吉野山蓮藏院様

桂坊 様 御兩所御中

尚、桜本坊も以書狀可申入候へとも、今朝他行之義承候故御兩所ニ申遣候
 次ニ岡宗和方方蓮藏院ニ書狀參候間、近々御請取可被成候、以上、

一、右内山先達ニ返事之扣上之通

御飛札忝致拜見候、然者井上丹波守殿近日江戸參勤之由ニ付、内々大峯山
 出入之儀、其座御訴訟可被仰上候間、貴様も御上京、当山方も罷上り候
 様ニと本山方申來候由、就夫貴様ニハ御筆分惡敷候間、來廿六七日比、靈
 山寺御登七可被成候旨得■其意存候、爰元寺中へも成致相談上京候様ニ可申、
 月非相口儀候て從此方可申進候、先々御氣分如何無御心元存候、能々御養
 生御尤奉存候、拙者無事罷候、早々及御報候、恐惶謹言、

九月廿二日

桂坊

内山先達様

蓮藏院

内山先達・靈山寺先達方吉野山之藤岡伊織ニ書狀參ル写し

態以飛脚申遣し候、先日者其地ニ而経ニ申談候、帰者之朝ハ俄ニ罷立候様ニ不
 能面談、桜本坊迄具ニ申置候、定而相達可申候と存、然者一義相談兩人上京
 申、本山方申合候而郡山檢地奉行衆ニ從双方一応相断申答ニ候、就夫其元年
 寄中郡山ニ手形被指遣候割人之内、一兩人与其方御出候ハ、可然存候間、來
 二日ニ南都樽井町池田屋ニ而此方両山之使僧と御出合候而相談被申郡山へも
 同道之様ニ可被成候、西河・大流之者共ニも二日ニ南都ハ罷出候様ニ申遣候、若
 王子勝仙院ニも相談之上ニ而如此ニ候、恐々謹言、

九月廿八日

内山先達
快弁判吉野山
藤岡伊織殿靈山寺
秀惠判

私ニ此藤岡伊織と申者勝手宮神主也、西瀬屋兵七家之由也、尤右兵七ハ伊
 織所ニ養子遣候由、此兵七神主きらい候故、其後祢宜仲間江差出候由、此兵
 七家ハはせや次右衛門家、只今之坂之上ニ太兵衛家之由也、

尚々書ニ

猶々郡返事知れ申候迄此元ニ逗留申候、其上不埒ニ候ハ、此元岡奉行衆ニ相
 断可申与存候間、其山役者中へも相談申入候節者、件ニ參候義も可在之候間、
 早速御出候様ニ被申置可被成候、以上、

同使僧方之状

便を求一書令啓上候、弥其元御無事ニ御座候哉、承り度候、然者抗之儀色ニ
 様子御座候而御就相濟申候由、先以珍重ニ存候、就夫多羅尾源太夫殿、拙子
 共兩人方仕遣候一札、先達中心懸之由被申、又々郡山ニ參理り申入、一札仕替
 申候、其写重而遣し可申候間、右之一札之趣路頭無之様御尤ニ存候、其上右

之一札之写共不残此方、御越可被成候、尚又右之写共持參之節、只今之写遣可申候矣、左様御心得可被成候、

一、杭之埒明候ハ、早心ニ御左右可有之旨承り候故、先達中、其通り申開置候所、延引ニ而審被致候、追付御登り候而様子被申上候ハ、可然与存候、

一、杭木郡山ニ而見届ケ申候、其趣も先達中江其方被仰達候事尤ニ存候、尚委貴面ニ可申置候、恐レ謹言、

霜月廿日

本山方便僧宝満院判
当山方便僧洞之院判

岡本左近殿

藤岡伊織殿

参人、御中

尚レ郡山も一段首尾能仕廻大悦申候、以上、

当山二宿方参ル書状之写

一筆令啓上候、依而町宗林引手仕、抵津国之者兩人為致入峯申候、則此方ニ留置申候、ケ様之作法大峯之古法ニ者堅法度之儀御座候、此段山上山下之僧俗為被存事ニ御座候、乍御六ケ敷急度御味吟被成被仰付可被申候、無左候得者大峯之作法相立不申事ニ御座候、恐惶謹言、

七月十七日

当山二宿
盛雅判

田中双甫様

人、御中

当山二宿方衆徒奉行一稿之状

一筆令啓上候、仍今度其山御法度共堅吟味被成候由、具令承知候、若山上參詣之儀盡儀申仁於有之者、何時も口同前ニ御理り可申達候間、内レ其御心得

可被成候、將又近年入峯之山伏於其山町人百姓性之中方色、内証被致口入、袈衣及相乱候徒者数多有之由ニ御座候、此段も弥御吟味頼存候、惣而山伏之儀町人百姓中性先達江口入仕者御座候ハ、右之段者此方之儀堅相極申事ニ御座候、猶追而可得御意候、恐惶謹言、

八月八日

当山二宿盛雅判

衆徒奉行一稿

各御中

岩之坊法印・中務卿法印方惠心院權僧正へ之書状写

雖參得御意候一筆致啓上候、然者吉野山上參詣之儀、近年觀罷成ニ付、前学頭江右之段申達候処、被得其意候由、然共当分山上御逗留、為勸進ニ候間、今少御延引重而御申付可有之候由被仰下候故、其通ニ而者令遅引候、然者山上本堂及致出来、是迄參詣も弥衆ニ罷成候由ニ御座候、如先規日限相定り候様御申付奉頼候、此等之趣拙者共方レ可申入之旨、当御門主御意ニ御座候故、如此候、委細者從院家中可申達候、恐惶謹言、

九月廿八日

岩之坊

法印判

中務卿法印

光右判

惠心院權僧正様

本山諸先達中方双殿院法印江之書状之写

一筆令啓達候、依而大峯山上參之事、本山当山之外、会式なくてハ僧俗不罷登候処、近年南坊山本坊近国を勸入、不時山上參教人御座候、殊更根本坊諸国順礼吉野參詣之輩、大峯江引導仕候、刺結袈裟院号等之補任罷遣候、前代未聞之儀ニ御座候、則吉野満山江相届ケ申候、衆徒中返状相添進候、万口中不及返事候、急度御穿鑿如先規被仰付可被下候、右之通ニ御座候ハ者、入峯之山伏無之迷惑仕候、猶追レ可申述候、恐惶謹言、

十月廿一日

本山諸先達中三宿判

双巖院法印御房

南都役人方願王院江之書状写

一筆致啓上候、時分柄寒氣甚御座候へ共、弥御堅固被成候御座候、珍重奉存候、然者山上御普請御材木代銀出入、此度双方和談之上内証^三而相済申候間、右之代銀上多古村平兵衛神野谷村弥市郎方へ御渡し可被下候、為其如此御座候、猶期後音之時候、恐惶頓首、

十二月九日

篠原幸右衛門判

秋山武左衛門判

菅谷岡右衛門判

願王院様

御同宿御中

請取申銀子之事

一、銀老貫九百五拾目

但九柱拾三本代
宗本二付百五拾目

内

銀五百拾目

右二請取

銀三百目

南之坊方請取

銀三十拾目

蓮藏院請取

銀三百八拾目

請取

残而 老貫五百七拾目 唯今請取

右之山上本堂御材木丸柱拾三本之代銀今度請取申候、私共仕候材木代銀不残請取相済申候、少茂相違無御座候、仍而為後日請取手形如件、

元禄五年

川上六保神野谷村

申ノ十一月十日

同上多古村

弥市郎印
平兵衛印

山上御役人御衆中

御尋ニ付申上候覽

大峯引導銭申候而當山修驗前へ方吉水院妙雲院江遣來候、山伏者心次第^二而其通り^二遣候者茂有之、又者不遣者も有之候、然所近年右両寺方開所之様^二致、南之入峯之修驗役目之こ^二とく申掛ケ強儀^二坊入仕候様^二と申之、且又引導銭^二課役之様^二申掛候故、国々之山伏難儀仕、先達仲間江訴申候故、去々年方右引導銭遣候様^二と支配下江茂難申付旨、吉水院、妙雲院江申達候得共、于今其返答無御座候^二付、其分^二而口過候、向後右引導銭必^二遣間數^二申儀^二而茂無御座候間、両寺取候訳相立候へ、何茂申合遣可申与之儀^二御座候事、

申ノ六月朔日

飯立寺

住心院法印

岩本院在判

願王院法印

慈雲院法印

延宝七年御奉行所江差上候判、

乍恐御訴訟

和州吉野山惣中

一、吉野山方大峯一山之内^二而御座候故、寺号山号とも又国輪山金峯山寺与申、殊ニ大峯之内山上与申所迄者、諸伽藍修理・建立等吉野山より仕毎年卯月方九月迄吉野山之衆僧登山仕、寺役法事等相勤支配仕候、ケ様之由緒を以大峯山之儀者本山当山同前^二凍意^二可存様無御座候、然ル所吉野山方大峯江参道筋を左右麓西河・大滝・高原・赤滝・横尾此五ケ村方伐荒し炭灰を焼、剩山ニ

火をかけ野原ニ仕候、惣而大峯山之儀者、麓方自由ニ仕苦ニ無御座、殊ニ道筋左右八丁宛之儀者猶以從先規整停止之儀ニ御座候処、恣仕候間、吉野山方御訴訟可申上与奉存候処、今度本山両山方御訴訟之由ニ付、吉野方其分ニ而茂難差置申上候、御訴訟之意趣者、右両山同意之儀ニ御座候故委不申候、此分ニ而者大峯退帳に及び申儀ニ御座候間、乍憚被為聞召届、如先規被為仰付被下候者忝可奉存候、以上、

未六月八日 吉野山御代 連職院

御奉行所

三節 道苅小屋一件

〔史料12〕 道苅一件文書写

〔天明三卯五月〕

道苅一件ノ節洞川村方山上薪等

之儀本山方へ差出し候書付写し

并桜本坊方当山方へ出し候書付写し共

持明院専盈写之

第四回21号

洞川村方山上薪等之儀本山方へ差出し候書付写し并桜本坊方当山方正出し候書付之写し

乍恐奉差上言上書

一、先達而洞川村方御道筋ニ而檜之荒皮剥置候義并一ノ瀬道作り賃銭取候事、且又ふなの木伐候趣芳野山より御任を申上候段奉承知候、此義ハ先比書付を以御断奉申上、御聞届被成下候義ニ御座候、尤右ふなの木式本伐候段被

仰聞候ニ付、京詰之者共村方へ吟味ニ遣申候処、此度村方占徳兵衛と申者御申訳参上仕候、

一、道苅一件事済仕候迄八山上法中之致方彼方彼是心得不申事者多御座候得者、此節御任を申上候而者混雜仕、其上兩派御先達衆中様御取揃被為遊候義ニ候へ者、繁雜致格別之御辛勞之段奉恐入候故万事差打居申候へ共、ケ様ニ吉野山より聊成事共迄御任を申上候へ者、洞川村方ニ是迄見答又置候山上法中之心候ニ諸木伐取候趣、今般村方方逐一見致書付差上被申候ニ付、左之通り書記奉差上候、

一、大峯山山上法中ニ毎年洞川村方方置候番小屋之者方申達候者、檜・楨・樺・梅を薪ニ伐荒シ候事、此義一切相成不申由沙汰之上詰置候事、

一、山上花小屋後口方小笹八伏せ迄幅式丁余横四丁余之間様・楡山上六坊方薪ニ伐り尽シ被申候、其木数何程共かそへかたく其場所ニ薪積置候而七ヶ所ニ在之候、此木数凡三四百荷斗も相見へ申候、則此所ニ居合候者ハ桜本坊木機置佐兵衛と申者ニ而、此節吉五郎と改名致申候、此者其場所ニ則木機居申候ニ付、見答得と申渡置候事、

一、大峯造営山之内山上本堂之後江、割口東六地西六地と申所ニ而般、梅影敷伐り尽シ候ニ付、凡十四五町四方ニハ樺・梅一切無御座事、

一、山上行所龜石より等覺門之間道筋方五・六間斗奥ニ者樺・梅凡百本斗伐尽シ候間、則只今も三本迄伐倒在之候故改置申候候事、

右山上六坊より樺・梅薪機候事ハ近年之義ニ御座候而段吟味致候得者、大峯山御法頭之儀も相違仕候程之強氣成吉野山之義ニ御座候間、吟味致候而も一切聞入不申、依之是迄ハ無是非其促差置申候、但雑木を薪ニ伐候事ハ古来方数限も知不申候へ共、雑木之義ゆへ吟味口致不申差置申候処、近年御神木樺・梅影口伐取申候、吉野山よりハ枯木ニ候故伐り候而可申上候得共、此義ハ村方之者毎度吟味仕候所生木を伐り取候事相違無御座候、尤六坊薪之義ハ

古来ハ洞川村方伐り売ニ致候事ニ御座候、右之条ニ村方吟味致申上候義ニ御座候故通、以相違無御座候、御慈悲を以此段得と御間届ケ被成下候者村方一統ニ難有奉存上候、以上、

天明三年 御五月

大峯山洞川村 庄屋徳兵衛印
年寄久藏印

百性代与市印

御本坊

南笹院様

岩本坊様

御尋ニ付口上書

一、大峯山上花小屋之後「字鉢伏之辺」而横・梅薪伐木之由則此所ニ拙寺方薪機間居合見答置候段、今般洞川村方ケ条ニ書取両山へ指出候ニ付、從御衆中否之儀書付を以相答候様被仰付致承知候、然処大峯於鉢伏之辺横・梅等之上木薪ニ申付伐木為致候義ハ、於拙寺連頭覺無御座候得共、乍然山上ニ各坊扣罷在候得者、何れ共枯木等之類薪ニ伐木為致事、然ル所拙寺儀新任職之事故下部共茂勝手不存者共斗ニ候故、随分是迄峯中伐木御制禁之訳申渡置候故、右相守之儀も有御座有間故と存罷在候、然ル下部共之儀己ニ任勝手土木之類伐木仕候儀、實ニ相違有御座間布哉と奉存候、他方右林之儀被致候者指留可申答之先達職之拙寺ニ御座候処、此度御尋之義察入、一言之申訳茂無御座候、尚又本山上も書付を以洞川村方及沙汰置候得者、宜被及御挨拶被下度候、何分右穩便之程所希ニ御座候、御尋ニ付一紙指入候以上、

天明三卯年五月 桜本坊先達印

当山方 御仲御衆中

右前文之通桜本坊方此方ニ派へ書付指入不念之段被申渡候、於御一派も御承知被下度候、以上、

五月廿日 桜本院

南笹院様
岩本坊様

〔史料13〕 道珂小屋出入一件公儀ニ差上候書付之控 (抄) 第四函25号

〔史料13-1〕 (第三紙裏百り)

一、訴詔人惣代申上候、大和国吉野郡金峯山寺之儀者、乍恐 御朱印御文言ニ国軸山金峯山寺と有之藏王権現領、大和国吉野郡吉野山八百五拾三石九斗、同郡小路村百五拾九石三斗、都合千拾三石式斗奉頂戴、内修理領式百拾三石式斗、学頭領三百石、寺僧・満堂配当領五百石、其外境内山林諸役御免除被 仰付、佛法紹隆無怠覺、天下安泰之御祈禱御大切相勤来候御事勿論、諸堂散物・諸役錢吉野山へ相納来、外方差綺候儀曾而無御座候、然処吉野山方大峯山上迄道法凡六里程高山甚之難所ニ而、参詣之もの及難儀候故、往古方道珂と申道繕仕候ニ付、鐘掛与申所ニ小屋相建置、道珂之者其外道珂錢請取候もの共為相詰置、前々方参詣之もの老人方役錢として六錢ヲ、取来候、然所四ヶ年以前寅年八月廿八日、相手之もの共其外人数不知、如何相心得候哉、右道珂小屋へ大勢致徒党罷越、理不尽ニ打破候ニ付、罷有候もの共色々取押候得共、村中男拾五歳以上不残申合候而罷越候者難差止メ、別而甚不法強勢之儀申ニ付、罷有候もの共手差も仕候者、如何様之理不尽ヲ仕も難斗逃去、即山上ニ相知せ候ニ付、右村役人共呼寄、如何様之存寄ニ而右林理不尽仕候哉と相尋候得者、從 東照宮様御書物頂戴大峯山者洞川村支配ニ而、右小屋場地所者貸置杯与申之候得共、寛文年中山内出入有之、其節寺社於 御奉行所御裁許書ニ茂金峯山寺之儀ハ為日光 御門主御支配之間、寺僧・満堂・社僧・神主・弥宜等等ニ至まで可受学頭之差因之旨、御書下頂戴仕候程之儀、殊ニ前文奉申上候通 御朱印奉頂戴候得者、洞川村ニ御書物所持之儀不審奉存候、併御書物頂戴有之候者奉拝見度旨申談候得共、彼是申之拝見も不為致、

無故裁共申之候、其分ニ難差置、学頭^三申出候得者、山内仕来及破却間、何分御公訴仕候様被申出候ニ付、吉野山御預植村右衛門佐殿御役所^江御届申上候得者、洞川村御預り織田豊前守殿御役人中^江御掛合可相成候者、内濟御取斗可被下候間、差扣候様被申聞、則御掛役人中、洞川村之もの共織田豊前守殿御役所^江被召呼内濟御取斗御座候処、洞川村之もの共心得違ニ付、吉野山^江掛合及内濟候得共、子細^三有之、難及内濟旨申之候由、御預所役人中^江山内^江被申聞候、其後京都堀小路内藏権頭殿与申御方取扱ニ被相懸候得共難相濟、旁以年延ニ相成申候、從古来吉野山仕来之先例破却仕候而者、日光 御門主御支配之間と申寛文中御裁許状も難相立、何共難儀仕候、吉野山之旧例今更洞川村^江珍敷申懸候儀難得其意奉存候、依之乍恐名前之もの共被為 召呼御吟味被成下候様偏奉願上候、以上、

大和国吉野山

通堂院

天明五年八月 宝塔院 印

同山

寺僧代

東南院 印

寺社

御奉行所

〔史料13-1-2〕 (第二紙表ヨリ)

乍恐以上上書奉申上候

今度金峯山道苅小屋及出入候ニ付、証把書物一と写書相込奉入御高覧候、

乍恐見出附紙番付を以被為違御披見被下置度奉存候、

一、洞川村^江道苅小屋打毀候主意淺と敷儀ニ而者無御座候、 兩山^江警固役被 仰付候由申立候候得共、 兩門様御入峯之節者洞川村ニ不限御御料私

料寺社領等迄其領場と、相固候事、渾而尊位高官之御方と御通行之節者何國ニ而も同様之儀ニ御座候、然所洞川村平年何等之儀を警固仕候哉、勿論洞

川村者御料百姓ニ候処、 公儀御定等も無御座、 兩山^江御手促ニ被召仕候筋

ニも御座有間敷敷ニ候間、 乍恐表向御取用之筋と者不奉存、 尤村方何之所益

も有之間敷候、 其工ミ之主意者金峯山摩八丁之内^江我假ニ踏込、 或者松皮剥取、 或時者諸木伐出候様可仕成書圖と相見^江申候、 三ヶ年以前卯年、 吉野山^江学頭恵心院^江差出候見出宅書之書而御高覧被成下度奉存候、一、洞川村^江鐘懸道苅小屋五拾七ヶ年已前借置候旨、 兩山先立^江申入候ニ付、 左候ハ、 追而修復之節差置候様被申渡候趣ニ御座候、 此事五拾七ヶ年以

前之申渡ニ而、 其後一向修復無之儀ニ候哉、 風烈之場所ニ候得者其間幾度も建替又者修復等可有之儀勿論ニ御座候、 然所是迄者打捨置、 此度ニ限り差押

候と申意味難得其意、 畢竟無証拠之申分と奉存候、 全以洞川村謀計を以道苅小屋方事を起シ、 兩山他方来之先達致腰押候方事六ヶ敷罷成候、 其小屋

場者金峯山一ノ行場、 九穴之藏王之小社有之、 夫^江山上之方七・八間上之寄^三道苅小屋有之、 全權現之境内ニ御座候、 且又たら助齊葉売場小屋之儀も

摩八丁之内ニ御座候得者、 其往昔一札取置不申候而も異論可有之地所ニ無御座候、 殊以町場ニ事替り、 深山之中何国之者出売仕候而も差留不申差置候

者、 山之繁昌ニ御座候、 此一段見出式番之書物式通御覽可被成下候、 右道苅小屋場借貸分明ニ成候得者、 更ニ修驗方之申分も御座有間敷、 洞川村之工

ミ事相願可申哉と奉存候、 勿論曾而以兩山^江拘り候儀ニ御座有間敷奉存候、 一、山上ニ番匠小屋有之候を番小屋与略語ニ唱来候、 然所洞川村之者共、 兩山被仰付候而相守候番小屋与申上、 彼是偽言申掠候、 扱又山上諸向修復伐木他村方入させ不申、 洞川村^江納来り候段申立候も、 是又全之虚言ニ御座

候、 則先年外村方入候、 旧書見出三番之書面奉入御覧候、 且又伐木者摩八丁之外造宮山之内ニ而見立為候候事ニ而、 買上ケニ而者無御座候、 柚科并ニ

數百丈之谷底杯ニ而伐出候得者、 運送賃錢積ニ御座候事、 一、洞川村之者共吉野山ニ証把日記等有之義を不相弁、 猥ニ事を工ミ、 近年似

世物の御書付拵置、種々我俣仕、若も表向ニ相成候時者謀書謀判ニも難相成、不都合之書付ニ候得共、遠国辺土ニ而者真偽難相分、相忌之業事ニ者用立候趣ニ而、刺修驗方迄も相惑候儀与奉存候、隨而吉野山内寺院之中ニも修驗兼帶僧侶も有之、旁以年来之工ミ与奉存候、附紙四番之書面奉入御覽候、

一、吉野山古来方之式古記之内書拵、摩八丁之訳奉入御覽候、五番之書面ニ御座候、

一、御朱印御写書一通差上申候、

右之外旧記書物等御座候、其品ニ寄迫ミ差出可申候、偏御賢察被成下候様奉願上候、以上、

吉野山

講堂代 宝塔院

同 寺僧代 東南院

天明五己年十二月

寺社 御奉行所

〔史料14〕 山上道苺小屋一儀南都願書之写

〔天明六年七月〕

山上道苺小屋一儀南都願書之写

持僧代 尊盈私

道苺小屋筋七月十三日方道光寺・小松院兩人南都江出訴ニ參候願書之写

奉願口上覚

日光御門主御支配所

吉野山願主

寺僧役者 勝光院

同講堂役者 持明院

織田豊前守殿御預り所

第四回26号

吉野郡洞川村

相平 龍泉寺

仕与兵衛

勘兵衛

(以下一七名略)

大峯山上鐘掛道苺小屋、去ル寅年八月洞川村之もの共徒党打こぼち候ニ付、去ル巳六月寺社御奉行所江御吟味奉願候所、洞川村者共免惣不埒ニ而御呵被仰付、小屋こぼち候義ハ無証拠ニ而不及御沙汰旨被仰付、依之御支配宮江御届申上、当四月如先規小屋再建仕、道苺錢取受候所、亦々当月四日右相手之人数共其外凡五・六拾人斗罷登り候内、出家人帯刀之もの式人、聖護院・三宝院兩御門主御使之由申立、徒党仕小屋相渡シ候様申ニ付、小屋ニ詰合候もの山上坊中江注進ニ參り候跡ニ而、右小屋暫時之間ニ打こぼち逃去り申候故様子相分りかた、早速洞川村庄屋方江山上方使僧を以委細之訳相尋候所、小屋打こぼち候儀者村方江兩御門主御奉書を以被仰付候由申也、龍泉寺江も立合候様被仰付候得共、龍泉寺儀病氣ニ付代僧差登セ候由、帯刀之者右代僧之供之由ニ而、兩御門主御使と申儀者曾而無之杯と申之、猶又御奉書拜見仕度旨申候得共、写等も相見セ不申、前後不都合之申口ニ而一向相分り不申候、右鉢紛敷申口ニ有之候得共、村方之者共徒党打こぼち候儀紛無御座候ニ付、差懸り候儀故御願申上候、右小屋一件去年来江戸表江御訴詔申上候義御座候得共、此度洞川村之者共申口ニ寄り又々江戸表江御訴詔仕度奉存候間、右名前之者共被召出実否御吟味被為成下候様奉願上候、以上、

天明六年七月十五日

南都御奉行所

講堂役者代 小松院印

寺僧役者代 道光寺印

口上書を以御届奉申上候

一、吉野郡洞川村之者共相手取願之儀ニ付、拙寺共罷出居候処御断申上、今廿日迄帰山仕候義ニ御座候、依之帰山仕只今參上仕候、此段御届奉申上候、以上、

日光御門主御支配所

天明六年七月廿日

吉野山講堂役者代 小松院印
寺僧役者代 道光寺印

南都御奉行所

奉願口上書

一、此度吉野郡洞川村之者共相手取願奉申上候処、御聞届被成下、相手方御召御差紙被為差遣被下、難有奉存候、依之拙僧共相詰居可申儀ニ御座候得共少く不快ニモ有之、一先帰山仕書付等持參仕度候儀も御座候、旁何卒来ル廿日迄帰山御願奉申上候、右日限ニ無間逢參上可仕候間、右之趣御聞届被成下候ハ、難有可奉存候、以上、

日光御門主御支配所

吉野山

天明六年七月十六日

講堂役者代 小松院印
寺僧役者代 道光寺印

南都御奉行所

此書付前後いたし候也、

口書

吉野山

寺僧役者代 道光寺

講堂役者代 小松院

当寺方洞川村之もの共相手取、山上鐘懸ケ道苜小屋壊候儀ニ付御願申上候付、相手方被召出候所、此節三寶院御門跡先達小笹ニ而護摩修行用ニ付小笹江罷登

り、并病氣等ニ而相手方之内兩・三人罷出、当寺願之儀御吟味被成下候処、全道苜小屋壊取不申取形付候由、右者村方自分取斗ニ無御座、当山方・本山方両先達之指図を以取斗、則両山方書付并洞川村龍泉寺江之書状写等指上候ニ付、此訳御尋被成候、

此義書付を以申上候ニ通、道苜小屋は迄之通当寺方再建之処、洞川村之もの共帯刀人并鉄刀等持多人数手拭ニ而ほふかむり仕、両御門主御使之由申立、道苜小屋可請取旨申參候ニ付、詰合候者山上坊中江知セ參候跡ニ而理不尽ニ小屋打ニほち逃帰り候、依之洞川村庄屋江尋に遣し候処、両御門主御使ニ而者無之、御奉書を以被仰付候由申之候ニ付、御奉書見セ候処申候得共不相見セ申口不都合ニ而甚紛敷、当二月於江戸表被仰渡も御座候得者、擬令両先達方指図有之候共、道苜小屋壊候ハ、吉野山役僧江懸合、猶又不相濟候ハ、当御役所江も御届申上壞可申之処、無其儀先達而方之書付と申御役所江指出候写ニも我意強氣之働不致神妙之進退可致と有之候得者、先吉野山役僧江懸ケ合候上可取斗義と奉存候、道苜小屋壊候連帯刀人并鉄刀等持參仕一応之応対も無之、御役所江も御届も不申上、道苜小屋壊候段、於江戸表被仰渡之趣も相背候義者、聞東方被 仰渡相背候而も不苦儀と両派先達中方指図有之候哉、全重頭之致し方、此段御吟味奉願候、且又小笹護摩修行用事申立候得共、全俗人護摩修行仕候義ニ而者無御座、飯彼等先達方用事有之候而も御公儀御召出御用輕蔑可仕道理無之候義と奉存候間、相手方不残被召出御吟味奉願候、

右之通相違不申上候、以上、

年七月廿八日

小松院印
道光寺印

御奉行所

上書ニ

吉野山寺僧滿堂共御尋ニ付申口

一、 兩山先達方洞川村龍泉寺指遺狀面写

態ト以飛札申進候、大暮之節ト者申不正之時順候處、亦無御障被成御勤
欣然之至御座候、然者今般筆中鐘掛ニ吉野山方道苺小屋再建ニ付、兩山より
吉野山江申棟ニ者、未夕得ト事済ト申ニ而も無之内、我意を以小屋被相連候
儀難心得、先ツ事済候迄者右小屋取片付候様ニと數度念入及懸合候得共、
不埒之返答ニ付、右之姿ニ而捨置及懸合候段、吉野山存分之取斗ト申者ニ被
存候故、此度吉野山江懸合候者何れ事済候迄之所、右小屋ハ先ツ兩山江預り
取片付置候趣致応対候間、警固役之儀故則右之段洞川村江申付候、夫ニ付隨
分右小屋大切ニ取形付置候様念入申渡候得共、末之者万一強氣之働致候而
者如何數候間、貴寺午御太儀右場所江立合有之、随分神妙ニ小屋取片付候様
御指図可被下候、且万一吉野山小屋懸り之者被是申合候者、今度京都ニ而
応対之旨得と御示有之、納得之上右之者共無事故引取候様ニ御心添可被成
下、尤右小屋江詰居候者共所持納等、是又念入無間違受取婦候様御取斗可
被成候、右之趣申入度如斯御座候、以上、

六月廿九日

京都 兩山詰合先達中

和州洞川村

龍泉寺芳納

一、 兩山先達方洞川村遺奉書之写

一、 峯中鐘掛に吉野山方道苺小屋被改再建候ニ付、兩山吉野山江右小屋之儀未
得と事済も無之内、以我意小家被改再建候段、難得心旨數度入念及掛合ニ、
何れ共事済候迄之所、右小家ハ先兩山江預り置候答ニ、此度吉野山ハ応対致
候間、右之趣警固村之義ニ候得者、何れも承知之上右小家随分大切ニ取片付、
先其村之方江儲ニ預り置可申候、尤右事寄我意強氣之働致間敷、神妙之進退
尤ニ候、以上、

六月廿九日

兩山詰合 先達中

和州 洞川村

一、 七月廿九日夜、道光寺義坂本方御用之儀ニ付呼ニ參候間、同廿日朝五ツ時
瑞照房道光寺替りニ南都表ニ參、八月二日御役所へ兩人罷出、坂本方御用之
趣申來候由口上書相認、九ツ時兩人持參被申候書付之写左之通り、

奉願口上書

道光寺

吉野山寺僧交代

拙僧義洞川村之者共相手取御訴詔申上相詰申候所、今度日光御門主御役所方
御用有之候間、拙寺罷出候様被仰越候、依之拙寺代り持福院參上仕候間、右
之段御聞届被成下、拙寺御暇被下度奉願上候、以上

天明六年八月二日 道光寺印

持福院印

御奉行所

右口上書差出置罷婦り候所、同日暮方役所方呼ニ參り兩人上り候處、先刻
御願御聞届御座候由申渡シ、其上与左衛門被申候者、先達而被願候一件之
内、道苺小屋再建候節兩山先達江相届ケ再建候哉之趣、奉行為心得之被尋
候間、其段御談し之上口上書御差出被成候様被申渡候ニ付、左之通り相認
差出候、

大峯山上道苺小屋之儀、当二月於江戸表ニ被仰渡有之儀、右小屋再建致候節、
先達方江懸合有無之儀御尋被成候、

此義

道苺小屋壞ケ不壞之儀ハ、双方共無御取用無証拠、御裁許御座候、尤小屋之
儀ハ從往古有來之通り相建道苺錢受取候付、御支配日光御門主江伺之上御聞
届御座候間、如先規之再建仕候、其外他江懸合候儀先例無御座候間、何方へ
も相届ケ不申候、

右御尋ニ付相違不申上候、以上、

天明六年八月四日

吉野山講堂院
小松院印
同寺僧印
持福院印

御奉行所

〔史料15〕 山上諸參詣洞川村者共狼藉ニ付届書草案

第四回77号

〔山上〕 諸參詣洞川村者届ケ書草案

〔洞川者新規強勢相働候義江戸惣代方へ申遣候義御届ケ之〕

御届申上候口上覚

日光御門主御支配所

金峯山寺僧惣代

満堂惣代

川尻甚五郎殿御代官所

吉野郡洞川村

大峰山上江諸國方參詣仕候者山下吉野寺院并町宿方案内之者差添、其国所ニ寄山上有縁之坊中江為致着候義ニ御座候、就中去ル七月十六日方廿二日迄年中ニ一度之大会ニ而參詣數多御座候、然所洞川村之者共〔付書〕或ハ參詣人方案内雇登山仕候方も御座候ニ一同申合其比方于今至迄他人數鐘掛辺江罷出、大峯山者洞川村支配故吉野方之案内不相成由理不尽ニ強盛之義申募、吉野山方差添候案内之者追退ケ及打擲、一向相通し不申候而其客を奪取種々申掠、鐘掛行所等ニ而役錢与申立、老人前十式錢或者十八錢押へ取、右役錢不差出參詣人ハ行所相妨候故無罷差出、行所相働候者も右之役錢不差出參詣人ハ相妨ケ候得者、無是非行所不相働備固仕候者も有之、山法及破却新規非道之義出来仕、諸參詣人不信仰之基ニ相成、千萬駄ケ敷奉存候事ニ御座候、抑自山上至山下吉野山迄之寺院者、諸國參詣人且施助力ヲ以致相續來、其外町方之者共諸參詣人之宿

案内等致渡世候者數多之義ニ御座候所、前文之通洞川村之者共種々相金、渡世相妨候得者町方之者共身命ニも相掛り候義故難捨置与口論ケ間數相聞候得共差静メ罷在候事ニ御座候、然共元來洞川村之者共吉野案内之者等之渡世相妨、身命相續ニも相懸り候義自然如何様之義差起候義難斗不安心奉存候、依之不得止事洞川村役人江以使者及尋候得共而談無之不法之義申之、一向取敢不申難洪至極之義ニ罷在候、山上二和向方書面ヲ以差留候へとも否返答無之、且又兩派方ニ右林不法相募候義も先般山上鐘掛道苧小屋一件いまた御裁判も無之論中、乘其虚狼藉相働候義不限此度毎度非例之事差起暫も騒動相企不申、無擲江戸在府惣代共江申遣し、品ニ寄寺社御奉行所江御訴訟申上、相手ノ者共被召出、以來右林不法狼藉之義相クワテテ候様嚴重之被仰付奉願上度、度前奉存候、且前書之通強盛之洞川村者共ニ候得者如何様之急変惡事出来之義も難斗、依之御届申上候、此段御聞届被成置被下候様奉願上候、已上、

南都

高取

四節 院僧・地下

〔史料16〕 家屋敷亮渡証文

第一回1号 図1

亮渡シ申家屋敷之事

所者野際下町、際目ハ古証文ニ有之候
右之家屋敷者親左介買徳仕候得共今要用依有之銀子三百目ニ亮渡シ申事実正明白也然上ハ右之家屋敷支配ニ付他之妨於有之者証人罷出急度埒明候而其方様支配之義相違無之様仕少も御難義申間敷候仍而為後日証文如件

亮野町中惣代
左次兵衛(黒印)

元禄九丙午十一月廿七日

証人下町
仁兵衛(黒印)

御学頭代

知足院様

同上
 同 長兵衛
 同 伊權兵衛
 年寄 長本正兵太
 下町 市郎右衛門殿

〔史料17〕 院僧惣代宗休等言上書

年恐言上

第二函1号

院僧幕之儀ニ付、地下之者共三田次郎右衛門様へ訴訟申上候ニ付、南都へ亥年之五月、去年子ノ年夏之比両度以上三度迄よひつけられ、則三田次郎右衛門様御屋敷ニ而对決いたし申上候へ共、終其埒明不申、御存之通、院僧中間よはき者共ニ而御座候義、去年之冬ハ殊外つまり申候御事、

一、今度 御学頭様爰元へ御入寺得ノ時有難よろこひい申候、定而春中へ御逗留被為成候と奉存候処、俄ニ御上京之由ニ而、院僧中間之者共ニ力落申候、定而当年も 御学頭様爰元ニ無御座候へ、地下之者共又候哉、南都へよひつけ可申と奉存候、御慈悲ヲ以此義 御学頭様へ被為申上、院僧之者ハ南都へ參不申候様ニ被為成可被下候、此上当年もよひつけられ候者、院僧中間へつふれ可申候、右之通思召被為分、院僧相立申候様ニ被為成候者有難可奉存候、以上、

貞享二年

院僧惣代

丑ノ二月廿四日

宗休(円黒印)

小兵衛(方黒印)

九郎右衛門(円黒印)

四郎兵衛(円黒印)

吉岡彦右衛門様

〔史料18〕 知識場所村書

第二函43号

〔大和〕

知識場買附証文

右質株証文 入

〔三十一〕

知識場所村書

大和葛下郡

加守村 畑村 馬場村 穴蒸村 閑屋村 逢坂村 今市村 上楨村 下楨村
 左味田村 山之坊村 新村 門前村 栗村

右之通先年と院僧持知識場相違無之候、

文政六未極月改 藤井儀平治(円黒印)

船知市良右衛門殿

〔史料19〕 知識場所譲り一札

第二函44号 図2

〔三十一〕 知識場所譲り一札之事

一、先年者院僧中持分之知識場所私共先祖院僧中ニ訳合有之候ニ付、当年迄支配いたし來候得共、此度訳合有之ニ付、銀子百目被下、體ニ受取申候、右知識場所ハ以來其元殿正支配相讓申所実正明白ニ御座候、然上者其元殿御勝手ニ御支配可被成候、則知識場所村数書別紙ニ相添、為後日一札如件、

文政六未年

院主院僧方藤井儀平治(円黒印)

十二月日

判人院僧方中井八右衛門(円黒印)

高野山知市良右衛門殿

〔史料20〕 銀子借用証文

第二函88号

〔東院町〕

豊吉判入栄助

差入申一札之事

一、銀百七拾三匁九分五厘

右之銀子此度我等中江儘ニ借用申所実明白也、右御返弁之儀者来ル亥ノ四月廿日切ニ急度御返納可仕候、右者取来高市知識場上分米銀取込、今般ニ御上様之御苦勞ニ奉掛恐多、銘ニ共者甚難渋仕居候処、此度如前減少被成下候ニ付、急度日限者左之請人方返可申候、万一相滞儀御座候而、其元殿江彼是申儀御座候得者、上分米之通銀高七百五拾式匁分六リ之割合ヲ以如何様之御取斗被下候而も少も違背申間敷、為後日一札差入置、仍而如件、

天保九戌年

借主 東院町 豊吉(円黒印)

四月日

請人 同町 栄助(円黒印)

花供方正頭御方

船知市良右衛門殿

〔史料21〕 知識場所十二力年賦讓証文

第二函90号

渡申知識場所之事

一、高野山中花供儀法知識場并榎方諸初穂、来ル辰年方卯年迄拾式ヶ年之間其方江相渡、右札銀として銀五百匁儘ニ受取申候、然上者年数之内諸初穂其方江致受納、村数等諸事有来通り取捌可有之候、為後証一札如件、

天保十四卯年

寺僧 覺者成就院(円黒印)

十二月

同町 喜藏院(円黒印)

下町市郎右衛門江

〔行書〕

一、高野山中知識場順行之儀、当卯年迄拾式ヶ年切ニ有之候処、年限中内四ヶ年之間無規差支ニ而順行休年ニ相成候ニ付、来辰年方午年迄三ヶ年之間年限相増遣し候、右三ヶ年之間順行勝手ニ可致、三ヶ年相立候ハ、本文切替上納之上順行有之候、依而下ヶ札致遣し候事、

安政二卯年

十二月廿六日

〔史料22〕 知識場順行下行請書

第二函91号

奉差上知識場請書之事

一、近江之國知識場、先年有来通、村々巡行之儀来ル辰年方申年迄五ヶ年之間、私シ共江下行被、仰付難有奉取承候、依之毎年前年之上分米老斗、御札銀式百匁、極月廿日限ニ無相違急度上納可仕候、右場所巡行先ニ而先規非例之儀者不及申、上納等ニ至迄不埒仕候ハ、何時ニ而も場所御取上之上如何様之儀被、仰付候、共一言之御恨ニ申上間敷、為其一札如件、

天保十四卯年

下行人 船知市良右衛門(円黒印)

極月日

引請人 船知佐兵衛(円黒印)

御正頭方

久保坊様

御役人衆中

〔史料23〕 知識場順行下行請書

第二函92号

奉差上知識場請書之事

一、河州中之掛知識初穂巡行之儀、来ル辰年方申年迄五ヶ年之間私シとも江下

行被 仰付難有奉敬承候、依之毎年前年ニ上分米老石七斗・御礼銀五拾目、極月廿日限ニ無相違急度上納可仕候、右場所巡行先ニ而新規非例之儀者不及申、上納等ニ至迄不埒仕候ハ、場所御取上之上如何様之儀被仰付候共一言之御恨申上間敷、為其一札如件、

天保十四年

下行人 船知市良右衛門(白黒印)

引請人 船知佐兵衛(白黒印)

御正頭方

久保坊様

御役人衆中

〔史料24〕 知識場所引渡証文

渡申知識場所之事

第二函103号

一、高野山中花供儀法知識場所并檀方諸初穂、来ル末年方午年迄拾式ケ年之間其方^正相渡、右礼銀として銀五百目儘ニ請取申候、然ル上者年数之間内初穂其方へ致受納、村数等諸事有来リ通取捌可有之候、為後証一札如件、

安政五年午

十二月日

寺前頭役人

舟知 佐兵衛(白黒印)

同前

藤井重左衛門(白黒印)

舟知市郎右衛門殿

前書之通相違無之、令奥印畢、

寺前頭役人

蓮藏院(白黒印)

同前

知足院(白黒印)

〔史料25〕 惣年寄連署口上書事

第四函51号

〔書頭〕 文化十三子 九月御宇頭代喜藏院へ
差出南都御奉行所^正御添書ニ而
御差出ニ相成候書付留

惣年寄 久保倉源左衛門

堅紙手本トジニして

口上覚

今般惣年寄身上之儀御尋、并古記等致穿鑿委細奉申上候様被仰渡候ニ付、左ニ奉言上候、

一、当山地下老^一、^二惣年寄相勤候儀者、寛文七丁^末閏二月廿五日、奈良御代官五味藤九郎様^一飯貝村当山地下老分中と唱候家筋之内、^二立候もの飯貝村御旅宿^正御召出在之、古来之由緒^并其頭家業等迄夫と御吟味・御札之上、一山惣年寄役八ヶ院・野際兩組^ニ而^一人相勤候様、被 仰付則御請書之写

差上申手形之事

一、今度地下中御吟味之上、年寄役拙者共へ被 仰付、畏^一存候、向後諸事公儀御法度触儀、五人組之改、町谷^正無油断可申渡候事、

一、一山地下中共無作法之儀御座候ハ、早速可申上候事、

一、当山諸事出入等有之節御尋之儀御座候ハ、所ニて及承及見候通、無依怙屬員有様可申上事、

一、浪人むさと抱置候ハ、穿鑿可仕候、若由緒御座候而於置抱申候ハ、御改可申上事、

一、^一出家中不依何事屬員偏頗仕間敷候事、
右之通堅相守可申候、若違背之儀御座候ハ、御穿鑿之上如何様共曲事可

被仰付候、為後有之者訴人可仕御穿鑿之上褒美可被下候者也、

戊五月七日

如此今度於江戸被 仰出候矣、此旨違背無之様可被申付候、以上、

戊五月十二日

兩宮對馬守印

五味藤九郎殿

右之通申來候間、此御法度書之□□町人百姓不殘立合、致拜見承届□□、
手形仕可□□由藤九郎被申候、以上、

戊五月廿日

北村善右衛門

橋村清兵衛

吉田太左衛門

松谷道円

青木源之丞

伊勢矢權之丞

一、同年三月十日方五味藤九郎様御登山被成、当山寺社地下□□迄不殘起
請文被成御取、檢地御卒入、同月廿四日迄御打被成候朝も、一□寺社相調
書上候様被 仰渡、当山寺社不□□調書上候事、

一、地下老分之儀者、

南朝御由緒之家筋連綿仕、古代□□ニ而天台・真

言、地下三方衆と申、山内諸事仕置等□□取捌仕候儀ニ御座候、其朝

永録十年上下滴堂上下地下内論御座候趣、□記之内ニ暖状之写

今度当山内論不慮之紛出来、既及大破、数个日之合戦ニ双方数多討死候、

殊寺中過半放火候、言語同断之次第、前代□□間候之儀ニ候、然間当八郷衆

方、此面ニ為暖罷出令馳走、無事堅固申合候、向後引越^如此意趣、寄^如事左

右謀叛手を被出^如者、南都一乘□□、本善寺殿・願行寺殿・大念佛上人

・八郷・多武峯四个院、同方ニ御暖衆為一味、成御幣^取達而佯言可申候、
此□於偽申者、藏王權現・子守・勝手之大明神・天満大自在天神之可被□

御罰者也、仍後日為一筆如件、

八郷 印

永録十□

三□□一日

藤原長少輔權時^印
正安 書判
藤原伊守^印
吉清 書判
秋山^印
心源 書判
正統^印
俊 書印

丹^印
賴盛 書印

多^印
賢盛 書印

同^印
実盛 書印

同^印
祐慶 書印

同^印
宣榮 書印

同^印
清尚 書印

同^印
家則 書印

同^印
舜麟 書印

同^印
重俊 書印

□□滴堂

上下地下^{御中}

右之時代迄者相忘家跡相統罷在候、其後慶長御一乱之朝、吉野奥郷より數
百人致徒党、大坂為龍城発向之処、当山相催真言方へ、地下老分中心仕、
右奥郷之一揆追掃シ候ニ付、郡山御在番筒井主殿□殿方御感状惣中へ被下、
則真言方所持御座候処、先年焼失仕候、其朝□□御公儀へ焼失御届被申
上候書付之内ニ御座候、右真言方本院之儀者、古来方里元申而、地下老分
氏族之外ニ而者寺院住職不仕義ニ御座候故、□□寺之節者勿論、合縁属武功
候趣ニ御座候、然^如処其以來、日光御門主御支配と相成候朝、右里元之儀へ
御停止之旨当山へ御条目を以被仰渡候義ニ御座候、且又当□□之内、地下

山開と申御檢地場高百七拾四石条、〇八延宝年中迄地下支配仕候処、地端ニ而荒所多ク出来、物成も薄相成候故、御修理領へ奉差上候ニ付、御修理領〇〇〇〇七拾四石九斗七升四合、修理領御帳面ニも地下山開と申テ當時山林なりと在之候、右申上之通、段々家跡相衰罷在候得共、右〇之身分ニ付、御代官五味藤九郎様一山年寄役

此処落帳 (一頁空白)

身上御調之儀被仰渡、且亦享保年中時之〇学頭正覺院前大僧正様方当地下人由緒〇儀御尋被在、段々及衰微罷有候段數々數被思召、当山之儀者日光御門主御支配ニ相成候ニ付、殊ニ〇〇〇〇実城寺之儀ハ往昔 南帝皇居之初金輪寺御所地之儀ニ而、當時実城寺合林ニ相成、則 御門主御寺之儀ニ候間、相成之御用向相動可然義之旨御内意被下、依之御頼奉申上候処、家筋等御調之上被 仰渡候御奉書之写、

一、吉野山地下之者共從 後醍醐〇〇〇御由緒、今度当 御門主御家來分被成下候様奉願候付、幸実城寺御寺之儀ニ候条、実城寺附之御家〇被仰付候段御申渡候処、御請御札申上候由、則遂言上候処、弥励忠節候様可申渡之旨被 仰出候間、此段可被相達候、恐惶謹言、

十月九日

惠恩院

智洞御印

信解院

慈延御印

〇〇院前大僧正

右之通被 仰付、依之 宮様御上路之度、京都於 御旅館御目見被 仰付候、猶又往古方右身分之者共ニ付、聖護院御門主・三宝院御門跡大峯御修行御入峯之三宝山御門跡大峯御修行御入峯之度、地下老分中惣代を以惣年寄共御出迎仕、吉野山於御旅館御目見正被 仰付、御目録・上下等頂戴

仕候、〇〇〇〇ハ、則去ル文化元年同三寅年兩 御門主様御入峯被為 在候御も〇來仕格之通御取計被下候儀ニ御座候、

一、〇化四年卯四月京都從 御奉行所当山陵御高札之儀ニ付御召状、

和州吉野山如意輪寺

外ニ被取重立以前

右御召ニ付如意輪寺并地下老分中より久保倉源〇〇〇候処、山陵繪図面相添御高札御引替被成下、左之通り請書差上申候、

右繪図面之通

後醍醐帝陵当寺山内在來候処、享保年中御改之上、御敷地廻リ三拾四間竹垣被 仰付、御高札御渡被成下候処、其後御高札御書替奉願、竹垣者追々石・木柵等ニ仕罷有候処、此〇〇〇〇之上御高札御書替御渡是迄之通〇相心得、弥能抹ニ不相成様仕、御高札朽損、其外品替り之儀者早速御当地〇役所様へ御斯可申上旨被仰渡、奉畏候、依而御請書奉差上候処如件、

文化四年

和州吉野郡吉野山如意輪寺印

卯四月

吉野山陵守護仕候
地下老分惣代

久保倉源左衛門印

御奉行所

右惣年寄身上之儀者、地下老分中の方相動候儀ニ付、地下老分共之由緒、先年奉申上候通り、南北両朝御和睦之御、御陵・皇居金輪寺等御守護として、其御方当山四拾式人相止り、其以來段々衰微致益落罷有候へ共、南朝皇居地下之名〇〇〇〇地下老分中と相唱、尤歷年相過候儀ニ付、所ニ而焼失等仕、恥ニ難取〇、勿論家景等連も領半ニ而容易難取調候、〇〇古來方只今迄血統を以漸々家名相統仕候事ニ御座候、右御尋ニ付荒増身上奉申上候、宜御聞濟之上、古來仕格不取替様〇計被成下候様奉願上候、以上、

文化十三百七年

豊前守 柳原保兵衛印

同前 久保倉源左衛門印

御学頭代

九月

御役所

〔史料26〕 吉野山地下老分惣代連署口書写

第五回二括14号

口書

一、拙者共最初 御門主様御家頼^二被 仰付候節、御奉書ヲ以実城寺御家頼^二被 仰付候処、拙者共存違之義御座候而実城寺家来トハ不申、宮様家来実城寺出入分ト申、御奉書御文言之趣相背候旨被仰下迷惑仕候、不調法之段何分御免奉願候、

一、御学頭様藏王堂堅儀御出仕被遊候節、拙者共忝童子役相勤候事不宜役義と奉存、彼は御断申上候事有職之古実ヲ不存、不調法之段御免可被下候、此已後は迄之通為相勤可申候事、

一、帯刀御免家数致減少候節、平地下を帯刀へ引直し候節不奉願、拙者共中間相談斗^二而引直し候事奉誤り、何分御免奉願候事、

一、拙者共帯刀御免已来院僧様有之儀ヨ一等も二等も見下し候様致直候故、院僧中迷惑被致候旨達御聞候由被仰下迷惑仕候、右林之儀ハ全覚無御座候得共此已後急度相慎、右林之儀無御座可仕事、但し取次等之儀帯刀御免已来之通へ奉願候事、

一、一山衆中へ対願意ケ敷事有之様被仰下迷惑仕候、右林之儀全覚無御座候得共向後相慎、右林之儀無御座候様可仕事、

一、表向幣役神人与書付差上候事、申伝斗^二而御免無之ニ書上候事奉誤候、何分^三も御免奉願候事、

宝曆五乙亥年九月

吉野山地下老分惣代

□角彦太夫判

坂本正右衛門同

竹内左門同

満□紋之丞同

御学頭
惠心院権大僧正様

此書付本紙時学頭喜藏院様并院僧中ニも有、

〔史料27〕 吉野山地下老分惣代連署口書写

第五回二括15号

乍恐奉願候口上覚

当山院僧之儀者從古一格相立侍^二而、御衆中様江与力仕、諸事御用相勤來候、前々者正月元朝より実城寺江相詣、年頭御礼等熨斗目着用仕、相勤御用筋承候義ニ御座候、勿論御代々御学頭様御登山被遊候節御迎罷出、御在山中相詰御用相勤申候、尤南都御奉行所并御代官所御登山、御学頭所江御立寄被成候節、院僧之分ハ帯刀仕相詰御用相勤候、其節当山町役・惣年寄兩人地下人之内方相勤、領内為案内罷罷出候得共、勿論脇指計^二而相勤申候、惣而廿ヶ年計已前迄ハ、於当町祢宜中或ハ天神社人者格別、其外帯刀仕候者私共仲間外ニ者無御座候、然処二十五年已前地下人奉願候付、地下人老分從御門主様実城寺附之御家来分^二被為 仰付、其上帯刀 御免御座候付、諸事相改、只今ニ而者格式等宜様相見、平生出合^二而茂甲乙有之様相成、先祖江為對申訳も無御座、外聞実義共欺ケ敷次第ニ奉存候、ケ様ニ往古与者様子も段々相劣、地下人方私共仲間者一等も二等も見下候様ニ成行候而者、勤來候御衆中様之御用相勤候而も乍憚御為^二も所詮不相成義与奉存候間、是迄相勤來候役義筋御用捨被成下候様ニ仕度奉願候、併此上何卒御衆中様御憐愍を以諸事前々之通ニ相成、實而地下人同等ニ被 仰付被下者、無別心与力仕、有來候通

御用相勤度奉存候間、私共先祖江之申訳茂相立、院僧仲間相統仕候様、何分御料簡被成下候様奉願候、以上、

宝曆五年

戊子十月五日

寺僧御役者 地福院様

勝光院様

高僧御代 森下馬左衛門印

同山下喜右衛門印

同藤井喜右衛門印

〔史料28〕 学頭申渡覽写

第五函二括16号

申渡之覽

一、其方共中間於吉野山由緒家筋之者故、先代之学頭 輪門様江申上実城寺附之御家頼ニと御取立、帯刀御免被成置候、実城寺ハ從 輪門様被仰付学頭進退之寺院候、然所其中ニも平日御奉書御文言之趣ニ相背、実城寺御家来とハ不申 宮様御家来実城寺出入分と申掠、学頭所ニて申付用事好悪を存、学頭所之進退難成様子ニ相聞候、御門主様御威光を借り学頭を輕し御支配之筋相背候根本ニ罷成不届之至ニ候、依之向後ハ御奉書御文言之趣を守り、平日共実城寺御家頼ニ申、学頭所進退不相様様可致事、

一、其山之学頭藏王堂堅儀出仕之事者一山之勝事不輕出仕候、依之右之節童子役之儀ハ帯刀之輩ニても家筋致吟味可申付役筋ニ候得者、其方共悼童子役相勤候事ハ身分不相応之大役、冥加之至ニ候、然ルニ都而童子役相勤候事恥辱存、彼是ト申ても相聞候其方共中間有職之古実を不存と申ながら、身分限ヲ不斗不届ケ之至ニ候、是迄も勤来事ニ候間、向後弥帯刀之家より役相勤可申事、

但し童子役相勤人様無之節ハ学頭代福願之取斗可有之候、左様可申事、

一、帯刀御免之家数致減少候節、平地下ヲ帯刀江引直し候由相聞候、依之今

般令吟味之処、其方共我假引直し候儀言語道断、不届之至り候、東叡山上急度御吟味被 仰付様可致候得共、其段令容赦候間、向後右林之儀堅致間敷候、万一無拋儀有之節ハ其趣学頭代添簡ヲ以学頭江申出、輪門様(帯刀)御免可奉願事、

一、其山院僧之儀ハ寺僧中致与力、古来与得分之者ニ而一格相立年中相定候、役義等も有之所、其方共中間帯刀 御免已来万事格式相改、院僧格式難立様罷成候故、院僧家筋段々致衰微、寺僧中役儀相欠差支罷成候由相聞候、仍之向後ハ地下之輩急度相慎、右林も無之様可致事、但座席等之儀ハ帯刀御免已来格式可有之候間、混乱無之様可致事、

一、其方共中間由緒如何様ニ有之候共、帯刀御免ハ近来之事ニ付、殊更一山衆中ハ当时地頭家之事ニ有之候間、一山衆中江緩怠ケ間敷事一切無之様相考可申事、

一、其方共中間表向幣役神人と書上候事、申伝斗にて御免も無之ニ書上候事不届之至り候、依之今般可令停止候間、向後右林之書付堅致間敷事、右之趣今般申渡候間、向後急度可相守者也、

宝曆五^乙年十二月 恵心院僧正判

吉野山 地下老分中

此本紙時学頭喜藏院ニ有、并諸書付院僧中間ニも有、

〔史料29〕 舟知市郎右衛門願書控

第五函二括18号 図4

乍恐書附以願上奉候

舟知市郎右衛門

一、私シ先祖代々院僧家筋御寺僧中江与力待にて御座候、先祖五代以前長右衛門申人口御寺僧御仲ハ忠孝被致置、此忠孝申者当山にて山領所ハ是等^三等ハ我尾申候にて、鳥住村方際目申ふん有之候付、御寺僧御仲与して徒党申来

長右衛門申候者詰中ニテ者從党出来不申候所ニ、從党本人成道光寺・成就院修行役ニテ御座候、先祖長右衛門与力致得ニテ本人成満堂、坂中宝持坊・西善院・橋屋・庵屋・美濃屋・百姓惣代頭良九郎、右十人内際目申分被致、此時鳥住村六右衛門弓ニテころし、此答与して本人長右衛門・庵屋二人者張付ニテ御座候、頭八人打くひニテ御座候、

右之答従水戸馬頭様被伝付候ニ付、下測原ニテ有之候、良石増^三、
明曆三申九月廿五日書印、今仰有、

一、私シ先祖市郎右衛門四代以前忠孝被致、此忠孝申者御寺僧御仲御田地致被置候所ハ大谷山ニテ御座候所、市郎右衛門田七十五平^一ニテ御座候、此田方奥迄平^一申候、此田平^一付阿知賀村・奥六田村方領分堺際目付二ヶ村者共かれこれ申候、私シ先祖市郎右衛門南都代官所へ取入候節ニテ御座候付、二ヶ村者供へ此際目儀者吉野領ニ有之候与申、際目木相立可申候、光勝院様四代以前ニテ御座候、喜兵衛申人右三人大谷田平^一本人相成寺僧御仲御田地被致置候、

寛文九^二 酉十月日九十七年成

四

一、藏王堂方一ノ坂迄満堂領ニ相成候所、私シ先祖市郎右衛門満堂領ニ致候ニテハ心外存候、是方南都代官所へ参り、一坂方関屋並木榎手本榎従水戸御寄進与札立申候、他領ニ及満堂中口以満堂ハ御寺僧へ物不申候様、宇田郡山城守様南都代官所市良右衛門方便以並木榎植置候、院僧中桜詣如此御座候、

天和二^五 戌 天二月十九日八十五年成

一、山上ニテ六月一日方七日迄一座護摩修行付、市郎右衛門・洞川辻半九郎二人忠孝被致候、

御寺僧真珠知閑法印護摩檀方満堂三人引出下ヶ候付、市郎右衛門・半九郎二人者満堂打伏候、一度も二度も引下ヶ候得は満堂打切、二人者供切腹致候与心定、以刀二人者檀左ニ居申候、夫方満堂手相掛候間敷候、御寺僧護摩如此御座候、

延宝四^四 丙 六月一日 九十一年ニ成、

一、私先祖申置候ハ家名ノ儀不相叶候へは右四ヶ条之忠孝致置、御寺僧様申上、御寺僧様之御加勢以家名相統致様ニ願上、御寺僧聞届ヶ可有様ニ先市郎右衛門致置候、以上、

元禄二年書出置 東伏房

一、此度一山町役人不調法仕候付、御学頭代様御答ニ有之候付、門外金屋者拱手ニ相掛り、何供心外奉存候、私シ面鉢一山ニ合申事、院僧中御寺僧様御寺へ出入も無之様ニ奉存候、何卒此度家名市郎右衛門相立可申様ニ御慈悲以御寺僧御中從相立被下候へ、有難仕合奉存候、以上、

舟知市郎右衛門

明和六年
丑三月日

御寺僧御役人

道光寺様
喜藏院様

〔史料30〕 舟知市右衛門願書写

（首欠）

第五回二括19号

村方際目申分有之候附、寺僧御仲与して此度鳥住村へ際目取致候、当山領ニ致候様ニ長右衛門召被出候、長右衛門申候者、法仲ニテ不出来致、私シ法仲ニ成預り一山領致可申、其方道光寺・成就院・宝積院・西善院・橋屋

・庵屋（三）・みのや・柳屋・次郎九郎申合、鳥住村へ出入申分致願目立合候。是申、明曆（二）四月二日（一）にて早鐘・ほらかいにて陣取致、十五才之男子至。迄本堂へ出、鳥住村へ出廻候付、鳥住村六右衛門申者弓（一）にて殺シ候節、中坊左一山鳥住村際目申分有之附、早かね・ほらかい・陣取出立ニ中坊左 仲申來、吉野京都へ御召寄られ、吉野山之儀ハ法仲（一）にて御座候所、法仲不宜 事ニ候申され候附、寺僧御道光寺・成就院・宝積院被申候者法仲（一）にて 出来致、從（一）党長右衛門申者法仲（一）成預り一山大領地（一）にて御座候所、鳥住村 方際目取致庵屋・柳屋・みのや・橋屋、百姓次郎九郎・西善院右十人者、京都役所召被出、鳥住村六右衛門打殺シ此替して本人長右衛門・庵屋二 人者張付被仰付居、残り八人者打頭従水戸被仰付、明曆（三）九月廿五日（一） 下測原にて成敗有之候、一、為寺僧御仲にて所ハ大谷市郎右衛門本田ニ御座候、其方奥迄田平キ致被置候、私シ方先祖四代以前市郎右衛門申入、此大たに田ひらき附廿ケ年以前心掛仕候、市良弟六左衛門与申者水戸奉公出シ、水戸奉公十三年間為、致南都代官所御預り五味藤九郎様御登り附、此六左衛門申者召仕為致置、此手掛以大谷田平キ致候附、左僧（一）・あぢか・奥六田三村者供被是際目申候、其従市郎右衛門申候者、此たにと申者吉野一山領（一）にて田平キ申候方良、南都代官所方申來り候間、田平キ申候三村者供者不申候様ニ、方便以市郎右衛門田平キ御寺僧御仲田地与致被置候、先勝光院同寺家来喜兵衛申右三人田平本人大谷如此候、

寛文七年二月日

一、藏王堂方丈六迄満堂領ニ相成候所、私シ先祖市郎右衛門心外致、其方宇田郡山城守・南都代官五味藤九郎殿取込、一坂方間屋迄並木桜植置、此桜並木附左僧村（一）・一ノ坂村・丹治村方彼是申候、満堂不申及並木引申候間、右三人方便以水戸御寄進与札立申候、他領不及、満堂方寺僧御仲者不申

候様ニ市郎右致被置候、

並木桜如此、

天和二戌年二月 日

一、山上にて六月一日方七日迄寺僧護摩附真珠院知栄代にて御座候、七日間一座護摩修行致候様ニ真珠院担（一）へ上り候へは、満堂三人出彼是申、寺僧護摩無之候所、今以修行成不申候申候へは、先年方中せつ致候、今日天下泰平五段成就修護摩修行致ス存候、担上より引下シ候、洞川辻本半九郎・市郎右衛門真珠院様方召被出客担（一）一度も二度も引下ケ候ハ、満堂切休候様ニ被申候附、満堂三人打休候、檀左右三人ハ以刀居申候、其方満堂寺僧へ手相掛不申候、寺僧護摩如此候、

元禄十二年六月日

一、此度一山町宿老不調法仕候附、御字頭代様御咎ニ附門外金屋ノ手ニ相掛り何共心外奉存候、私シ面鉢一山ニ合不被申候、御寺僧御仲院僧与力待不相叶候様ニ私シ家名相続も難叶、右四ヶ条ノ忠孝被致置候市郎右衛門跡にて御座候所、何とそ家名儀相続致ス様ニ、御寺御申分被為成被下候ハ、難有仕合奉存候、

御聞届無之候へは私シ形隠シ他所にて一人居可申候、

舟知市右衛門

明和六丑（一）四月 日

御寺僧御仲様

御役者

道光寺様

喜藏院様

〈史料31〉 院僧中間ニ付定書写

第五圖二括23号

定

院僧中間之儀者宝曆四^甲戊年尔持福院円止様・勝光院知起様御役之節、願書出し置候ニ付、円止様御弟子東南院円海様知足院忍昌様被_レ仰合、此度閑東御下向ニ付中間格式御札之様子被_レ仰下候ニ付、追訴可仕事、一、中間之儀向後改平生身持相慎候而法外之人有之候者互ニ吟味之上中間相除候事、

一、此度從_レ寺僧御中御頼・丹藏・喜間多兩人中間不残相談之上相伽候、此上者他人者不及申ニ、雖為中間之内一旦中間相退かせ候人林ハ中間老人ニ而も不残与篤相談之上相加候事、一、三ヶ院中間座席之儀、不依老若ニ老ヶ年尔ても其家相統ニ相定候人可為上座候事、

右之三ヶ條堅相守り可申事、

天明八戊申二月

六ヶ院組

平嘉介

山内源兵衛

森下公市

清水善兵衛

森下馬左衛門

蜂谷新兵衛

森下吉郎兵衛

山下組

山下藤左衛門

山下宇右衛門

山下又四郎

山下三佐

井上佐右衛門

井上喜三郎

山下藤四郎

野際組

藤井喜右衛門

船知市右衛門

五味時右衛門

森田徳右衛門

一車田金吾

藤井善右衛門

藤井儀平次

船里九郎右衛門

〔史料32〕 院僧中間ニ付定書写

定

第五函二括24号 図3

院僧中間之儀者宝曆四^甲戊年尔持福院円止様・勝光院知起様御役之節、願書出し置候ニ付、円止様御弟子東南院円海様知足院忍昌様被_レ仰合、此度閑東御下向ニ付中間格式御札之様子被_レ仰下候ニ付、追訴可仕事、一、中間之儀向後改平生身持相慎候而法外之人有之候者互ニ吟味之上中間相除候事、

一、此度從_レ寺僧御中御頼・丹藏・喜間多兩人中間不残相談之上相伽候、此上者他人者不及申ニ、雖為中間之内一旦中間相退かせ候人林ハ中間老人ニ而も不残与篤相談之上相加候事、一、三ヶ院中間座席之儀、不依老若ニ老ヶ年尔ても其家相統ニ相定候人可為上座候事、

右之三ヶ條堅相守り可申事、

天明八戊申二月

○奥下ノ差出書ハ史料31トホボ同文ニ付省略ス、但シ史料31ノ六ヶ院組ノ「平嘉介ヲ」中平嘉介ト記シ、「森下吉郎兵衛」ノ名前ハ無シ。

〔史料33〕 知識場取替シ一札

第五函二括38号

為取替知識場一札之事

一、大坂三郷町中井天王寺願方・北野・曾祢崎・福嶋・川崎不殘巡行之儀、
 從知足院様被仰付候、尤三郷町中ハ貴様拙者兩人江被仰付候所、貴様御不
 案内ニ付、拙者江御頼被成候所衷正也、年限之儀者來ル辰年方申年迄五ヶ年ニ
 相定、右初穂米取集、高之内銀壹貫五百目宛上納相定、此之内ニ而万端為世
 話料銀百五拾目、御影紙四束・陀羅尼助四貫目、年々御差送可被成約定也、
 尤上納銀之儀者毎前年霜月切ニ急度上納可致旨、自然上納不碍、猶巡行先ニ而
 不筋之儀有之候而者御院主様江御申分無之、心得違無之様巡行可致旨致承知
 候、猶心得違無之様巡行可致候、為後証之依而如件、

文政二卯年

〔大坂者懇町
 三丁目太加〕
 武兵衛(岡黒印)

正月

吉野山知足院様御役人

船知市郎右衛門殿

一、北在之儀、帳面之通巡行可致候、北在村々大峯山上之木札毎年貳百枚
 宛并法被四枚・金彌袋四ツ毎前年御渡可被成事、

〔史料34〕 田地讓渡証文

第三函12号 図5

〔八十六番〕

譲り渡甲田地之事

字冷水有之候

一、田地面貳拾畝

御寺家領

御高

右之田地此度其元依所望讓渡申所衷正也、則冥加銀トシテ銀子壹百貳拾匁ニ
 受取申候、然上者永々其元勝手ニ支配可有之候、為後日一札如件、

天保七申年

〔舟知雄兵衛(岡黒印)〕

九月 日

〔同前 藤井喜右衛門〕

舟知市良右衛門殿

前書之通相違無之、仍而如件、

〔知足院(岡黒印)〕

〔舟知雄兵衛(岡黒印)〕

五節 明治維新期

〔史料35〕 役用日並

第四函70号 図6

〔慶応四或戊辰年〕

役用日並

〔小松院祐恵〕

久保坊龍泰儀、病身ニ付三ヶ年之間暇被下度旨願出候、尤口上書取之、一統
 願之通開濟ニ相成候事、

四月二日、久保坊儀他出之事、

四月三日、学頭代方廻文有之、別紙ニ写し置候事、

四月九日、学頭代方廻文有之、別紙ニ写し置候事、

四月十二日、雨天、学頭代方廻文有之、別紙ニ写し置候事

四月五日、早春已來鷺尾殿方達し、且ハ鳥丸殿御登山之趣有之候ニ付、高取

表并山門^五届ケ万端諸入用高割^三而出銀致^レ候事、当領高三百三十四石^二斗^一式斗式升之割^一ヲ以、銀百五十目四分四月六日学頭代^江差出し候事、委クハ別紙^三有之候事、

四月十三日、晴天、学頭代方廻文有之候事、

御示談申度儀有之候間、明八ツ鐘早^レ、当方へ御出可被成候、以上、

四月十三日

学頭代

寺社連名

十四日、快晴、十七日、学頭代方示談申度旨申来候事、

村高帳并御取箇帳可差出旨、總督殿方御触^二付、

一、山領ノ高附并取箇帳、差出し申置候事、

表書 昨卯年取箇帳 満堂領

一、百九十三石

古検元高

百四十老石五斗式升

新検出高

合三百三十四石五斗式升

一、五石七斗八升

古検元高 丈六領

六石五斗八升四合

新検出高

合拾式石三斗六升四合

二口合高三百四十六石八斗八升四合

此取米三十老石八斗六升五合三勺

内 田方七石四斗式升式合四勺

代銀三貫百式匁五分六厘

直段老石三斗
四百十九匁

畑方式十四石四斗四升式合九勺

内 五石六斗式升老合八勺六才

畑方不作^作引^引
替^替二用^用替^替引

残而此取米拾八石八斗式升老合

代銀七貫八百六十七匁老分八厘

共口合此取米式十六石式斗四升三合四勺

代銀拾貫九百六十九匁七分四厘

慶応四年

満堂惣代
宝塔院印

辰四月日

小松院印

右之趣領ニ学頭代へ取集メ高取預り役所^江差上申候事、

廿日、学頭代方兩派示談申度旨申来候事、

廿一日、晴天、於実城寺兩派示談有之候事、

一山神社佛像ヲ以神林卜在之候分、取除ケ可申事、

并髑口梵鐘等佛器之類一切取除可申答之事、

四月廿一日、学頭代方別紙廻文有之候事、

廿三日、雨天、夕景方兩派示談ニ付東南院ニ而合之事、

但し、藏王堂并神社子守・勝手・佐抛・八王子・天満天神・午頭天王・金精社等一々由緒相調候而、其由緒書ニ口上書相添、今般京都^江相窺可申約定一決

之事、兩派惣代寺僧方教学院・満堂方持明院罷出候事、治定有之候事、

且又由緒并ニ口上書別紙ニ写し置候事、

廿七日、大雨、惣代持明院・寺僧方教学院兩人上京之事、

廿八日、大雨、

学頭代方高取^取、取箇帳高帳等納^二遣し、諸人用寺社高割^ニ而申来候事、当領

百五十九匁式分六厘、閏四月二日学頭代^江為持遣候事、受取書有之、

取箇帳等相認高取取次^ニ而、大和鎮撫・京都民政役所・太政官、此三ヶ所ニ相

納候事、

四日、晴天、惣代持明院婦山之事、

但し、右神社由緒書并口上書南都鎮台總督府^江指出し候儀、一先預り置、追

而大政官^江窺之上沙汰^ニ及へくとの事故、其ま、婦山之事、

十一日、雨天、早朝学頭代方廻分左之通、

急ニ御示談申度儀有之候間、只今当方江御越可被成候、以上、

壬四月十一日東照院
小松院 学頭代

加点順達留方御返戻可被成候、

直様学頭代吉水院江罷出候所高取表方申来候ニ者、此般制札之次江左之通認置候様申参り如何之申事罷有之、

應忠四一 太政官

右之条ニ被 仰出候旨、從總督府被達候間、急度可相心得もの也、

駿河

右山内制札之儀ハ只奉行与のミ有之候へ共、此度制札相改候ニ付、右申来候へとも此儀ハ新規之事故、今一応一派中江披露之上御答可申旨ニ而帰寺有之事故、同日、於本堂月並法事相勤候事、

十二日、於東南院ニ、右高取役所方制札ニ駿河与名前相認候様申来候へとも、

此儀ハ一応御支配表江相窺、其上ニ而取斗可致し与内高取方如何催促有之候迄、先右名前之所ハ此候延引いたし置候、示談一決之事、

壬四月廿三日、学頭代方廻文左之通、

急ニ御示談申度儀有之間、今日七ツ時より兩派一統学頭所へ向御出可被成候、以上、

廿三日 東南院

学頭代

小松院

右之通一派中江廻文役者方相廻し申候事、後而七ツ時兩派兼中学頭代江参院、学頭代方演舌ニ者、先日方南都總督府方別飛脚参り、然ルニ飛脚同道ニ而も罷出様御沙汰ニ候へとも、翌日罷越申候、扱又壬月一日方大政官御廻文十六七通有之、就中急ニ幕府方判物今に差出し無之如何ノ訳カト御尋ニ付、一向御廻文高取表より御廻し無御座候故、一向存不申候故、何等之事をも不申上との事ニ而、右廻文十七通持参ニ而帰山有之、直様右示談ニ相成候事、乍去江

戸表方之判物ト申者御朱印且ハ御条目等之儀ニ付、京都太政官へ右差出し可申訳柄、右在山之衆中江披露ニ及ひ候所、何分一派中之一大事之宝もの寺僧方惣代江相頼候儀も如何敷候事故、廿六日方惣代小松院 御条目守護いたし、南都總督殿へ罷越候事、

寺僧方惣代 御朱印御奉書并写し等守護いたし同道之事、

但し、為路用金十兩預り申候事、且受取書納戸へ差遣し置候事、

五月二日、雨天、惣代小松院帰山有之候事、

壬四月廿六日、吉野発足、八木泊り、但し大雨ニ付、廿七日雨天南都江着、廿八日雨天、四ツ時總督役所江罷出、御条目写持参、玄關ニ而手札相渡し、口上申入、例席江相扣居候所、役人山田直二郎殿面会之上、口上書并条目写し差出し候所、又奥野孝二郎殿面会竊之上、何も御改正ニ相成候事故、先京都江持参有之候而、御沙汰可承旨申被聞候事、

口上書写

一、今般旧幕府方受封之判物御用ニ付、同国事務局御役所江持参可仕候様被仰渡候ニ付、別紙写之通条目三通奉入御高覽候間、右宜敷御沙汰御願奉申上候、以上、

辰壬四月日

吉野山金峯山寺

講堂兼惣代

小松院印

御總督府

御役所

右ニ付、条目写寺僧惣代教学院江相頼、京都江差出し、若哉本紙取上ニ相成候へハ、当派江別飛脚差立可被下候様頼帰候、扱又先々月神社之由緒書差出し置候所、今般直ニ神祇官江差上願立有之候様申被聞候ニ付、今一応山内兩衆服職之儀願立候而者如何ニ候哉、此候御沙汰待受候而者御朱印ハ勿論衆中一派如何ニ變化有之哉も難斗候ニ付、一山篇と復俗之儀示談仕候而上京之管ニ候

へハ、山上衆中も下山之上一決可致候、且又藏王權現之号ハ已來相改との御沙汰ニ御座候ハ、改号ハ勿論左候へハ神社ニ相成候哉も難斗候事、

五月二日夜説、三日早朝方山上五飛脚遣し候書状扣

一筆啓上仕候、然ハ先般旧幕府之判物可差出候旨御沙汰ニ付、御朱印并御条目總督殿ニ持参仕候所、此分ハ京都江差可出候様被仰聞候、就夫先ハ月差上候神社之由緒書神祇官江差出し候間、藏王權現之儀別段願立周旋申之候而ハ、寺院一大事之事情、役人方被仰聞候、左候へハ、此保御沙汰相待申居候而ハ、藏王權現号ハ已來相改との御沙汰ニ付、改号ハ勿論之儀ニ御座候ハ、是非とも神社ニ相成候ハ、衆中一統如何変化も難斗、且ハ御朱印も是又難斗候、右ニ付一統復俗之儀願立候而者如何ニ御座候哉、但しハ、此ま、矢張御沙汰相待候哉、右同様否哉御報承度候、思召も御座候ハ、御下山此飛脚同道奉待上候、右急ニ示談仕候候ニ付、如此申上候、以上、

五月二日

役者中

竹林院様

急ニ御示談之義有之候間、兩派一統^{明五少時}學頭所^{明五少時}向御出可被成候、以上、

五月三日

東南院

學頭代

小松院

右廻文夕景ニ申來候事、

急ニ御示談申度儀有之候間、明五ツ時方各無不參、実城寺江向御集會可被成候、以上、

五月三日

役者

衆徒御中

四日、雨天、五時、兩派実城寺江集會之上、復飾願之儀一決之事、御尊書拜誦仕候、如貴命御座候而、御一統御心痛奉察候、拙も下山仕御面談申承り度奉存候得共、山上も無人、別而近日法用も御座候間不能其儀、以愚

察貴客不愚御承引奉頼候、扱於拙院別段免明之義も無御座候、乍去藏王權現之儀ハ誠精御數願之上是非共唯一神道ニ被成候得者不得止事、兩派一統社家ニ相成候とも無余義次第奉存候、猶又御朱印も一段之難義ニ御座候、何分本尊之成行ニ順し還俗成共兎角世の流ニ隨ひ可申事可然奉存候、此方方掃俗願立之儀如何敷奉愚案候、乍去御兩派衆中之思召ニ相順可申上候、右貴客申上度愚札如斯御座候、恐々頓首、

五月三日

竹林院

御役者衆中

五月六日、雨天、寺僧方喜藏院・当派持明院小松院、各僕老入ツ、召連上京、同八日京着、三条通大橋川東式丁目豊後屋友七方ニ而止宿、同十一日神社由緒書并ニ神社佛閣間數書・山内惣絵圖、右弁事伝通御役所江差出し候所、追而御沙汰有之候間、其迄差扣可申旨仰被渡候ニ付、惣代喜藏院・持明院相残り、教学院・小松院十五日京地発足ニ而道中大水之難有之、漸十八日七ツ時帰山有之候事、大政官江差出し候願書奉書之立紙ニ而別紙ニ有之候事、

十八日、雨天

神社之由緒書并願書等、大政官表江差上候所、諸山何も俄ニ御沙汰無御座候ニ付、兩派惣代式人丈ヲ相残り、教学院・小松院今日帰山仕候間、此段不快ニ付乍略儀右申上候間、左様御承知可被下候、以上、

五月十八日 衆徒御中

役者

右之通廻文致し置候事、

廿日、天氣、当春已來王政御一新之折柄ニ付、寺僧滿堂老本ニ相成候様示談一決之事、乍去天台・真言兩宗兼學ニ相成候而、互ニ加行・灌頂等兼學ニ相成候事、

於東南院ニ集會、人数寺僧方吉水院・吉祥院・教学院・東南院・持福院、当派桜本坊・宝塔院・竹林院・小松院、宝持坊、已上、

廿一日、天氣、月並御願供法事相勤候事、

廿三日、天氣、請取渡し法要^三付、覚明房・淳興房山上江登山有之候事、

廿六日、天氣、二頭坊兩人下山有之候事、

廿七日、天氣、學頭代方廻文別紙^三有之候事、

廿九日、天氣、小松院山上江登山有之候事、

六月八日、天氣、右同院下山有之候事、

九日、天氣、例年之通蓮花会法用之事、

十六日、夕立、學頭代方廻文有之、別紙^三写置候事、

但し、總督府方廻達^三冊有之、

十七日、天氣、東照權現御法乘相勤候事、

同日、東南院入來^三而、此度山内由緒書南都役所江持參之事、竹林院江頼申度

旨申來候^三付、当派も同様無人之事故、右院江相頼候事、則、以書狀頼遣し申

候処、返書左之通、

貴報

一山惣代として金峰山之由緒書持參、出南可致候様御申被越、明日免足可仕

候間、右御答申上度、早々頓首、

辰六月十七日

竹林院

御役者小松院様

山内由緒書別紙老冊有之候事、

右ニ付竹林院一山惣代^三候へとも当派之事故、暑中見舞兼候而參り候事、但し、

例年之通葛等之献物持參之事、

十八日、天氣、例年之通高取預役所江暑中見舞ニ小松院罷出候事、取次罷出口

上申入無滞相濟、同日帰山之事、尚又持明院為惣代上京致居候所、^一十八日帰

山有之事^一

十九日、本堂法事相勤候事、

同日、於學頭所ニ兩派集會之事、

京都江願之趣開濟^三相成、就夫種々示談之事、

但し兩派僧侶老統ニ復飾被仰付候事、

廿日、天氣、於実城寺^三集會之事、

大政官江差出候由緒神社之事、并願書等ハ別紙^三有之、

廿一日、天氣、一山為惣代竹林院南都江罷出候事、

金峯山寺由緒書持參之事、

於密乘院御影供相勤候事、

同日、金鳥居ノ発心門額・本堂罽口本地佛取除候事、

南都方知果事役所与名目相替り候御回達有之候事、

廿一日方竹林院暑中為見舞知果事役所江罷出候所、追而沙汰致し候迄、先差

扣候様御取次奥田万二郎殿方申被開候^三付、廿六日帰山之事、

廿七日、雨天、廻文、

御示談申度儀有之候間、明廿八日正辰之刻吉水院^{江方}江向各無不參御來集可被

成下候、以上、

六月廿七日

御派役者

各御中

廿八日、五ツ時、吉水院ニ而集議之事

吉水院・喜藏院・宝塔院・吉祥院・教學院・持明院・竹林院・東南院・持福

院・小松院、已上十八人、

山上寺并吉水院此七ヶ院ハ役着附ニ而、寺院ニ可致候様、太政官^江歎願一決

之事、

七月朔日廻文

御示談申度儀有之候間、明二日正辰刻吉水院江向、各無不參御來集可被成候、

以上、

七月一日

兩派役者

各御中

二日、天氣、

兩衆各出席示談之儀ハ、山上寺役行者別当寺ニ相定メ、下山ニ有之山上寺極本坊等ハ不殘復飾之事、

但し、是迄之山上寺之人林ハ、山上小松院与相稱し候事、

今日各不殘復飾之事、

同日本堂法事月並之分相止メ候事、

矢張衣を着し当時此侶之事、

社人十八人之分裝束等上京ニ而相求メ可申事、

右之通示談一決之事、

覺

一、金廿老兩老部

御朱印掛リニ付閏四月廿六日吉野山出立、五月十三

日迄、京都行、十七日分

但し、老日ニ付金老兩老部ツ、

一、金老歩

坂本御殿内三光院江菓子料

一、同老歩

取次堀内右衛門江菓子料

一、同老兩

御使中沢主税江菓子料

一、同老部式朱

同下男江遣ス

一、金三兩式朱ト

豊後屋友七方江

百三十式文

御使諸入用高松

一、同式歩

大高紙代、

一、同式朱

御学頭并相模殿江菓子料

一、同式朱

大政官江案内料

一、金武十七両

相場式百口十匁替、代銀五貫九百四十目

又錢百三十式文

代銀貳匁六分六厘

都合

銀五貫九百四拾貳匁六分六厘

右貳千貳百九十貳石三升三合割

拾石ニ付

貳拾五匁九分貳リ八毛

高五百九十九石八斗八升七合

一、老貫五百五十五匁三分九リ

高五百六十五石五斗三升三合

一、老貫四百六十六匁三分貳リ

高四百七十七石貳斗九升六合

一、一

高九石八斗六升八合

一、一

共百合四百八拾七石老斗六升四合

代老貫貳百六拾三匁分貳厘

高三百三十四石五斗貳升

一、

高拾貳石三斗六升四合

一、

共百合八百九拾九匁四分

高百八十六石七斗八升三合

一、

社僧領

寺僧領

学頭領

修理料

一、

穀屋領

一、

満堂領

大六領

社僧領

一、

一、

一、

一、

一、

一、

一、

一、

一、

一、

一、

一、

一、

一、

一、

高九十式石七斗九升四合

一、式百四十目六分

高拾貳石九斗八升七合

一、三十三匁六分八リ

祇宜領

天神領

右之通

御朱印御改正^三付、諸入用金割附候間、一兩日之内ニ差出し可被成候、以上、

辰七月三日

學頭代

寺社連名

右加点点順違早^ニ留方御返脚可被成候、以上、四日、天氣、竹林院南都^江発足之事、

同日、桜本坊婦山有之候事、

五日、雨天、一山惣代教学院・持明院上京之事、

〔久保坊隠居願之儀、惣代上京之御御學頭^江差上置候事〕七日、天氣、真如□院方使、越後見正院入来^ニ而御断^ニ者、今般当山内復飾^ニ

相成候ハ、山上六坊当山方修驗先達相成候而、役行者守護いたし候様仕度、

且ハ山上ハ是迄之通、小笹も是迄通、山上者山上丈ケの仕末^ニ而宜敷候間、此段別段印紙為取替^ニ而仕置度候との事入魂^ニ罷越候故、当方一山示談之上御

答可申旨返答致し置候事、

八日、天氣、小松院山上^江登山有之候事、十一日、例年之通引役銀受取、福角氏方取^ニ參り候故出之、

請取申引役銀之事

一丁銀百拾匁也、

小松院印

世覺寺先達

宝塔院印

菩提山靈山寺・高天寺・桜本坊 已上六人也、

竹林院南都方婦山有之候事、

十二日、天氣、小松院山上方下山有之事、

十四日、天氣、当山方諸先達入峰之事、

十五日、雨天、竹林院山上^江登山有之候事、一筆致啓上候、未残暑難去御座候処、各御安全珍重^ニ御座候、次^ニ山内静謐、各院無異罷在候間、御放慮可被下候、然ハ当春已来王政御一新^ニ付吉野藏王權現号発止^ニ相成、御神号被仰出候^ニ付、前年三郷方寄附有之候奉額取片付、宝藏^江相納置候間、此段御承知可被下候、尚^江御後刻御一統^江宜敷御披露可被下

候、先ハ為其如此御座候、不宣、

辰七月 三郷山上講

老分御中

満堂役者小松院書印

廿二日、夜、淡山方智光院より使者来候事、

但し、山内支配宮添簡問合之事、

廿五日、惣代持明院婦山之事、

〔廿五日、同教学院婦山有之候事〕

廿六日、題文、

御示談申度儀有之候間、今日正午半刻吉水院^江御集會可被下候、右之趣學頭

代方申来候、以上

辰七月廿六日

兩派役者

各御中

志統兼評之儀ハ、先山上寺院歡願之次第ハ學頭一慮見^ニ而、南都^江添簡も歎出来候^ニ付、歡願之儀ハ五十ヶ日之間猶淺願置候而婦山之事、其間^ニ御支配宮様^江御沙汰之儀可奉窺候事、

但し、學頭方被窺候事、

尚又、八月会式後、於藏王堂天下泰平之旨臨時御祈禱可申事、
七月晦日、本山先達登山有之候事、

八月朔日、小松院儀、喜藏院江罷出候而喜藏院江面会、山上ニ而ヲイ請取渡し之儀是迄之通、尚又引役銀布札等之儀も同断是迄通ニ御座候間、此旨御詔仰諸先達江入魂置被下度、何分御支配宮様■復飾之儀窺中之事、右先万事是迄之通御承知置被下度申入候事、

二日、雨天、兩派惣代本山先達江宿礼先例之通東南院・小松院罷出候事、大宿五流建徳院先達三宿詣觀院先達候事、

同日、本山諸堂惣代傳 大善院 文珠坊

手札 勝寿院

挨拶ニ罷出候事、

四日、竹林院江延命院并南之坊隱居之書附差出しニ相成候事、

七日、天氣、

別紙之通奈良知果事江御沙汰有之趣、学頭代江申來候間、為各心得写し相廻し候、左様御承知可被成候、以上、

七月七日 兩派役者

各御中

御廻文之趣別紙ニ写し置候事、但し、七月十三日御触也、

南都役所江御召ニ付一山為惣代竹林院罷越し候所、九日帰山ニ付、兩派集會之廻文差出申候事、兩派役者

各御中との事

十日、天氣、午時後吉水院ニ而集議之事

南都江差上置候山上寺院歎願書・五ヶ日之猶淺之願者書等差戻しニ相成候、

依之山上寺院山上山下共復飾ニ不相成候様歎願可仕示談之事、

奉願上口上覺

一、延命院龍範儀、近年病身ニ相成、寺役難相勤候ニ付、退衆隱居御免被ニ仰付被下度奉願候、跡寺院之儀、法類竹林院江御預ケ被ニ仰付被下度奉願上候

奉願上候、且又一南之坊長証儀病身ニ罷成候付、寺役難相勤候ニ付退衆隱居御免被ニ仰付被下度、尤跡寺院之儀ハ附弟光藏院後住弘賢義、此度南之坊後住ニ引直し仕度候、尤未若年ニ付年齡相応ニ相成迄、法類後見之儀法類竹林院江被ニ仰付被下度奉願上候、

右之趣、御門主様江宜御執成被ニ成下度奉希候、以上、

御学頭正觀院前大僧正

講堂惣代小松院印
同断 持明院印

十二日、雨天

御示談申度儀有之候間、今十二日午之刻江吉水院江向、各無不參御來集可被成候、以上、

八月十二日 各御中

兩派役者
兩派各出席、京都歎願之書附一派江披露之事、

当十七日より於本堂御祈禱之事、一七ヶ日之間修法、納衆洛刃之事、御膳ハ各院江献供之事、

十三日、天氣、惣代竹林院上京有之候事、

十四日、晴天、同断、教学院上京有之候事、

十五日、天氣、

十六日、雨天、明十七日江廿三日迄、於藏王堂臨時御祈禱、一七ヶ日之間時導師藏王法、伴僧慈悲救呪、洛刃衣鉢之儀ハ素組五条隨身之事、
兩派役者中江廻文之事、

十七日、天氣、於藏王堂御祈禱開白之事、

但し、此度相改候兩派一派之新席出席之事、

十八日、天氣、御祈禱之事、

十九日、天氣、同斷、
廿日、曇天、右同斷、

以書簡致啓上候、追而秋冷相催し候処、弥御壯堅珍重之御儀ニ御座候、然ハ去ル六月初旬拙院差出置候隨居願書之儀、最早 御支配表江御差上ニ相成候哉否、御尋問申上度奉存候、右願書之儀者先達而竹林院御主方被通手ニ被申述推附往生無拠差出候へ共、於拙院心疵者可致隨居所存毛頭無御座候ニ付、爾來不堪憤懣、且夕切齒罷在候処、頃日不図致開詰候儀も御座候ニ付、右尋問申上候儀ニ御座候、若子今 御支配表江御差上無御座候ハ、何卒孫子未代迄も御差控被成下候様御頼申上候、勿論罪状明白是非分明之上ハ鬼も角可致候へ共、無左候而ハ決而拙院隨居可致所存毛頭無御座候間、左様御承知可被下候、何れ三ヶ年相濟候上ハ帰山住居可致積ニ御座候間、是又左様御承知置越し被下度候、先者右申上度如此御座候、早と以上、
久保坊

八月日 御役者中

猶と拙院當時下鴨経所ニ罷在候間、右所名當ニテ御返答書早と御頼申上候、以
上、
從城山下鴨岡山 久保坊

和州石野山講堂方
御役者中様

上包 持明院様
御頼書 實錢相添
小松院様

八月七日 急用

右之通八月十九日夜飛脚持參之事、
廿日、於本堂所及披露置候事、

八月七日仕立之書状、同十九日到来致披見候、如來意秋冷相催し候所、弥御堅勝珍重之御儀ニ御座候、然ハ今般御尋問之趣、則六月直様竹林院方貴院口上書差出ニ相成候故及披露置所、一統開濟ニ相成候御座候間ニ付、七月五日惣

代両院上京之勅 御学頭江差上置候間、此段御答申上候、先ハ右為可御意如此御座候、早と以上、

八月廿一日 御役者中

上包 小松院
持明院

久保坊

九月五日夜、惣代竹林院掃山有之候事、

同六日、天氣、山上御戸閉ニ付、竹林院・小松院山上江登山之事、

八日、弘賢房二和尙代ニ而天川廻り相濟掃山之事、

九月十一日、天氣、於密栗院灌頂堂ニ山内静謐之祈念相始候事、但し廿一日之藏王法洛刃之事、

同日於吉水院兩派衆議之事、

九月十三日、久保坊方役者中江先般差上申候手紙反古可為との断状、竹林院

方役者中江差出し候事、

九月六日、尾町・岩倉町百姓方毛見願書差出しニ付、俗役人毛見ニ差向申候事、

十五日、天氣、一山惣代竹林院南都江歎願ニ罷出候事、

同日、役者小松院例年之通高取殿江御札・葛獻上之事、

十七日、桜本坊掃山之事、

十八日、勝手宮移しニ付、当派方志人社僧として差向申候、

但し、習性房神役相勤、宮移し等相勤候事、

十九日、天氣、兩社御與本堂江御下り、寺僧方法事無之候故、於下陣幕ヲ張、

音楽を奏し、奉業有之事、人数ハ東南院・持明院・小松院・新三位左中弁式

部御以上、衣鉢ハ空衣・わけさ着用之事、

廿日、天氣、廿一日、天氣、

廿四日、長峯地藏講ニ各參詣之事、但し、空衣・わけさニ而佛參之事、

廿五日、天氣、惣代竹林院掃山有之候事、

昨日、惣代竹林院掃山被致候儀ニ付、急と御示談申度義有之候間、今日中

飯早・吉水院方江向、無不參進；各御來集可被成候、以上、

九月廿六日

兩役者

各御中

廿六日、天氣、午飯後兩派各集會之上、惣代竹林院方披露有之候ニ付記し置、今般輪門様御支配之諸寺諸山ハ青蓮院宮・妙法院宮・梶井宮此三室之支配ニ相成、依之大和国天台宗支配ニ相成候ニ付、比叡山三執行代并三寺頭方三御室御合旨等通達相成候ニ付、当山内御受奉候、則達書別紙ニ有之、三門室月番ニ而諸事御取斗可有之旨ニ御座候、依之月番妙法院宮方兩派惣代老人ツ、參殿可有之様御沙汰之事、右等之事柄ニ付山内數願之儀も先右御支配江諸事指揮ニ相成候而、此上ハ諸事取斗可申示談之事且又奈良府御役所江ハ右之達書御届ケ申置候事、

廿七日、惣代竹林院・東南院上京有之候事、

廿八日、曇天、廿九日、天氣、兩派增益講於池田ニ相營候事、

十月朔日、天氣、二日、天氣、三日、天氣、

九日夜、野際若連中為惣代、山本六兵衛、辰巳屋長右衛門兩人罷出、宝泉院屋敷武間四法御地面御拝借申度旨願出候ニ付、太鼓藏之地面ニ致度旨ニ候、依之一統江及集儀之所開濟ニ相成候事、十日夜、右兩人地面之儀斯ニ參り候事、

一、廿六日、天氣、

以剪紙得御意候、然ハ藏王堂燈明油是迄月々老斗宛ニ御座候所、来月方已来五升ツ、御送可被成候様、此段申入候、已上、

六日一階六右衛門殿

吉野山講堂方役者役人

十月廿六日、天氣、在京惣代東南院・竹林院方書面ニ認、日並山内神社勘文弁事官江御託旁歎願書、何も下書三本ニ認差送りニ相成、一統江廻文披露有之候事、

別紙三通在京惣代方昨廿六日被差越候間、各御覽之上加點順達、留方東南院

江御返脚可被成候、以上、

十月廿七日

兩役者

吉水院・椽木坊・喜藏院・宝塔院・吉祥院・教學院・持明院・持福院・小松院・宝持坊

覽

一、
右之者共如常例花供儀法順行ニ差向候間、所々御出張所無滞御通行可被成候様、奉頼上候、以上、

吉野山衆徒 役者小松院印

明治元辰十月日

郡山所ニ

同断 持福院印

御出張

御役所

右奉書半切ニ認候事、

十月十九日御仕立之書狀、同廿六日拝見仕候、追々寒冷御座候所、弥御安泰御在京之由珍重奉存候、次ニ山内静謐各院無恙罷在候間、御放慮可被下候、然ハ今般無事御在京御苦勞之至奉存候、就中別紙三本御差被越、一統拝見満足仕候、且ハ御心勞奉察候、尚年此上御分、発偏ニ奉頼上候、先ハ右御見舞旁御報候迄如斯御座候、以上、

十月廿七日

小松院

惣代 東南院様

同 竹林院様

別紙之通從、奈良府御沙汰有之候間、各為御心得写し相廻し候間、左様御承知可被成候、以上、

十月廿九日 寺社連名

廻文趣別紙ニ相写し置候事、

十一月十二日、学頭代方廻文相廻り写し置事

十一月十五日、東南院・竹林院京都方焔山之事

同十九日、吉水院江両統集巡示談有之事

十一月廿日、南都方差紙到来、吉野山寺僧講堂

包紙ニ差紙

御用之儀有之候間、来ル廿二日朝五時ニ御役所江可被出候、於理参者可為越度

者也、

辰十一月十八日 奈良府吉野山

学頭代

寺僧

満堂

右到来ニ付、廿二日学頭代代教学院・寺僧惣代東南院・満堂惣代竹林院発足

被致候事、尤教学院院石差文ニ付、持福院与相改出南含置候事、

明廿三日、昼後御示談申度義有之候間、桜本坊迄無遅参御出可被成候、以上、

十一月廿二日 満堂 役者

桜本坊・宝卜院・宝持坊・習性房・覚明房・弘賢房・諱興房

十一月廿六日、桜本坊ニをいて行者講之事御達し申度義有之候間、今七ツ時

学頭所江各御出可被成候、以上、

十一月廿六日 寺僧役者代 持福院 学頭代

満堂役者代 持明院

前坊修理亮

吉田斎宮

右加点順達留方御返脚可被成候、

七ツ時学頭所江罷出候所、持福院・持明院・前坊伊織・吉田義ハ不参、学頭代教学院出席之上、今般日光宮不相分御在所候ニ付、別紙之通三宮御預りに

相成、惣而是迄之通諸事支配差因可受由被申聞候所不申之承知之趣御述べ引取候事、

十一月廿八日、学頭代方廻文相廻り写し置事、

御清書

一、今度 御一新ニ付従三 宮様被為 仰渡候趣、両派一統敬承仕候、依之

御請申上候、以上、

明治元辰年

十一月日

満堂惣代 持明院印

寺僧惣代 持福院印

延暦寺

御惣代中

当暮取納直段

一、玄米老石ニ付、金三兩貳部貳朱

但し、当年格外ニ而定免老割用捨引

一、畑方 四部五厘引

右之通相定候間、各左様御承知可被成候、以上、

十二月十一日

修理科

東南院・小松院

社僧方前堂修理亮

吉田斎宮

当暮取納直段

一、玄米老石ニ付、金三兩貳分貳朱

但し 当年格外ニ而定免老割用捨引

一、畑方

四部五厘引

右之通相定候間、近例之通当廿五日限り上納皆済、各右様御承知可被成候、以上、

辰十二月十一日

修理料

別紙老通修理料方申来候間、近例之通収納取立之儀者当廿五日限り候、各左様御承知可被成候、以上、

十二月十一日

両役者

各御中

九日、在京惣代東南院婦山有之候事、

十五日、持福院婦山有之候而、今般南都表江社僧人鉢復飾名前兩派方式人ツ

、都合四人相届ケ申置候事、

為社僧惣代、持福院十六日方出南有之候事、

当派方出し候名前ハ高室院事、秋月駿河持宝院事、青山筑後、此名前書上申

上候事、

同日、寺僧方教學院南良府正罷出候事、

十六日、天氣、五条役所方差紙到来候事、

十七日、竹林院・東南院・持福院、外ニ付添老人、山内由緒書惣絵圖書類等

持参ニ而可罷出候様との儀ニ付、然共右院之儀者出南仕居候ニ付、十七日四ツ

時五条役者正罷出、当廿二日迄猶豫願仕、聞届ニ相成候故、同日夕景婦山有之

候事、

十八日、雨天、右之趣出南之御方正注進ニ式部卿被参候事

十九日、天氣、

然ハ本堂燈明用油先達而月と五升ツ、相送候様申遣置候所、本堂方段々願ニ付、月ニ六升ツ、聞届遣し置候間、自今已後六升宛御送り可被成候、乍去正月口月丈ケ七升、外之月ハ六升ツ、頼入候、以上、

十二月十九日

六田二階六右衛門殿

喜野山役者役人

廿日

出南惣代昨十九日被致婦山候ニ付、御示談申度儀有之候間、今年刻早、

吉水院方江向、各無御不参御来集可被成候、以上、

十二月廿日

両役者

各御中

十二月廿三日、金老兩ニ付式百貳拾目卜相定、

小錢老貫ニ付札貳拾目卜、

右之通相定候間、左様御承知可被成候、

役者

衆徒御中

御示談申度儀有之候間、今年刻早、吉水院方江向、各無御不参御来集可被成

候、以上、

十二月廿七日

各御中

大晦日、天氣、御一新ニ付、例年当行之儀も当年ハ相止候事、

四ツ時小松院出出藏王法老座相勤、濟次第燈明火ヲ出し候事、

朔日、天氣、学頭所正例年之通延紙料百疋承仕ニ為持遣し置候事、

二日、雨天、年礼之儀も相止候而、当年ハ使者老人満堂中老統御札として廻

勤為致候事、

同日廻文

御示談申度儀在之候間、今日午時後各無不参吉水院江向、御集会可被成候、以上

各御中

両役者

正月二日

三日、寺僧方年頭之儀も同断、使者老人为惣代罷出候事、

〔史料36〕 金峯山寺旧領關係文書集

吉野山檢地帳四冊之寄

田畑合二百四拾町老反五畝拾七步

此訳

拾七町七反二畝二拾七步

田方

内

三町八反九步

上田

分米五拾七石四升五合

但一反二付
老石五斗代

老町老反七畝廿八步

中田

分米拾六石五斗老升一合

但一反二付
老石四斗代

七町六反九畝拾四步

下田

分米百石三升老合

但一反二付
老石三斗代

五町五畝

下々田

分米四拾五石四斗五升

但一反二付
九斗代

一、武百九町三反八畝拾三歩

畑方

内

四拾七町四反五畝廿八歩

上畠

分米五百六拾九石五斗老升二合

但老反二付
老石三斗代

三拾七町老反九畝廿二歩

中畠

分米四百九石老斗七升一合

但老反二付
老石老斗代

五拾七町九畝廿五歩

下畠

第四回82号

分米五百拾三石八斗八升五合

但老反二付
九斗代

六拾老町二反三畝六歩

下々畠

分米四百廿八石六斗二升四合

但老反二付
七斗代

六町三反九畝廿二歩

荒畠

分米四拾四石七斗八升老合

但一反二付
七斗代

拾三町四畝七歩

屋敷方

分米百五拾六石五斗八合

但一反二付
老石二斗代

高合式千三百四拾老石五斗老升九合

墨付百枚上紙共 印刷有

寛文拾年庚戌三月 五味藤九郎判

元米印地

一、高五百九拾九石八斗八升八合

金峰山寺藏王願

此反別六十四町五反八畝九歩

大和国吉野郡
吉野山町

内訳

百二拾八石七升三合

田方

此反別

二百九十六石八斗四升老合 畠方

此反別三十町九反五畝

百七拾四石九斗七升四合 山開卜申テ山林ナリ

此反別廿三町七反六畝拾六歩

一、元米印地

高八百三拾四石四升八合

金峰山寺領

此反別八十六町五反五畝廿五歩

同郡
吉野山町

内訳

九十五石三斗九升二合 田方

此反別

七百三拾八石六斗五升六合 畠方

此反別七拾八町老反老畝

一、高二百八拾八石二斗三升四合

以反別三拾町五畝八步

但畠方斗

金峯山寺

学頭領

同郡吉野山町

(一頁空白)

一、高九拾貳石七斗九升四合

此反別九町五反六畝十老步

高貳石九斗八升三合五勺

此反別老反老畝

内高九斗六升二合

此反別二畝六步

右一廉檢地帳區別之請書乎無之候、

一、高八十八石八斗四升四合五勺

此反別九町四反七畝八步

下畑

吉野郡吉野山

旧祿宜領

一、元朱印地
高百八拾六石七斗八升三合

此反別七町四反六畝十二步

此取

六石貳斗五升四合

田方

此反別五反三畝二十五步

百八拾石五斗貳升八合

畑方

此反別拾六町九反貳畝十七步

吉野郡吉野山

旧天神領

一、元朱印地
高拾貳石九斗八升八合 畑方
此反別老町老反八畝二十三步吉野郡吉野山
旧天神領

会田方之義ニ付当山町正副戸長ヨリ伺書之写

吉野郡三小区

吉野山

正副戸長共

一、吉野山田方之義ハ檢地帳表反別十七丁七反余有之候処、其後遠隔之畑野敷荒シ、何連モ山林ト成候ニ就テハ類地之田地山陰ト成、自然立毛成熟不仕、是等之田地ハ山林ト相成、納米モ夫々減石ニ成、當時田山成之納米ハ則畑米ニ合併仕御上納罷在候、然リト雖モ從來地頭立百姓共ヨリ口々直納ニ仕税法不相立高反別ヲ始メ不相分候ニ付、荒所何之年号幾反歩荒候等ノ義ハ絶テ相知レ不申候ヘトモ、當時現畝取調候処拾老丁五反余ニ御座候、前件數丁之荒所庚午御上知之節旧地頭ヨリ荒所之反別書上不申候訳ハ、都テ高反別不相分候ニ付現納米而已書上、田方ニ不限畑方モ荒所書上不申趣ニ御座候、前書農民之根拠今更突然与奉伺上候段不審ニ被、思召候与奉恐入候ヘトモ、何分百姓共ハ不申及、正副戸長ニ至ル迄一般之御取則ニ暗ク候間、御上知後弊習之俣一兩年罷過候処、壬申年租稅皆済被、仰出候ニ就テハ田米一段難解様乍恐奉存候候ヘトモ、皆済仕ハ不取取戸長手元ヨリ御上納仕置候折柄、旧地頭へ御下ケ渡ノ午ノ御免状近頃拝見仕候処、田米元反別拾七町余之割ヲ以テ御取米ニ相成候儀ニテハ無御座候哉、此段奉伺上候、若右反別ニモなき御取米ニ相成候ハ、百姓相續難相成姿ニ御座候、右様之義今以奉伺上候段深奉恐縮候へ共、不得止儀ニ付乍恐奉伺上候、就中当山之田地者山際或者谷間ニ有之、猪鹿之妨害者勿論岸、石垣多大雨等

二面（尾欠）

〔史料37〕 吉野山・洞川村總代等願書控

第一函8号

役小角安置之地所御願書

第七大区二小区吉野山

副戸長并小前惣代者共

第九大区七小区洞川村

副戸長并小前惣代者共

一、右之者共奉願上候義ハ、從來山上本堂之役小角并小笹ニ安置有之候佛像等、別紙歎願書之通今般更ニ安置ノ堂宇再建之義奉願上候ニ付テハ、金峰神社奥之宮ヨリ西之方分見番号第五十八号ノ辺ノ社地外ニ於テ、右堂宇再建之地百五十坪丈ク御許容被成下度奉願上候、尤其地所ハ無稅公有地ニ御座候ヘハ、相当稅納之義御県庁ノ御指令次第信者施入物成ヲ以可奉納候間、何分右堂宇再建之地百五拾、坪願之通御聞届被為在度、兩郷一同連印ヲ以テ此段伏而奉願上候、恐惶頓首、

右洞川村

小前總代

西村清五良〔円黒印〕

同

北村栄二良〔円黒印〕

同副戸長

明治七年十二月九日 植林佐平〔円黒印〕

右吉野山

小前總代

北東和平〔円黒印〕

同

平井新三良〔円黒印〕

同副戸長

森下覚平〔円黒印〕

右之通相違無御座候、仍而奥印仕候、以上、

第七大区式小区戸長

林助三郎〔円黒印〕

第九大区七小区戸長

畑中藤次〔円黒印〕

奈良県權令藤井千尋殿

〔史料38〕 吉野山・洞川村歎願書

第一函9号

〔十二月九日 受付印〕

役小角安置之義ニ付奉歎願書

第七大区二小区吉野山

副戸長并小前惣代者共

第九大区七小区洞川村

副戸長并小前惣代者共

一、先般吉野山金峰山寺藏王堂ノ称ヲ廢シテ金峰神社口ノ宮ト改メ同山金精明神ノ社ヲ以金峰神社ノ本社ト定メ、大峯山上本堂ヲ改テ同奥ノ宮ト御改正被 仰付候ニ付テハ、從來右山上本堂并小笹等ニ安置有之候役小角ヲ始メ其餘ノ佛像取除キ可被 仰付義ハ勿論奉存候ヘトモ、開山役小角已來千百有余年ノ今ニ至テ諸国有信ノ者共群參仕候其ノ諸參詣人ニ付、全国一般旅籠屋渡世ノ者等潤沢不少候、就中吉野山・洞川村ハ山家僻地ニシテ耕作商法モ不成

自由且山稼キ仕候トモ生活不得全事十二七八右役小角信仰參詣人ノ助成ヲ以テ多分相統仕候義ニ御座候間、何卒奥ノ宮社地外ニ於テ堂宇ヲ再建仕、右山上役小角并小笹等ノ佛像ヲ安置シ、從來信者之參詣不絶様仕度、尤役小角ノ義ニ付吉野洞川兩村ノ者共向後異存ハ勿論堂宇支配及諸取納物ノ義ハ御県庁之思召ヲ以テ被 仰付度、尊命ノ旨趣急度奉遵守、決違背不仕候、万一心得違兩村異論仕候節者、如何体ノ御所分ニ相成候共一言半句ノ愁訴仕間敷候間、何分御寛太ノ御仁恤以右願之通御許容被為 在度、幾重ニモ兩郡副戸長并小前一同伏テ奉敷願候、頓首謹言、

右洞川村

小前惣代

西村清五良(円黒印)

北村栄二良(円黒印)

同副戸長

明治七年十二月九日

右吉野山

小前惣代

北東和平(円黒印)

同

平井新三良(円黒印)

同副戸長

森下覚平(円黒印)

前書之通相逢無御座候、仍而奥印仕候、以上、

第七大区式小区戸長

林 助三郎(円黒印)

第九大区七小区戸長

奈良興權合藤井千尋殿

畑中藤次(円黒印)

〈史料39〉 山上行者堂建設之義願濟書

第一函11号

山上行者堂建設之義願濟左之通

一、大峰山元本堂ヨリ二町相隔テ社地外ニ於テ堂宇再建ノ地百五十坪之地所、本年四月廿九日願濟ニ相成候事、

一、元小笹ノ本堂ヲ山上行者堂ニ引直シ下ヶ願之義、同四月廿九日御開濟ニ相成候事、

一、行者堂役立地百五十坪御払下ヶ代価金拾五錢上納相濟、地券書之義ハ追テ御下ヶニ相成可申旨被御開候事、

一、行者堂御守護人之義ハ追テ県庁ヨリ御指令ニ相成可申、即今ノ所ハ吉野洞川兩村副戸長へ被仰付候ニ付、兩村ヨリ代理ヲ以テ詰合居、内実ハ諸事差図元掛ヨリ致居候事、

一、右堂宇引直立添并屋敷拵へ伐木石運ヒ其外新開路等、屋根ハ仮葺ニテ當年入用金高凡五百円余リニ御座候事、

但シ他日追々銅屋根ニ不致候テハ大風雨凌難ク候ニ付心配致シ居候、

一、右諸入費ノ金ハ大坂左海ヲ始メトシ、何レモ有志之御助成御依頼仕度心組ニ御座候、

一、此度浅三郎惣兵衛兩人吉野山惣代トシテ差遣シ、尤副戸長ヨリ其旨書而モ差上可申之処、即今地券調、其外元寺院坊跡且名区ヶ所等取調御用ニ付取込居候間此段拙ヨリ御断申上候、右兩人并洞川村惣代ヨリ御開取之上、萬事宜ク御依頼申上候、

一、新ニ造立ノ行者堂御戸開閉之義、拙者方元山上本堂之通、夫々講中ノ掛

リニ相成候様、其筋へ申談候得共、行届難ク相成申居候間、五月御戸開之節

紙上ニ申上置候義ハ取消シニ相成候故モ難計、此段兼テ御断申上置候、
右者大略行者堂建築手續ニ御座候間、其御心組ニテ御有志之御方、御尽力御
依頼申上度御座候、以上、

建築方

元竹林院住

八年七月十三日 古沢龍敬(長岡朱印)

同吉野山

世話掛中

同洞川村

世話掛中

〈史料40〉 元金峰山寺惣代返答書

小笹大仲宿元由御尋ニ付御答書

一、今般吉野山洞川村兩村惣代之者共方小笹大仲宿御松下之義奉願上候ニ付
テハ、建物元由御尋有之候処、右大仲宿卜者、元修験中大峯小笹へ護戸修行
登山之御休泊仕候小家ニシテ、最初修験有志之者共建設致置候建物ニ御座候、
然処方今ニ到り修験被為座候上ハ誰ノ所有ト申訳ニモ無之、尤支配致居候者も
無之候了、只山中ニ建物斗り有之候義ニ御座候条、此段奉言上候也、

第七大区二小区吉野郡吉野山

元金峰山寺惣代

大橋源輔印

明治八年八月五日

奈良県権令藤井千尋殿代理

奈良県参事岡田綱紀殿

〈史料41〉 吉野山・洞川村總代願書控

第一函16号

伏而御託奉申上口上書

第七大区式小区吉野郡吉野山

總代者共

第九大区七小区同郡洞川村

總代者共

一、先般吉野山金峰山寺御改正被 仰付、大峰山上元本堂ヲ以金峰神社ノ與
宮ト御改定ニ相成候ニ付、右山上本堂ニ合併安置有之候役行者分別ニ不致候
テハ不相濟御趣意ニ付、右兩村有志ノ者共同心協力ヲ以別堂建設之義御願奉
申上候処、速ニ御開届被成下雖有奉感拜、有志之者共尽力出金建設可仕義ハ
勿論ニ御座候処、何分微力之村方、別テ当春來地租御改正并ニ中学校勸誘等
村入用相嵩ミ、誠ニ以テ不如意之罷在候得共、右役行者御座候トモ、別堂建
築・尊像安置之義奉願上候義ニ御座候ハハ不得止事、從來役行者信仰諸方有
志ノ方へ建築成功相頼ミ候処、姓名記帳無之候テハ有志共、嘶都合モ如何敷
由申候者モ御座候ニ付、無何心有志姓名記仕在、且元寺院ノ義從來婦檀ノ宿
坊故神社祠官寧ニ御改正相成御座候ヘトモ、若哉有志之方參詣寄宿之節ハ助
成取次モ相頼ミ、不計諸勸進御座候之布令ニ相悖り候様ニ相成、万々恐福仕
何共申聞無御座候、乍併全ク御趣意ニ違背シ勸財貪り我間敷野心ヲ相企テ建
設有志姓名記ヲ夫々相頼ミ候義ニテハ決テ無御座候間、心得違ノ所為伏テ
幾重ニモ御託奉申上候、何卒御寛太之御慈情ヲ以テ御赦免被為成下度、一向
御託奉申上候、恐々謹言、

右洞川村惣代

西村清五良印

北村榮次良印

右吉野山惣代

明治八年十月廿二日

増田浅三良印

平井新三良印

前書之通相違無御座候、仍而奥印仕候也、

第七大区式小区戸長

林助三良印

第九大区七小区戸長

畠中藤次印

奈良県権令藤井千尋殿

〔史料42〕 吉野山・洞川村總代請書控

○首部ニ吉野山・洞川村惣代願書控ヲ記スモ、史料41ト同文ニ付省略ス、

御呵責御請書

第七大区式小区吉野郡

吉野山總代者共

第九大区七小区同郡

洞川村總代者共

一、先般山上役行者堂建設之義奉願上、速御開届被成下難有、早速造営ニ取掛候処、兩村共因窮之折柄ニ付不斗有志姓名記仕立、有志之者江倚頼仕候義御序聞ニ達、御呵責ヲ蒙リ奉恐入何共一言之申訳無御座、伏而御託奉歎願候処、格別之御仁恤ヲ以テ御呵責被 仰付重々恐入、向後急度相愼各様不埒之義決而仕間敷候、仍而御呵責被仰渡之趣謹而御請書奉差上候、誠恐誠惶謹言

右洞川村惣代

西村清五良印

同郡 北村栄治良印

増田浅三郎印

明治八年十月廿三日

右吉野山惣代

奈良県権令藤井千尋殿

同郡 平井新三郎印

但シ社寺御掛福生真履殿也

右御託書并御呵責ヲ蒙リ候元由ハ果序へ不届ニ而、行者堂建設有志姓名記夫々諸参詣人江頼遣候処、大坂信者共ヨリ果序有志帳之写ヲ以訴訟ニ及候ニ付、御察当ヲ蒙、御託歎願致候処出格也、御寛典ヲ以御呵責之上御免ニ相成候書面扣也、

古沢龍敬掛

〔史料43〕 洞川村・吉野山總代口上書控

奉申上口上書

一、先年修験道被為廢候ニ付而ハ、元小笹ニ有之候堂舎廢止可被仰付義者勿論之御事ニ御座候処、吉野・洞川兩村地民奉哀願候故、右本堂一字ハ山上行者道建設用当ニ御下ケ被成下、残ル聖宝堂之義ハ辻堂同様ニ被立置候処西寺方元修験之法頭タルニ因テ右小笹之佛体御下ケ被成下候度旨願出候趣被仰聞候ニ付兩村地民ニ於テモ御趣意奉戴仕、佛体西寺へ御下ケニ相成候共一同一言之苦心奉申上間敷候、依而此段奉言上候也、

第九大区七小区吉野郡洞川村

總代

明治八年十月廿三日

第七大区式小区吉野郡吉野山惣代

西村清五良印

奈良県権令藤井千尋殿

北村栄治良印

〔史料44〕 醍醐寺住職願書写

第一函19号

大塚山小笹廃止之儀ニ付御願

御県下大塚山小笹之伽藍者我祖源大師寛平中奉 詔建立之シヨリ以來、当寺一派護持所ニ御座候処、大御変革ニテ御廃止之所置ニ付テハ本尊役行者・理源大師及ヒ佛像佛具類等当寺江遷座相願護持仕度奉存候間、此段御開届之程重畳奉願上候也、

京都府下城州宇治郡第二区醍醐村

真言宗本山醍醐寺住職金剛有性

代理同寺住職
光台院住職

明治八年十月廿三日

深明善海

奈良県権令藤井千尋殿

社寺御掛稲生真履殿

〔史料45〕 醍醐寺住職口上書写

奉差上口上書

第一函22号

御県下大塚山小笹御廃止之御所置ニ付、本年十月廿三日以書付奉願上候本尊役行者理源大師及ヒ佛像佛器類等当寺江遷座相願護持仕度旨、本月七日願之通御開届之御旨令頂戴仕難有奉拜承候、尤右佛像遷座之儀至急可仕様被仰付候得共、何分大塚山中之儀ハ寒雪深く連日即令引移之儀難相成候間、来明治九年大塚山戸明之頃迄日延願上度、尚日限之儀ハ吉野洞呂川両所江示談仕治定之上御届可申上候矣、此段奉願上候、以上、

京都府下城州宇治郡第二区醍醐村

真言宗本山醍醐寺住職金剛有性

代理同寺住職
光台院住職

明治八年十二月九日

深明善海印

本文之通醍醐寺ヨリ被願出候矣、此段御開届程奉願上候依テ速印仕候、以上、

第九大区七小区吉野郡呂川村惣代
北村栄治郎印第七大区一小区同郡吉野山惣代
増田浅三郎印同区 同郡 同村惣代
平井新三郎印〔開届候事、
三書〕

明治八年十二月九日

奈良県権令藤井千尋殿

〔史料46〕 吉野山総代等口上書草案

第一函24号

乍恐再応奉歎願口上書

第七大区式小区吉野郡吉野山

年番仕長共

一、先般御本県御社寺御掛リヨリ大塚山上行者尊博覧会ニ付可差出旨被仰付候趣、小前一同江申候所、則別紙之通一月卅一日小前惣代之者共ヨリ御免被成下候様奉歎願候得共、御掛リ敷殿方呵責ヲ蒙リ願書御下ケ相成候付、乍恐歎願之趣意奉言上候得共御採用無御座、猶婦村早々年番仕長小前之者共江篤ト説諭ニ及、速々行者尊可差出旨御請書差出可申様被仰付候ニ付、一同江申論候所万々御恐入仕候得共、仮令暫時ニ而も奈良地江行者尊遷座ニ相成候得ハ当国ハ不及申近国ヨリ群參可仕ハ勿論、左候得者其後山間仕候共不參詣ニ可申者必然与慮仕候、吉野洞川両村ニ於而ハ山上行者江參詣人之餘沢ヲ以十二七八ハ全活罷在、冬春ハ木運輸等ニ而租稅上納課出之一助ニも仕来り候処、一兩年ハ伐木湊直段格外之下落ニ付樵夫并運送之賃金極而薄料、然レ共僻地ニ而餘業之営方も無御座、加之當時村人用も相嵩ミ殆因却仕居候際、当村生活日適之行者尊一時御引移シニ相成候而ハ忽チ両村貧民飢凍ニ立到り実歎息苦情難止御座候間、先般奉歎願奉申上

通、此一義ハ御用槍被成下候様被成度ニ而も、乍恐一向奉歎願與候様小前一同歎キ申候ニ付、年番什長ニ於テも如何共致兼、此段御本果御掛り江其様歎願書差上候儀ハ余り恐多ク事件ニ御座候間、何卒會議所ヨリ下民貧苦ニ迫ル之情実御上陳被成下、歎願之旨趣御採用被成下候様、幾重ニも御執成被下度伏而奉歎願候、誠恐誠惶頓首、

右洞呂河村惣代

西村清五郎印

明治九年二月五日

吉野山惣代

平井新三郎

平井佐太郎

前書之通——

副戸長

木林一郎

林助三郎

第七會議所区長富松彦四良殿当ニ而三通也、

六節 大阪山上講關係

〔史料47〕 大阪堺山上講へ引合記録

第一函26号

〔明治九年六月吉野洞川〕

両村方惣代ヲ以大阪左海

山上講へ引合之荒増扣

増田浅三郎

谷田嘉一郎

六月一日、十一字頃大阪着、直様三郎年番炭熊殿・明伊殿・山重殿・木地重

殿へ罷出候事、

二日、岩組其外五嶋老分衆へ明三日寄合之儀頼置候事、

三日、大吉方にて集会、三郎年番岩組御出頭ニ相成、此席にて惣代之者方依頼ニおよび候儀者、島毛・井筒之方へ両郷五流差加へ左海四嶋和合可致候様御引合頼入候、然ルニ種々御示談之上岩組はり熊殿被申候二者、此儀直様大阪方掛合者不都合故一先惣代者ヨリ左海表へ罷越シ、夫と依頼致置、其次第柄ニヨリ早と岩組年番方引合ニ可及旨被申聞候事、

四日、南島井二船場寄合之席へ御越シ無之故昨寄合之儀ミヲ相陳相頼ミ置候事、午後三字頃方左海へ罷出候事、

五日、島毛油国殿・吉神殿・米市殿其外井筒泉伝殿・かゝ半殿・かゝ伊殿其外段と頼入候所、然者明六日夫と打寄示談可致旨、

六日、吉神殿方にて集会、七・八銘之方と色と咄し含有之、吉神殿之云ニ、油国殿アガタ御祭りニ附御参詣留主中故、何事も示談不究候、依テ油国殿帰宅迄相待可申旨被申候事、

七日、油国殿出頭、其外老分衆打寄り示談之詰り、此儀者当奉大阪講中とも相談之上約定致シ確書為替取置候事故、何事ニも島毛・井筒之之分にて承習難相成、先大阪三郷とも篤と咄し合之上返事可致旨被仰付候、依テ近々之内天下茶やにて大阪左海大集会致し候様之儀可然と被申候二附、惣代之者者大阪左海大集会と有之候ハ、大勢之人ニ入費多分相掛り候而者甚迷惑ニ御座候故、何卒御老分衆相成丈ヶ小勢にて大阪へ御相談願度と申候所、吉神殿・油国殿被申候二者、左海之者何人参り候とも皆々弁当持参ニテ可致候間、大阪へ罷越シ其趣三郎年番へ及示談、大阪講中いよ／＼参会之儀承知被致候ハ、其日限取極メ早と申送り可申様被申候ニ付、八日午後一字方大阪へ罷帰り候事、

九日十日大阪講中示談ヲ遂、弥々十二日天下茶やにて大阪左海とも惣会合と

相定り候事、

十一日惣代之者皆々左海へ罷越シ鳥毛・井筒へ右之趣度申達し候事、

十二日、天下茶屋にて大集会、凡六拾人余り咄しとり／＼にて一向不極、大阪三郷老分衆罷出、炭熊殿鳥毛・井筒ニ打向イ双方相立ニ故障多分有之、何時迄申居候而も無尽事、依テ是迄之儀者頓と打捨置、今般吉野・洞川両村ヨリ頼之通鳥毛・井筒外式島和合致し、左海四島ニ改正シテ鍵合之儀も隔年ニ相勤候様大阪町・講内へ御任せニ預り度と相陳ル、鳥毛吉申殿答へ、兩郷之儀者は迄付合等も致し尤之儀ニ候へども、五流者一向付合も無之、十七年余も引テ被居今更新堂ニ相成り候迎信拜之其佛者往古方不相変行者尊也、然者古堂新堂之無別、鍵者鳥毛・井筒之外可持講中無之筈、今更五流ニ鍵合隔年杯と者余り聞兼る事也、依テ此俣御捨置相成度と云々、炭熊殿答へ、五流之儀者先達而ヨリ度々承り篤と承知ニ者候得とも、逸ニ其筋道ヲ洗ふ事中と難行届、依テ是迄之儀者最早何度申而も帰らぬ事故、時節之成所と思切て今般兩村ヨリ之任頼ミニ御承知之程願度、左候ハ、大阪南島・川西之儀も追々和合為致、不成年御戸閉閉日出度相勤候様御評定有之度と云々、鳥毛米市殿答へ、当戸閉之節五流之手柄者四方へ唱渡り候不成哉、付而者鳥毛・井筒之願之たつ所も無之故、先当式島ヨリ申事も御聞入有之、其上ニて可然御執斗ひ願度、此俣直二四嶋出合之儀者不承知と云々、其跡者口々ニ相成、此集会ジヤ／＼ムシ也、惣代者者天下茶や泊り翌十三日式人者大阪帰り老人者左海へ罷出、幾年鍵合之儀者左海・大阪とも和合不相成候内者当年同様先兩村ヨリ相勤、殿方へも御断申置候、依テ為念石一応申上置候ト申置、帰村之積りニ御座候所、三郷年番明伊殿・炭熊殿少シ存寄も有之候間、四五日帰村ヲ留置岩組始メ其外講中へ相談致し、左海和合為致候様取斗ひ可申と云々、依テ帰村延引ニ相成候、

十四日、炭熊殿・明伊殿示談之上兩郷五流ニ未タ都合も不致、依テ此事右式

島ヨリ一度三郷江相談旁と御出頭相成度存依頼ニ可及様被申候故、惣代老人左海へ罷越シ五流へ示談致シ置候事、

十五日、兩郷たば熊殿外三人・五流万久殿其外式人大太宅へ御出席有之、年番明伊殿・炭熊殿相談有之、其夜左海皆々大太泊りニ相成候事、

一六日、左海六銘・明伊殿・炭熊殿岩組へ罷越し、あじ川魚金方にて集会、天清殿・はり熊殿其外七・八名打寄相談之詰り、明後十八日三郷年番岩組供々左海へ罷越し、鳥毛・井筒へ及引合、若シ不承知ニ候ハ、是迄兄弟講ニ有之候得とも此後者中途之事、三郷も戸明数と条約調ひ確証為取替置候儀も復古にて、已後者左海者左海仕舞、大阪者大阪仕舞ニ可致と堅く評定相極々候事、

十七日、右之趣船場・天満・光明・京橋へ披露ニおよひ明十八日左海へ御出頭之儀頼置候事、

尚又鳥毛・井筒へ明十八日大阪島ヨリ御示談申度義有之出頭可致候間御老分衆御待合被下度、年番ヨリ書状さし出シ置候、

十八日、年番明伊殿・炭熊殿・岩組天清殿・埴耐熊殿其外八銘罷越し、鳥毛吉申殿方にて集会段と咄し押寄せ詰り吉竹殿返答、当御戸明之儀者飽迄御承知之通り故、何分テツヘイ押へ之儀者余り残念、当講中ノ申事も只老ヶ來者御叶へ被下、其上者可然先ツ當講任又と申者、洞川方兩郷五流方へ竹長連印之確書さし入有之趣、其確証大阪へ御取戻し、元ノシラヂニシテ其上兩講方被相頼候様御取斗ひニ預り度ト云々、右尤也と明伊殿・炭熊殿五流兩郷へ引合ニ相成候、此時右兩講者大チカと申料理やにて三拾余人寄合罷在候事、其席にて年番兩人右確書之儀申達し候所、大林皆々承知、中々兩三人不承知之旨、兩郷たば熊殿・阿波佐殿ヨリ返答ニ相成候、左候ハ、今一時二片附中直りと言場合ニも不至候間、一先惣代衆も引取、跡方追々及引合、いよ／＼四島和合之時至り中直り之期限相締り候ハ、早速相達シ可申ト有之候、

十九日、午后一字頃方皆と大阪へ罷掃り候、尤鳥毛・井筒へ惣代ヨリ申置候儀者、此一条両村ヨリ依頼之通左海四島大阪八島惣講中和合不相成候内者、鍵合之儀者先当年之通両村方相勤可申候、尤此後者両村方御相談ニ者参り不申候間、御当地ニテ御示談行届キ候様御尽力被成下度ト申置候、廿日、岩組始メ其外嶋とへ御礼旁と右之通申置候事、廿一日、大阪出立、掃村仕候事、

増田浅三郎

谷田嘉一郎

洞川村

川北五平

第一函26号付

兩郷・五流書状

増田浅右衛門様

兩郷

外惣代中様

五流

急用

七月三日

一筆致啓上候、追々暑さ之節ニ相成候得者各様方御機嫌よく御暮万々目出度御儀奉存候、扱此間者洞川・吉野浅右衛門様御方段と御苦勞様と奉存候、もよとらニハ鳥毛・井筒聞入なく趣ニ大坂岩組上町年番被申候間、如何様ニ相成候か、当表 御臈下様江願書差出度と奉存候間鳥渡申上候、尤其節御おき義ニ相成候ても如何成段之一統江申聞候得者聞入無之願書差出候哉申候間鳥渡申上候趣、此手紙付次第早と御返答御出可被下候、

〔史料48〕 洞川村・吉野山惣代書状草案

〔大坂島之内藏治屋町三ツ寺筋南へ入東

第一函27号

大和や太良兵衛殿方ニ面
吉野洞川両村惣代増田浅三郎
川北五兵衛

一筆啓上仕候、薄暑之節ニ御座候処御地各御衆中様方倍御安泰可被成御座候、然至極奉存候、扱本年五月山上御戸開之御遠路之処御苦勞被成下候処、彼是行違之廉出来、格別御厚配被成下候得共終都合ニ成行、何共御氣之毒千万奉懸候、猶兩村ニ於而も千万迷惑仕候ニ付、今般再応兩村惣代差向ヲ以テ大坂堺各御講内御一統一致和合被成下候様仕度差向候得共、自然不行届之廉も有之候ハ、何卒 役君御信仰之思召ヲ以御同心御協力被成下、双方和談相調目出度御戸開閉相成候様一入御尽力御心添被成下度、此段半略義書中ヲ以御依頼奉申上候、先者右御頼要用如此御座候、恐々謹言、

九年六月十二日

洞川村惣代小西武市

大坂三郷山上講 吉野山惣代平井新三郎

御年番御衆中

〔史料49〕 大坂表ヨリ戸開一件ニ付兩派役者へ願書等控集 第四函65号

〔大坂表方戸開一件ニ付兩派役者へ願書并書簡之扣

①三郷山上講老分中願書扣

〔安政二重五月日〕

一筆啓上仕候、向暑之節ニ御座候所先以 尊院様方御揃愈御勇健ニ被成御座珍重之御儀ニ奉存候、然者御戸開義無恙無事ニテ奉悦候、乍併右ニ付戸明下向之者方承り候得者、其御何敷混雜致し候、近來者左界表方新矩之事仕候と御取上ケ被下御許有之候故、古來方仕来リ之表は崩レ欺ケ數事ニ候、右年々増長仕候而者行と如何ニ相成候哉難斗候間、老分之者方御一山江一応御引合具候様中老世話方方口と申来り候ニ付、不得止事老分打寄相談仕候上、別紙ニ相認

メ奉差上候間、御披見之上何卒御合被成下筋等御勘考ニ預り度、鬼角ニ先例不崩静謐之御取斗乍懼專一ニ奉存候、何方熟談之上我ニ共御召被下候ハ、不厭時日五島与り老分老人ヲ、同伴仕委細奉承知候、

一、当三月御両派方御苦勞様ニ御下山被成下辱奉存候、拟其節御約定仕候寄進物之義も早速相調罷在候得共、前書一件被是取紛其俣差扣罷在候、

一、当御戸開混雜仕候ニ付当方天満光明講方福島院様江御申上候所、何歟御寺ニ染ぬ義申上候、院主ニ茂御立服ト相見へ、先已来戸開ニ者光明講警固差止ニ相成候趣、此義如何之思召ニ而御差止被成候趣、是亦不其意ヲ、廿日方岩

・光明御戸開ニ者隔年相勤候事者乍失敬道子躰子迄能存罷在候事ニ候得共、三郷山上講中も誠ニ面目ヲ失ひ候義ニ御座候得者光明講内ハ勿論之奉存候、何卒右一件異も御評談被下急、御報被下度候、恐々謹言、

其五月日 三郷山上講中

吉野山御両派役者

竹林院様

多聞院様

前東南院様

②大阪山上講老分衆等書簡控

乍懼書附以上口上

一、秘密口ニ付鍵持之事

右者先年方近年迄大阪三郷老分之外中老世話方ニ至迄秘密口之義者知者決而無御座、勿論遠国方数度入峯たり共決而存不申、誠ニ大切之入口与聞伝へ罷在候処、近歳者衆ニ相成銘ニ御戸開も三所ニ相成遠国参詣之者ハ何レ之御戸ヲ聞ケ候哉難相定様專風聞御座候得者、矢張先例ニ立直し被下度候、一、はかし口錠前之事

此義先年者錠杯相懸ケ候而者決而見請不申候、尤右はかし口も候得者内ニ

錠おろし有之者格別之事、表ニ錠おろす事甚不都合ニ奉存候、無事任先例有来り候、

一、内結戒賣戸口

右此処者昔方大阪三郷世話方賣戸口ニ相詰、諸参詣混雜無之様助力ヲ加江本尊為拜はかし口へ送り候所、當時者無左様何れ之仁歟此処へ詰居世話仕顔ニ而強盛張参詣人を荒と取悩し候故及難義ニ、本尊拜礼之義其所へ只強きに余り直様下山仕候者不少、右様我慢取扱有之候而者自から参詣も薄く相成候哉ニ奉存候間、先例不崩様可然奉存候、

一、御戸開松明警固之事

右者御導師御戸開制限之節堺講警固致し、松明照し坂登り仕廻ニ而松明渡し火の元大切ニ氣を付申答之所、當時者無左燃たる俣数千参詣人ヲ不構投捨候へ者、自ら怪我も出来候ニ付是亦先例通警固終候ハ、火の元大切取片付可申様急度被仰渡候ハ、俱ニ安心仕候

一、吉野山方御戸開之御御出役

右者御戸開之節参詣人共混雜無之様御目附与相心得罷在候所、近年者良も致候得者大阪世話方与見懸老分世話方之無差別鉄刀振り廻シ打擲被致候、何歟大阪山上講世話方之者ハ不用之者ニ相心得候、左候ハ、愈以被仰越候得者銘ニ登山者見合せ候、

右之条、一山御評定之上御報被下度候恐々、

辰五月

大阪三郷山上講

老分中

中老中

吉野山御両派役者

竹林院様

多聞院様

前東南院様

③兩派役者返書控

右之通別紙并書面にて願出三付兩派役者并十方院三人示談致し候所、此義者山上導師掛り之事ニ候得者一先願書大坂表返シ可願筋ニ候得者、山上導師名前ニ而願書差可出様可然候、若導師ニ而滯義候得者自然と兩派談示も可相成候得共、直様役者へ可願義にて無之候故、大坂表江返書左之通、

一筆致啓上候、時節暑氣強御座候処其御地御講中一統弥御壯堅可被成御座珍重之御義奉存候、然者先達而御差越之書問等之御返事致度候間、何れニ而も老分之内正直不感事之善悪之義理分明成御方老人ニ而、就而者參詣旁御登山可仕候得者事之細面会之上御咄可申候、先ハ右要用迄如此御座候、早々頓首、

五月廿五日

兩派役者
東南院

竹林院

前東南院

大坂三郡
老分御中

中老御中

世話方御中

七節 明治時代の芳雲社

〔史料50〕 古沢龍敬等願書

第六回七括1号 図9

御願

大和国吉野郡吉野山

古沢龍敬

外拾九名

一、吉野山ハ神武天皇以來御歴代行幸モ被為在、殊ニ南朝ノ行宮ヲ被為在、

塔之尾御陵ヲ始メ其他忠臣義士ノ墳墓及旧跡等數多有之、加之桜花之名所ニシテ内国人民ハ云モ更ナリ、外国人も此地ニ游歴シ旧跡ノ多キト満山桜花ノ絶景ナルトヲ賞歎セサルハナシ、然ルニ其桜樹ノ園タル維新土地以降公園地ノ姿ト相成候ニ就テハ、追々枯朽スルモ土民是ヲ補植スルノ方法ヲ失シ、且旧跡ニシテ荆棘ノ叢塞スルアリ、或ハ道路ノ困難等其景況実ニ当山ノ衰微ハ勿論、皇国ノ名所ヲ失フニ至ル、是ニ於テ私共歎息ニ不堪、依テ同志醜金ヲ募集シ以テ衰頹ヲ復サント欲ス、今茲ニ枯朽シタル桜樹ヲ補植シ、廢レントスル旧跡ヲ興シ吉野ノ景況ヲ全フセント冀望ス、就テハ社名ヲ芳雲社ト称シ、同社へ右桜樹公園地及旧跡等保護方被仰付度、此段同盟ノ者連署ヲ以奉懇願候也、

明治十三年二月

右發起願人吉野山

古沢龍敬(同朱印)

前坊常磐(同朱印)

近藤喜三郎(同朱印)

宮城晋一(同朱印)

同郡増口村

大北作治郎(同朱印)

同郡上市村

横谷佐平(同朱印)

同郡上市村

堀内三席(同朱印)

同郡同村

堀内修一(方黒印)

同郡同村

前書之通相違無御座因テ奥印仕候也、

- 沢井新十郎(円朱印)
 同郡上市村
 船津新四郎(円朱印)
 同郡上市村
 増田周碩(円朱印)
 同郡増口村
 丹羽淡齋(円朱印)
 同郡小村
 盛口平治(円朱印)
 同郡丹治村
 窪田庄九郎(円朱印)
 同郡樫尾村
 山本源三郎(円朱印)
 同郡上市村
 北村宗四郎(円朱印)
 同郡上市村
 沢井清太郎(円朱印)
 同郡飯貝村
 林助三郎(円朱印)
 同郡同村
 尾上萬七(円朱印)
 同郡井戸村
 井上傳作郎(円朱印)

明治十三年三月十六日 右区副戸長

前坊常磐(円朱印)

同戸長

山本源三郎(円朱印)

願之趣奇特之儀ニ付聞届候矣、精々尽力維持方法更ニ可伺出候事

但公園之儀ハ別段可願出事

明治十三年三月廿六日(方朱印)

堺県令税所篤殿

〔史料51〕 芳雲社結成緒言・規則

第六函八括1号の内

〔前略〕

〔草稿〕緒言

夫レ吾吉野ノ地タルヤ 神武天皇以降歴代^{〔聖〕}帝王ノ行幸シ玉フ処ニシテ、殊ニ南朝皇居ヲ置セラレ塔之尾御陵ヲ始メ忠臣義士ノ墳墓ハ申迄モ之レナク、其他神社佛閣名所旧蹟不為不多矣、加之古來桜花ノ勝地ニシテ内外人民ノ喝采ヲ博スル不一而足矣、然而維新以來種牧禁弛ミ栽培道衰へ、輒近ニ至ツテハ大ニ桜花ノ旧觀ヲ滅セリ、翅桜花ノ旧觀ヲ減スルノミナラス、之レカ為メ殆ント將サニ旧蹟モ荒蕪シ道路モ壅塞セントスルニ至ル、豈ニ長大息ノ至リニアラスヤ、於是余輩數名同心結社シ、名ヲ芳雲社ト稱シ同志ニ檄シテ醴金ヲ募リ、栽培ノ策ヲ議シテ旧觀ヲ復シ之ヲ永遠ニ保存セント欲シ、冀^{〔願〕}ニ県庁ニ上願シ、既ニ許可ヲ得タリ、社員ノ喜可知也、冀クハ四方之同志者遠近ニ拘ラス多寡ニ限ラス、醴金ヲ送り歸筆ヲ神ケ玉ハ、幸甚と、

芳雲社發起人告白

〔草稿〕 芳雲社規則

第一条 本社ハ吉野山中ノ桜樹ヲ栽培シ、神祠佛宇名勝旧蹟ヲ永世ニ保存セシト汎ク有志者ノ醴金ヲ募リ、之ヲ原資トナシ社員相会シテ其方法ヲ協議スルモノナリ、

第二条 本社事務取扱所ハ吉野山吉水神社々務所ヲ以テ当分仮局トス

第三条 本社々員ハ寄附金申込ノ取扱ヲナシ、桜樹及祠堂名勝旧蹟等ノ保存上ニ注意シ、又本社ノ議トナルヲ得ル者トス、

第四条 社員ハ汎ク有志者ノ加入スルヲ得ルト雖トモ、時宜ニヨリ加入ノ期ヲ限ル事アルヘシ、

第五条 本社役員ハ投票ノ上社長一員副社長一員幹事五員ヲ定メ、滿二ヶ年間其事業ニ与カラシム、

但本社役員ハ總テ給料ヲ支給セザルヘシ、

第六条 原資寄附金ハ明治十五年一月ヨリ同十九年迄滿五ヶ年ヲ募集スルモノトス、

第七条 前条募集ノ金額ハ凡ソ二万円ヲ以テ目途トシ、其充否ニヨリ募集期限ヲ伸縮スルコトアルヘシ、

第八条 原資金募集済之上ハ、寄附人住所姓名及ヒ其金額等ヲ巻軸ニ登録シテ吉水神社ノ神庫ニ藏スヘシ、

第九条 寄附金ハ送附手續書ニ照準スヘシ、

第十条 醴金ハ一ヶ月限リ取纏ヘ、予テ約定シタル銀行ヘ利附預ケ金ニ改メ、其預リ証書ハ本社ニ於テ所藏スルモノトス、

第十一条 原資金募集済ノ上ハ地方庁ヘ利付預ケトナシ、其証書ハ本社ニ藏置スヘシ、

第十二条 桜樹栽培及祠堂名勝旧蹟等ヲ修營スル諸費ハ利子ヲ以支弁シ、原資金ハ消費セザルモノトス、

第十三条 将来非常シム^ニ為メ山地ヲ買入、杉檜或ハ漆等^ニ応地ノ苗木ヲ植付ル

コトアルヘシ、

第十四条 古來桜園及名勝古蹟等モ多年ヲ経ル内民有或ハ私有地ニ变换セシヲ、漸次本社ヘ買入保護スルヲ要ス、

但絶景ノ地ヲ買入更ニ桜園トナスコトアルヘシ、

第十五条 廢レタル古蹟ヲ興シ或ハ新タニ土木ノ事業ヲナストキハ、社員商議ノ上官准ヲ得テ着手スルモノトス、

第十六条 桜樹妨害無之様監守人兩員ヲ置キ時々山中ヲ巡視セシム、

第十七条 私有畑地又ハ山林ニ生立スル桜樹保存トシテ其地主ヘ相応ノ保護金ヲ附与スヘシ、

第十八条 原資金募集中ニ關スル諸費及諸報告費ハ銀行預ケ中ノ利子ヲ以テ支弁シ、募集済ノ上其決算ヲ報告スヘシ、

第十九条 社員ハ毎年三月一日ヲ以テ本社会場ヘ集會シ、社中諸般ノコトヲ商議シ且前年度ノ出納報告ヲ閱覽スヘシ、

第二十条 以上十九ヶ条決議履行スト雖トモ、増加改訂セザルヲ得サルトキハ社員商議ノ上官准ヲ得テ改定スルコトアルヘシ、

芳雲社醴金送附手續書

第壹条 凡有志諸君此社へ金員ヲ寄附セント欲セバ、其額ノ多少ヲ論セス各

位便宜ニ就テ最寄ノ醴金取扱所ニ送附セラルヘシ、

第二条 醴金取扱所無之土地ハ本社又ハ周旋方ヘ送附セラルヘシ、

第三条 此醴金ハ一時ニ送附スルモノナレトモ、寄附者ノ望ニ任セ期ヲ定メテ之ヲ數回ニ送附セラル、モ適宜タルヘシ、

寄附金申込書

一、金何円 但即時ニ非キル御方ハ其期^ニテ此^ニ記入セラルヘシ

右ハ今般吉野山桜樹栽培及神社佛閣名勝旧蹟水続保存ノ方法企圖相成候趣

二付書面之通資金へ寄附致度、尤金員ハ御約定之第何銀行或ハ側方何誰へ相送り可申候、依テ寄附状如件、
 送月日 府縣區町村族籍何某
 大坂府下大和郡吉野山芳雲社御中

第四条 此酬金ノ取扱方ハ東京ノ三井銀行、大坂ノ第十三国立銀行及其支店等ナリ、

第五条 第老案ノ手續ニ從ヒ有志諸君ヨリ寄附金ヲ送附セラル、トキハ、酬金取扱所又ハ周旋方ヨリ左ノ書式ノ請取証ヲ本人ニ交付シ、其金額姓名等八月末ニ至リ芳雲社ニ報告シテ定約ニ照シ利附預金トスヘシ、
 請取証

一、金何程

右者吉野山樞樹栽培及祠堂名勝旧蹟保存トシテ、前書之金員御寄附被下正ニ請取候、依テ原資ニ加ヘ永存可仕候也、

年月日

芳雲社

第何銀行又側方何ノ誰

何某殿

第六条 第四条ニ掲ルニ銀行ノ外ニ係ル各地ノ支店或ハ周旋方ニ請取タル寄附金ハ、一ヶ月毎ニ右ニ銀行本店へ送附セシメ、本店ニ於テハ其寄附者ノ姓名及金額ヲ芳雲社ニ報告シ、預リ金トナスコト第五条之通タルベシ、

第七条 芳雲社ニ於テハ右ノ報告ヲ得ル毎ニ之ヲ毎月或ハ隔月ニ一回ツ、東京大坂ノ諸新聞ヲ以テ之ヲ廣告スヘシ、故ニ此廣告中ニ遺漏謬アルトキハ速ニ本社ニ向ケ推問セラルヘシ、

第八条 寄附金數回割納ノ方へハ左式ノ仮請取証ヲ交附シ置、皆納ノ節ハ本証書ヲ渡スヘシ、

仮請取証

一、金幾何 但何回月寄附
 右正ニ請取候也、

但此仮請取証ハ明治何年月寄附納済迄ヲ証スルモノニシテ、本証ヲ交附ノ日ヨリ反古タルヘシ、
 年月日 芳雲社酬金取扱人何所何ノ誰

何某殿

第九条 寄附現金ハ定約ノ銀行及本社周旋方ノ外受取人ヲ派出スルコトナシ、
 第十条 本社資金寄附ノ諸君登山ノ節ハ本社ヨリ吉野山中名勝旧蹟ヲ案内シ、及ヒ延元帝御物其他古器ヲ拝觀スルヲ得ヘシ、

〔史料52〕 通常經費書上

第六回八括4号

費用毎歳ノ部

一、樞樹本ト掃除 毎年七百工

此料金貳百拾円

老人ニ付日当二十銭宛

一、同苗植付 同老人千本

苗代植付工料共

七拾円 老人ニ付七銭

一、監守人 年給貳拾円

老人ニ付拾円ツ、

一、民有地ニ所在之補助金 四十五円

但三百本ト見込老人本老ケ年ニ付十五銭宛

一、桜花肥シ法方、五拾円

但老ケ年分

一、勝景ノ地へ別亭設立 (ツ) 四ヶ所

但千本・吉水・如意輪・竹林・西行

此修繕費拾五円 老ヶ年分

一、入社饗金惠投ノ諸君桜花遊覽之節、名所古跡案内及延元帝御物其他古器披露ス、

此手数料 拾円

一、三拾円

但筆紙郵便其他諸雜費

合計金四百五拾円

此資本金六千四百廿六円

但老ヶ年金千円ニ付利子七拾円

一時費用ノ分

一、新規設立之亭 四個

此費用百六拾円

老個ニ付四拾円宛

一、古來桜園及名所古蹟等數所

多年ヲ経ル内有利地ニ変換セシテ更ニ買戻ツ概略見込

金三百円

合計四百六拾円

資本合計六千八百八十六円

〔史料53〕 芳雲社有志金出納帳簿

〔明治十三年十月吉日〕

芳雲社有志金

第六圖七括4号

出納帳簿

社中世話懸

有志金請方

一、金	貳円也	小川円和
一、同	五円也	宮城晋一
一、同	三円也	今西宥榮
一、同	老円五十銭也	小野淳三
一、同	三円也	楠田龜藏
一、同	七円也	古沢龍敬
一、同	五円也	古沢龍賢
一、同	三円也	森下覚太郎
一、同	三円也	前坊常磐
一、同	五円也	近藤喜三郎
一、同	老円也	平井佐一郎
一、同	三円也	浦壁楢豊
一、同	貳円五拾銭	藤井重治郎
一、同	三円也	船知市十郎
一、同	老円也	山本文藏
一、同	老円也	吉川法善
一、同	三円也	大東多十郎
一、同	五円也	山口謙造
一、同	老円也	近藤瓶城
一、同	老円五拾銭	楠田嘉市郎

訳

- 一、同 三円五拾銭 右ウルシ苗植付工料 合拾四工 老工二付廿五銭ツ、
一、七月十日 同 六円廿五銭 如意輪寺葛桜山掃除人足差園勞動工料 廿四工廿五銭ツ
 北東へ渡ス
- 拾老工半 北東
 拾工半 八木や
 三工 角安
 〆廿五工也
- 一、同 五拾五銭 醴金簿式冊代 大坂弘 宮城氏へ渡ス
 一、同 三拾六銭 美濃紙式帖代 入社簿用 同断
 一、同 貳拾貳銭 醴金簿式 東京行便稅 同人へ渡ス
 一、同 六銭 案内願之義ニ付役場ヨリ達書賃
- 〆貳拾九円三拾四銭五厘
十月八日 同 七拾五銭 長峯桜蔓切掃除 三工丈六人ニ渡ス
一月十五日 同 七拾五銭 右同断 森崎林八へ渡ス 三工
三月八日 同 貳円五拾銭 右同断拾工 藤東七五郎へ渡ス 廿五銭ツ、
四月九日 同 貳円五拾銭 桜苗木貳百本代 箱力へ渡ス
四月九日 同 廿三銭 右桜苗植付老工料 千手院了 土井松治郎へ
 外ニ老工坂本弥三郎男 手伝寄附也
- 三月十八日 同 拾四銭 八部芳雲社印老果代 堺大寺南門前へ払
五月二日 同 貳円九拾九銭 村上ノ桜山掃除四工半 廿六銭ツ、
 下千本掃除 残りノ掃除七工 廿六銭ツ、
 右武口共大七渡ス
- 六月五日 同 七円也 藝妓雇入事件ニ付大坂府へ芳雲社惣代理トシテ出頭 工料日
 当朱矢瀧松へ渡ス 使オサト受書証入

- 一、六拾銭也 苔清水掃除三工半料 喜助払
八月十日 同 四円拾貳銭五厘 如意輪寺葛桜小苗下かり拾六工半 一工廿五銭ツ、秀吉若
 平へ渡ス
- 八月十日 同 貳円 藝妓事件ニ付大坂府へ出訴代言心附 加川慶藏トカ云人ナリ
 取替金上市村堀内氏へ渡ス
- 右
 金貳拾三円五拾八銭五厘
八月十日 同 拾五銭 ケイ紙式帖代 車田弘 府庁へ願書并ニ社則數冊用紙也
十月一日 同 四銭 本社用事 郵便往復稅
十月十日 同 拾五円 当山案内詰所建設ニ付該仲間へ貸渡ス 利一六
 來ル十五年十六十七ノ三ヶ年利付割 年済当年四月十五日限り納メ
十一月 同 貳円拾五銭 芳雲社掛札・案内人屯所札 宮城君へ渡ス

- 訳 八十銭 檜カマチ式尺寸代
 三十五銭 右削賃
- 十一月 同 貳円 九月比上市村神社上遷宮ニ付当社ヨリ奉納金取替 大橋君へ渡
 〆廿円〇三十志錢也
 合四十三円八十九銭五厘 弘高
- 十五年弘方
四月七日 一、金 貳円 案内小や建設ニ付助成 宮城氏へ渡ス
八月廿日 一、金 三円 如意輪寺葛桜ウルシ山シタ蒔拾貳工 廿五銭ツ、坂口秀吉
 へ渡ス
- 一月廿六日 同 志錢五厘 十四年度上半期桜山拝借料

一、同 拾錢 右郡役所へ納入用 谷嶋兵治郎へ渡ス
但シ自分拝借地料納ト入用式ツ割也

十六年分

一、金 壹錢五厘 字千本官地拝借料前半季分 郡役所納

一、同 三錢也 右納金入費割相渡ス

一、同 四錢 郵便兩度賃 下總ト大坂トナリ

明治十六年 弘方

一、金 壹錢五厘 官地拝借料一月より六月上半季 郡役所納

一、同 三錢 右納入用割合

同、同

一、同 武円七拾五錢 如意輪寺桜山ウルシ下蒨十式工半 廿式錢ツ、秀吉

(以下白紙)

へ渡ス

〔史料54〕 芳雲社出納決算簿

〔明治〕 明治十五年五月

〔昭和〕 昭和十四年四月

芳雲社出納決算簿

山口謙藏係

第六函七括12号

受入金

明治十五年五月

一、金拾九円参拾九錢五厘

但前役古沢龍敬殿ヨリ引継金

明治十六年八月十五日

一、金七円也 小野淳三氏取次

但本年度案内中ヨリ冥加金トシテ入ル

同 九月三十日

一、金五円也 同人 取次

但前年案内仲間へ十五円貸金ノ処へ入ル

同

一、金参拾貳錢 同人 取次

但同上利子金ノ内へ入

明治十八年二月二十日

一、金参円五拾錢 同

但十七年度案内冥加金 本年ハ非常ノ不景氣トテ半額ニ減少依頼ニ任セ

受入ル

明治二十年二月一日

一、金参円五拾錢

但十八年度冥加金

同

一、金参円五拾錢 案内ヨリ

但十九年度分入ル

同 五月十三日

一、金参円五拾錢 同

但式十年度分入ル

同 廿一年五月五日

一、金五円也 同

但本年度分ナル 従来半額ヲ減少ノ処本年時節恢復ニ付如上更正セシメ

同

ノトス

一、金老円五十銭 北東和平ヨリ入

但明治二十一・二十二・二十三參ヶ年分如意輪寺道傍標楮皮老ヶ年二付五十銭トシ、廿一年ヨリ十ヶ年同人受合

一、金參拾三円〇五銭 宮城氏取次

但是ハ同氏上東ノ節桜并能監氏外數十名ヨリ老本五銭トシ、合計六百六十一株寄附代金也

一、金拾老円五十銭 平井才一郎ヨリ入ル

但十八年度ヨリ廿一年ニ至ル各期マテ小作妻及大豆合計(麦老石五斗大豆老石) 麦

三円大豆四円トシ起算又

廿年九月發ヨリ

一、金拾六円六十式銭 増口村椿井吉郎平ヨリ入

但四十円同人へ貸付ノ利子へ入ル

明治二十一年七月一日

一、金五銭 古沢氏ヨリ入

但栄山寺有志金ノ剩金

廿三年四月廿七日

一、金式円六十銭 同氏取次入

但行啓供奉陸軍々人石原光弘并池原照中佐・鯨島重雄外二近藤堅三郎

桜苗有志金

一、金六円五十銭 山本万次郎ヨリ入ル

但如意輪寺墓地漆代金

合計金

老百式拾式円五拾參銭五厘

内

金拾五円八拾式銭 小野淳藏引込金

内訳

金五円參十式銭

案内貸金ノ内十六年九月三十日ヨリ預リ内五円完全二十式銭利子

金七円也

上金分十六年九月ヨリ預リ

金三円五十銭

上金分十八年一月ヨリ預リ

右ハ十九年十一月三日古沢氏ヨリ同人へ決算請求ノ節

別紙明細書ヲ以テ小野手許預リ高申出デタリ

差引

金老百六円七拾老銭五厘 受高

内

金九拾五円五拾七銭六厘 支出高

残而金拾老円拾參銭九厘 現在金

一、積込別記
記

一、五円三十式銭 案内貸金之内十六年九月三十日ヨリ預リ

但シ元金五円也、三十式銭利子也

一、七円也

上金分 十六年九月ヨリ預リ

一、三円五十銭

上金分 十八年一月ヨリ預リ

右之通り預リ有之候也、

十月三十日 小野諱三

古沢龍敬様

十九年

改十一月三日 天長節ナリ、

支払方

明治拾九年一月二十九日

一、金四円四拾錢三厘 大橋氏渡

但西行谷榎植付人足六十九工 部落合計工料米六斗五升貳合

右二付六円五十錢神社ヨリ取換

明治十九年八月廿三日

一、金壹円拾錢貳厘 村役場渡

但実城寺跡 十八年六月ヨリ十九年一月二至ル村費割

同五月十八日

一、金四円八拾七錢六厘 前坊氏へ渡

但寄附領収券五百枚印刷代及如意輪寺漆山下蒔賃、榎苗千五百貳十五

本代并西行庵額面大坂ヨリ駄賃

明治貳十年三月二十七日

一、金四円八拾壹錢五厘

但榎五百三十五本西行庵へ植付日当代

同三月三十一日

一、金五拾五錢三厘

但如意輪寺道檜木間植苗代及植手間共

明治十九年四月二十三日

一、金貳円九十錢 石為渡シ

但西行庵建碑石工代

同二十八日

一、金四拾五錢 同人渡

但同上日当三工代

同八月十二日

一、金八拾錢也 堺谷虎吉渡

但如意輪寺榎山下蒔賃

同九月二十九日

一、金拾八錢也 東藤七五郎渡

但西行庵近傍榎下蒔二工料

同十月十八日

一、金七拾貳錢 前坊渡

但如意輪寺道檜植五工 同人取換分相渡

同十二月一日

一、金壹円貳拾錢 岩崎栄次郎渡

但榎苗有志帳仕立代

同 十五日

一、金壹円貳拾錢 東藤七五郎渡

但榎葛切并小苗掃除賃工料

明治二十年四月三日

一、金參円拾五錢 朝日新聞社渡

但開花期日広告料

同

一、金八錢也 同上

但同伴二付郵税

同八月十五日

一、金九拾錢 東藤七五郎渡

但如意輪寺漆山下蒔

同九月二十五日

一、金貳円六拾五錢也 神社渡

但西行庵榎山下蒔廿六工半 一日拾錢宛神社取換ノ処へ相渡

- 廿一年四月十日
 一、金參円也 朝日新聞社渡
 但桜花開期広告料
- 廿年十一月
 一、金五円也 宮城氏渡
 但同氏上京ノ節桜樹周旋実費相渡
- 明治二十一年四月二十九日
 一、金拾貳錢 甚川嘉十郎渡
 但漆株切并掃除賃
- 同二月十一日
 一、金六錢五厘 横井庄三郎渡
 但千珠院坂枯桜取片付日当半工
- 同七月十一日
 一、金貳円六拾錢 同人外二人渡
 但一ノ坂四手掛上ノ千本桜山下蒔及莪切式十工代
- 二十一年七月二十七日
 一、金六錢五厘 谷嶋和七渡
 但馬道掃除半工代
- 同八月一日
 一、金拾參錢 横井庄三郎渡
 但上千本大風ニ付取片付老工代
- 同十四日
 一、金八拾錢 田中仙太郎
 但如意輪寺漆山下蒔賃
- 同
-
- 一、金拾參錢 中川久七渡
 但閨屋桜倒レニ付片付一工
- 同九月十五日
 一、金五拾九錢六厘 役場納メ
 但二十一年度畑租二期分
- 同十月四日
 一、金九拾九錢 岩崎栄次郎渡
 但西行庵桜山下かり九工
- 同
 一、金貳拾錢也 同人へ
 但即印坊跡掃除賃
- 同十五日
 一、金貳拾錢 上市通運 北村宗三郎渡
 但印刷物東京福生へ運送賃
- 同十八日
 一、金拾八錢九厘 役場納メ
 但地方税并ニ村費割
- 同二十八日
 一、金參十錢 岩田伊三次
 但即印坊跡竹垣用棕栢繩代
- 同四月八日
 一、金老錢 朝日新聞社行
 但郵券
- 明治二十二年一月七日
 一、金六拾五錢也 宮城氏渡

但桜苗有志帳十冊代

同二十六日

一、金七拾老錢五厘 辻村三重郎渡

但即印坊跡掃除有志人へ中食老斗三升五合代

同

一、金拾錢也 林政吉渡

但同上豆腐四丁其他

二十二年四月二十日

一、金拾老錢七厘 役場納メ

但本年度地方税

同

一、金貳錢七厘 同上

但公儲金

同九月二十二日

一、金老円貳拾錢 奥田吉三郎渡

但漆山下蒔

同二十四日

一、金老円四拾九錢五厘 大橋渡

但西行庵下蒔拾老工半代

式十三年三月十五日

一、金七厘 役場納メ

但二十三年度地價割

同四月九日

一、金七拾五錢也 田中仙太郎外二人

但長峯道筋桜苗百七十本間植五工代

同十一日

一、金七拾五錢 吉川己之吉外二人

但即印坊跡掃除五工代

同

一、金拾六錢五厘 北東和平渡

但同伴二付繩釘代

同四月二十四日

一、金參錢 近藤堅三郎へ

但桜苗寄付二付扇子一面進物代

同三十日

一、金貳拾貳錢五厘 瀬川辰三渡

但即印坊跡石段積直し老工半代

同五月十五日

一、金參錢七厘 役場納メ

但二十二年度地價割

同六月二十三日

一、金五錢五厘 同上

但二十三年度村税割方

同七月一日

一、金貳円拾五錢 車谷乙松渡

但税所桜山下蒔受負賃

同七月二十四日

一、金六錢四厘 村役場納メ

但地方税

同八月十三日

一、金六拾七錢 車谷音松渡

但如意輪寺漆山下新

同八月二十二日

一、金老円拾參錢 神社渡

但西行庵桜下新九工代

同九月五日

一、金拾四錢 箱谷島吉渡

但西行庵桜苗片付代

同十月十八日

一、金五拾八錢也 尾崎由太郎渡

但如意輪寺桜山葛切四工半

式十四年四月二十五日

一、金拾六錢六厘 役場納メ

但芳雲社前坊記名地価割

式拾年十一月貸付

一、金四拾円也 椿井吉郎平渡

以上合計

金九拾五円五拾七錢六厘也

明治武拾六年一月十七日於古沢氏邸宅

決算立会人

古沢龍敬(方朱印)

山口謙蔵(方朱印)

同 虎三郎(方朱印)

福住縫

(史料55) 吉野山公園ノ儀ニ付請願書

吉野山公園ノ儀ニ付請願書

(昭和二年)吉野山公園長官ニ付請願ノ文字(附録)ト收ム

第六回二括一号

方今文華日進ノ世トナリ人身腦力ノ作用実ニ頻繁、隨テ氣力勞萎シ疾病ヲ醸成スルニ至ル、此時ニ當リテヤ花卉ノ美山水ノ勝独リ能ク心目ヲ爽快ニシ、氣力ヲ活潑ナラシメニ醫ヲ驅逐ノ地ヲトシテ公園トナシ、花卉ヲ擧メ泉石ヲ以テ大都巨市ニ於テハ既ニ景勝ノ地ヲトシテ公園トナシ、花卉ヲ擧メ泉石ヲ引キ飯山ヲ設ケ務メテ自然ノ風光ヲ模倣シ、衆庶ヲシテ爵積ヲ啓発シ氣力ヲ壯活ナラシムルノ美舉アリ、夫レ然リ公園ハ文明ノ要素ナリ、何トナレハ其住否ハ養氣ノ多寡ニ關係シ、養氣ノ多寡ハ文華ノ消長ニ波及スルニ至ルヲ以テナリ、果シテ然ラハ其効用ノ重大ナル豈ニ決シテ徒然ノ業トナスコトヲ得ンヤ、抑吉野山ハ溪山幽邃天然ノ風致ニ富ミ且桜花ハ古代海内ニ冠タリ、加之神武天皇以降歷代ノ帝王数々巡幸アリ、殊ニ南朝五十余年皇居ノ地ナルヲ以テ忠勇ノ古蹟義烈ノ墳墓ハ所々ニ散在シ、吉野宮ヲ初メ数多ノ社寺近キモノハ花間ニ出沒シ、遠キモノハ雲烟ニ隱見シ、満山至ル所トシテ吟脚ヲ輕快ニシ精神ヲ鼓舞セサルハナシ、故ニ美名夙ニ天下ニ著ハル矣、然ルニ維新以來機教禁弛ミ栽培道衰ヘ、纒力ニ有志ノ輩芳雲社ヲ設ケ夜々培養ニ從事スト雖トモ、存廢相償ハズ大ニ旧觀ヲ毀傷シ、今ヤ名実共ニ之ヲ失望セントスルニ至レリ、既往二十余年ノ經驗ヲ以テ將來ヲ比照スルニ、数十年ノ内漸ク名所旧蹟ノ湮滅荒廢ヲ来サシコト実ニ知ルヘシ、嗚呼浩歎ノ至リナラスヤ、目下焦眉ノ急夫レ既ニ斯クノ如シ、苟カニ思フニ蓋シ吉野山ハ所謂公園ナルモノ、類ヲ出デ粹ヲ抜クモノ自然ニシテ存セリ、宜シク奈良ト均シク県下ノ公園トナシ、所在ノ官林ヲ華ケテ之レガ版図ニ伍入シ、歳々桜楓等ヲ増植シ高溪流ヲ引テ池ヲ穿テ、或ハ小舟ヲ浮ヘ以テ自然ノ風色ヲ補足スルコトヲ勉メハ、曾ニ湮滅荒廢ヲ保存シ土民ヲシテ歡聲ヲ発セシムルノミナラス、其効

用ノ及フ所氣力ノ壯活ヲ得ルト共ニ大ニ忠孝ノ徳性ヲ涵養シ、倍々文華ノ程度ヲ長進セシムルニ至ランコト亦期スヘキノミ、仰キ願クハ言外微意ノ有ル処ヲ諒察セラレ、小ハ県下ノ為メ大ハ皇国ノ為メ何卒御採用宜シク御処理アランコトヲ、別紙吉野山官有地々目反別及位置図面相添エ、此段請願者惣代

連署ヲ以テ懇願仕候、恐惶頓首謹言、

〔議入〕
〔議会ニハ請願者ヲ吉野山惣代ト改メテ出ス〕

明治二十五年十一月二日

右

吉野郡吉野村大字吉野山

前坊常磐

同断

古沢龍敬

同断

山本文藏

同断

辰巳勘三郎

同断

藤井重治郎

同断

県会議長堀内忠司殿 平井奈良吉

同断

岩崎栄治郎

同断

福住縫

同断

飯野弥三郎
同断

楠田与市郎

同断

北東和平

同断

中村庄三郎

同断

安田清次郎

同断

平清次郎

同断

桥長幸吉

同断

辰巳喜之太郎

同断

大村鹿藏

同断

飯野常治郎

同断

密井高偏

同断

山本為三郎

同断

谷嶋兵次郎

同断
 森下寛太郎
 同断
 増田豊三郎
 同断
 森下亀太郎
 同断
 森山房三郎
 同村大字丹治
 森本弥太郎
 同断
 藤内平七
 同村大字飯貝
 尾上万七
 同断
 田中藤七
 同郡龍門村大字佐々羅
 坂本仙次
 同断
 坂本弥平
 同郡上市町大字上市
 堀内三席
 同断
 沢井清太郎
 同郡大淀村大字増口

大北源一郎
 同村大字越部
 吉條久米徳
 同郡吉野村大字左曾
 岡井権平
 同断
 樋口甚九郎
 同村大字橋屋
 坂井佐吉
 同村大字六田
 富松太三郎
 同郡国樺村大字喜佐谷
 堀内亀治郎
 同村大字宮滝
 梅谷啓三郎
 同断
 今西新三郎
 同村大字櫻尾
 山本源三郎
 同村大字西新子
 福田福松
 同断
 古川貞治郎
 同郡川上村大字大滝
 富田喜八郎

同断

辰巳藤吉

同郡下市町大字下市

永田藤平

同断

畠山寿太郎

同断

間島哲平

同郡川上村大字井戸

井ノ上喜作郎

前書之通出願ニ付依テ奥印候也

吉野村長

米田六太郎

川上村々長代理助役

井ノ上喜作郎

国櫻村々長

水本安吉

龍門村々長

坂本弥平

上市町々長

沢井清太郎

大淀村々長

依本茂実

下市町町長

山本平三郎

奈良県知事小牧昌業殿

〔史料56〕 吉野山公園協議会会議録

明治廿六年一月廿九日公園件協議席

出席員

公園地請願委員 前坊常磐(方朱印)

古沢龍敬(円朱印)

区會議員 山本文藏(円朱印)

辰巳勘三郎(円朱印)

平井奈良吉(円朱印)

岩さき栄次郎(円朱印)

楠田与市郎(円朱印)

北東和平(円朱印)

中村庄三郎(円朱印)

安田(清治)郎(円朱印)

平清次郎(円黒印)

橋長幸吉(円朱印)

前田金平(円黒印)

中川久七(円朱印)

三ツ井高偏(円朱印)

角谷新平(円朱印)

飯野忠三郎(円朱印)

楠田倉三(円朱印)

森山房三郎(円朱印)

町總代

第六函二括4号

森下覺太郎(田朱印)

同 亀太郎(田朱印)

上西新三郎

右廿式名前九時ヨリ東南院借議場ニ於テ左ノ件々ヲ協議ヲ開キ、后五時閉開ス、

一、金參百円 山内中ヨリ寄附致スヘキコト

一、人扶老千人 手伝致スヘキコト

但人扶ノ割付ハ直接間接ノ營業ニ因テ割付ノ多少ハ勿論、無營業人タリトモ身分相応ノ人扶手伝致スヘキコト

一、公園地ニ相応之樹木ハ当今ヨリ時宜ヲ見計ヒ各自所有ノ空地ニ栽培シ、

又ハ指木接木等致シ置クヘキコト

一、前坊常磐・古沢龍敬ノ両氏ヲ公園地請願事件ノ委員ト定メ区會議員拾名

ヲ評議員ト定メ、將來運働ノ方針ヲ計議シ所分致スヘキコト

一、前条之件々区會議員・組總代ヨリ各組内中へ披露致シ置クヘキコト

右之通議決シ候事

明治廿六年一月廿九日

(奥二印二顆アリ、古沢龍敬以下出席員ノ印ナリ)

八節 青木種太郎家文書

山本潤氏所藏

〈参考一〉 小松院書状

以手紙得御意候、時下秋冷相催御座候処各御安全之由珍重ニ御座候、然ハ当度者罷出、大長殿之一件ニ付深く御心配被下候候、其節濟方ニ者不相成候ニ付而者、船知方立其手続ヲ以催促有之候ヘ共、矢張行々者拙僧之迷惑筋ニ御座候

間、今般船知氏差向申候間、何卒今一応御講中申合、大長之事件濟方ニ相成候様御厚申之程偏ニ奉頼上候、且戸立ニ者御參詣有之候ハ、右事件御面会之上御願可申上候而存居候得共、不能其儀候得者、何分此度之儀者御粉骨之程詔而御頼申上候、頓首、

九月十九日 小松院

加賀屋伊三郎様

住吉屋喜兵衛様

○近代明治期写、横切紙綴紙、

〈参考二〉 船知佐兵衛書状

〔左海邊〕 吉の山
加賀屋伊三郎 船知佐兵衛

〔右海邊〕 船知佐兵衛

〇十月廿日

略符平、四郎へ可被下候、

一箇呈上仕候、寒冷之初ニ御座候所、愈御家内様御揃御勇建之由奉賀候、然ル処誠ニ申兼候得共、御地大和屋長兵衛借用金之儀ニ付先達而小松院様願出候通り六両金ニ而相濟不申候間、此度六両ハ元銀、又老兩ハ利足トして証文請取可申入間、何分度々之願ニ御座候得共、并箇・鳥毛兩御講中ニ而小松院を助、私共ニ奉加トして置籠ニ預り度、右成就仕候ヘハ广大之御慈悲ト奉存候、下拙參以御願可申答ニ御座候所、無提要用差懸り失敬仕候、此度吉田氏を被參候間、何分宜御様持之程偏ニ奉希上候、以上、

十月廿日 舟知佐兵衛

加賀屋伊三郎様

二書、乍傳 御講中様宜宜御伝聞可被成下候、以上、

○近代明治期写、横切紙綴紙、

〔参考3〕 吉野山・洞川村惣代連署書状

〔加賀屋新田〕

加賀屋新田 岡野喜三良

〔加賀屋新田〕 惣兵衛様

〔加賀屋新田〕 手入様

〔加賀屋新田〕 〔朱田印〕の御移りナル

〔新田新田〕 吉野山より一昨四日受之書面昨夕方三泉伝殿へ着、今朝僕方へ参り候、付早刻写取報知致候、入手有之由也、

書面写左之通り

追々冷気相催候処御講内御一同弥御安泰可被成御座珍重之御儀ニ奉存候、然者大峰山上役行者堂上棟之義八月十三日ト申上置候得共、同月十五日首尾能相済、右ニ付来ル九月廿日役行者尊新堂へ御移遷、入佛供養之義者来明治九年御戸開後ニ可仕心組ニ候得共、日限未夕相定不申候間、此義ハ日限治定之上追而申上候、先者右御報知申上候迄如此ニ御座候、已上、

吉野山惣代

増田浅三郎

下辻重次郎

洞川村惣代

西村清五郎

北村栄次郎

井筒組

御衆中

尚々先般御報申上置候有志御寄進之程宜敷希上候、已上、

○近代明治期写、横切紙綾紙、

〔参考4〕 惠教書状

〔加賀屋新田〕

加賀伊三様 惠教

四月廿六日

高野山 舍那院(長円朱印)

尚々御組内女中方御さへ合セ之上御参詣可被成下様御通知可被成下候、以上、
一筆啓上致候、時候春陽弥御講所御家内様御揃御社宋被入喜悅奉存候、暢者今般当山寺院ニおいて女人止宿之義ハ、来ル五月八日限り停止ニ相成候、就者同五・六・七ノ三日之間結縁灌頂執行御座候故、御参詣思召之旁々御誘引之上御登山被成下候様御得申上候、短書ヲ以御案内旁々報知致候也、

○近代明治期写、横切紙綾紙、

〔参考5〕 増田安右衛門書状

〔加賀屋新田〕 増田安右衛門書状

林伝兵衛様

増田安右衛門

無事□御專用書入

〔封〕一月九日九時発ス

〔封〕佛座シニ付御尋書

甚寒之初ニ御座候所、其御地皆々様益御勇健珍重之御儀奉賀候、次ニ当方無事ニ相暮居申候間午禪御案心可被下候、然ル処、御地井筒御講矢張是迄之通り御繁栄ニ御座候哉御尋申上候、当方ニ於テ者今般大阪ヨリ老人当地へ下り是迄之井筒役講発シニ相成、右之次第ハ今般改テ大峯取締宇治醍醐寺へ被仰付候ニ付、是迄之役講御健等杯者決而相廻シ不申由当地講内中へ申廻り、右ニ付講内モ粗石講へ相変り誠ニ残念ニ御座候、皆々門口ニ醍醐社ニ元真力講ト書印、井筒講ニ於テ護摩タキ杯致居候ハ、臈戸へ願出差止申付候杯致申候ニ付、御地

御講中様如何相成候哉、矢張御健等ハ是迄通り之事ニ候哉御申上候、何分右ニ付追々講内人数無之様相成候ニ付、何卒此段否哉至急御返事御越被下度奉待人候、先者取急キ右之次第如斯御座候、早々以上、

一月七日

增田安右衛門

林伝兵衛様

半兵衛様

住吉屋喜兵衛様

藤兵衛様

井二御講御衆中様

○近代明治期写、横切紙続紙、封筒アリ、封筒ニ二銭切手・消印アリ

〔参考6〕 竹林院書状

〔左〕井筒惣講中

鳥毛惣講中

海 兩郷惣講中

〔封筒裏〕五月廿八日

一筆致啓上候、大暑之節弥御安全各御講中御揃可被成珍重之御義ニ御座候、然ハ例年戸閉之義ハ当年ヨリ九月朔日ニ各御揃御登山被下度、朔日之夜七ツ時ニ御戸閉致度、先例ニハ兼而様々相成可申候間、此段態々得貴意候間、何れ御講中江も不誤様御申合置可被下候、已来ハ九月朔日夜七ツ戸閉と相定申度由旧冬も御咄合申入置候通、大坂三郷江も引合申置間、右日限相逢無之様、朔日ニハ各午御苦勞御揃御登山可被下候、右得貴意要用如斯御座候、早々頓首、

去五月廿八日

竹林院

左海

井筒惣講御中

鳥毛惣講御中

兩郷惣講御中

尚々大坂三郷五島ヨリ五島名前燈明・提燈五ツ山土權現堂前江八長提燈式裏、先達調連ニ而差登シ有之候間、左海ヨリも藏王尊江八長式裏ニ役行者尊前江左海山上講中名当之提燈式裏、右三張御奉納之御約定ニ御座候、右品々御調連為御登可被下候

〔左海山上惣講中提燈之槍〕

又左海山上講トナリトモ寸法絵図別紙有之候、

右之通ニ被成可然候様存候間、鳥渡申上候、以上、

○近代明治期写、横切紙続紙、封筒アリ、

〔参考7〕 大峰山内道場事務所通達

夫大峰山内道場下龍泉寺本堂閉扉之義者、從來聖護院・三寶院兩御宮ヨリ式法被為遊候処、御維新之際其節既ニ中止セリ、然ルニ当寺住職其式開復之為其志今爰ニ決セリ、依テ大峰山役講へ来ル九月三十日迄ニ広く會議ヲ開キ、其宜敷ヲ以テ双方役講之協和ヲ結ヒ、以テ其式ヲ従前之通り執行スルノ旨ヲ當寺住職ヨリ被仰出タル件々、聊相逢無之候条モ鳥役講老分中ヨリ其講枝葉之講社中ニ戻ル迄、甲乙之分子ナク廣告預可致置ク事、仍テ其証如件

但シ本日曜五夜ヨリ該堂之式取行ト雖トモ、后日之例ニ追加ヘ不申候事、

大峰山内道場

事務所（大峰山内ノ道場龍ノ泉寺之ノ印）單那方朱印

堺井筒老分

御中

○近代明治期写、横切紙続紙、

〔参考8〕 誓約取換書

誓約取換書

一、大和国大峯山役者神変大菩薩本堂御戸開閉扉之儀者、往昔方我岩・光明・鳥毛・井筒之四組ヲ以テ開閉致来候儀確實也、然ル処維新以來動ルレハ区々之法式ニ付、今般我々四組者確乎不拔之正論ヲ尽シ、示来向後新規之儀者勿論、他講社ヨリ如何之事情ヲ以テ我々四組江依談スルト雖モ放而採用致間敷、且我々四組ハ示来永ミ必ス異変無之堅ク此誓約ヲ確守シ可申、仍テ四組共取換書スル如件、

明治拾五年第四月十二日

光明組(長方朱印)

岩組(長方黒印)

井筒組

鳥毛組

○近代明治期写、竪紙、

〔参考9〕 五流惣講中定約書

定約書

一、大峯山上新行者堂為弘口鍵扱之義者、井筒・五流換年ニ可相勸約定取結ヒ候上ハ、重頭ナル義決テ致間敷候、尚又外組内ヨリ如何様之義申出候トモ採用致間敷候、為後年為取換約定書如件、

明治十五年 五流

五月 惣講中(左海/五流)車郭方朱印)

井筒

惣講中

九節 国宝疎開

○近代明治期写、竪紙、青算紙、割印アリ、

〔参考10〕 奈良県庁保管「国宝防護一件」(抄)

〔参考10-1〕

発宗八九号

昭和十六年八月二十二日 文部省宗教局長

奈良県知事殿

国宝史蹟等ノ防護ニ關スル件

国宝史蹟等ノ有事ノ際ニ於ケル保存管理ニ付テハ、予テ御配慮ノコト、存セラル、モ、現下時局緊迫ノ折柄、特ニ此等ノ物件ニ対シ防護ノ方途ヲ講スルハ緊要ノコト、認メラル、ヲ以テ、今般国宝史蹟等ノ物件ニ付別紙ノ如キ防護対策実施要綱ヲ決定致シタルニ付テハ、右ニ依リ所有者管理者ヲシテ適當ノ措置ヲ講ゼシメ、尚之方警備ニ関シテハ特ニ御配慮相成様致度、此段依命通達ス、

追テ国宝々物類ニシテ個人所有ニ係ルモノ及重要美術品等認定物件ニ対シテハ當省ヨリ直接所有者ニ指示致スヘキニ付、御含置相成度、又本要綱ノ内容ニ付関係方面以外ニ対シテハ厳秘ノ取扱ニ致サレ度為念申添フ、

国宝史蹟等防護対策実施要綱

一、防護ヲ要スル地方ハ差当リ左ノ通為スコト

奈良市及其附近

二、前項ニ存在スル左ノ物件ニ付速ニ防護対策ヲ講スルコト

イ 国宝(宝物類、建物類)

ロ 重要美術品等認定物件(宝物類、建造物)

ハ 史蹟其ノ他(名勝中ノ庭園、天然記念物中ノ名木ヲ含ム)

三、前項ノ物件ノ防護対策ハ左ニ依リ樹立スルコト

イ 宝物類ニ対シテハ予メ安全ナル場所ニ搬出避難セシムル様速ニ計画方ヲ博物

館、美術館、神社、寺院所有者等ニ指示スルコト、但シ安全ナル地中収蔵

庫ヲ設ケ得ル者ニ付テハ之ヲ勧奨スルコト、

ロ 国宝建築物ノ一部ニ特ニ貴重ナル絵画彫刻等ノ存スルモノニシテ之ヲ取外シ

得ル場合ニ付テハ前号ニ準スルコト、

ハ 建築物、移動困難ナル宝物類及天然記念物ニ対シテハ予メ貯水池、井戸、消

火栓ポンプ等ノ防火設備ヲ其特ニ貴重ナルモノニ在リテハ砂糞土養障壁等

ノ爆風弾片ノ防止施設ヲ為サシムルコト、

ニ 城郭等ノ特ニ目標トナル処アル物件ニ対シテハ擬装ヲ行ハシムルコト、但シ

其ノ施設ハ仮設的ノ方法ニ依ラシムルコト、

ホ 非常ノ際避難所等ニ国宝建築物史蹟等ヲ利用スルコトハ努メテ之ヲ避クベキ

モ、已ムヲ得サル場合ハ左ノ事項ニ留意セシムルコト、

一、建築物ノ毀損、模様替等ヲ為サズ且火気ニ注意セシムルコト、尚特ニ貴重ナ

ル絵画彫刻等ノ存スルモノニ付テハ遮蔽等ヲ為サシムルコト、

二、陸地等ノ遺構、遺物ヲ滅失毀損セシメザルコト、

三、庭園ノ地割ヲ変更セシメザルコト、

(参考10-2)

発宗一〇九号

昭和十七年十月六日

文部省宗教局長(印)

奈良県知事殿

国宝、史蹟等ノ防護ニ関スル件

昭和十六年八月二十二日附発宗八九号依命通牒ヲ以テ標記ノ件ニ関シ指示シ置キタル

処、其ノ後大東亜戦争ノ勃発ニ因リ国宝、史蹟等ノ防護ノ必要愈々大ナルモノ有之、

貴管下ニ於ケル保存物件ニ付テモ夫々適當ナル防護ノ方途ヲ講ジ居ラルルコトト存ス

ルモ、長期戦下此等保存物件ニ付防護施設ノ整備強化ヲ図ルハ最モ緊要ノコトト認メ

ラルルヲ以テ、所有者、管理者等ヲ督促シテ之ヲ措置ニ遺憾ナカラシムル様格段ノ御

配慮相煩度、尚実施地域ニ付テモ貴管下全般ニ亘リ御考慮相成様致度、

(参考10-3)

発宗二二八号

昭和十八年十月十五日

文部省教化局長(印)

奈良県知事殿

国宝及史蹟並ニ重要美術品等認定物件ノ防護ニ関スル件

標記ノ件ニ関シテハ昭和十六年八月二十二日附発宗八九号及客年十月六日附発宗一〇

九号通牒ノ防護対策実施要綱ニ基キ既ニ夫々適切ナル方途ヲ講ゼラレ居ルコトト存ス

ルモ、現下ノ情勢ニ鑑ミ貴管下ノ如ク国宝及史蹟其ノ他並ニ重要美術品等指定若ハ認

定物件多数存シ居ル状況ニ在リテハ右保存物件ノ防護施設ニ付テハ一層方々期スル

ヲ肝要ナリト思料セラルルニ依リ、此ノ際特ニ貴官ニ於テ直接之方対策ヲ樹立実施セ

ラルル様至急何分ノ御配慮相煩度、此段重キテ及通牒、

(参考10-4)

国宝、重要美術品ノ防空施設整備要綱(昭和一八、一一、一四閣議決定)

第一、方針

国宝、重要美術品中特ニ貴重ナル御歴第ノ宸翰勅願ノ建築物等ヲ始め我方光輝アル

国史ノ■証タル諸物件ニ対シ速カニ防空施設ヲ実施シ、或ハ分散疎開セシメテ空襲ニ

因ル被害ヲ最小限度ニ防止スルコトハ、曾ニ我カ專斷ナル団体ヲ擁護スルタメノミナラス大東亜ノ文化建設上必須ノ要務タルニ依リ、国宝、重要美術品中其ノ危険地域ニ所在シテ二貴重ト認ムルモノニ付緊急防護措置ヲ講ゼントス、

第二、措置

- 一、建造物ニ対シテハ偽装、貯水池、防火防弾壁ノ築造等防護設備ヲ施スコト、
- 二、宝物類ニ対シテハ安全ナル地帯ニ分散疎開セシメ収蔵庫等ニ嚴重保管スルコト、
- 三、右諸設備ト共二万一ノ被害ニ備フル為各物件ニ間シ記録、写真及図面ヲ作製スルコト、

備考

本要綱中危険地域トハ防空特別地域及京都市、奈良市並ニ其附近ヲ■称ス、

〔参考10—5〕

国宝及重要美術品ノ防空施設実施要項(案)

一、方針

昭和十八年十二月十四日閣議決定ノ「国宝、重要美術品ノ防空施設整備要綱」ニ基

キ実施スルコト、

二、方法

- (一)本防空施設(国ノ所有ニ属スルモノヲ除ク)ハ文部省ノ指示ニ従ヒ、関係地方ノ監督シ其ノ実施ニ付遺憾ナキヲ期スルコト、

- (二)本防空施設ニ要スル経費ニ対シテハ国庫ハ其ノ八割程度ヲ補助ヲ為スコト、

三、施設

- (一)建造物ニ対スル防空施設

建造物ノ防空施設ニ関シテハ文部省職員実地調査ノ上計画ヲ確立スルコト、

- (二)偽装設備

偽装設備ハ主トシテ偽装網ヲ用フルコト、尚状況ニ応ジ適宜其ノ他ノ方法ヲ

モ考慮スルコト、

- (2)防火設備

防火設備ハ主トシテ粘土及漆喰ヲ用ヒタル貯水池ノ築造ニ依ルコト、尚状況ニ依リ適宜其ノ他ノ方法ヲモ考慮スルコト、

- (3)爆風防止設備

爆風防止設備ハ必要ニ応ジ土壁又ハ土囊等ヲ以テ之ヲ実施スルコト、

- (4)其ノ他

特ニ必要アル場合建造物ノ部分的解体保存等ノ方法ヲ考慮スルコト、

- (二)宝物類ニ対スル防空施設

宝物類ノ防空施設ニ関シテハ文部省職員実地調査ノ上計画ヲ確立スルコト、

- (一)分散疎開

分散疎開ハ危険地域ニ所在スル物件中特ニ貴重ナルモノニ付之ヲ行ヒ、所定ノ収蔵庫ニ収納スルコト、尚分散疎開ノ現品取扱ニ付テハ特殊技能ヲ有スル者ヲシテ之ニ当ラシメ、且其ノ運搬ニ対シテモ十分注意スルコト、

- (二)収蔵庫

収蔵庫ハ安全ト認ムル地域ニ現存スル適當ナル倉庫ヲ利用シ、之ニ保管上必要ナル諸設備ヲ施スコト、

- (三)収蔵庫及収納宝物類ノ管理

収蔵庫及収納宝物類ノ管理ニ付テハ地方長官ノ監督シ、其ノ常置セシ管理人員ヲシテ十分ノガ管理ヲ為サシムルコト、尚其ノ管理状況ニ付テハ文部省職員適宜実地調査ヲ為スコト、

- (二)記録作製

万一ノ場合ニ備ヘ文部省ニ於テ実測図及写真ヲ整備シ且文書謄写等ヲ行フコト、

〔参考10—6〕

国宝搬出許可願

今般別紙之通り当寺所有ノ国宝ニ関シ防護措置トシテ分散疎開セシメ度、就テハ該物件搬出ノ件御許可相成度、此段及御願候也、

昭和十九年三月六日

奈良県奈良市登大路町

法相宗興福寺住職

板橋良玄(印)

同寺信徒總代

奈良市佐保町

飯田清夫(印)

同市御所馬場町

松井五郎(印)

同市登大路町

中村正勝(印)

文部大臣岡部長景殿

記

搬出物件名

一、弥勒菩薩木造坐像 志願

二、法相六祖木造坐像(信敬、玄昉、善珠) 三願

三、十二神将木造立像(招社羅、波夷羅、伐折羅、真達羅) 四願

四、維摩居士木造坐像 志願

五、八部衆 乾漆立像(緊那羅) 志願

六、十大弟子乾漆立像(羅睺羅、舍利弗) 二願

七、十二神将板影像(因達羅、波夷羅) 二願

八、銀碗(渡金三、无地七、附水晶玉四、碗十個、玉四顆)

九、興福寺別当次第紙本墨書 六卷

十、四種相違断寫私記紙本墨書 二冊

十一、色紙葉師經墨書 志卷

十二、紙本葉師經墨書 志卷

搬出先

奈良県添上郡帯解町字山円照寺内

奈良県第一国宝収蔵庫

以上

(参考10-17)

聖第三二二号

年月日 部長

東大寺 各住職宛

興福寺

国宝保管願ノ件

昭和十九年三月廿五日付願出相成候標記ノ件、添上郡帯解町大字山円照寺境内奈良県第一国宝収蔵庫ニ保管可致候条、左様御承知相成度、

(参考10-18)

国宝佛体保管御願

奈良市登大路町

興福寺

一、今般非常戦時下ニ際シ当寺国宝佛体分散疎開ノ儀、文部大臣ヨリ御許可ヲ得候処、当寺ニ於テ完全ナル保護致兼候ニ付、別紙目録ノ弥勒菩薩外拾壹点何卒貴庁ニ於テ御保護相願度、此段特ニ上願仕候也、

昭和十九年三月廿五日

右興福寺住職

〔板橋良玄(印)〕

奈良県知事沢重民殿

記

- 一、弥勒菩薩坐像 志願
- 一、法相六祖坐像 参願(信願、玄昉、善珠)
- 一、十二神符立像 四願(招杜羅、波夷羅、伐折羅、真達羅、維摩居士坐像 志願)
- 一、乾漆八部衆立像 志願(緊那羅)
- 一、同、十大弟子立像 式願(羅睺羅、舍利弗)
- 一、板彫十二神符 式願(因達羅、婆夷羅)
- 一、銀碗(渡金三、无地七、水晶玉四顆) 拾個
- 一、紙本墨書興福寺別当次第 六卷
- 一、同四種相逢斷寫私記 志願
- 一、色紙墨書薬師經 志卷
- 一、紙本墨書薬師經 志卷

以上

〔参考10-9〕

国宝佛像保管御願

奈良市登大路町

興福寺

一、今般非常戦時下ニ際シ当寺国宝佛像分散疎開ノ儀ニ付、帝室奈良博物館ニ出陳之内左記五点至急疎開可致文部省ヨリ指示有之候処、当寺ニ於テ完全ナル保護致兼候ニ付、左記目録ノ十大弟子外四点何卒貴庁ニ於テ御保護相願度此段特ニ上願仕候也、

昭和十九年八月十八日

右興福寺住職

〔板橋良玄(印)〕

奈良県知事沢重民殿

左記

- 一、乾漆十大弟子立像 志願(富樓那像)
 - 一、同 八部衆立像 参願(五部洋、乾達婆、九鬘茶、南円堂前燈台扉 四枚)
- 以上

〔参考10-10〕

国宝搬出許可願

今般左記所有ノ国宝ニ関シ防護措置トシテ分散疎開セシメ度、就テハ該物件搬出ノ件御許可相成度此段及御願候也、

昭和十九年九月二十二日

奈良県奈良市登大路町

興福寺

住職 板橋良玄(印)

總代中村正勝(印)

飯田清夫(印)

文部大臣 二宮治重殿

記

- 一、乾漆十大弟子立像 志願(富樓那像)
- 一、同 八部衆立像 参願(五部洋、乾達婆、九鬘茶、

- 一、南円堂前燈台屋 四枚
 一、四天王立像 式紙
 一、世親木造立像 巻紙

副申書

別紙興福寺住職板橋良玄ヨリ国宝搬出願出之件事実相違無之候矣、此段及副申申候也、

昭和十九年九月二十一日

法相宗管長 橋本祇胤

〔参考10-11〕

国宝搬出許可願

今般左記所有ノ国宝ニ対シ防護措置トシテ分散疎開セシメ度、就テハ該物件搬出ノ件御許可相成度、此段及御願候也、

昭和十九年十月廿日

奈良市登大路町

興福寺

住職 板橋良玄(印)

信徒総代 中村正勝(印)

同 飯田靖夫(印)

文部大臣ニ宮治重殿

記

- 一、法相六祖木造坐像(善操玄實像) 一紙
 一、木造四天王立像(持国天像) 一紙
 一、同 (増長天像) 一紙

以上

〔参考10-12〕

型第八九九号

年月日 部長名

各住職宛

国宝保管願ノ件

昭和 年 月 日付願出相成候標記ノ件、宇陀郡大字陀町栗野大藏寺境内奈良県第二
 国宝収蔵庫ニ保管候条左様御了知相成度、

東大寺

唐招提寺

称名寺

円成寺

手向山神社

薬師寺

新薬師寺

興福寺

法華寺

〔参考10-13〕

国宝保管願

奈良市登大路町

興福寺

今般国宝疎開ニ際シ防護上安全ヲ期スル為当寺有左記国宝保管方奉願候也、

昭和十九年九月七日

右寺住職

板橋良玄(印)

奈良県知事沢重民殿

左記

一、四天王立像 二、觀(持)国天像 一、多開天像 一、觀

一、世親木造立像 一、觀

以上

〔参考10-14〕

国宝保管願

奈良市登大路町

興福寺

今般国宝疎開ニ際シ防護上安全ヲ期スル為当寺有左記国宝保管方奉願候也、

昭和十九年十月廿日

右寺住職

板橋良玄(印)

奈良県知事沢重民殿

記

一、法相六祖木造坐像(善操玄寶) 一、觀

一、木造四天王立像(持国天像) 一、觀

一、同 (増長天像) 一、觀

以上

〔参考10-15〕

昭和二十年八月二十一日起案

奈良県国宝重要美術品防護工事ノ件何

標記ノ件今般戦争終結ニ伴ヒ不取敢当初ノ設計ノ一部ヲ変更シ、左案ニ依リ施行相成

可然哉、

案

一、第二収蔵庫設備工事

未完成工事ノ内監守詰所移転工事ノミハ続行、早急ニ完成シ他ハ中止ノコト、

二、収蔵庫管理

従来通り管理ヲ嚴重ニ施行シ、入口鍵ハ県ニ於テ保管スルコトニ改メ、県係官

ノ立会スルニアラザレバ収蔵庫ノ開閉ヲナサザルコト、

三、法隆寺金堂防護工事

別途法隆寺国宝保存工事ヲ務所長ヨリ申請ノ如ク設計変更ヲナスコト、

四、東大寺二月堂防護工事

別途何ヒノ如ク変更ノ上施行ノコト、

五、防火施設工事

既ニ実施済ノモノハ当分ソノママ存置シ、目下調製中ノ貯水槽ハ出来次第予定

通り配分スルコト、

尚目下自費ニテ施行中ノ法隆寺及興福寺国宝疎開運搬ハ早急ニ残部ノ疎開ヲナスヨウ

勸奨シ、収蔵庫ノ管理ニ就テハ県収蔵庫管理ニ準ジ又ハ県ニ管理ヲ委託スルヨウ勸奨

ノコト、

〔参考10-16〕

国宝保存方針(内政部長案)

一、国宝に対しては二様の処置を考慮する必要があるべし、即ち個々の竈掠又は暴行に

対する場合と政府の命に依る正式引渡要求に対する場合なり、

二、竈掠又は暴行に対しては絶対ニ之を保持するの処置を講ずること、

イ、運搬可能の物は急速安全なる場所に移す、

ロ、移し得ざる物及建築物に対しては警防団、附近住民等の助力を得て守護の方

法を講ずること、

ハ、正式の指示又は証票なくして引渡要求ありたる時は飽くまで拒絶すること、
 三、正式引渡の要求に接したる場合は、単独に応諾する事なく県の指示を受くる事、
 (参考10-17)

国宝々物類防護対策

- 一、社寺所有国宝々物類ハ此際ナルベク早急ニ隠匿又ハ分散疎開スルコト、——信徒、崇敬者等関係個人宅ニ分散スルカ又ハ完全ナル宝庫ニ荷造リノ上納ムルコト、
- 二、奈良県収蔵庫ハ管理ヲ嚴重ニシ入口鍵ハ県ニ於テ保管シ、県係官ノ立会スルニアラザレバ収蔵庫ノ開閉ヲナサザルコト、
- 三、国宝疎開格納中ノ社寺又ハ個人有ノ倉庫ノ鍵モ県ニ於テ保管ノ態ニスルコト、
- 四、宝物類中ノ武器ハ没収ノ恐れアルニヨリ早急ニ分散隠匿シ刀剣ハ全部軍用ニ供出ノ態ニスルコト、コレニ関係ノ文書ハ保管シ置クコト、
- 五、県保管又ハ社寺有国宝々物類ノ目録、台帳ノ類ハ全部焼却ノ態ニシ、県収蔵庫床下ニ隠匿又ハ個人宅ニ保管ノコト、
- 六、法隆寺及興福寺ニ於テ施行中ノ宝物疎開ハ続行スルコト、
- 七、県ニ於テ施行中ノ防護工事ハ左ノ如ク処置スルコト、
 - (イ)第二収蔵庫監守話所移転工事ハ未完成ナルニヨリ早急ニ完成スルヨウ督促シ、監視ヲ嚴ニスルコト、ソノ他ノ未完成工事ハ一時中止ノコト、
 - (ロ)東大寺三月堂佛像疎開ハ本尊、両脇侍、執金剛神、弁天、吉祥天ノ六体ヲ現狀ノママ存置シ、現在荷造中ノ日光、月光兩像ハ早急ニ疎開運搬(大柳生村南明本堂シ、建物解体ハ取止メ、足代ハ撤去、手水舎トノ渡廊下ハ撤去、跡片付ヲナスコト、
 - (ハ)法隆寺金堂ハ現在ノ状態ニテ解体ヲ取止メ、仮屋根ヲ架設シ材料保存小屋ヲ新設シテ古材ヲ整理保管シ、特ニ重要ナル古材ハ分散疎開スルコト、
- (ニ)ソノ他施行済ノ防護工事ハソノママ復旧セズ、防火用具(貯水槽、梯子)ハコノ際完備スルヨウ進ムルコト、

(備考)

文部省ノ見解(田山国宝監査官、大岡技師談)

駐屯軍八個人ノ權益ヲ犯サザルコトニ定メラレ居ル故、県収蔵庫ハ社寺又ハ個人有ノ収蔵庫ニ切り替へ、県ハ関係ナキ態ニナスコト、

以上

打合出席者 昭和二十年八月廿四日午前十時 春日神社々務所

權原神宮、大神神社、石上神宮、龍田神社、広瀬神社、大和神社

談山神社、丹生川上神社、吉野神宮、春日神社各宮司

知事、内政部長、聖地頭揚護長、山畑祭務官

大滝技師、上田篤、末水囑託、龜田囑託

大岡文部技師

昭和二十年八月廿四日午後二時 東大寺々務所

東大寺、薬師寺、長谷寺(室生寺)、興福寺、西大寺(宝山寺)

当麻寺(中之坊)、新薬師寺各住職、東大寺筒井、平岡、狭川各執事

円照寺、中宮寺、法華寺各門跡及執事、法隆寺執事

知事、内政部長、聖地頭揚護長、山畑祭務官、大滝技師、上田篤

大岡文部技師、末水、龜田各囑託

(参考10-18)

第 号 十二月十八日施行 淨享川辺

昭和二十年十一月廿四日起案 主任野中印)

謝金支出並感謝贈呈ノ件伺

国宝収蔵庫保管物件返還ニ伴ヒ、終始国宝疎開ニ協力シ、尚之方運搬・保護・警備ニ

格別ノ尽力セラレタルニ対シ、左記頭書ノ謝金支出シ、且ツ別記感謝状贈呈相成可然
哉、

記

第一収蔵庫関係

一、金二五〇円 帯解町
一、金一〇〇円 円照寺

一、金二〇〇円 同執事2名

一、金二六〇円 監守 3名

高原良藏 一〇〇円

島岡富一 八〇円

小島文治 八〇円

計八百拾円也

二六〇円

第二収蔵庫関係

一、金六〇〇円 大宇陀町

一、金一〇〇円 大藏寺

一、金二〇〇円 監守 2名

大畑誠造 一〇〇円

清水正司 一〇〇円

計九百円也

支出科目 昭和二十年年度歳出臨時部

款戦時特別費 項防護費 目国宝重要美術品防護費

感謝状案

其ノ一

円照寺・大藏寺宛

戦時中日本文化財防護ノ為奈良県ニ於ケル国宝類ノ疎開ヲ実施セシ処、率先之方収蔵庫ヲ提供シ協力之方防護ニ当リ、ヨクソノ目的ヲ達成スルコトヲ得タリ、茲ニ金一封ヲ贈呈シ厚ク感謝ノ意ヲ表ス、

昭和二十年十二月

奈良県知事

其ノ二

大宇陀・帯解町宛

戦時中日本文化財防護ノ為奈良県ニ於ケル国宝類ノ疎開ヲ実施セシ処、之方運搬・保護警備ニ格別ノ尽力ヲ賜リ、ヨクソノ目的ヲ達成スルコトヲ得タリ、茲ニ金一封ヲ贈呈シ厚ク感謝ノ意ヲ表ス、

昭和 年 月 日

奈良県知事

〔参考11〕 奈良国立博物館所蔵「昭和二十年 学芸関係書類」(抄)

〔参考11-1〕

命令出陣国宝返還ニ付報告之件

昭和二十年 月 日 館長名

文部大臣

府県知事

帝室博物館総長

宛各通

知事宛ハ其所轄ノ分ノミヲ記載ス、

出陳国宝返還二付報告之件

当館ニ出陳中ノ国宝中左記ハ各註記日附ヲ以テ所有寺院ヘ夫々返還ヲ了シ候条、此段及報告候也、

記

(申略)

奈良興登大路町 興福寺

一 釈迦如来木造坐像 一 軀

一 金剛密迹二力士木造立像 二 軀

一 木造龍燈鬼天燈鬼 二 軀

一 板影十二神符像 十二枚ノ内 八枚

一 木造広目天立像 一 軀

一 木造地藏菩薩立像 一 軀

以上昭和二十年七月三日返還

同 興福寺

一 銅鐘 一口

右昭和二十年七月十五日返還

同 興福寺

一 銅造華原磬 一 基

一 銅造佛頭 一 箇

以上昭和二十年七月十七日返還

(参考11-2)

国宝佛像返還御願

奈良市登大路町

興福寺

一、無着、世親、二菩薩像、式体

一、四天王像 四体

右ハ古来ヨリ北円堂安置佛デアリマス、今般秋季特別展覧致シ度イト存ジマス、何卒

御返還下サル様御願ヒ申上マス、

昭和二十二年九月十六日

興福寺住職板橋良玄(印)

国立博物館奈良分館

御中

記

四種相違断墓私記 志冊

興福寺別当次第 六卷

薬師経 式卷

銀鏡 拾個

右ハ疎開カラ持帰り其候ニ成ルテ居リマスノデ予リ証下サルカ又ハ御返シ下サレ度、

興福寺(印)

国立博物館奈良分館御中

(参考12) 奈良国立博物館所蔵「疎開書類」(抄)

(参考12-1)

第四一号 昭和十九年三月三十日

命令出陳国宝更ニ老年間出陳方申請ノ件

昭和十九年三月三十一日 館長名

文部省教習局長宛

国宝命令出陳二間スル件

昭和十九年度ニ於ケル当館ノ国宝命令出陳二間スル件、別紙目録之通尚ホ引続キ貴館へ命令出陳方希望ニ有之、且ツ所有社寺モ承諾済ニ候間、四月一日ヨリ更ニ志年間出陳方命令相成度此段及御依頼候也、

追而、此ノ際疎開ノ為メ所有社寺ニ返還スベキ見込ノモノハ欄外ニ〇(朱)印ヲ附シ候モ、ソノ中所有者ノ事情ニ依リ返還セザルコトニ可相成モノモ可有之候条、御含ミ置相成度候、尚不退寺所有木造五大明王像五軀ノ内二軀ハ此際返還方申出有之候条、為念申添候、

自昭和十九年四月一日 命令出陳国宝目録
至同二十年三月三十一日

(中略)

奈良県

絹本淡彩掛幅二天王像	二幅	奈良市	興福寺
絹本著色掛幅慈恩大師像	一幅	同	同寺
木造著色世親無著菩薩立像	二軀	同	同寺
木造釈迦如来坐像	一軀	同	同寺
木造金剛密迹二力士立像	二軀	同	同寺
木造龍燈鬼、天燈鬼	二軀	奈良市	興福寺
板影十二神持像	十二枚ノ内八枚	同	同寺
乾漆十大弟子立像	六軀ノ内三軀	同	同寺
乾漆八部衆立像	八軀ノ内六軀	同	同寺
木造広目天立像	一軀	同	同寺
木造地藏菩薩立像	一軀	同	同寺

銅造華原磐

一基 同 同寺

銅鐘

一口 同 同寺

返 南円堂銅燈台屏

一屏 四枚 同 同寺

銅造佛頭

一箇 同 同寺

銀造佛手

一箇 同 同寺

化佛一、飛天二

化佛三軀十一軀ノ内二軀 同 同寺

乾漆四天王立像

四軀 同 同寺

(後略)

(参考12-2) (昭和二十年)

国宝疎開の為返還方照会の件

一月十六日 館名

宛

謹啓、嚴寒の候愈々御多祥の段奉賀候。陳者儀に国宝疎開の件に關し御打合の結果尚当館に保管方御希望の趣に有之候処、其後情勢益々緊迫の度を加へ当地方へも再三敵機の来襲を見るの狀態に有之、殊に最近は当館附近にも軍事施設設置せられ空襲の危険増大仕り候条、左記国宝三此際一時御返還申上、時局に即応仕度候処御意見如何に候哉、御賛成に候はゞ館員持參申上可致候条、折返し何分の御回答お待申上候、敬具、

(中略)

興福寺

春日曼荼羅圖

一幅

春日社寺曼荼羅

一幅

春日鹿曼荼羅圖

一幅

妙法蓮華經

一卷

観音講式 一巻

信印 一顆

銀片以下九点 一括

〔参考12-13〕

大蔵寺第一次疎開国宝(県下第三次疎開)

(博物館出陳物にして館倉庫より搬出)

(略)

5 四天王乾漆造立像 四軀ノ内 二軀

興福寺

持国天 多聞天

6 木造世観菩薩立像 一軀

#

〔参考12-4〕

命令出陳并寄託出陳国宝返還ニ付報告ノ件

昭和十九年九月十一日 館長名

帝室博物館總長宛

国宝返還ニ付報告之件

左記国宝ハ今般夫々所有社寺ヨリ返還方願出候ニ付返還ノ見込ニ有之候条、此段及報告候也、追テ本返還ハ当館収蔵庫ニ於テ行ハレ、各社寺ハ之カ疎開保管ヲ奈良県ニ願出ゾルモノノ由ニ有之候、県ニ於テハ既に左ノ二個寺ノ倉庫ヲ借入レアルヲ以テ之ニ分散保管ノ見込ナル趣ニ有之候、

同 (抹消)吉野郡上籠門村

宇陀郡大字陀町大字栗野九〇六 大蔵寺

記

奈良県

品目

乾漆十大弟子立像 出陳三軀ノ内一軀

住所 奈良市

所有者 興福寺

(富楼那)

乾漆八部衆立像 出陳六軀ノ内三軀

同

同寺

(五部洋・乾達婆・九鬘茶)

南円堂銅燈台屏 一屏 四枚

同

同寺

四天王乾漆立像 四軀ノ内二軀

同

同寺

(持国天・多聞天)

木造世観菩薩著色立像 一軀

同

同寺

(略)

〔参考12-5〕

疎開返還ノ為メ文書ノ交渉ニヨラズ直接意見ヲ聞ク可キ社寺

〇(朱)印ハ昭和十九年五月六日返還照会文ヲ交附社寺

〇〇(朱)印ハ

二度返還照会文ヲ交附社寺

(中略)

〔彫刻十六点返還 (スツツ)〕

興福寺 彫刻佛頭他十六点 絵画慈悲大師像他四点

同 書跡僧綱補任他三点 工芸銅鐘他二点 二十九点

(後略)

〔参考13〕 奈良国立博物館所蔵「昭和六年起 列品搬入搬出調査」(抄)

(昭和九年度)

- 国美二九 八部衆立像 出陳五軀ノ内沙羯羅王像 一軀 興福寺 四月廿三日返戻
 (中略)
- 国美一四 二天王像 二幅 興福寺 五月廿四日搬入 同(四月廿九日) 同上(東京府美術館へ一時転出陳)
 (昭和十九年)
- 国美二二五 十大弟子立像 三軀 興福寺 八月十九日返還
- 同 二二 広目天立像 一軀 同寺 同上
- 国歴 四 南円堂銅燈台 一扉四枚 同寺 同上
- (中略)
- 同(国美)二二四 世観菩薩立像 一軀 興福寺 同上(九月十四日返還)
- (中略)
- 同(国美)二二七 四天王立像 二軀 興福寺 同上(九月十六日返還)
- (昭和二十年)
- 国美二四四 無著菩薩像 一軀 興福寺 七月三日返還
- 寄美七六九 釈迦如来坐像 一軀 同寺 同上
- 国美一七五 金剛密迹二力士立像 二軀 同寺 同上
- 同 二三 龍燈鬼、点燈鬼 二軀 同寺 同上
- 同 二三四 十二神持像 十二枚ノ内八枚 興福寺 同上
- 同 二二五 十大弟子立像 六軀ノ内三軀 同寺 同上
- 同 二二五 八部衆立像 八軀ノ内六軀 同寺 同上
- 同 二二 広目天立像 一軀 同寺 同上
- 同 二二 地藏菩薩立像 一軀 同寺 同上
- 国工 一 華原密 一基 同寺 七月十七日返還
- 国美二四五 佛頭 一箇 同寺 同上
- 国歴 二〇 銅鏡 一口 同寺 七月十五日返還

〔参考14〕 奈良国立博物館所蔵「明治四十年四月 出陳国宝台帳」(抄)

※奈良帝室博物館所定の様式を用いる

〔年号〕
 一四三二四一号

国宝第二八号 出陳者 奈良市登大路町 興福寺 住職大西良慶

明治四十年四月一日出陳

明治 年月 日期限

昭和四年七月一日継続

昭和五年六月三十日期限

昭和六年七月一日継続

昭和六年六月三十日期限

昭和七年七月一日継続

昭和七年六月三十日期限

自昭和七年七月一日 命令出陳

至同 八年六月三十日

(中略、以下命令出陳継続)

自昭和十七年四月一日

至同 十八年三月三十一日

命令出陳

第三区第二類(七)改三区一類

甲種二等

一、釈迦十大弟子立像 六軀ノ内〔注〕四、三式軀

羅睺羅 富樓那 迦旃延 須菩提

〔内志願返〕

作者 伝問答師作

伝来 (空欄)

物質 乾漆

形状及模様 彩色地盤木造彩色

寸尺 別記又

量目 (空欄)

特徴 (空欄)

損傷 各彩色剥落及補繕ヶ所多シ

附属品 (空欄)

価格 (空欄)

寸尺 羅殿羅 長四尺九寸

式寸

地盤高四寸 幅老尺五寸五分 奥行中央ニテ老尺

富樓那 長四尺九寸五分 同高四寸五分 同老尺六寸五分 同老尺

迦拏延 長四尺八寸九分 同高参寸五分 同老尺六寸六分 同老尺五寸六分

須菩提 長四尺八寸 同高四寸 同老尺参寸五分 同老尺式寸五分

〔須菩提老軀東京帝國博物館へ出陳命令替二付大正十三年八月六日同館宛搬出ス〕

〔注書〕
〔旧番二四号〕

国宝第二九号 出陳者 奈良市登大路町 興福寺 住職大西良慶

明治四十年四月一日出陳

明治 年 月 日期限

昭和四年七月一日継続

昭和五年六月三十日期限

昭和五年七月一日継続

昭和六年六月三十日期限

昭和六年七月一日継続

昭和七年六月三十日期限

〔備考〕
自昭和七年七月一日

至同 八年六月三十日

命令出陳

(中略、以下命令出陳継続)

自昭和十七年四月一日

至同 十八年三月三十一日

命令出陳

昭和二十年七月三日返戻

第三区第二類(八)改三区一類

甲種二等

一天龍八部衆立像 八軀之内五四軀

沙羯羅王 畢婆迦羅 乾闥婆王 摩醯羅王 散脂大将

〔備考〕
〔内老軀返二返還〕

作者 伝問答師作

伝来 (空欄)

物質 乾漆

形状及模様 彩色地盤上ニアリ、但木造彩色

寸尺 別記ス

量目 (空欄)

特徴 (空欄)

損傷 各彩色剥落及補繕ヶ所多シ

摩醯羅右肘ヨリ先欠失、心木ノミ存ス、地盤候補、乾闥婆ノ地盤同上

附属品（空欄）

価格（空欄）

寸尺 沙羯羅 長四尺九寸三分 地盤高四寸 幅老尺六寸五分 奥行中央ニテ老尺八寸

畢婆迦羅 長五尺老寸式分 地盤高四寸 幅老尺八寸五分 奥行老尺四寸

乾闥婆 長四尺九寸老分 地盤高四寸 幅老尺七寸 奥行老尺式寸式分

摩睺羅王 長五尺七分 地盤高四寸 幅老尺式分 奥行老尺五寸

散脂 長五尺 地盤高参寸五分 幅老尺七寸式分 奥行老尺四寸五分

〔沙羯羅王老聖東京帝室博物館へ命令出陳ニ付昭和九年四月二十二日同館宛輸出ス〕

〔参考15〕 興福寺所蔵『興福寺日誌』

〔抄〕

○掲載部分ハ二三冊ニ亘リ、一冊ハ昭和十八年、一冊ハ昭和十九年、昭和二十年八月三日、一冊ハ昭和二十年八月十日、昭和二十三年九月二十三日ヲ取ム、

〔参考15-1〕 昭和十八年五月三十一日条

一、帝室博物館ヨリ予テ出陳中ノ国宝保管ハ充分ニ意ヲ用ヒ居リシモ、聖職下空襲ノ懼モアリ、此際手元へ引取希望ノ品アレバ申出可有之旨通知アリ、

〔参考15-2〕 昭和十八年九月七日条

一、防空設備トシテ各堂へ水槽備付ノ外、南円堂前南手へ水槽池設備方軌へ願書提出ス

〔参考15-3〕 昭和十八年九月十四日条

一、聖地頭揚課ヨリ儀キニ提出シタル南円堂前右側芝生ニ防空用貯水池設置ニ対シ、書面ノ上ニハ一坪トアルモ余リ形式ノ嫌モアリ、今少シ拡大スル用意可有之中間ラ、直ニ三坪ト訂正、且ツ防空ノ必要ナキト確定ノ時ハ埋立、旧態ニ復スル様書キ加ハサセラル、不可解ノ事共也、当寺ノ意向ハ防空ニ開ラズ得來ニモ防火用ノ必要ヲ口スルモ、時ノ政權者ノ意志不得止事ナリ、

〔参考15-4〕 昭和十八年十月十八日条

一、警防団ヨリ再度ノ申入ニヨリ城内ニ五ヶ所ノ爆風除ヲ設置ス、北円堂付近・金堂裏手・同堂前ニヶ所、東金堂横ノ箇所ナリ、

〔参考15-5〕 昭和十八年十月二十九日条

一、水槽八箇所新設、金堂・南円堂・北円堂・大御堂・三重塔・本坊夫々配置ス、

〔参考15-6〕 昭和十八年十月三十日条

一、南円堂前・南大門跡西手ニ三坪ノ水溜池ヲ設ク、尾田組員⁽²⁾ニテ着手ス、

〔参考15-7〕 昭和十八年十一月六日条

一、防火用砂各堂へ配置ス、

〔参考15-8〕 昭和十八年十二月八日条

一、南円堂ニ設置ノ貯水池竣功ス、

〔参考15-9〕 昭和十八年十二月十四日条

一、竣功ノ南円堂前貯水池ニ入水ノ件、予テ市役所へ願出之処、市消防係ト合議ノ上、午后一寺ヨリ入水実施ス、

〔参考15-10〕 昭和十九年一月二十日条

一、社寺技術室ヨリ国宝疎開ノ件ニツキ電話アリ、

〔参考15-11〕 昭和十九年一月二十四日条

一、早朝大滝技師入來、国宝疎開ノ件ニツキ來ル二十七日午前十時ヨリ東大寺ニ於テ文部省員列席ノ上意見ノ交換ヲ行ヒ度ニツキ出席セラレタシ云々、大体三月迄ニ疎開ヲ完了シ本年度経費ヲ決算スル由、本寺ニ開スル疎開国宝ハ別紙ニアリ、

〔参考15-12〕 昭和十九年一月二十七日条

一、午前十時ヨリ東大寺ニ於テ国宝疎開ノ件ニツキ文部省文化部長其他国宝調査委員列席ノ下ニ協議会アリ、出席者ハ聖地頭揚課長、寺院トシテハ東大・興福・薬師・招提・法隆寺ナリ、大体ノ要領ハ別紙ニアリ、

〔参考15-13〕 昭和十九年一月二十八日条

一、

一、文部省調査委員三名入来、土蔵内ヲ檢分セラレ、土蔵内ニ保管スレハ先以テ危嶮ナキカ、之レニ擬装ヲ施シ防火ノ用意ヲ肝心ト云々、

本尊トシテ移動シ難キ佛体ハ箱ト担荷ヲ作り何時ニテモ搬出セラル、様用意スヘキコト、疎開佛体ニ付テハ文部省ニ帰リ今一応詳細ニ検討シ報告スル云々、

〔参考15—14〕 昭和十九年三月二日条

一、黒田氏入来、国宝疎開ノ件ニツキ種々要談セラル、第一回疎開ノ分ニ対シ至急文部省へ搬出願差出サレ度旨申上ラル、

〔参考15—15〕 昭和十九年三月十二日条

一、黒田氏入来、疎開佛像ノ外箱寸法ヲ検討セラレ、来ル二十五日荷造リニ參ル由、

〔参考15—16〕 昭和十九年三月二十二日条

一、国宝疎開荷造リニ着手、二十七日円照寺集ノ倉庫ニ運搬スルコトニナル由ナリ、

〔参考15—17〕 昭和十九年四月八日条

一、開疎国宝佛体ニ対スル詳細ナル書類県ヨリ回送シ来ル、

〔参考15—18〕 昭和十九年五月二十二日条

一、黒田田技手来寺ニテ国宝佛像第二次疎開ノ件並ニ防火設備トシテ北円堂附近ニニヶ所ト三重塔附近ニ一ヶ所ノ貯水池是非必要ヲ認メ文部省ヨリノ指示ニ依リ近々着工ノ運ニ付、金費用ノ八割ハ政府ノ補助、二割ハ寺ノ負担トシテ出資方申上ラル、

多分三百円前後ノ負担ノ由、経済不如意ノ折柄ナルモ戦事二開スル件ナレハ万難ヲ排シ出資方承諾ス、

〔参考15—19〕 昭和十九年八月十六日条

一、大滝技師并ニ博物館員亀田氏入来、第二回国宝疎開ヲ十九日取行フトノ由、博物館出陣ノ八部衆、十弟弟子ニシテ御寺へ返還セズ博物館ヨリ直ニ疎開スル事ニ致度ニ付保管願ヲ県へ提出セラレ度云々、

〔参考15—20〕 昭和十九年八月十九日条

一、国宝疎開立合ノ為博物館へ參リシニ既ニ運搬済ノ由ニテ空シク帰ル、多分十八日

ニ荷造ヲナシ本日涼シキ内ニ運搬セシモノナラン、前回同シ場所ニテ山内円照寺ノ宝庫ナリ、

〔参考15—21〕 昭和十九年九月五日条

一、四月一日付文部大臣ヨリ来年三月三十一日迄在来ノ分出陣命令アリ、依之補給金ハ従来ト変リナシ、疎開ノ分モ出陣命令ニナルヲ以テ補給金下附セラル事ナル、

一、北円堂四天王ノ内ニ体又疎開セラル、由、

〔参考15—22〕 昭和十九年十月二十一日条

一、国宝佛体大藏寺へ疎開、

一、東金堂四天王ニ体 南円堂六祖残りニ体ノ内ニ体

〔参考15—23〕 昭和二十年二月十七日条

一、市役所ニ於テ午后一時ヨリ防空二開スル重要会議アリ、出席、

〔参考15—24〕 昭和二十年三月二十三日条

一、本日兼テ県ノ指示ニ基キ北円堂付近ニヶ所・三重塔一ヶ所ノ溜池工事ニ着手、刑務所ノ奉仕ナリ、

〔参考15—25〕 昭和二十年五月四日条

一、大滝技師入来、国宝疎開ノ経費ニツキ二十年度ヨリ文部省ヨリ半額ヨリ支出無之ニツキ半額ハ県ト寺院ヨリ支出スルヨリ外致方ナキニツキ承知致度由申出テラル

総経費一ヶ年七千五百円

円照寺倉庫 大藏寺倉庫 一ヶ寺ニツキ借用料金五十円(一ヶ月)、監視手当一人ニツキ一ヶ月百円(四人)、寺ヨリ四百円程支出セラレ度由申サレシガ、夫レハ仲々困難ニツキ半額位ニ願度旨依頼シ確答ハ留保ス、

〔此外時々ノ出張費ガ大分イル由也〕

〔補充前掲〕

〔参考15—26〕 昭和二十年五月十六日条

一、博物館員亀田氏入来、博物館ニ残ル国宝ヲ疎開致シ度、夫レニツキ何レハ疎開スルニモ運搬費用困難ニテ悩ミ居レリ、博物館トシテハ興福寺迄運搬スル費用ヨリナシ、

依テ疎開スルトセバ寺ニテ其費用ヲ支出セラレ度旨申出テラル、文部省ヨリモ異ヨリモ其費用ノ金ヲ出サズ、甚ダ困入ル次第ナリ、

〔参考15—27〕 昭和二十年六月四日条

一、大滝技師並ニ博物館亀田氏入来、博物館ニアル十大弟子・八部衆等十五体返還スルニ付、疎開ヲ強要セラル、疎開地ハ吉野ニテ適當ナル倉庫有之由、

〔参考15—28〕 昭和二十年六月十八日条

一、佛像疎開ニツキ大滝技師同道吉野ニ参ル、民家ノ倉庫ヲ借り受ケ収蔵スルコトニ決ス、博物館ニアル十五佛体也、

民家倉庫借用ニ付テハ日吉野藏王堂樓門修理技手河合君ノ周旋スル処ナリ、

〔参考15—29〕 昭和二十年七月三日条

一、午前八時ヨリ佛像運搬ニカ、ル、

博物館ニアル十五体疎開、十一時奈良発、午後二時吉野山着、

刑務所ノ助力ヲ得テ運搬無事終了、吉野山ニ於テハ警防団員ガ尺力シクレラル、

大滝技師、文部省員一名、博物館員兩名、

〔参考15—30〕 昭和二十年七月九日条

一、大滝技師入来、去ル三日吉野へ佛像疎開ニ関スル経費精算書持参、金五百円相渡シ実内残リ金式円八十銭、別紙精算書ノ通り、

一、亀田君入来、博物館ニ残リアル佛像来ル十一日寺へ返還ノ由申出ラル、

東金堂佛頭 華嚴磬 梵鐘

大ノ尺迦如来

第二回吉野へ運搬ハ十五日頃、

〔参考15—31〕 昭和二十年七月十二日条

一、博物館ヨリ十五日佛像運搬ノ電話アリ、

〔参考15—32〕 昭和二十年七月十五日条

一、梵鐘・釈迦如来・佛頭返還セラル、釈迦如来・梵鐘ハ東金堂へ納入、佛頭ハ宝蔵

へ納入、

〔参考15—33〕 昭和二十年八月二十四日条

一、午後二時ヨリ東大寺ニ於テ七大寺并ニ由統寺院会合、奈良県知事ノ大東亜戦争終結ニ関スル勸諭佈説、并ニ一場ノ訓示アリ、終テ内政部長ヲ座長トスル協議会アリ、

一、進駐軍ガ見物券視察ニ奈良へ出向スルニ付、堂内外ヲ清浄ニスルコト、

一、政府ヲ通シテ国宝重要美術ノ供出ヲ要請スルコトアリ、之レニ応スルコト、(賠償)シテ米國へ持帰ルモノナリ)

一、見物当時ニ於テ要求セラル、什宝モアラン、適宜処置セラル、コト、

〔参考15—34〕 昭和二十年九月二十八日条

一、博物館亀田氏入来、吉野舟知氏へ参リ国宝佛体ノ預リ証ヲ貰受ケ持参ス、寺ヨリ保管願ト交換セシモノニシテ現在ノ処佛体ノミニシテ絵画類ハ当分ニ博物館ニ保管スル事トナレリ、

〔参考15—35〕 昭和二十年十一月十四日条

一、疎開佛像返却ノ願書ヲ提出、

〔参考15—36〕 昭和二十年十二月十日条

一、博物館亀田氏入来、吉野ヨリ佛像返還ニツキ経費ノ一部負担ヲ申込マル、

〔参考15—37〕 昭和二十一年一月十八日条

一、大滝技師入来、昨日円照寺ヨリ六祖返還ノ由申サル、南円堂安置弥勒菩薩ノ台座モ其々返還ノ由ナリ、

〔参考15—38〕 昭和二十一年一月十九日条

一、午後三時頃円照寺収蔵庫ヨリ六祖三体・維摩居士佛還シテ、

〔参考15—39〕 昭和二十一年二月六日条

一、蓮長寺入来、今回各寺院ノ宝物兩三点米國へ寄贈ノ件ニツキ私ノ話サル、瀧日京都ニ於テハ有志寺院会合此相談アリ、河田氏ハ法隆寺、業師寺へモ此ニ賛成ヲ得タリ云々、具体ノ事ハ来ル十二月佛盆会相談ノ時話シスル云々、内諾ヲ求めニ来タ

ルモノ也、

〔参考15-40〕 昭和二十一年三月十九日条

一、大滝技師入来、吉野疎開返還ニツキ種々談合アリ、運搬費要^用博物館ヨリ支出スヘキ処、都合ツカズ寺ヨリ支出セラレ度旨要求アリ、

〔参考15-41〕 昭和二十一年四月六日条

一、午前八時博物館出発、吉野へ佛像返還候間出張、トラックニ同乗、雨天ノ間道路甚タ悪シク困難、午後五時帰寺、

八日九日又出張、全部帰還ノ予定ナリ、

〔参考15-42〕 昭和二十一年五月十四日条

一、吉野へ疎開佛像返還ニツキ其経ヒトシテ金貳千九十円、宿泊料四百円程寺ヨリ支出方大滝技師ヲシテ申込マル、承諾シ之レヲ支出スルコトニ致ス、後日県ヨリモ幾分ノ支出ヲ見ルコトニツキ夫レ迄立替ヨトノ事ナリ、

〔参考15-43〕 昭和二十一年五月二十七日条

一、ウーナ博士来寺、講堂ヲ視察セラレ、

五月二十六日(京都奈良ヲ戦災カラ救ハレン恩人)

七三〇 大阪発 自動車ニテ

八四〇 法隆寺着

一〇三〇 中宮寺

一一〇〇 法華寺

一二〇〇 昼食(奈良ホテル予定)

一三〇〇 薬師寺

一四三〇 唐招提寺

一七〇〇 晚餐 奈良観光協会

五月二十七日

一八三〇 新薬師寺

一〇三〇 興福寺

一一〇〇 昼餐

一六〇〇 京都へ

右県ヨリ通知ノ処、二十六日大阪ヨリ法隆寺へ向フ途中路ヲ間違、法隆寺着ガ三時

間違レ予定ヲ変更、

二十七日

博物館 興福寺 新薬師寺 法華寺 東大寺ヲ視察、京都へ向ハル、

二十六日(新納氏宅へ一泊、

二十六日

多川乗俊師主催ニテ茶会アリ、

第一席 静観茶寮

第二席 □ 哲庵

多数ノ来会者アリ、盛会ナリシ、

〔参考15-44〕 昭和二十一年九月十八日条

一、午前十時ヨリ京都知恩院ニ於テ佛像贈呈ニ間スル感謝總會アリ、出席ス、今次ノ戦争ニ於テ奈良京都ガ戦災ヲ免レシヲ以テ、是レニ対スル感謝トシテノ寺宝ヲ聖米利加へ贈呈スル件ニツキ、中山理々氏ガ昨年来各寺ヲ巡回奔走中之処、此度京都奈良ノ名利寺院住職ノ署名ヲ得タルヲ以テ、之レガ披露并ニ経過報告記念撮影アリ、

〔参考15-45〕 昭和二十一年十月九日条

一、午前九時、博物館ヨリ東金堂十二神四体六祖一休返還シ来ル、

〔参考16〕 興福寺所蔵「諸願履縁込 昭和十九年一月以降同二十四年十二月迄」抄

○引用部分ノ他ニモ、疎開願書草案 昭和十九年三月二十五日・国宝搬出許可願 昭和十九年九月等アリ、但シ内容ハ〔参考10-8・10〕ト大體ナキヲ以テ省略ス、

〔参考16-1〕

副仲下附御願

興福寺

今般別紙之通り国宝北傳天式軀東博へ寄託出陳致度許可方願出度候条、何卒副仲御下附被成下度、右上願仕候也、

昭和十九年九月廿五日

興福寺貫首

板橋良玄

本宗管長殿

（参考16-12）

昭和二十年十一月十日

奈良県庁聖地顕揚課

大滝 技師（朱印）

拜啓、秋冷ノ候益々御清祥之段奉賀候、

陳者、戦時中当県ニ於テ保管致候国宝ハ今般全部所有者ニ返還致スコト、相成候ニ就テハ別紙国宝返還願及返還届（二通）御提出被下度候、

返還ノ時期ハ追而御通知申上候モ、返還ノ場所ハ貴寺直接ニ搬入可致哉、又ハ博物館へ御寄託可致哉御内報願度、返還費用ハ当県ニ於テ負担可致候、

尚疎聞中警備ソノ他ニ就キ格別ノ御援助願ヒタル地元関係者ニ対シ謝意ヲ表シ度ク、出来得レバ貴寺御住職ノ色紙数枚御染筆願フレバ幸甚ト存候、

右取敢ヌ御願申上候、

興福寺殿

一、弥勒菩薩木造座像 一 軀 北

一、木造十二神持立像 四 軀 東

一、乾漆八部衆立像 四 軀 博

一、板調十二神持像 二 軀 博

一、興福寺別当次第

一箱 寺

一、四種相違断葛私記

一箱 寺

一、乾漆四天王立像

四 軀 博

一、法相六祖木（抹消）像

造座像 四 軀 南

一、維摩居士木造座像

一 軀 東

一、乾漆十大弟子像

三 軀 博

一、銀鍍

一箱 寺

一、薬師経

一箱 寺

一、南円堂銅燈台屏

四 枚 博

一、木造世観菩薩立像

一 軀 博

以上

昭和廿年十一月十四日付文部大臣宛国宝返還願

提出ス、
県知事宛国宝返還願

国宝返還願

興福寺

豫而貴庁国宝収蔵庫へ御保管中ノ左記国宝今般御返還相成度、此段奉願候也、

昭和二十年十一月十七日

奈良市登大路町

奈良県知事

小田成就殿

興福寺住職

板橋良玄（方朱印）

信徒惣代
中村正勝（円朱印）
飯田靖夫（円朱印）

記

- 一、弥勒菩薩木造座像 一軀
- 一、法相六祖木造座像 四軀
- 一、木造十二神將立像 四軀
- 一、維摩居士木造座像 一軀
- 一、乾漆八部衆立像 四軀
- 一、乾漆十大弟子像 三軀
- 一、板彫十二神將像 二軀
- 一、銀鍔 一箱
- 一、興福寺別当次第 一箱
- 一、薬師経 一箱
- 一、四種相違断幕私記 一箱
- 一、南円堂銅燈台扉 四枚
- 一、乾漆四天王立像 四軀
- 一、木造世親菩薩立像 一軀

以上

〔参考16-13〕

昭和二十一年一月十七日

興福寺住職板橋良玄

文部省社会教育局

文化課長殿

昭和二十年十二月七日付御照会ノ件回答

本寺所有ノ国宝并ニ重要美術ニ於テハ幸ニ戦災ヲ免レ被害ハ聊カモ無之候、又進駐軍ニ対スル危険ノ憂モ無之候、

保護ニ就テハ本尊、脇士、四天王等ハ各堂ニ安置シ火難盜難等ノ災厄無之拜口分警衛政シ居リ候、其他国宝ハ東京帝室博物館奈良帝室博物館へ出陣^{出陣}保護ヲ委託シ居リ候次

第御設承相成度、及回答候也、

〔参考16-14〕

東博本第五号

昭和二十一年一月三十日

帝室博物館総長土岐政夫(方朱印)

興福寺御中

拝啓、時下益々御清祥之段奉賀候、陳者昭和十九年度命令出陣^{出陣}シテ御預リ中ノ左記御宝物ハ文部省当局ト打合ノ上昭和二十年四月一日以降、当館社寺受託規定ニ依リ寄託品トシテ御出品相願フコト、致ニ付此段御了承願上候、

追テ文部省当局ト打合セ命令出陣^{出陣}ニ再変更ノ上ハ改メテ御了承可願上候、

敬具

記

- 一、板彫十二神將像 二枚
- 一、乾漆十大弟子立像 一軀
- 一、帝釈天立像 一軀
- 一、八部衆立像(砂唐羅) 一軀
- 一、紙本墨書大慈恩寺三藏法師伝 十卷
- 一、紙本墨書左府抄 三卷

第二章 目録編

目録編凡例

一、本目録には、舟知節子氏所蔵資料のうち、『舟知家文書』として把握したものを収録した。それは江戸時代の古文書・古記録と、明治以後の文書で学術的価値が高いと判断したものである。

一、江戸時代から明治初年にかけての資料は近世文書として、第一函～第五函に収録した。それ以降のものは近代文書として第六函～第八函に収録した。ただし函の一括関係等により厳然と分けていない場合があり、特に第三函第158～245号・第五函一〇括25号～40号には近代文書が入っている。第一函～第五函の近世文書は原則として古文書調査カードに鉛筆書きで調書を取り、それを校正して目録とした(ただし右記に挙げた近代文書は、第六函以降の近代文書としての書式に従った)。第六函以降の近代文書は、ノート型パソコンのエクセルに必要な事項を入力し、そのデータを許に目録を作成した。それゆえ、両者の間にはやや体裁に相違があり、第一函～第五函の近世文書の方が、より詳細な形式となっている。また近代文書の第七函・第八函所収分は内容が多いため、一点一〇の調査をしていない場合がある。

一、目録記載内容は、次の順序によることを原則とした。ただし、☆を付けた項目は記録・典籍には記載したが、文書の場合は記載していない。また☆・△を付けた項目は第六函～第八函の近代文書には掲載していない。なお、該当事項に当たる事実が認められない場合・書く必要がない場合は無記載とした。

- ①番号 ②史料名 ③日付 ④員数 ⑤巻頭図版・史料編の番号(以上ゴチック体)
(改行)

- ⑥内容、⑦△題・端裏書・端書 ⑧△書出・文首・首 ⑨△書止・文末・尾
⑩△差出 ⑪△充所 ⑫△上書・奥書・封式・その他 ⑬その他備考として注
記すべき事項(文頭に○を付けた)。(改行)

⑭書写の時代 ⑮立案者 ⑯形状 ⑰空白(欠損の場合にのみ記す) ⑱△料紙、⑳△紙背
文書、㉑△印記・紙縫目花押など、㉒△界隈、㉓△一頁行数・一行字数(不揃いな場合は
記載を省略)、㉔本文に関する事項、㉕△調点、㉖△表紙、軸・紐、㉗△法單、㉘紙数、
㉙特記すべき書誌事項(包紙の有無・界隈幅など)。

一、(一)番号は、各函内における史料番号を示す。通常の号数は1、その子番号は(1)、
孫番号は(1)と表記した。本体に付属する史料は付とし、それが複数存在する場合は
付1などと表記した。また案文を書き継ぐなど、同一史料の中に異なる内容が
並ぶ場合は、記載順に①と②と番号を付けた。

一、第一函～第五函の近世文書は、版本には②史料名の下に「版」と注記した。第六
函～第七函の近代文書は煩雑を避けて注記を省略した。

一、③日付は、文書末尾の日付記載を優先して記した。また本来日付を書く位置には
記載が無く、端裏書・本文等によって知り得るものは「天明七年」として示した。
また、編者が推定を加えた場合は「天明七年」とした。

一、④員数の表示は、おおむね次の方針に従った。

一紙もの・数紙を横に縫いたもの(巻紙・折紙・切紙・続紙)……通
巻子本………巻
繪図(貼紙・巻紙・切紙など)………冊
袋綴装・横本・横帳………冊
断簡………葉

包紙・袋などは員数に数えないが、包紙・袋のみが現存する場合には、それぞ
れ枚・袋とした。

一、⑤巻頭図版・第二章史料編に掲載している場合は、員数の下に「図1」・「史1」な
どと表記して、巻頭図版・史料編の番号を示した。

一、⑦⑧で史料原文を引用する場合、原文は「」内に示した。原文の改行箇所は追
い込み、〳で示した。但し⑬上書・奥書などで原文の字配りを示したい場合には、

その項目を改行した上で、原文どおりに改行した。

一、漢字の字体・原文引用の符合等については原則として史料編の凡例に従った。ただし釈文には読点(・)は加えていない。また原文引用では一部、異体字等を通用の字体に改めた場合がある。

一、⑧本文の文頭引用に際し、文書の書出文言を有する場合は(書出)、有さない記録・典籍などの場合は(文言)とし、初行を欠損している場合には現存首節を(首)として引用した。⑨また末尾については、文書の書止文言を有する場合は(書止)、有さない場合は(文末)とし、最終行を欠損している場合には現存の末尾を(尾)とした。

一、⑩差出・⑪充所は第一函より第五函の近世文書については、日下・奥上など、本紙の差出・充所位置にある文字を翻刻して「」に入れて示した。第六函より第八函の近代文書の場合、意味上で差出・充所にあたる場合も含めて、簡略に「○○―○○」という形で示した。

一、第一函より第五函の近世資料では⑫差出は、連署者が多い場合には若干名を示し、連署者の合計人数を(以下計〇名連署)として示した。また、差出者の下に(日下(奥上)(奥下)など)と署名位置を示した。日下より始めて奥に数名連署している場合にはすべて(日下)とした。日下に署名がなく、日付次行より署名を始めている場合は(奥下)とした。複数人の連署を引用する場合には右より順次記載し「」をもって改行を示した。

一、前項同様に⑬充所も、(奥下)などとその位置を注記した場合がある。但し、奥上の場合は注記を省略した。

一、⑭書写の時代は、奥書の年紀によって書写年が明確に判明する典籍については、「江戸時代中期宝暦三年写」のように、時代名と年号とを併記した。書写年代の明確でない史料は、字体・紙質・内容などにより推定した。時代区分は次の通りである。

- | | | |
|------------|----------|--------------|
| 江戸前期…………… | 元和〜延宝 | (一六一五)〜(一六八) |
| 江戸中期…………… | 天和〜安永 | (一六八)〜(一七八) |
| 江戸後期…………… | 天明〜慶応 | (一七八)〜(一八六八) |
| 近代明治期…………… | 明治 | (一八六八)〜(一九一) |
| 近代戦前期…………… | 大正〜昭和二十年 | (一九一)〜(一九四五) |

一、⑮充欠は、断簡の場合は通常は首尾欠なので、断簡の「首尾欠」記載は原則として省略した。但し断簡でも、例えば尾が原形を保っている場合は、「尾ノミ残存など」と表記した。

一、⑯調点は仮名・返点・句切点について掲げた。その表示は「墨点(仮名・返点、江戸中期)」の例の如くである。

一、⑰⑱に關して、二巻以上に互る史料で、もとより一具のものとして書写され体裁等同じくするものについては体裁等第1号(同ジ)として、共通する事項についての記載を省略した。但し部分的に異なる場合には「但シ……」としてその事項についてのみ記した。

一、⑲法量は、縦、横の順に記した。二紙以上に互る場合で各紙の縦の法量が多少異なる場合もあるが、このような場合は原則としては最大法量のみを記し、他は省略した。折紙の縦は開いた状態で、また、綾紙は原則として貼り継いだ状態での全長を示した。二紙以上に互るもので、本来膠紙のまま貼り継がれなかったものなどについては、「一紙毎の寸法を記した」。

目録編（211頁～329頁）は、pdfによるweb上公開版では非公開としています。

執筆者等

第一章 論考編 執筆者

一節 吉川 聡 奈良文化財研究所 文化遺産部 歴史研究室長

二節 徳水 賢子 岡山大学 大学院社会文化科学研究科 准教授

三節 栗原 正東 奈良文化財研究所 文化遺産部 歴史研究室 有期雇用職員

四節 吉川 聡

五節 栗原 正東 天理大学 文学部歴史文化学科 准教授

六節 黒岩 康博 奈良県文化・教育・くらし創造部 文化財保存課 美術工芸担当 主査

七節 山田 淳平 奈良文化財研究所 文化遺産部 歴史研究室 特任研究員

八節 島田 敏男 奈良文化財研究所 文化遺産部 建造物研究室 特任研究員

※以下、奈良文化財研究所 文化遺産部 歴史研究室は歴史研究室と略称する。

第二章史料編の翻刻には下記の方があたり、全体を吉川聡・水谷友紀(京都府立大学共同研究員)が校正した。また校正には竹中友里代(京都府立大学文学部特任講師)・小原嘉記(京都女子大学文学部准教授)の助力を得た。

一節 橋悠太(歴史研究室アシエイトフェロー)・坂本陽太(歴史研究室学生アシスタント)・岩水 祐和(歴史研究室有期雇用職員)・水谷友紀・ドゥーリ ナ アンナ(歴史研究室学生アシスタント)

二節 栗原 正東・竹貫友佳子(京都府立大学共同研究員)

三節 栗原 正東

四節 徳水 賢子

五節 吉川 聡 栗原 正東・坂本陽太

六節 栗原 正東

七節 黒岩 康博

八節 栗原 正東

九節 山田 淳平

第三章目録編の作成にあたっては、調査作成は下記の方がおこない、その後吉川聡が全体を校正した。

吉川 聡・綾村 宏(奈良文化財研究所 文化遺産部 客員研究員)・黒岩 康博・徳水 賢子・山田 淳平・橋 悠太・水谷 友紀・小原 嘉記・長村 祥知(富山大学術研究部人文科学系 講師)・宇佐美 倫太郎(元歴史研究室派遣職員、現福井県生涯学習・文化財課主任)・松浦 智博(元歴史研究室派遣職員、現京都府立京都学・歴史館 京都学推進課 京都学推進研究員)・張 思捷(元歴史研究室有期雇用職員、現三江学院外国語学院日本語講師)・三輪 真嗣(元歴史研究室派遣職員、現金沢文庫学芸員)・中町 美香子(元歴史研究室有期雇用職員、現花園大学文学部准教授)・勅使河原 拓也(元歴史研究室派遣職員)・岩水 祐和・坂谷 寿美(元歴史研究室派遣職員、現徳川美術館 学芸部 学芸員)・鈴木 著(元歴史研究室派遣職員、現宮内庁書陵部 編修課 研究官)・青木 貴史(元歴史研究室派遣職員、現文化庁文化財第一課 文化財調査官)・栗原 正東・新林 力哉(歴史研究室有期雇用職員)

調査には、下記の方・機関の協力を得た。

山本 潤氏・興福寺・奈良県・奈良国立博物館

本書は吉川 聡が編集した。その過程では下記の方々への助力を得た。
幸崎 千夏(元歴史研究室有期雇用職員)・今村 凌(元歴史研究室派遣職員、現京都府立京都学・歴史館 京都学推進課 主査)・阪東 寛之(元歴史研究室派遣職員、現堺市博物館 学芸員)・殷 捷(元歴史研究室派遣職員)・村上 五謙(歴史研究室有期雇用職員)・長家 光由(歴史研究室学生アシスタント)

令和六年（二〇二四）三月一六日印刷
令和六年（二〇二四）三月二二日発行

吉野山舟知家資料調査報告書

編集・発行 独立行政法人国立文化財機構

奈良文化財研究所

奈良市二条町二丁目九―一

印刷 株式会社 明新社

※表紙による電子上公開版では、印刷版の画数を訂正した。